秋田県健康づくりに関する調査
「平成３０年度事業所等における
受動喫煙防止に関する調査」

調査結果報告書

平成３１年2月

秋　田　県

目　　次

＜調査の概要＞

１　調査の目的……3
２　調査の対象……3
３　調査の方法……4
４　調査票……4
５　調査の実施時期……4
６　報告書の表記及び注意点について……4
○　調査票……5

＜調査結果の分析＞

全体の調査結果……11
医療機関の調査結果……38
社会福祉施設の調査結果……52
金融機関の調査結果……66
デパート、スーパーの調査結果……80
飲食店の調査結果……94
交通機関の調査結果……108
ホテル、旅館の調査結果……122
その他の調査結果……136

＜調査のまとめ＞

１　各施設機関の特徴……151
２　調査概要のまとめ……153

＜自由記載及びその他記載事項まとめ＞

１　その他記載事項……155
２　自由記載……165

＜調査の概要＞

1　調査の目的

本調査は、秋田県内の事業所等における受動喫煙防止に関する取り組み状況等を把握することを目的とする。

2　調査の対象

①全体

配布数	回収数	回収率
1,000 件	601 件	60.1 %

②医療機関

配布数	回収数	回収率
130 件	101 件	77.7 %

③社会福祉施設

配布数	回収数	回収率
140 件	99 件	70.7 %

④金融機関

配布数	回収数	回収率
30 件	21 件	70.0 %

⑤デパート、スーパー

配布数	回収数	回収率
60 件	30 件	50.0 %

⑥飲食店

配布数	回収数	回収率
250 件	90 件	36.0 %

⑦交通機関

配布数	回収数	回収率
20 件	15 件	75.0 %

⑧ホテル、旅館

配布数	回収数	回収率
120 件	69 件	57.5 %

⑨その他

配布数	回収数	回収率
250 件	176 件	70.4 %

3　調査の方法

郵送による配付回収

4　調査票

５ページ参照

5　調査の実施時期

平成 30年 9 月 4日～9 月 29日

6　報告書の表記及び注意点について

1．　回答は、各質問の回答該当者数を基数とした百分率（%）で示している。小数点第２位を四捨五入しているため、比率の合計が 100.0%にならない場合がある。その場合は無回答項目、その他項目又は最大回答項目等の回答比率を調整して比率の合計を 100.0%にしている。
2．　複数回答を許している回答項目については、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているので、回答比率の合計は 100.0%を超える。
3．　説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表している。
4．　グラフでは、その設問に対して回答することのできる対象者数を「計」と表記し、その数を表している。
5．　前回調査と比較する際は、設問が異なる場合があること及び調査対象に官公庁施設が入っていないことに留意すること。

○　調査票

平成 30 年度事業所等における受動喫煙防止に関する調査

問１　貴事業所等の職種をお答えください。（○は１つ）

１．医療機関　　２．社会福祉施設　　３．金融機関

４．デパート、スーパー　　５．飲食店　　６．交通機関

７．ホテル、旅館

８．その他（　　）

問２　貴事業所等の従業員は何人ですか。（○は１つ）

１．10 人以下（　　）人　２．11～50 人　３．51～100 人

４．101～300 人　５．301 人以上（　　）人

問３　貴事業所等の１日あたりの平均利用者は何人くらいですか。（○は１つ）

※従業員を除く。病院、介護・福祉施設等の場合、入院（所）者数を含む。

１．10 人以下　２．11～50 人　３．51～100 人

４．101～500 人　５．501 人以上

問４　貴事業所等の所在地をお答えください。（○は１つ）

１．大館市、鹿角市、小坂町　　２．北秋田市、上小阿仁村

３．能代市、三種町、八峰町、藤里町

４．男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村

５．秋田市　　６．由利本荘市、にかほ市　　７．大仙市、仙北市、美郷町

８．横手市　　９．湯沢市、羽後町、東成瀬村

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援（例：禁煙外来受診の自己負担額の助成、禁煙教室等）を実施していますか。（○は１つ）

１．実施している　（内容：　　）

２．実施していない

３．実施を予定している（内容：　　）

問６　受動喫煙が健康に影響があることを知っていますか。（○は一つ）

１．知っていた　　２．知らなかった（今回の調査で初めて知った）

「受動喫煙」とは、人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいいます。たばこの煙は、喫煙者が吸い込む主流煙と、火が付いている部分から立ち上る副流煙があり、副流煙にはニコチンや一酸化炭素などの有害物質や発がん物質が主流煙の何倍も含まれています。

問７　禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っていましたか。（○は１つ）

１．知っていた　　２．知らなかった（今回の調査で初めて知った）

禁煙外来で、禁煙治療に健康保険が適用可能な条件（抜粋）
- 自らが禁煙を望むこと
- 35 歳以上の方は、（喫煙年数）×（1 日の喫煙本数）が 200 以上であること
- 禁煙治療を受けることに文書で同意すること

問８　秋田県では、施設・区域ごとの受動喫煙防止対策の指針として「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」（以下ガイドラインという）を定めています。このガイドラインについて知っていましたか。（○は１つ）

１．ガイドラインの内容を知っている　　２．ガイドラインがあることは知っている

３．知らなかった（今回の調査で始めて知った）

問９　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

１．敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない

２．施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない

３．強制排気を有した喫煙室を設置している

４．指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している

５．特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）

６．その他（　　）

問 10　問９で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。

貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内（建物内）禁煙を行っていない理由は何ですか。

（○はいくつでも）

１．喫煙する従業員からの理解が得られないから

２．喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから

３．利用者（利用客）の減少につながるから

４．事業主（経営者）が必要性を感じていないから

５．その他（　　）

問 11　問９で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。

貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。（○は１つ）

１．敷地内を全面禁煙にする　　（時期：　　）

２．施設内（建物内）は全面禁煙にする　　（時期：　　）

３．強制排気を有した喫煙室を設置する　　（時期：　　）

４．現状以上の対策をする予定はない

５．その他（　　）

問 12　**貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えていますか。**

（○は１つ）

１．十分である　　２．不十分である

問 13　**貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。**

（○はいくつでも）

１．事業主（経営者）の理解・協力　　２．利用者（利用客）の理解・協力

３．従業員の理解・協力　　４．従業員に対する普及啓発

５．ルール遵守の定期的なチェック　　６．行政の指導・監督による規制

７．喫煙者に対する禁煙指導　　８．施設整備の予算確保

９．担当者、担当部門、受動喫煙対策委員会等の設置

10．その他（　　）

問 14　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。

（○はいくつでも）

１．禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）

２．禁煙、分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供

３．受動喫煙防止対策に関する研修会の開催

４．施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供

５．受動喫煙防止対策を講じず、指導に従わない事業所名を県ＨＰ等で公表する

６．その他（　　）

問 15　受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望についてお答えください。

（○はいくつでも）

１．受動喫煙の健康影響について、もっと県民に周知してほしい

２．受動喫煙の健康影響について、もっと事業者等に周知してほしい

３．参考となる取組事例について、紹介してほしい

４．対策に取り組む事業所等に対して、経済的・技術的支援をしてほしい

５．その他（

問 16　受動喫煙防止対策について、東京都では、国の法律による規制に加え、独自の条例を施行しますが、秋田県独自の条例による規制について、お考えをお答えください。

（○はひとつ）

１．条例による規制がある方が取り組みやすい

２．条例による規制はしてほしくない

問 17　<u>問 16 で「１．条例による規制がある方が取り組みやすい」を選んだ事業所等</u>にお伺いします。

具体的にどのような規制が良いとお考えですか。（○はひとつ）

１．罰則付きの条例を制定する　　２．罰則なしの条例を制定する

問 18　次の事項について、自由に記載してください。

・貴事業所等が実施している受動喫煙防止対策の実例

（　　）

・事業所等や職場における受動喫煙防止対策、たばことがん対策等への意見

（　　）

以上で調査は終了です。御協力ありがとうございました。

＜調査結果の分析＞

全体の調査結果

問１　貴事業所等の職種をお答えください。（○は１つ）

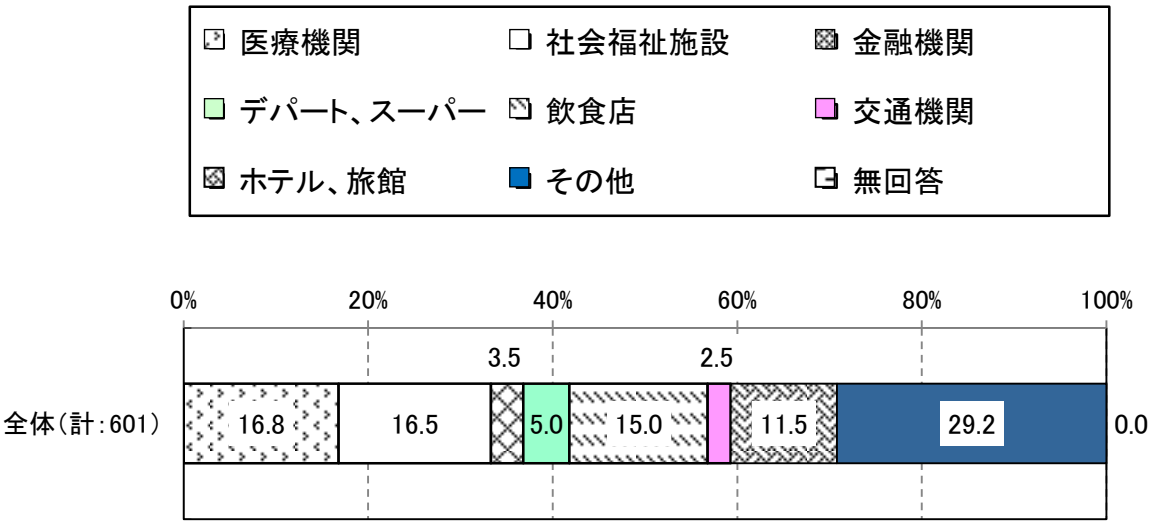

事業所別の調査票の回収状況は、上記の通りとなっている。

問２　貴事業所等の従業員は何人ですか。（○は１つ）

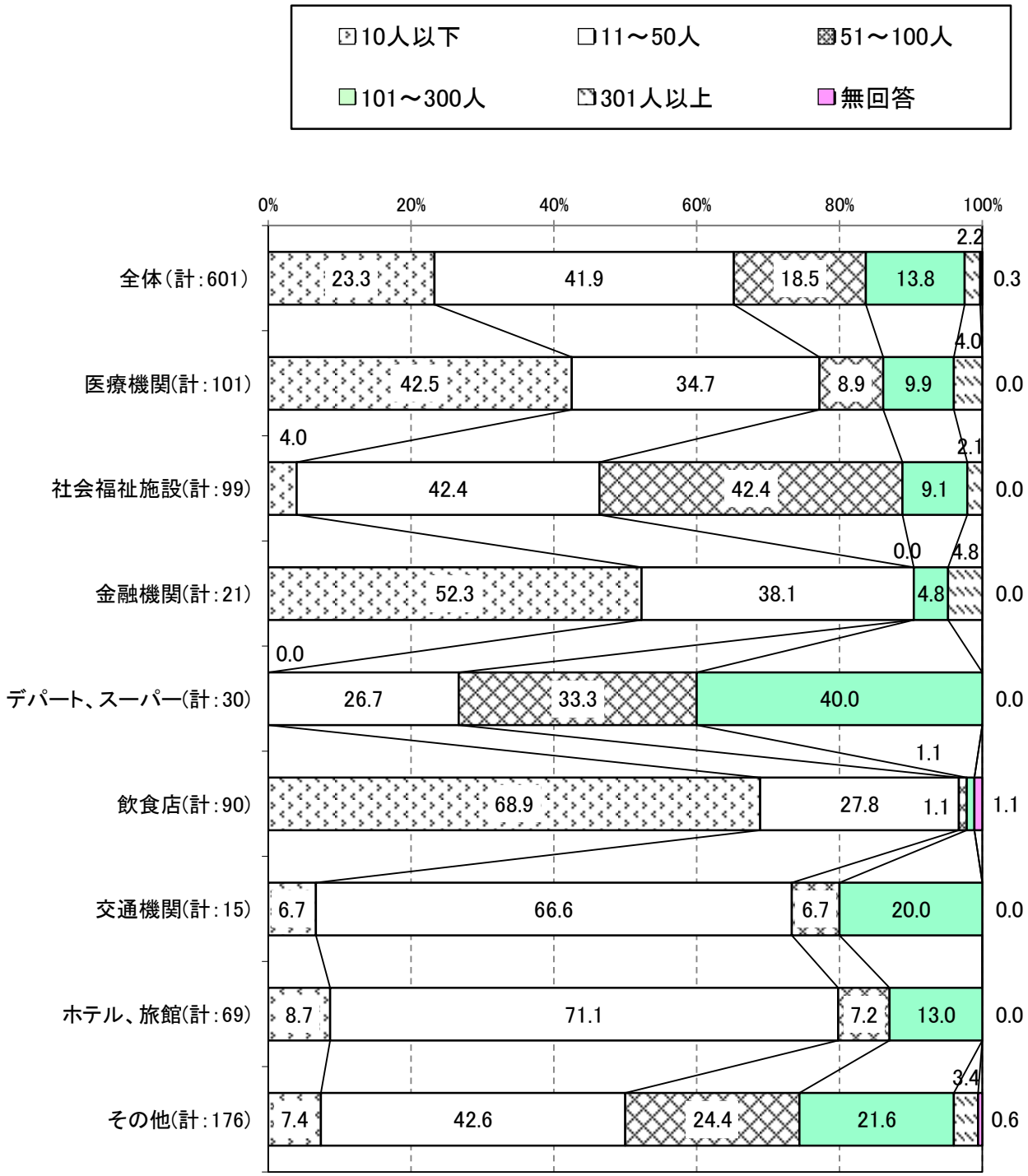

事業所等の従業員数は、「11～50 人」が 41.9%と最も高く、次いで「10 人以下」（23.3%）、「51～100 人」（18.5%）、「101～300 人」（13.8%）の順となっている。

問３　貴事業所等の１日あたりの平均利用者は何人くらいですか。（○は１つ）
※従業員を除く。病院、介護・福祉施設等の場合、入院（所）者数を含む。

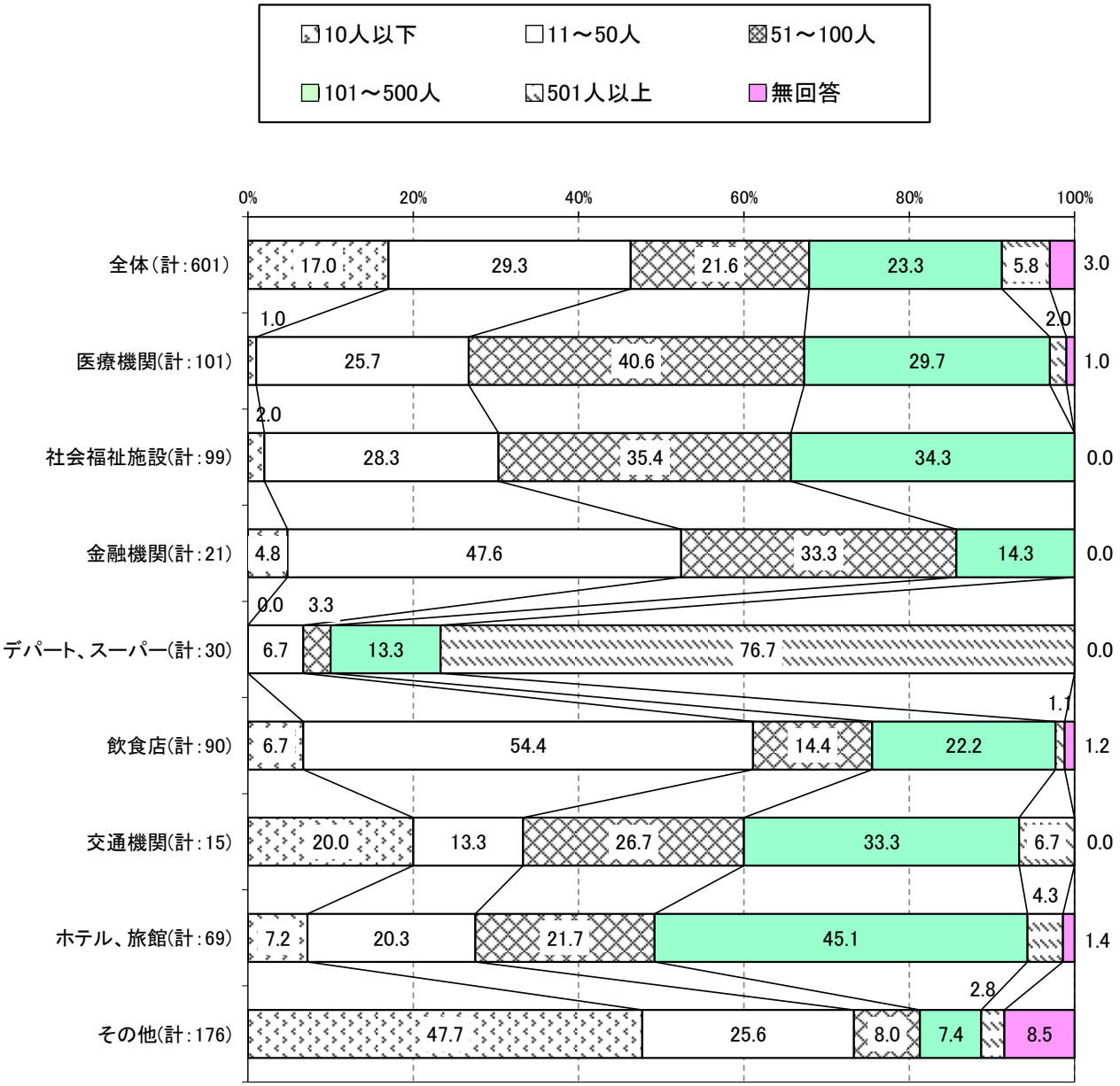

事業所等の１日あたりの平均利用者数は、「11～50 人」が 29.3%と最も高く、次いで「101～500 人」（23.3%）、「51～100 人」（21.6%）、「10 人以下」（17.0%）、「501 人以上」（5.8%）の順となっている。

問４　貴事業所等の所在地をお答えください。（○は１つ）

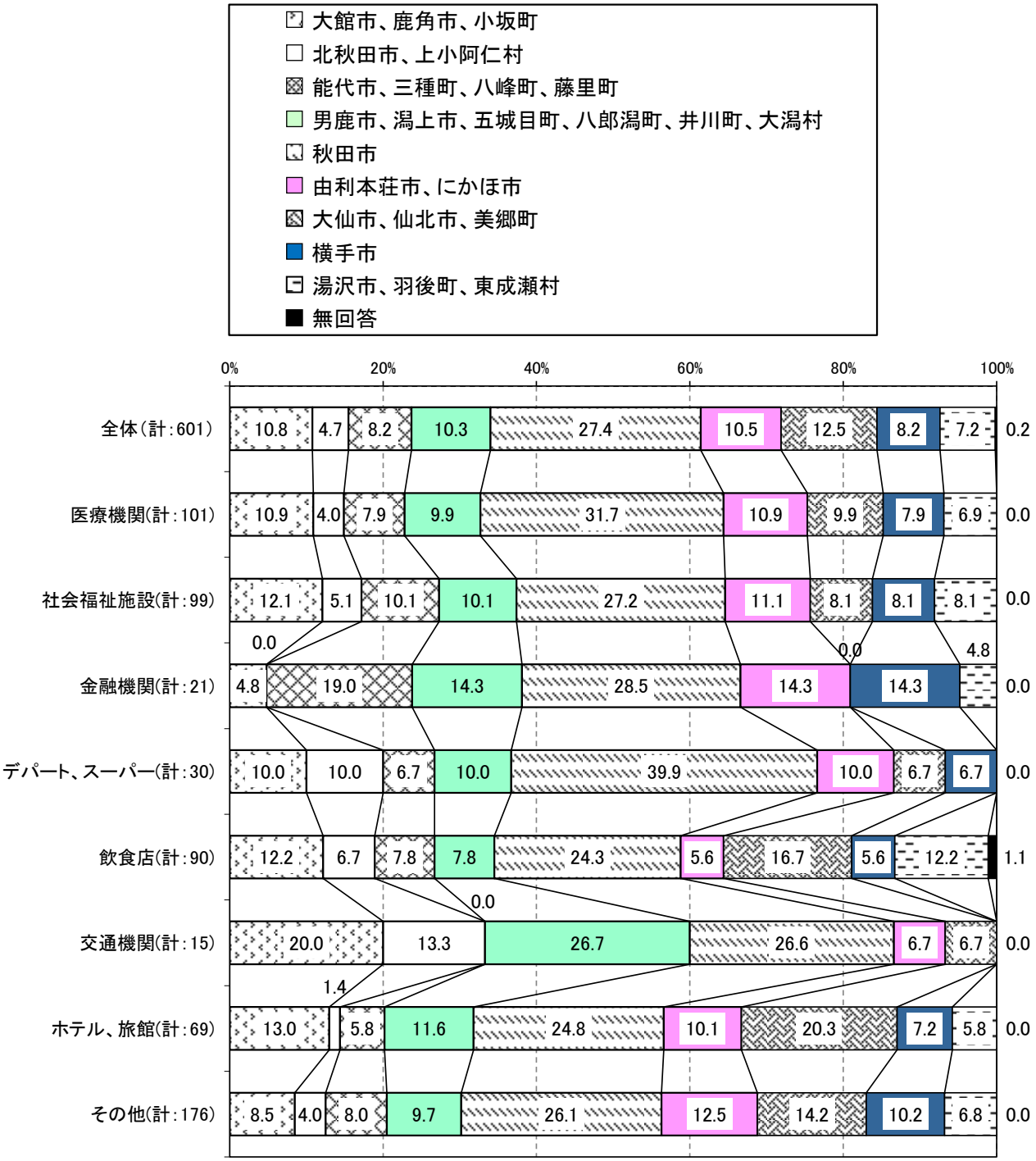

事業所の所在地は、上記の通りとなっている。

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援を実施していますか。（○は１つ）

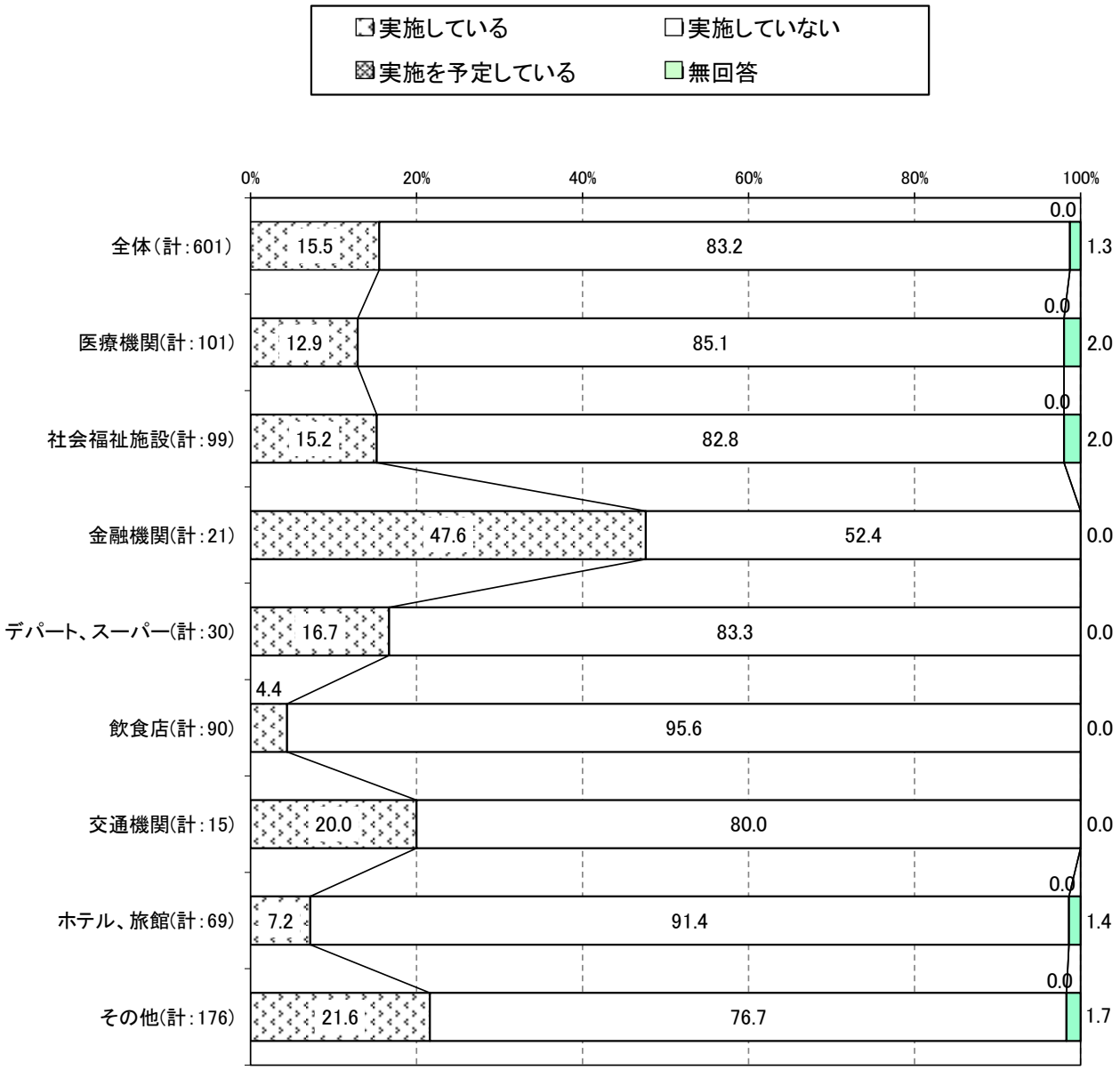

従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する従業員等へ何らかの支援を実施しているかでは、「実施していない」が 83.2%で「実施している」は 15.5%で前回調査より 8.3 ポイント減少している。

事業所別では、「金融機関」の「実施している」が 47.6%で前回調査より 10.1 ポイント増加したものの、他の事業所の「実施している」は減少している。

前回調査（平成 27 年度）

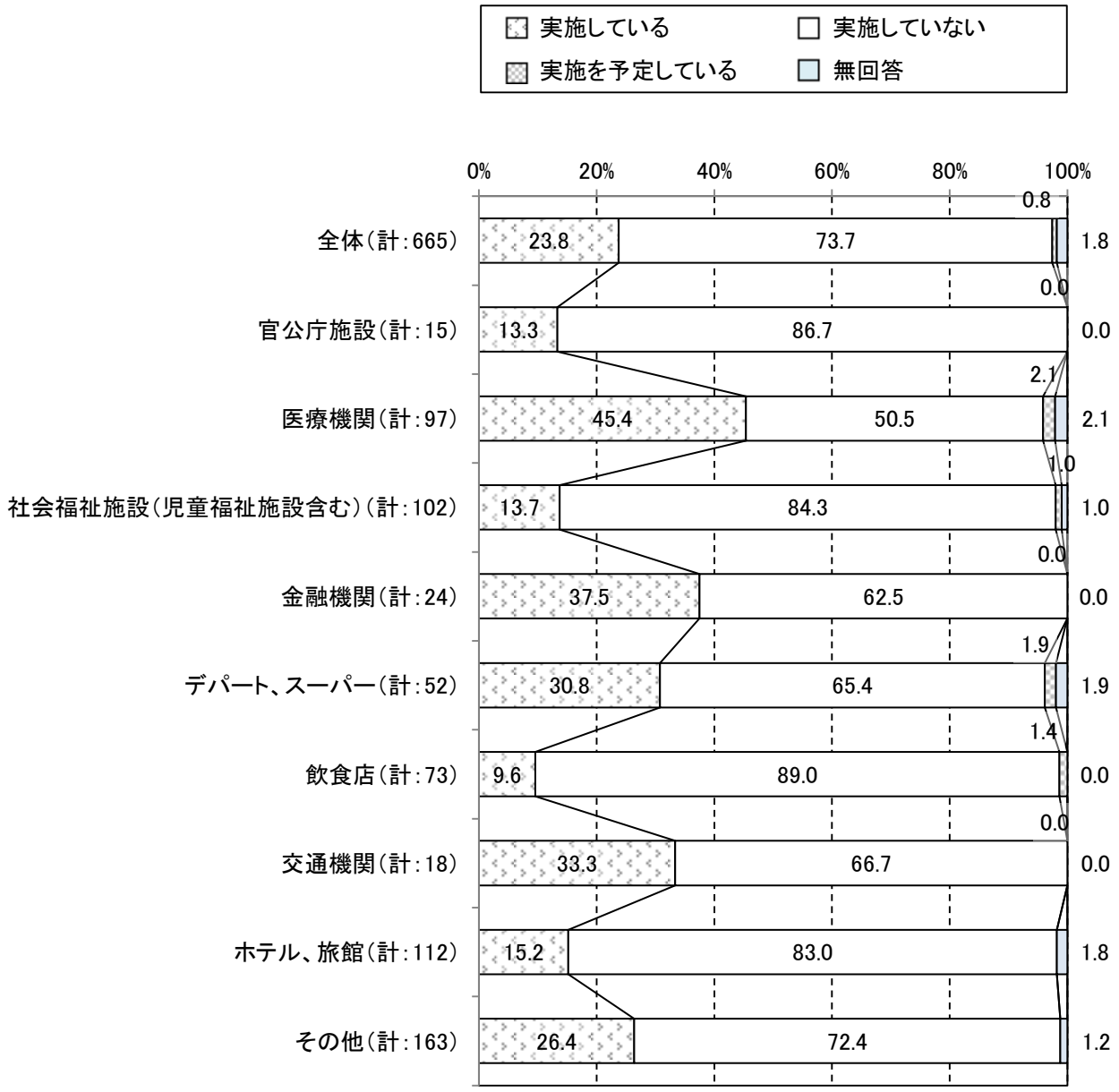
実施している
実施していない
実施を予定している
無回答
0%
20%
40%
60%
80%
100%
全体（計：665）
23.8
73.7
0.8
1.8
官公庁施設（計：15）
13.3
86.7
0.0
0.0
医療機関（計：97）
45.4
50.5
2.1
2.1
社会福祉施設（児童福祉施設含む）（計：102）
13.7
84.3
1.0
1.0
金融機関（計：24）
37.5
62.5
0.0
0.0
デパート、スーパー（計：52）
30.8
65.4
1.9
1.9
飲食店（計：73）
9.6
89.0
1.4
0.0
交通機関（計：18）
33.3
66.7
0.0
0.0
ホテル、旅館（計：112）
15.2
83.0
1.8
その他（計：163）
26.4
72.4
1.2

問６　受動喫煙が健康に影響があることを知っていますか。（○は一つ）

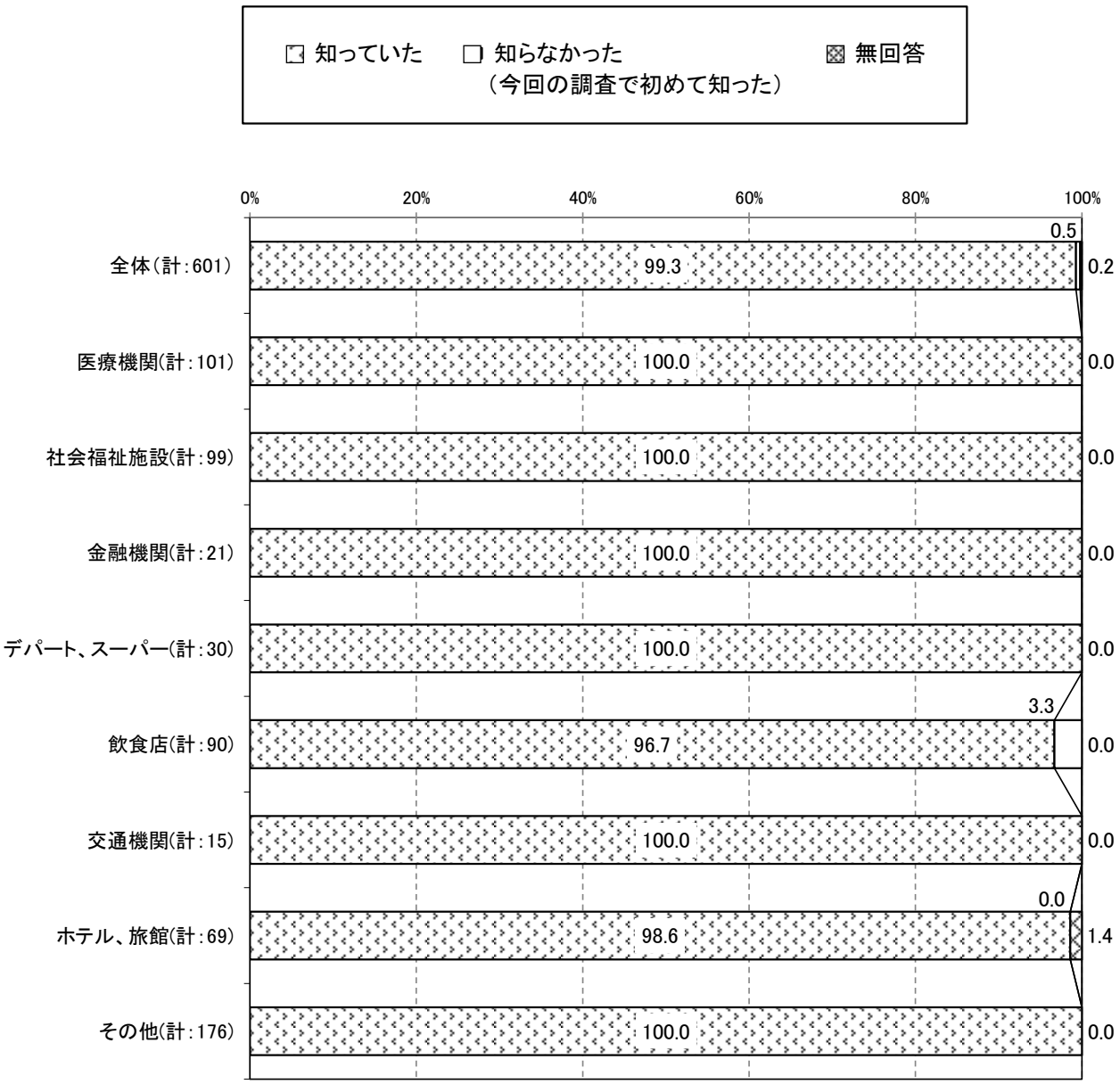

受動喫煙が健康に影響があることを知っているかでは、「知っていた」が 99.3%となっている。ほぼすべての事業所が「受動喫煙が健康に影響があること」を認知している。

前回調査（平成 27 年度）

たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙の方が多いことを知っていましたか。（○は１つ）

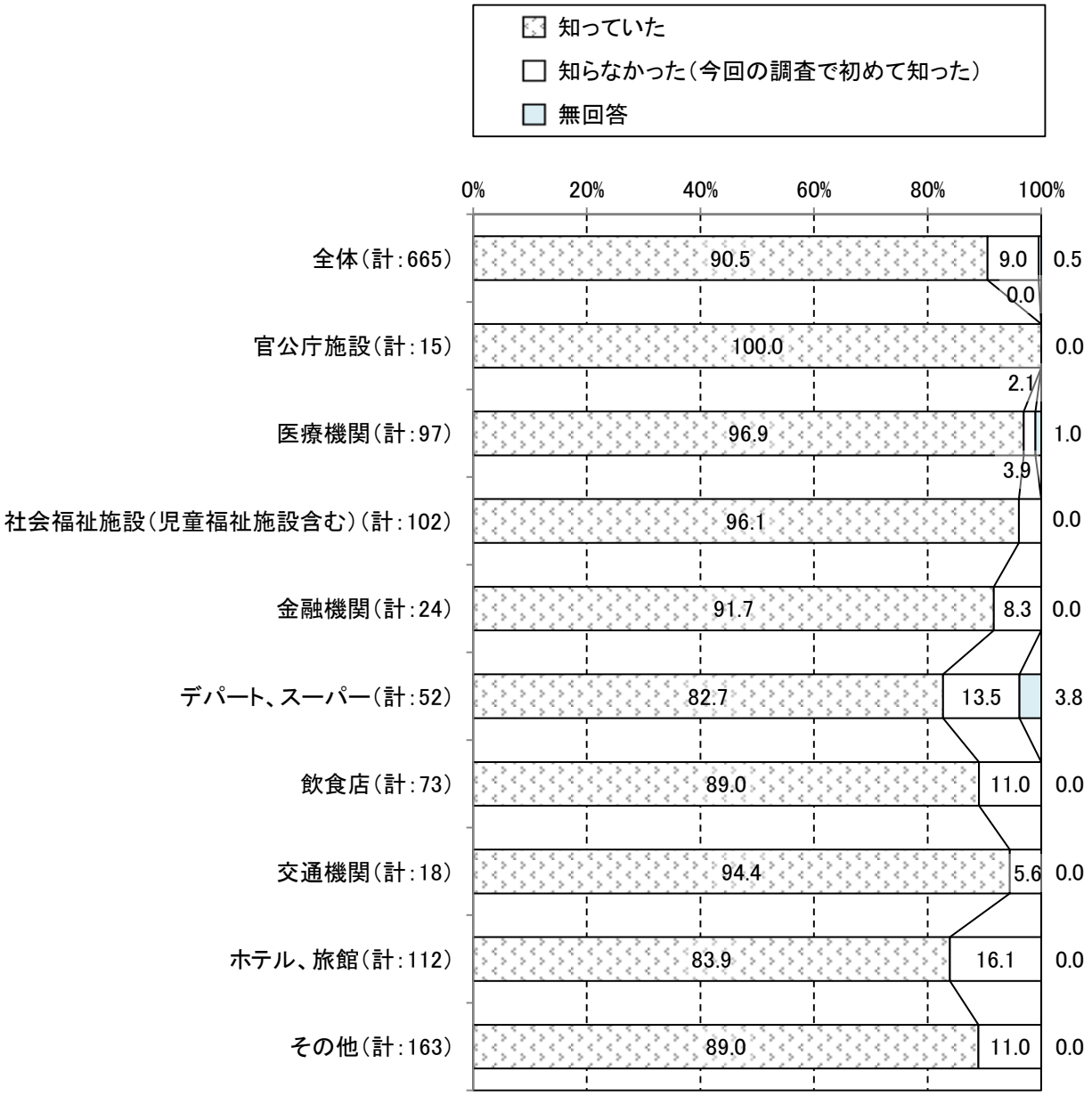

問７　禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っていましたか。（○は１つ）

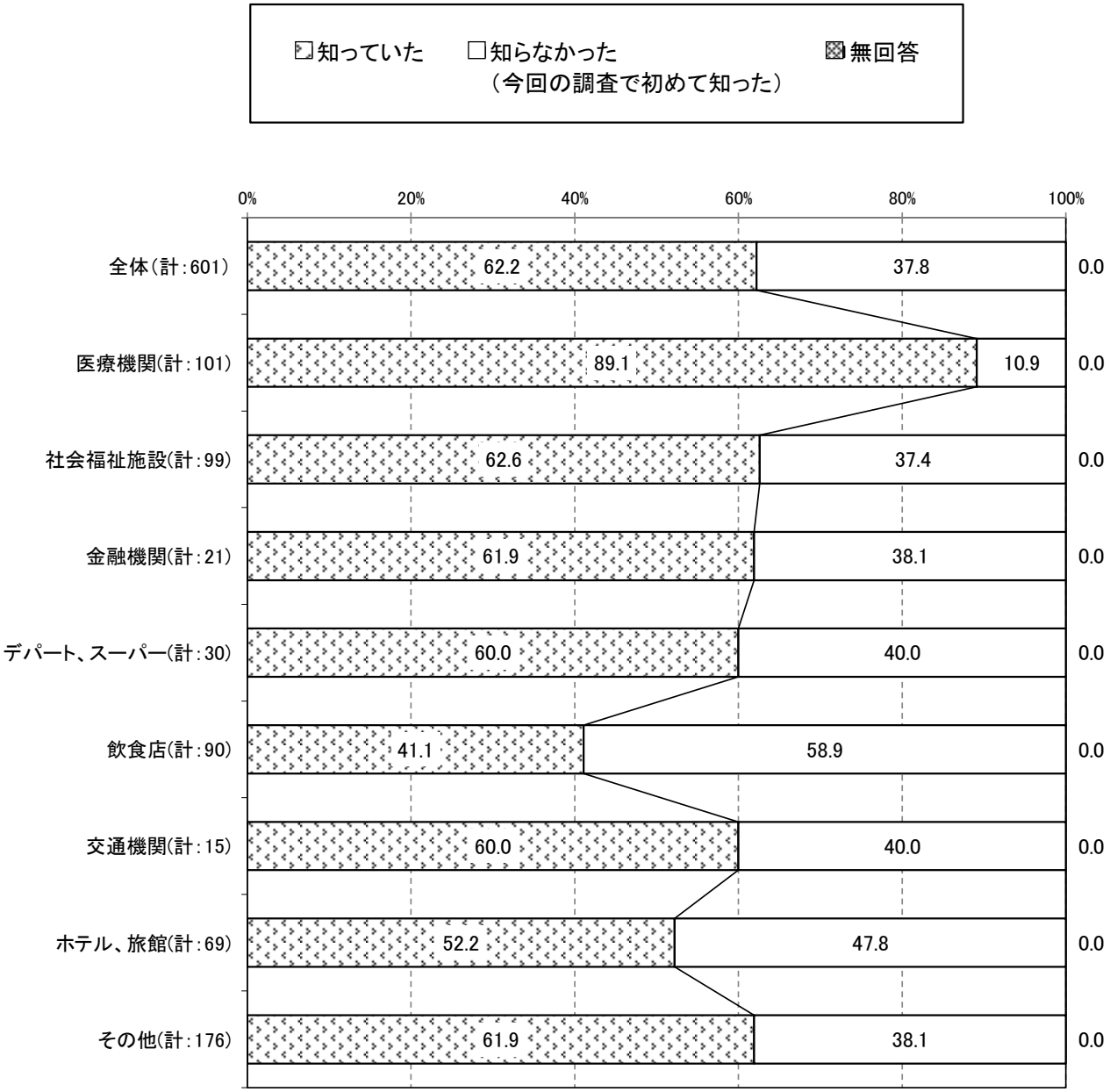

禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っているかでは、「知っていた」が 62.2％で前回調査より 1.7 ポイント減少し、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」が 37.8％で前回調査より 1.9 ポイント増加している。

事業所別では、「知っていた」は「医療機関」(89.1％)が最も高く、「ホテル、旅館」（52.2％）と「飲食店」（41.1％）が低い回答となっている。他の事業所では「知っていた」がおよそ６割となっている。

前回調査（平成 27 年度）

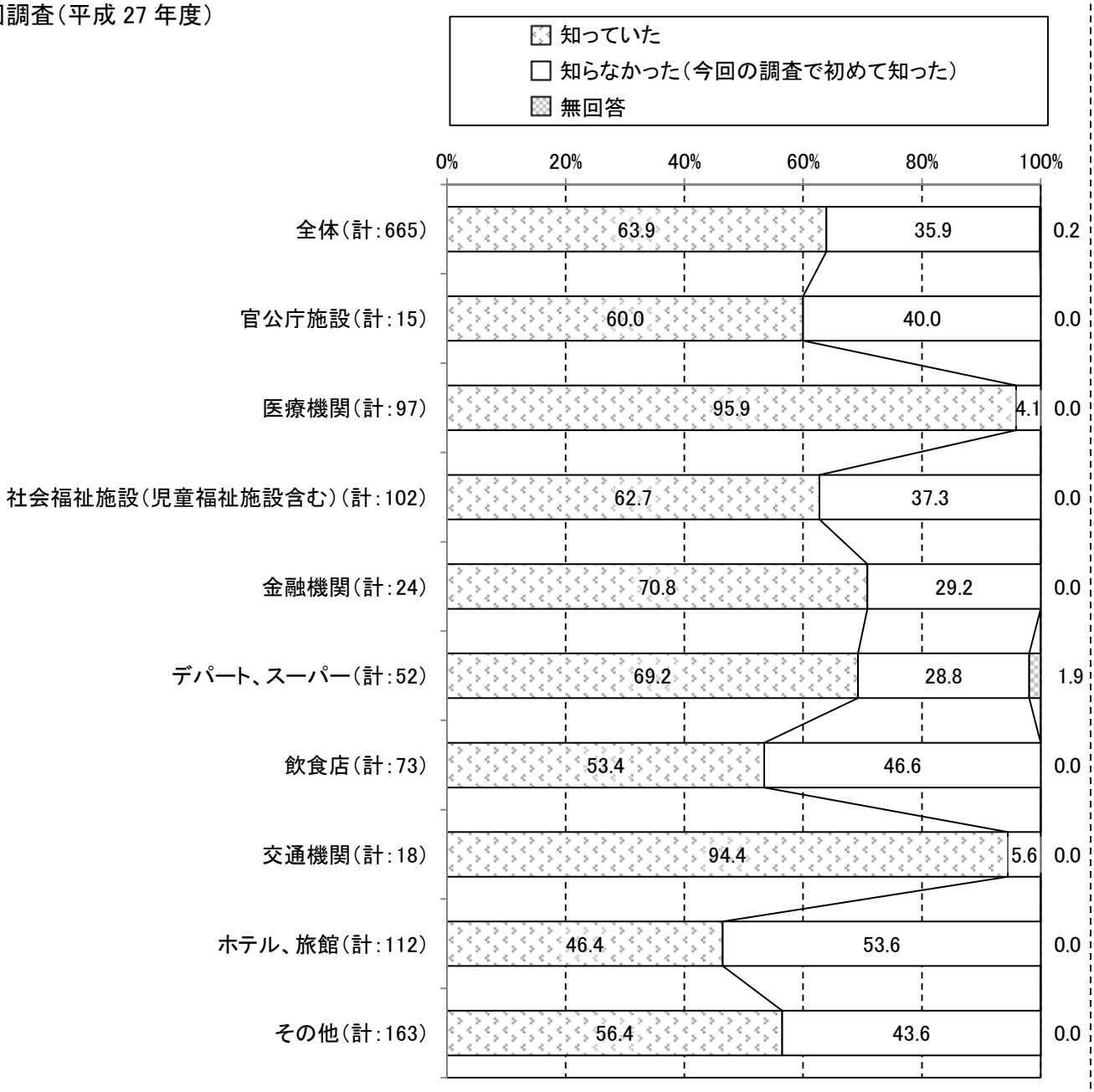
知っていた
知らなかった（今回の調査で初めて知った）
無回答
0%
20%
40%
60%
80%
100%
全体（計：665）
63.9
35.9
0.2
官公庁施設（計：15）
60.0
40.0
0.0
医療機関（計：97）
95.9
4.1
0.0
社会福祉施設（児童福祉施設含む）（計：102）
62.7
37.3
0.0
金融機関（計：24）
70.8
29.2
0.0
デパート、スーパー（計：52）
69.2
28.8
1.9
飲食店（計：73）
53.4
46.6
0.0
交通機関（計：18）
94.4
5.6
0.0
ホテル、旅館（計：112）
46.4
53.6
0.0
その他（計：163）
56.4
43.6
0.0

問８　秋田県では、施設・区域ごとの受動喫煙防止対策の指針として「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」（以下ガイドラインという）を定めています。このガイドラインについて知っていましたか。（○は１つ）

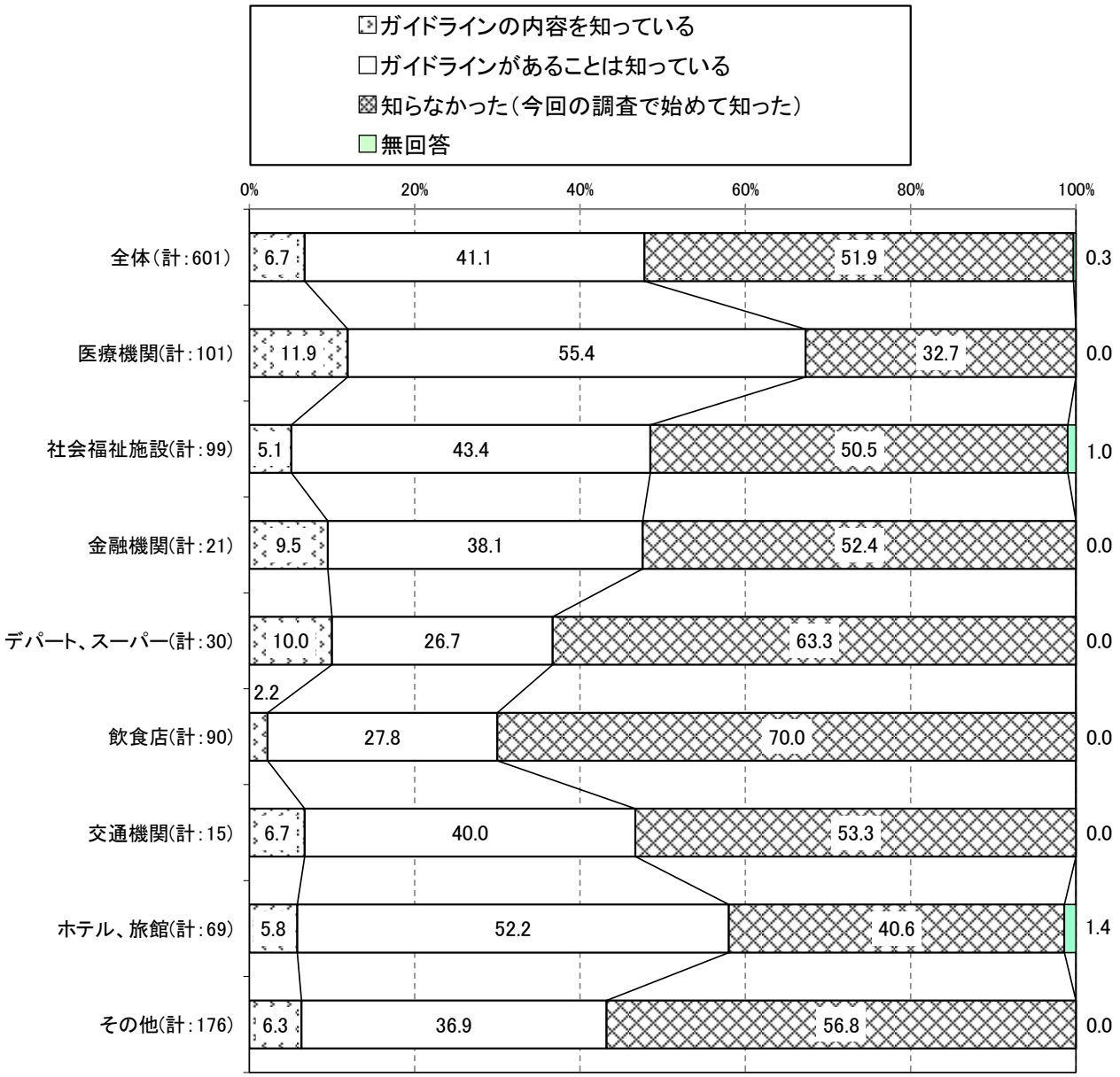

秋田県では、施設・区域ごとの受動喫煙防止対策の指針として「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」を定めています。このガイドラインについて知っているかでは、「ガイドラインの内容を知っている」（6.7%）、「ガイドラインがあることは知っている」（41.1%）、「知らなかった（今回の調査で始めて知った）」（51.9%）となっている。

『知っている』（「ガイドラインがあることは知っている」と「ガイドラインの内容を知っている」の合計）は 47.8%となっている。

事業所別では、『知っている』は「医療機関」（67.3%）が最も高く、「飲食店」（30.0%）が最も低い回答となっている。

前回調査（平成 27 年度）

秋田県では、条例で、「県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」と定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

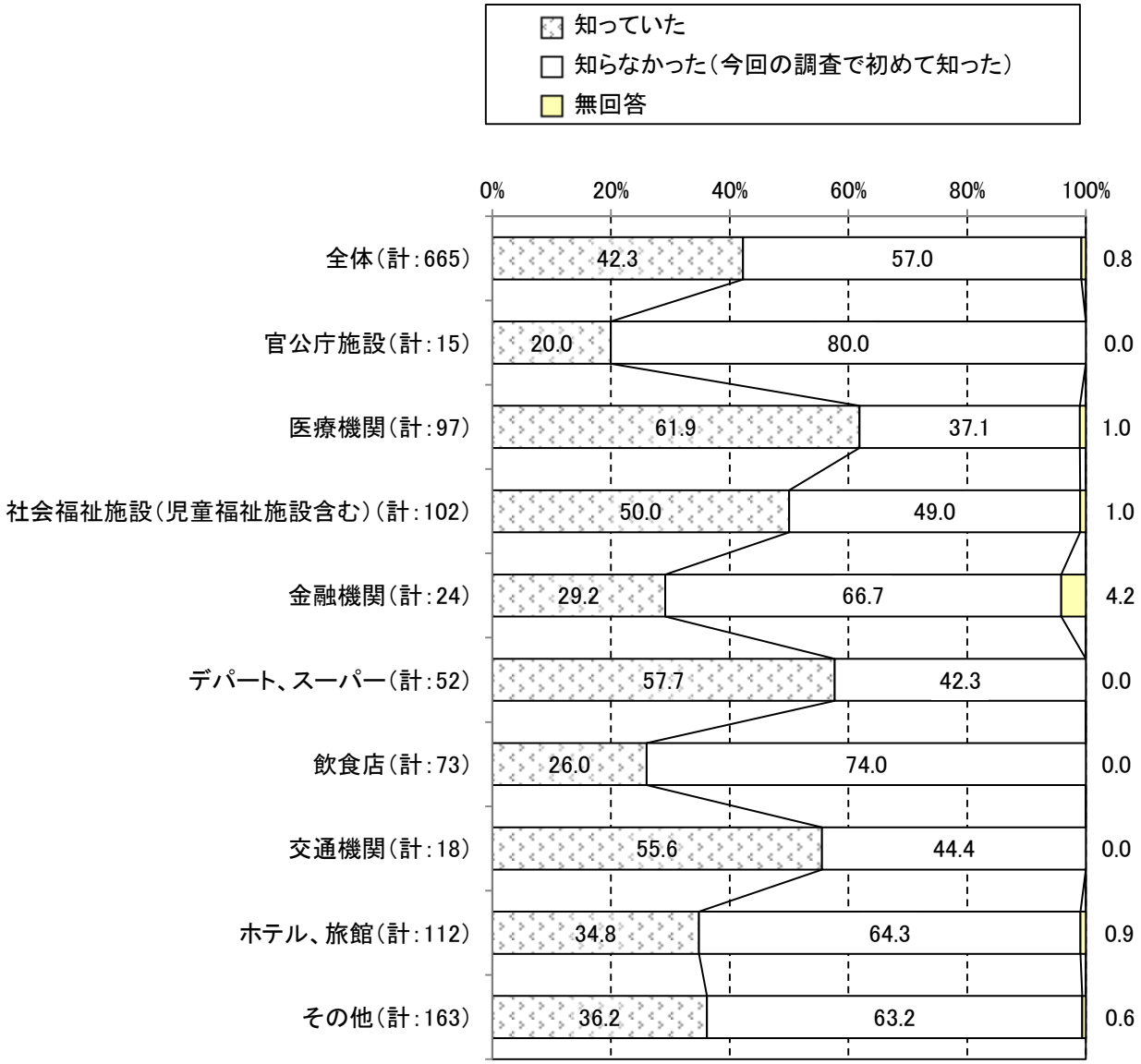

問９　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

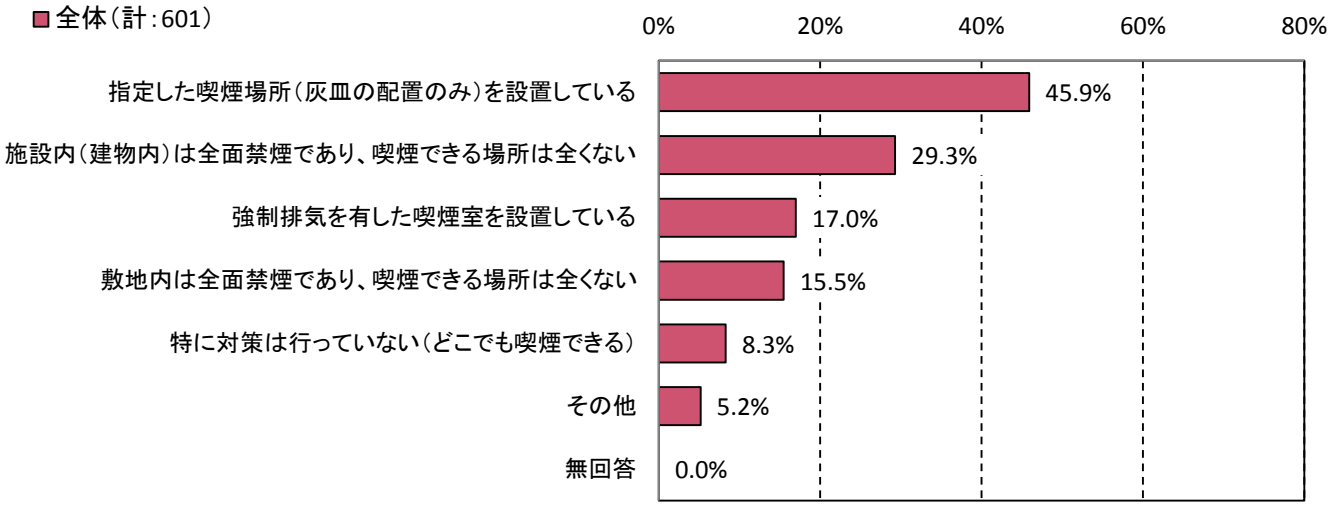

（単位：%）

	敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない	施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない	強制排気を有した喫煙室を設置している	指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している	特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）	その他	無回答
全体（計：601）	15.5	29.3	17.0	45.9	8.3	5.2	－
医療機関（計：101）	49.5	43.6	5.9	8.9	－	－	－
社会福祉施設（計：99）	22.2	52.5	7.1	37.4	－	7.1	－
金融機関（計：21）	19.0	33.3	14.3	38.1	－	9.5	－
デパート、スーパー（計：30）	－	23.3	13.3	83.3	3.3	3.3	－
飲食店（計：90）	5.6	14.4	3.3	41.1	43.3	6.7	－
交通機関（計：15）	6.7	33.3	6.7	73.3	13.3	6.7	－
ホテル、旅館（計：69）	1.4	7.2	30.4	76.8	1.4	7.2	－
その他（計：176）	5.7	24.4	32.4	54.5	4.0	5.1	－

事業所等における喫煙環境は、「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」が 45.9%と最も高く、次いで「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（29.3%）、「強制排気を有した喫煙室を設置している」（17.0%）、「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（15.5%）、「特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）」（8.3%）、「その他」（5.2%）の順となっている。前回調査と比べ「強制排気を有した喫煙室を設置している」が増加しているものの、依然として「指定した喫煙所を設置している」の回答が高くなっている。

事業所別では、「デパート、スーパー」、「交通機関」、「ホテル、旅館」において「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」の回答が７割を超えている。

「医療機関」では「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」の回答が高く、「社会福祉施設」では「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」の回答が高くなっている。「飲食店」では「特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）」という回答が依然多いが、前回調査と比べ「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」が 2.7 ポイント増加している。

前回調査（平成27年度）

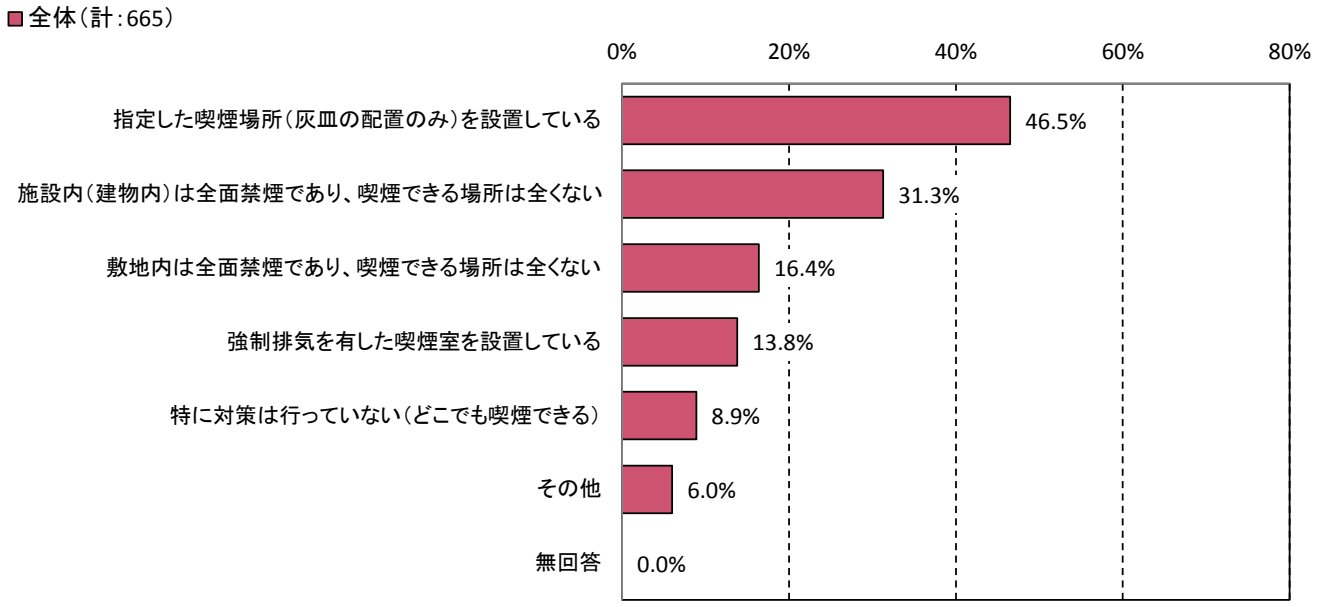
■全体（計：665）
0%
20%
40%
60%
80%
指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している
46.5%
施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない
31.3%
敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない
16.4%
強制排気を有した喫煙室を設置している
13.8%
特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）
8.9%
その他
6.0%
無回答
0.0%

問１０　問９で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内(建物内)禁煙を行っていない理由は何ですか。（○はいくつでも）

■全体(計:409)

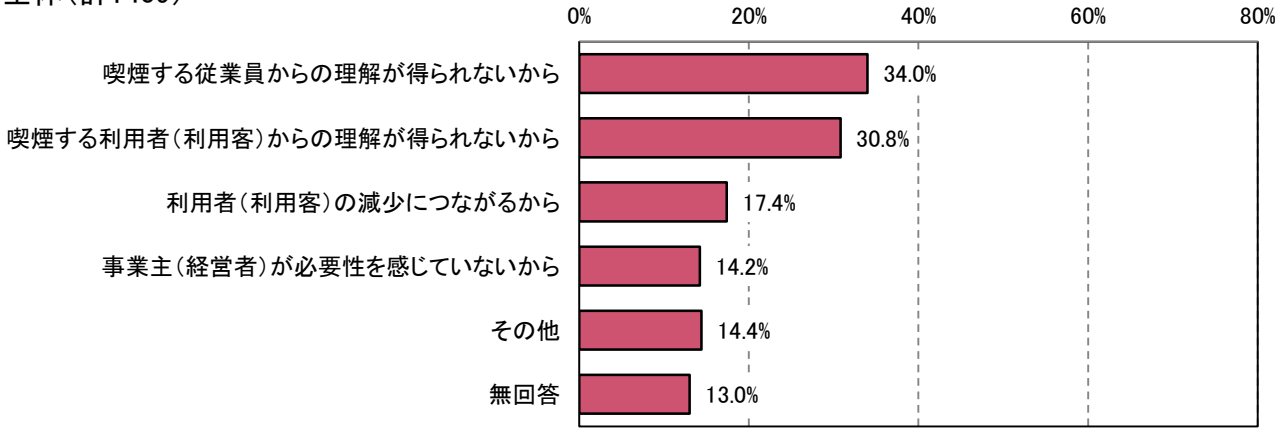

（単位:%）

	喫煙する従業員からの理解が得られないから	喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから	利用者（利用客）の減少につながるから	事業主（経営者）が必要性を感じていないから	その他	無回答
全体（計：409）	34.0	30.8	17.4	14.2	14.4	13.0
医療機関(計：13)	30.8	46.2	7.7	7.7	7.7	23.1
社会福祉施設(計：46)	39.1	34.8	2.2	8.7	17.4	17.4
金融機関(計：11)	45.5	9.1	－	－	45.5	－
デパート、スーパー(計：30)	56.7	43.3	6.7	6.7	13.3	10.0
飲食店(計：79)	13.9	48.1	49.4	21.5	7.6	11.4
交通機関(計：13)	38.5	15.4	－	23.1	－	23.1
ホテル、旅館(計：66)	10.6	59.1	37.9	9.1	12.1	3.0
その他(計：151)	47.7	7.3	2.0	16.6	17.9	16.6

敷地内禁煙あるいは施設内(建物内)禁煙を行っていない理由は、「喫煙する従業員からの理解が得られないから」が34.0%と最も高く、次いで「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」（30.8%）、「利用者（利用客）の減少につながるから」（17.4%）、「その他」（14.4%）、「事業主（経営者）が必要性を感じていないから」（14.2%）の順となっている。

事業所別では、「医療機関」、「ホテル、旅館」においては、「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」が、「飲食店」では「利用者（利用客）の減少につながるから」が最も多い回答となっている。

前回調査と比べると、施設内(建物内)禁煙を行っていない理由は、“喫煙する利用者（利用客）の理解が得られないから”よりも“喫煙する従業員の理解が得られないから”が高くなっている。

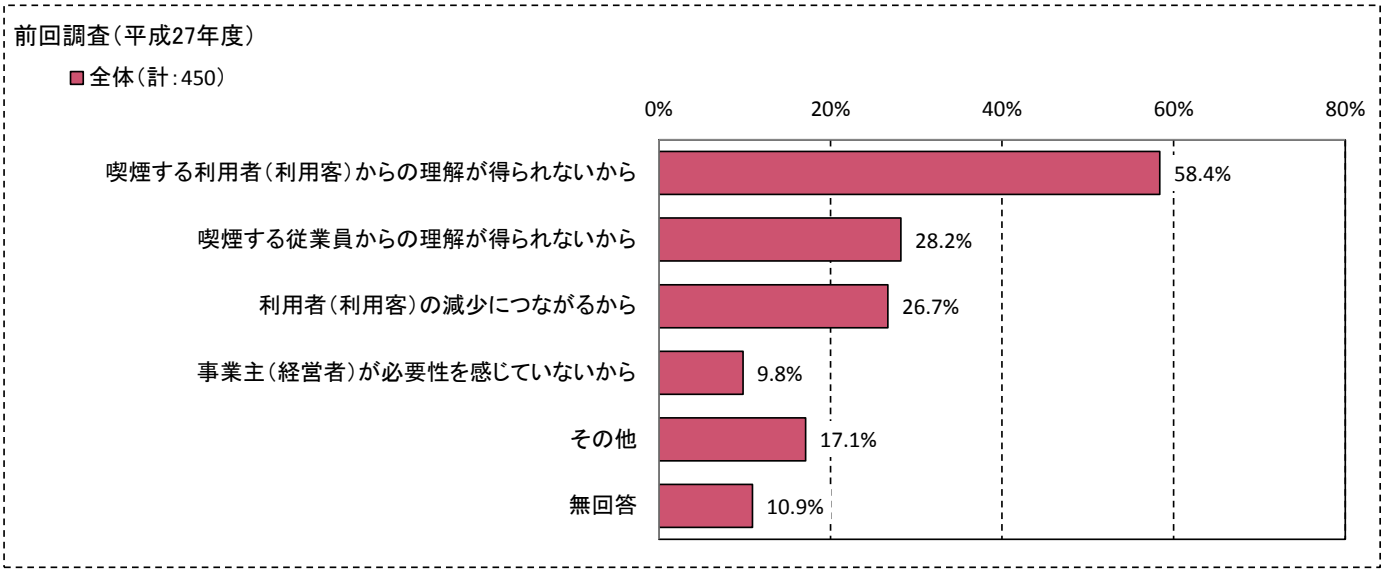
前回調査（平成27年度）
全体（計：450）
0%
20%
40%
60%
80%
喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから
58.4%
喫煙する従業員からの理解が得られないから
28.2%
利用者（利用客）の減少につながるから
26.7%
事業主（経営者）が必要性を感じていないから
9.8%
その他
17.1%
無回答
10.9%

問１１　問９で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。
（○は１つ）

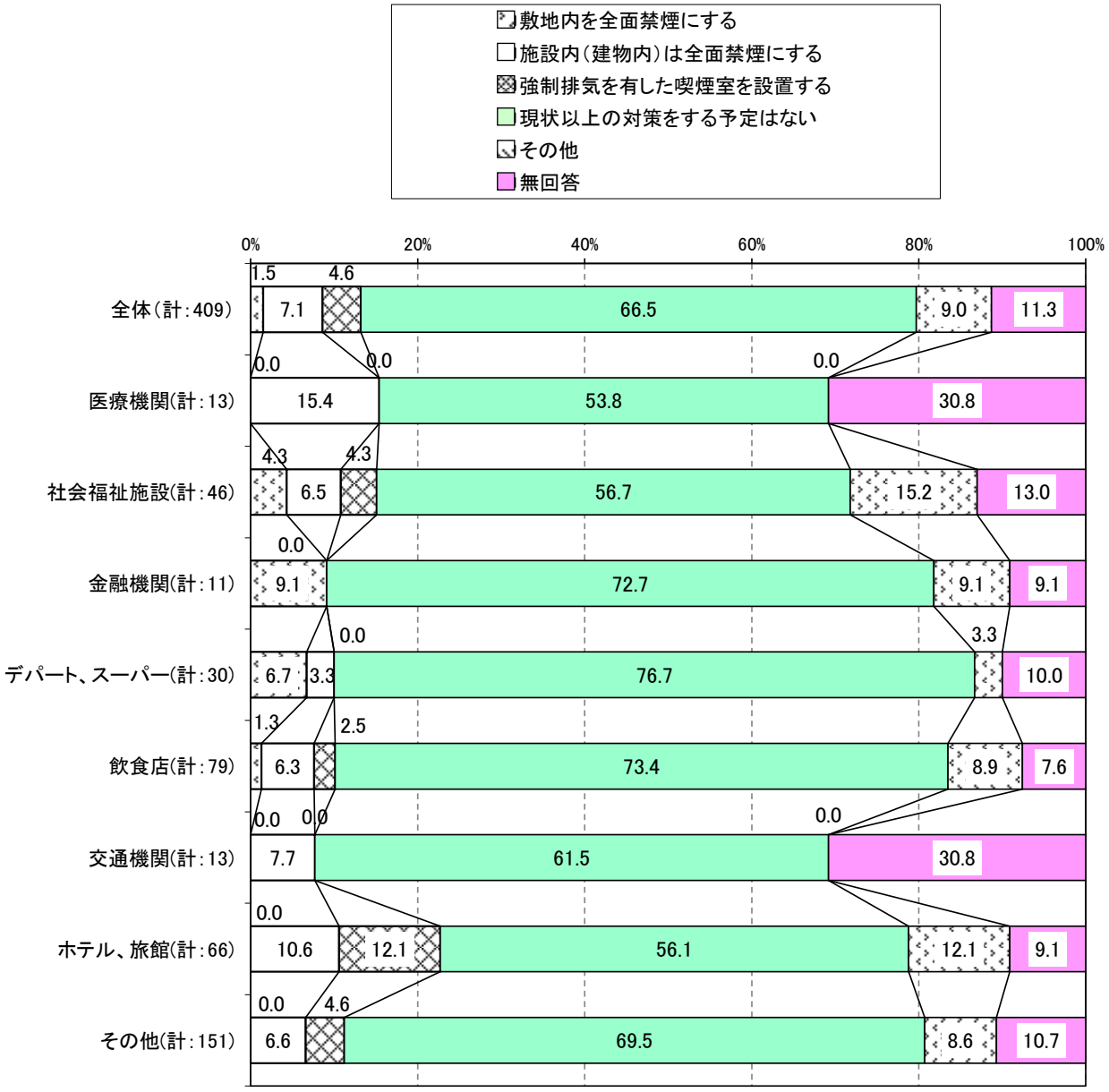

受動喫煙防止対策の今後の予定については、「現状以上の対策をする予定はない」が 66.5%と最も高くなっている。予定されている受動喫煙対策では、「施設内（建物内）は全面禁煙にする」（7.1%）、「強制排気を有した喫煙室を設置する」（4.6%）、「敷地内を全面禁煙にする」（1.5%）の順となっている。

事業所別では全体的に「現状以上の対策を行う予定はない」の回答が高くなっている。

前回調査（平成 27 年度）

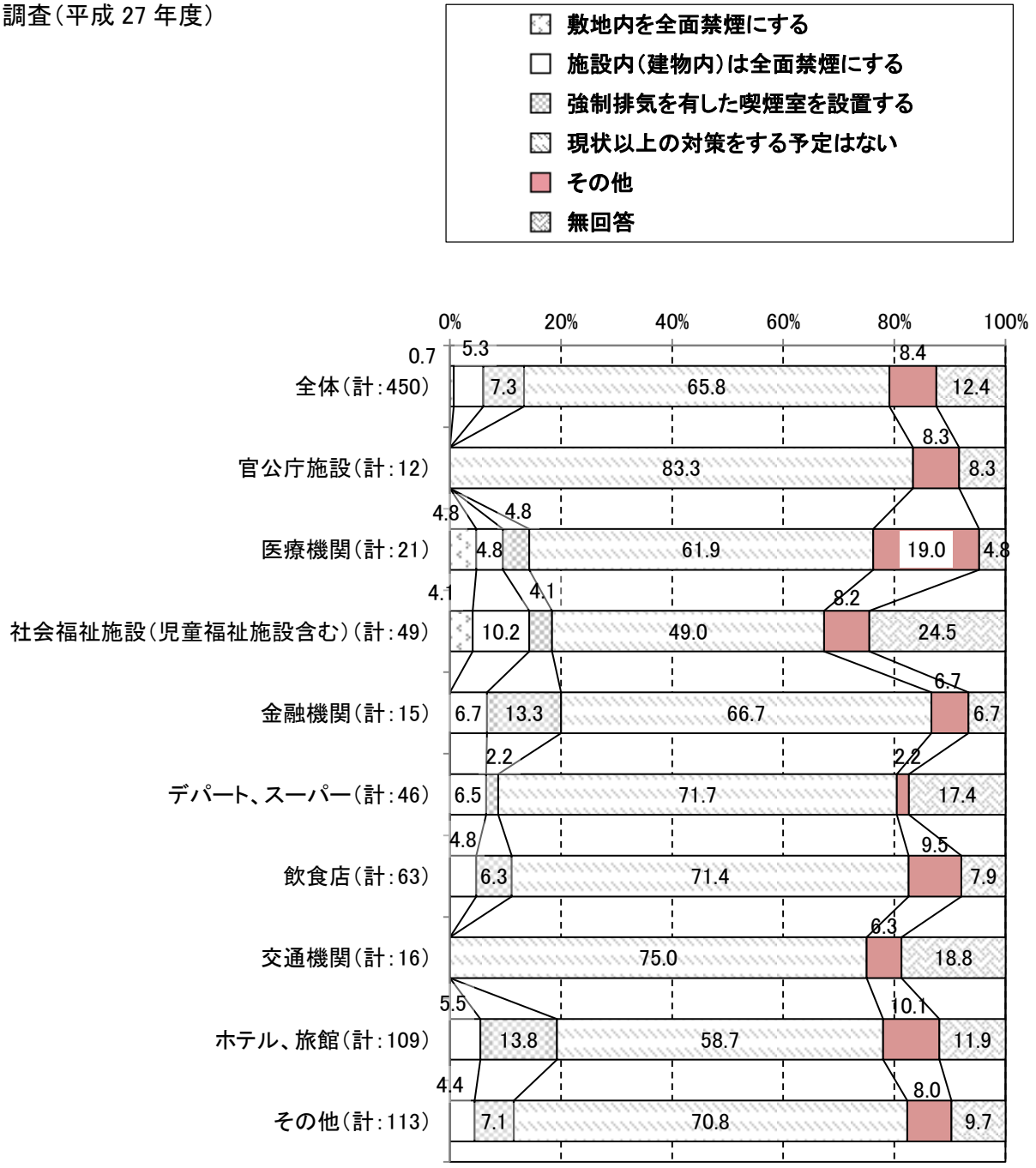
敷地内を全面禁煙にする
施設内（建物内）は全面禁煙にする
強制排気を有した喫煙室を設置する
現状以上の対策をする予定はない
その他
無回答
0%
20%
40%
60%
80%
100%
全体（計：450）
0.7
5.3
7.3
65.8
8.4
12.4
官公庁施設（計：12）
83.3
8.3
8.3
医療機関（計：21）
4.8
4.8
4.8
61.9
19.0
4.8
社会福祉施設（児童福祉施設含む）（計：49）
4.1
4.1
10.2
49.0
8.2
24.5
金融機関（計：15）
6.7
13.3
66.7
6.7
6.7
デパート、スーパー（計：46）
2.2
6.5
71.7
2.2
17.4
飲食店（計：63）
4.8
6.3
71.4
9.5
7.9
交通機関（計：16）
75.0
6.3
18.8
ホテル、旅館（計：109）
5.5
13.8
58.7
10.1
11.9
その他（計：113）
4.4
7.1
70.8
8.0
9.7

問１２　貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えていますか。（○は１つ）

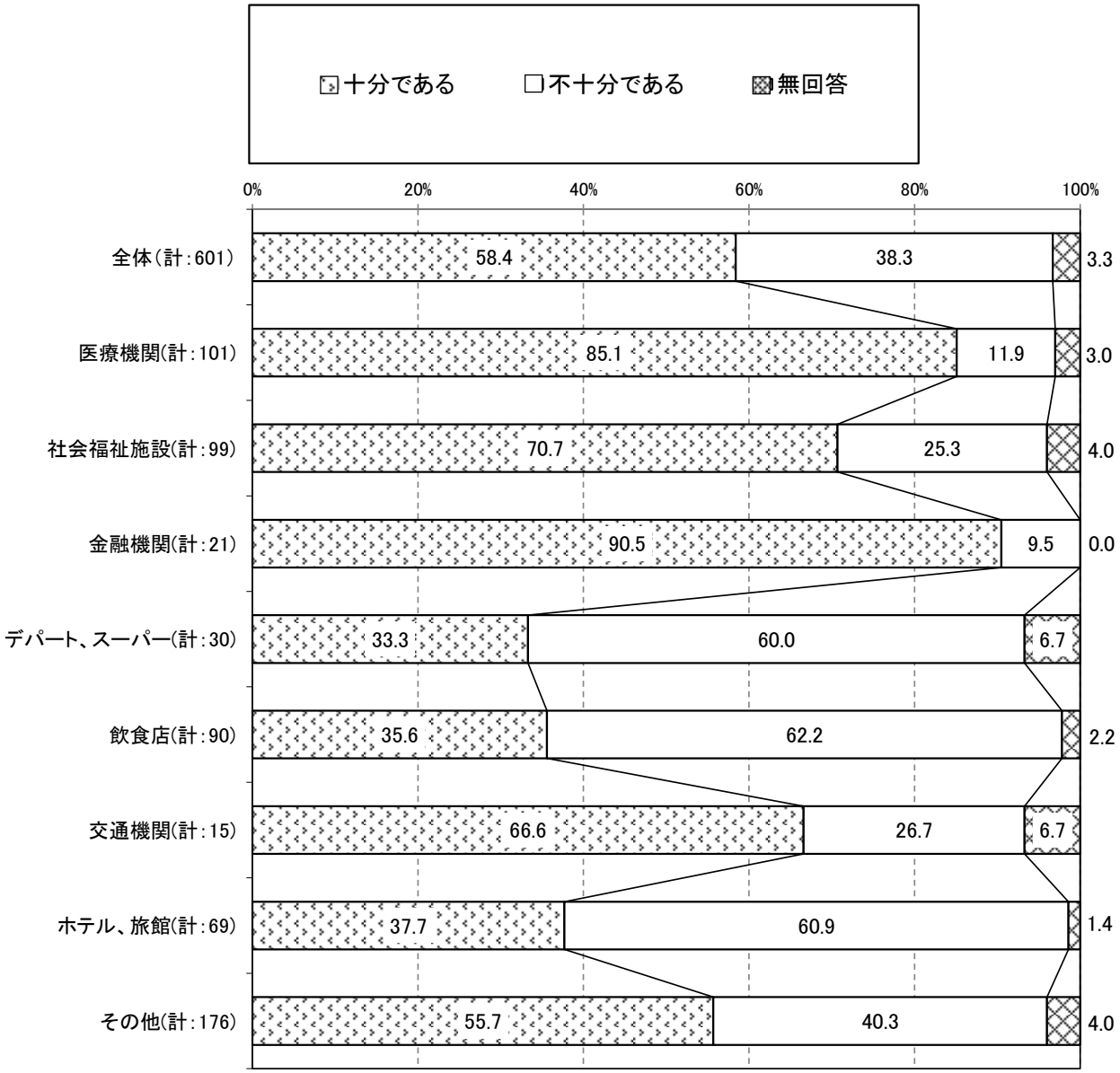

受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えているかでは、「十分である」（58.4%）、「不十分である」（38.3%）となっている。

事業所別では、「金融機関」（90.5%）、「医療機関」（85.1%）、「社会福祉施設」（70.7%）及び「交通機関」（66.6%）で「十分である」の回答が高くなっている。

一方、「不十分である」の回答が６割を超えているのは「飲食店」（62.2%）、「ホテル、旅館」（60.9%）、「デパート・スーパー」（60.0%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

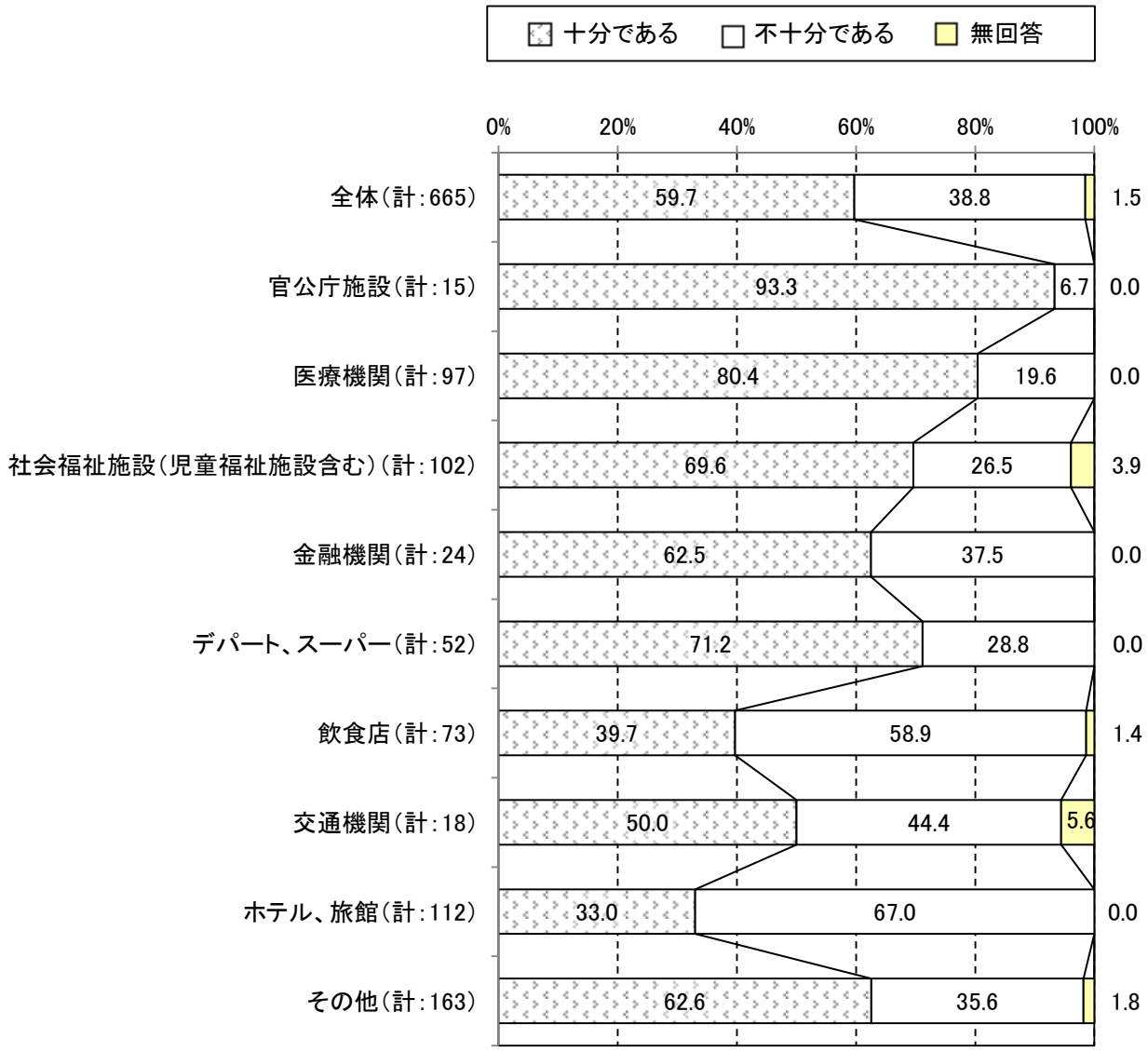
十分である
不十分である
無回答
0%
20%
40%
60%
80%
100%
全体（計：665）
59.7
38.8
1.5
官公庁施設（計：15）
93.3
6.7
0.0
医療機関（計：97）
80.4
19.6
0.0
社会福祉施設（児童福祉施設含む）（計：102）
69.6
26.5
3.9
金融機関（計：24）
62.5
37.5
0.0
デパート、スーパー（計：52）
71.2
28.8
0.0
飲食店（計：73）
39.7
58.9
1.4
交通機関（計：18）
50.0
44.4
5.6
ホテル、旅館（計：112）
33.0
67.0
0.0
その他（計：163）
62.6
35.6
1.8

問１３　貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。（○はいくつでも）

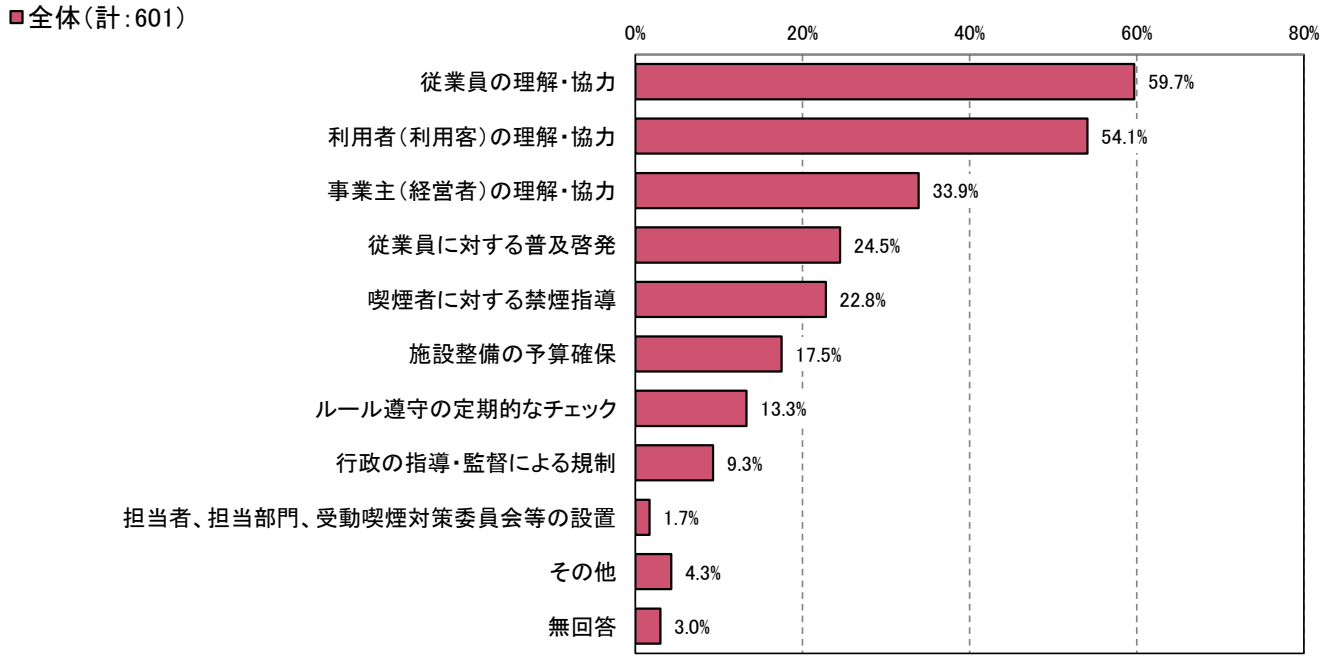

（単位：%）

	事業主（経営者）の理解・協力	利用者（利用客）の理解・協力	従業員の理解・協力	従業員に対する普及啓発	ルール遵守の定期的なチェック	行政の指導・監督による規制	喫煙者に対する禁煙指導	施設整備の予算確保	担当者、担当部門、受動喫煙対策委員会等の設置	その他	無回答
全体（計：601）	33.9	54.1	59.7	24.5	13.3	9.3	22.8	17.5	1.7	4.3	3.0
医療機関（計：101）	43.6	63.4	50.5	19.8	12.9	8.9	25.7	4.0	－	4.0	8.9
社会福祉施設（計：99）	32.3	47.5	75.8	38.4	14.1	8.1	25.3	12.1	1.0	5.1	1.0
金融機関（計：21）	47.6	52.4	71.4	33.3	14.3	4.8	28.6	9.5	－	4.8	4.8
デパート、スーパー（計：30）	26.7	56.7	80.0	26.7	3.3	3.3	23.3	20.0	3.3	3.3	－
飲食店（計：90）	32.2	81.1	24.4	11.1	5.6	20.0	16.7	32.2	2.2	4.4	2.2
交通機関（計：15）	33.3	26.7	66.7	53.3	13.3	－	33.3	6.7	－	－	6.7
ホテル、旅館（計：69）	26.1	79.7	36.2	10.1	18.8	11.6	7.2	44.9	2.9	4.3	－
その他（計：176）	33.0	30.7	77.8	27.8	16.5	6.3	27.3	11.4	2.3	4.5	2.3

受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものは、「従業員の理解・協力」が 59.7%と最も高く、次いで「利用者（利用客）の理解・協力」（54.1%）、「事業主（経営者）の理解・協力」（33.9%）、「従業員に対する普及啓発」（24.5%）、「喫煙者に対する禁煙指導」（22.8%）、「施設整備の予算確保」（17.5%）、「ルール遵守の定期的なチェック」（13.3%）、「行政の指導・監督による規制」（9.3%）、「その他」（4.3%）、「担当者、担当部門、受動喫煙対策委員会等の設置」（1.7%）の順となっている。

事業所別では、「医療機関」、「飲食店」、「ホテル、旅館」で、「利用者（利用客）の理解・協力」が最も高く、他の「社会福祉施設」、「金融機関」、「デパート、スーパー」、「交通機関」では、「従業員の理解・協力」が最も多い回答となっている。

前回調査と比べると、前回調査の「利用者（利用客）の理解・協力」（66.2%）から今回調査の「従業員の理解・協力」へと変化している。

また、「飲食店」、「ホテル、旅館」では「施設整備の予算確保」の優先度が高くなっている。

前回調査（平成27年度）

■全体（計：665）

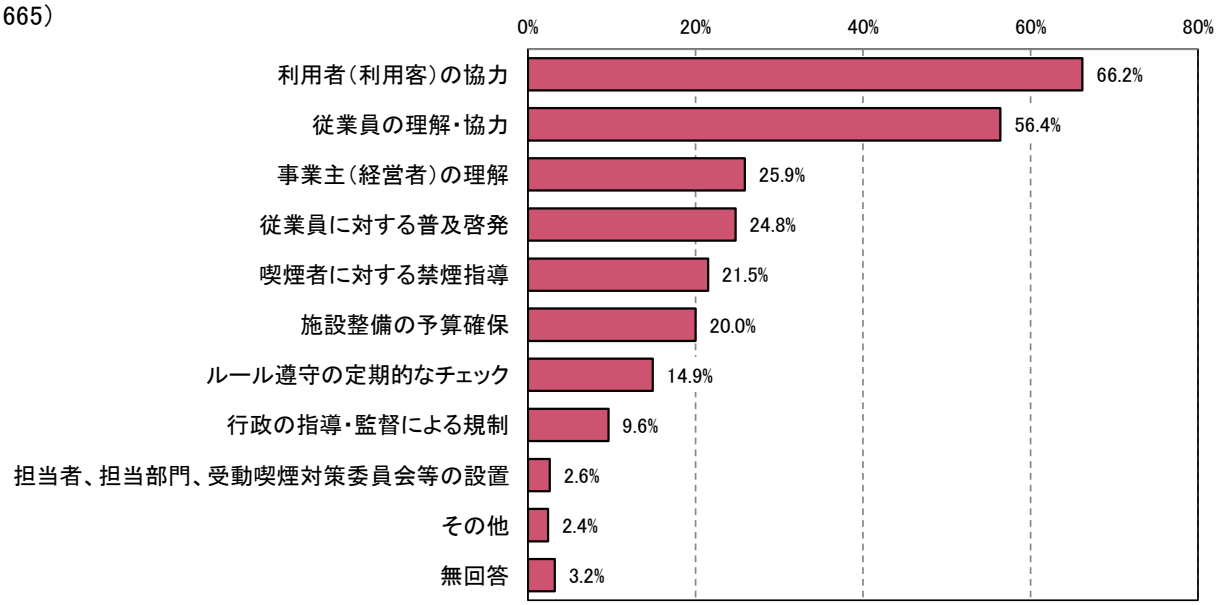

問１４　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。（○はいくつでも）

■全体（計:601）

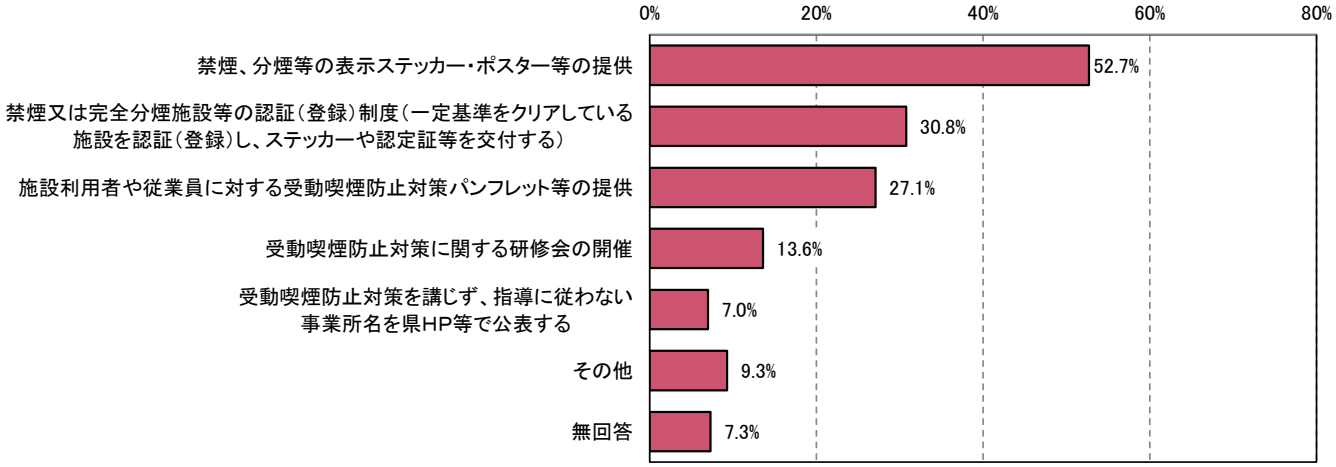

（単位:%）

	禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）	禁煙、分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供	受動喫煙防止対策に関する研修会の開催	施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供	受動喫煙防止対策を講じず、指導に従わない事業所名を県ＨＰ等で公表する	その他	無回答
全体（計：601）	30.8	52.7	13.6	27.1	7.0	9.3	7.3
医療機関（計：101）	36.6	45.5	14.9	21.8	7.9	9.9	9.9
社会福祉施設（計：99）	33.3	52.5	20.2	36.4	10.1	4.0	3.0
金融機関（計：21）	38.1	71.4	4.8	19.0	－	4.8	－
デパート、スーパー（計：30）	40.0	50.0	6.7	23.3	10.0	3.3	13.3
飲食店（計：90）	30.0	55.6	7.8	20.0	5.6	16.7	8.9
交通機関（計：15）	13.3	86.7	20.0	33.3	－	－	6.7
ホテル、旅館（計：69）	36.2	52.2	10.1	18.8	2.9	15.9	8.7
その他（計：176）	23.3	51.1	15.3	33.0	8.0	8.0	6.8

受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」が52.7%と最も高く、次いで「禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）」（30.8%）、「施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供」（27.1%）、「受動喫煙防止対策に関する研修会の開催」（13.6%）、「その他」（9.3%）、「受動喫煙防止対策を講じず、指導に従わない事業所名を県ＨＰ等で公表する」（7.0%）の順となっている。

事業所別では、すべての事業所で「禁煙、分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」が最も多かった。

また、「社会福祉施設」、「交通機関」、「その他」では「施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供」と続いている。

前回調査（平成27年度）

■全体（計：665）

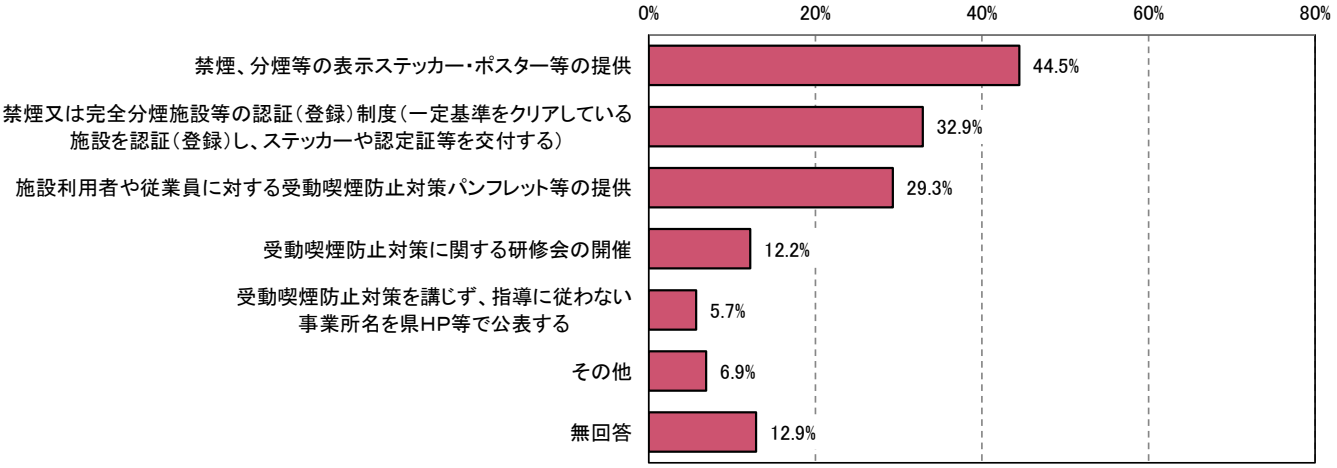

問１５　受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望についてお答えください。（○はいくつでも）

■全体（計：601）

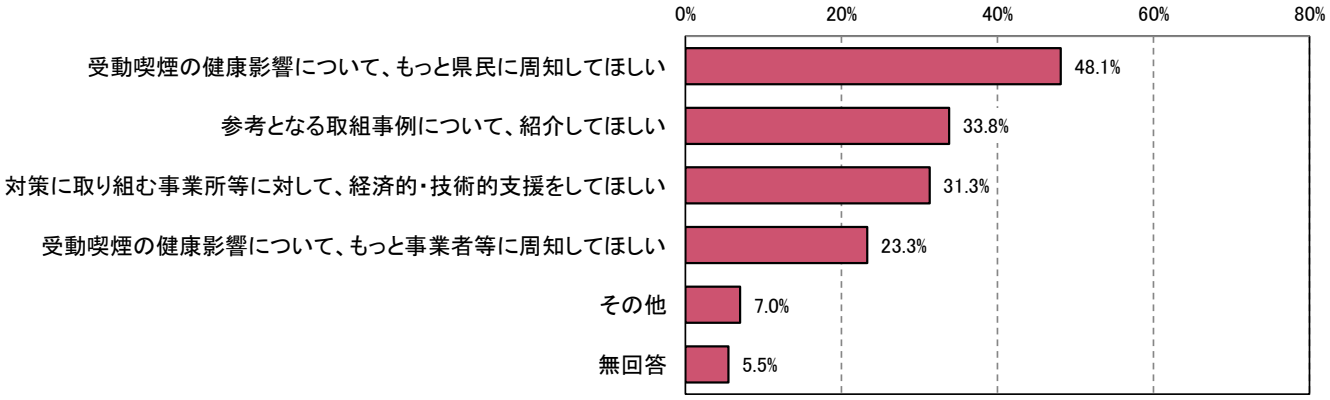

（単位：%）

	受動喫煙の健康影響について、もっと県民に周知してほしい	受動喫煙の健康影響について、もっと事業者等に周知してほしい	参考となる取組事例について、紹介してほしい	対策に取り組む事業所等に対して、経済的・技術的支援をしてほしい	その他	無回答
全体（計：601）	48.1	23.3	33.8	31.3	7.0	5.5
医療機関（計：101）	64.4	16.8	22.8	11.9	8.9	9.9
社会福祉施設（計：99）	43.4	26.3	51.5	29.3	5.1	4.0
金融機関（計：21）	38.1	14.3	33.3	23.8	4.8	－
デパート、スーパー（計：30）	60.0	16.7	40.0	30.0	3.3	3.3
飲食店（計：90）	42.2	17.8	32.2	40.0	10.0	4.4
交通機関（計：15）	40.0	33.3	40.0	26.7	－	6.7
ホテル、旅館（計：69）	40.6	27.5	33.3	53.6	4.3	4.3
その他（計：176）	47.2	27.8	29.5	31.8	8.0	5.7

受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望についてでは、「受動喫煙の健康影響について、もっと県民に周知してほしい」が 48.1%と最も高く、次いで「参考となる取組事例について、紹介してほしい」（33.8%）、「対策に取り組む事業所等に対して、経済的・技術的支援をしてほしい」（31.3%）、「受動喫煙の健康影響について、もっと事業者等に周知してほしい」（23.3%）、「その他」（7.0%）の順となっている。

事業所別では、「ホテル、旅館」で「対策に取り組む事業所等に対して、経済的・技術的支援をしてほしい」が最も高く、「社会福祉施設」と「交通機関」では「参考となる取組事例について、紹介してほしい」が最も多い。他の事業所では「受動喫煙の健康影響について、もっと県民に周知してほしい」が最も多い回答となっている。

問１６　受動喫煙防止対策について、東京都では、国の法律による規制に加え、独自の条例を施行しますが、秋田県独自の条例による規制について、お考えをお答えください。（○はひとつ）

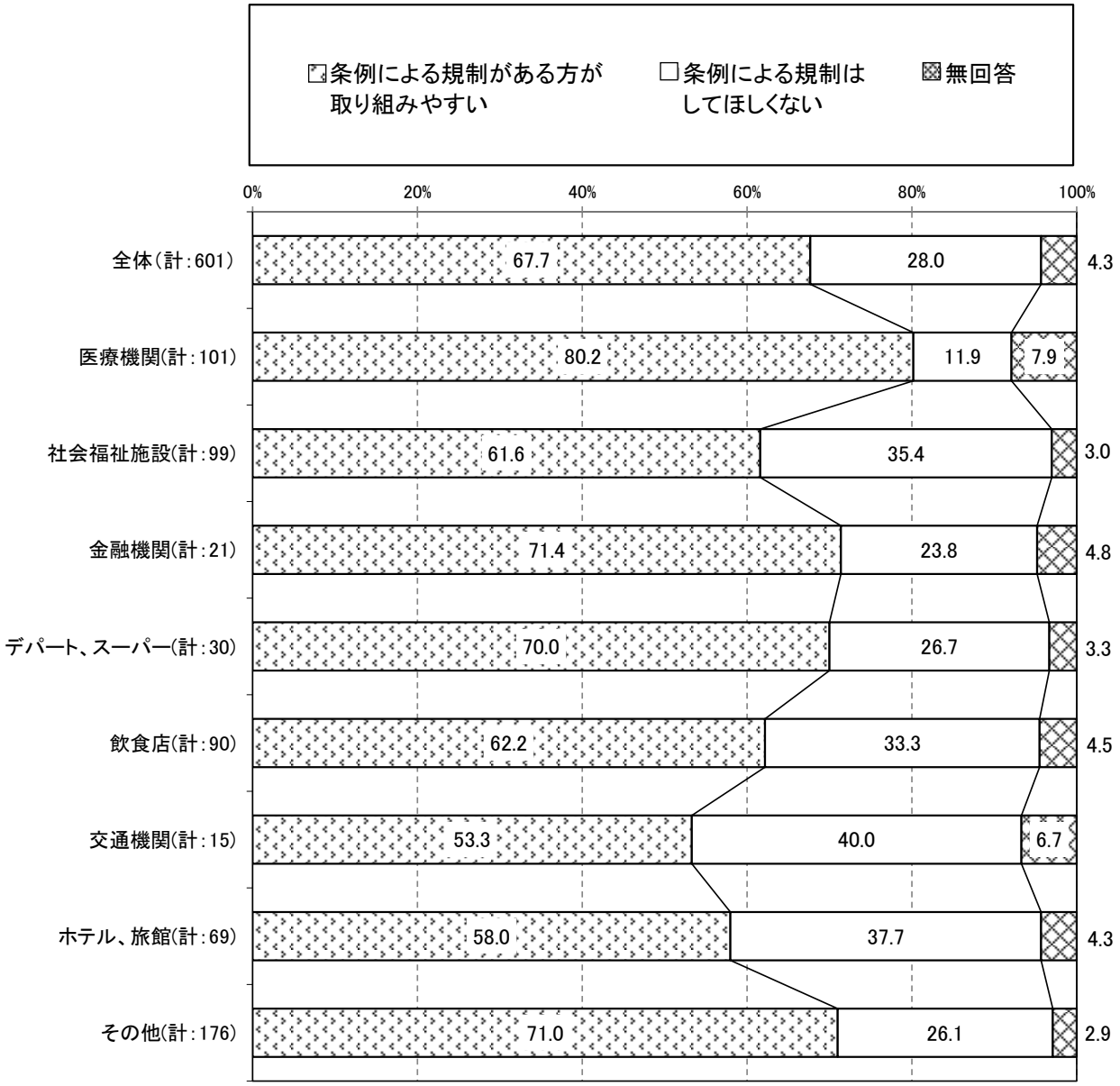

受動喫煙防止対策について、東京都では、国の法律による規制に加え、独自の条例を施行しますが、秋田県独自の条例による規制についてでは、「条例による規制がある方が取り組みやすい」（67.7%）、「条例による規制はしてほしくない」（28.0%）となっている。

事業所別では、すべての事業所で「条例による規制がある方が取り組みやすい」と回答しており、最も高い事業所は「医療機関」の 80.2%で、次いで「金融機関」（71.4%）、「その他」（71.0%）の順となっている。

また、「条例による規制はしてほしくない」の回答が最も高い事業所は「交通機関」（40.0%）で、次いで「ホテル、旅館」（37.7%）、「社会福祉施設」（35.4%）の順となっている。

問１７　問１６で「１．条例による規制がある方が取り組みやすい」を選んだ事業所等にお伺いします。具体的にどのような規制が良いとお考えですか。（○はひとつ）

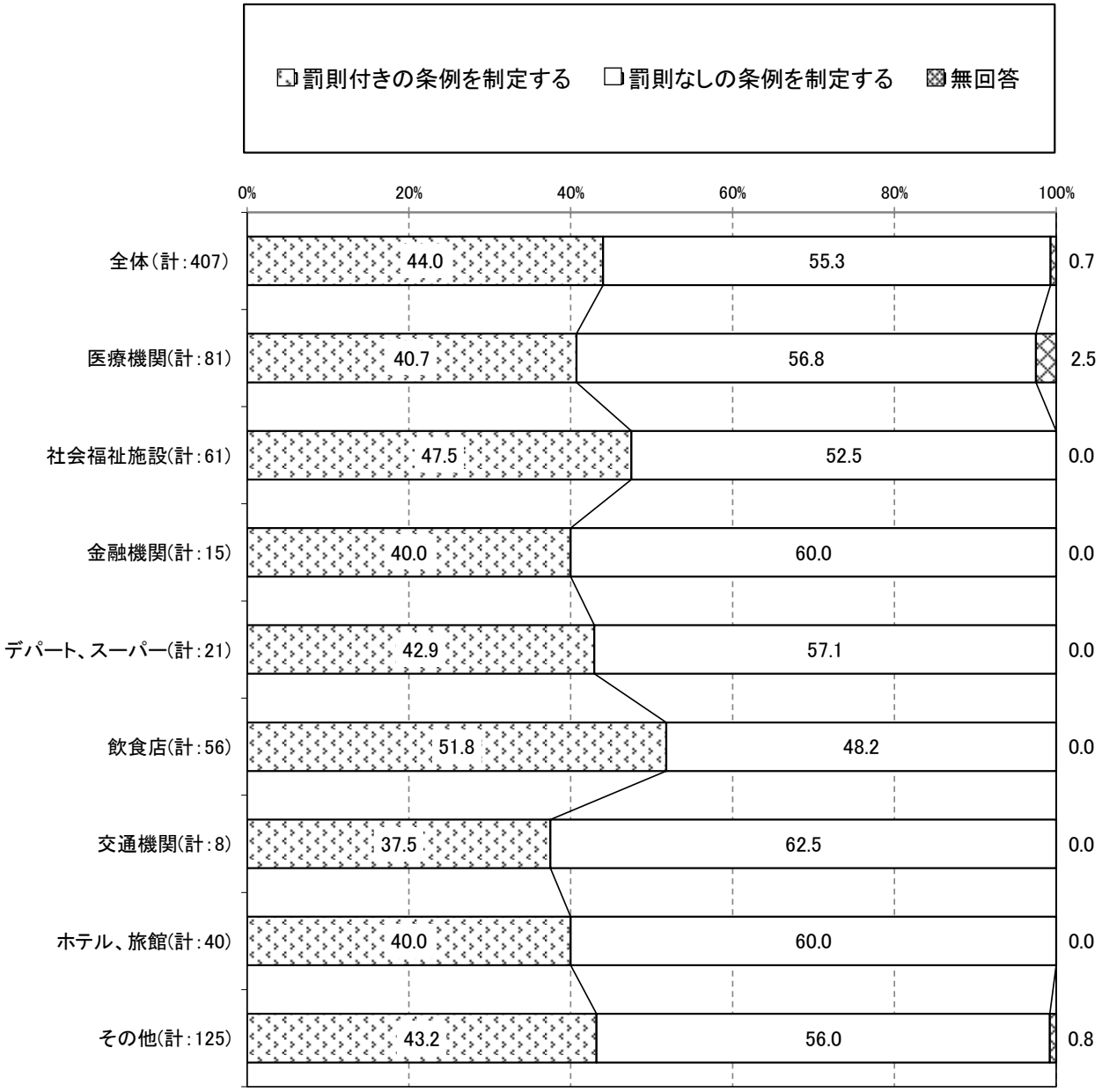

罰則付きの条例を制定するかどうかでは「罰則付きの条例を制定する」（44.0%）、「罰則なしの条例を制定する」（55.3%）となっている。

事業所別では、「飲食店」で「罰則付きの条例を制定する」が５割を超えたが、他の事業所では「罰則なしの条例を制定する」と回答している。

医療機関の調査結果

問２　貴事業所等の従業員は何人ですか。（○は１つ）

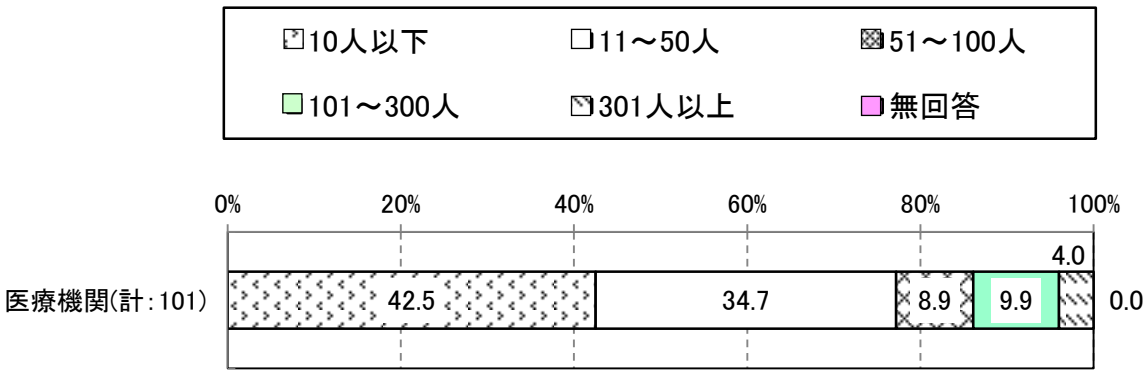

事業所等の従業員数は、「10 人以下」が 42.5%と最も高く、次いで「11～50 人」（34.7%）、「101～300 人」（9.9%）、「51～100 人」（8.9%）、「301 人以上」（4.0%）の順となっている。

問３　貴事業所等の１日あたりの平均利用者は何人くらいですか。（○は１つ）
※従業員を除く。病院、介護・福祉施設等の場合、入院（所）者数を含む。

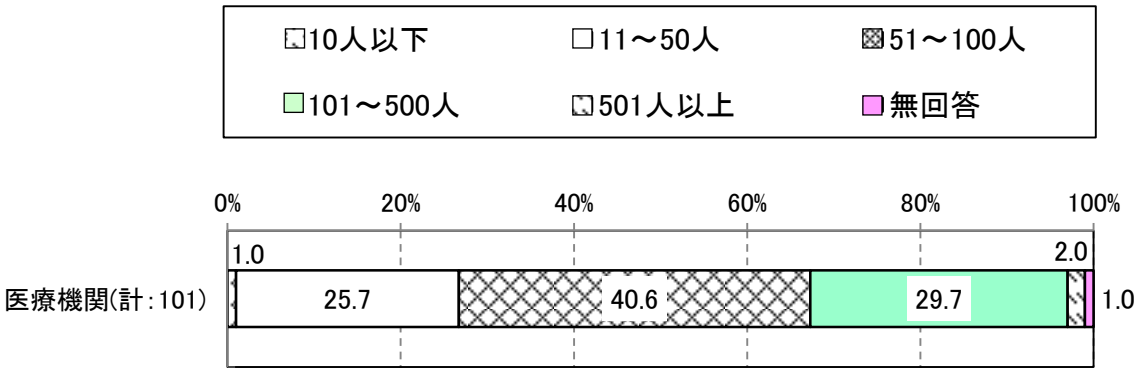

事業所等の１日あたりの平均利用者数は、「51～100 人」が、40.6%と最も高く、次いで「101～500 人」（29.7%）、「11～50 人」（25.7%）、「501 人以上」（2.0%）、「10 人以下」（1.0%）の順となっている。

問４　貴事業所等の所在地をお答えください。（○は１つ）

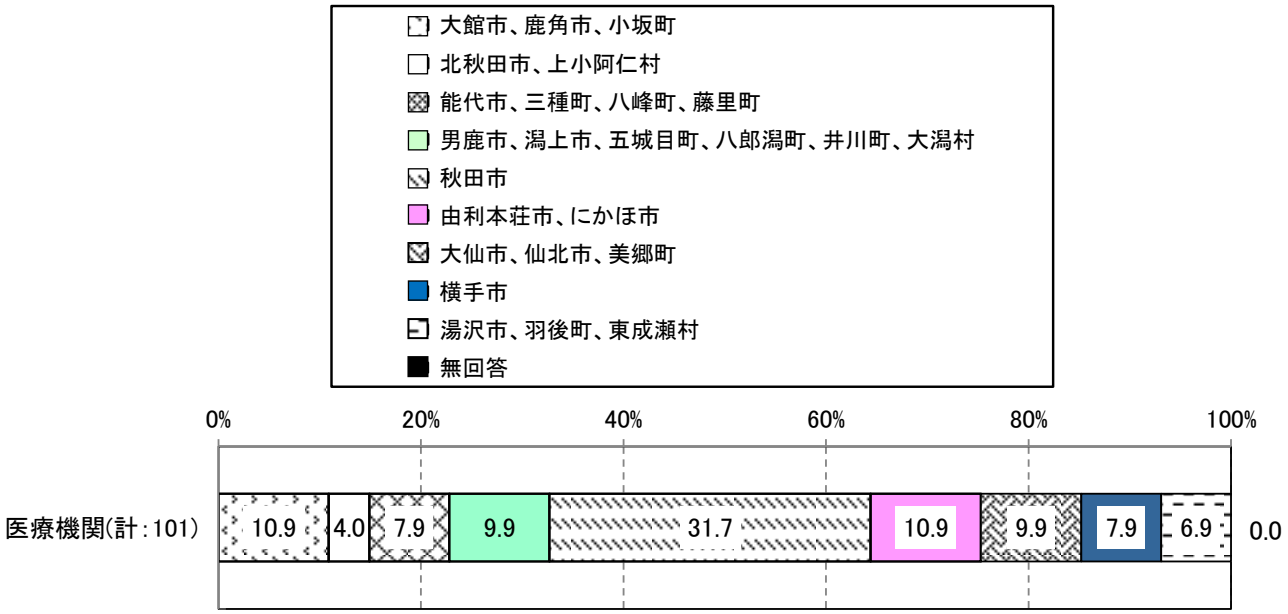

事業所の所在地は、上記の通りとなっている。

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援を実施していますか。（○は１つ）

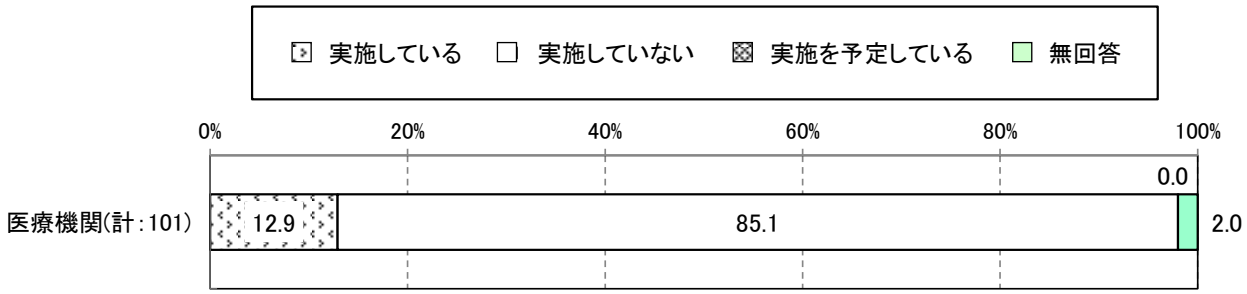

従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する従業員等へ何らかの支援を実施しているかでは、「実施していない」（85.1%）、「実施している」（12.9%）となっている。また、「実施を予定している」の回答は無かった。

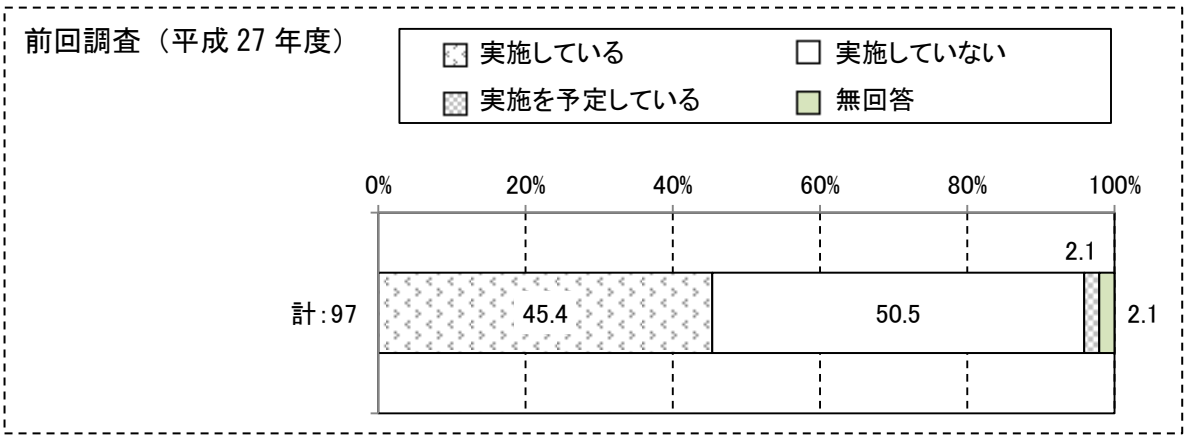

問６　受動喫煙が健康に影響があることを知っていますか。（○は一つ）

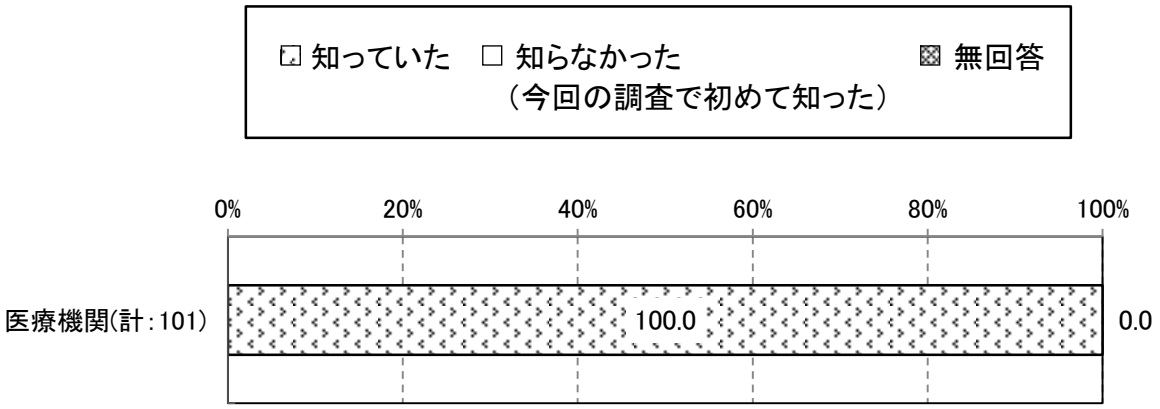

受動喫煙が健康に影響があることを知っているかでは、「知っていた」（100.0%）となった。また、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」の回答は無かった。

前回調査（平成 27 年度）

たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙の方が多いことを知っていましたか。（○は１つ）

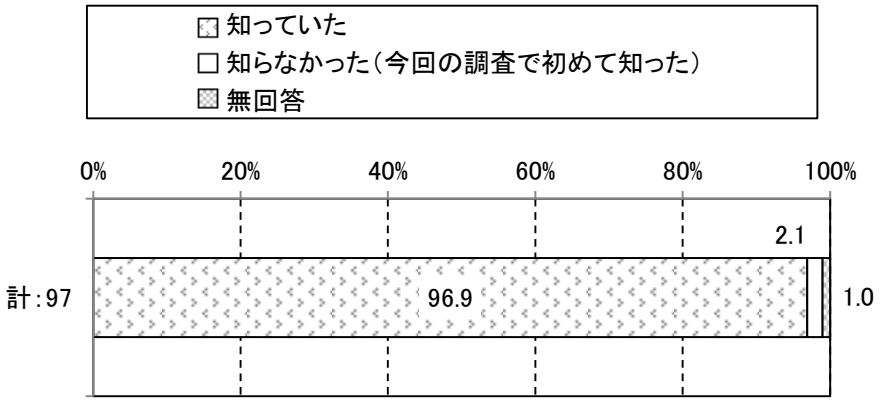

問７　禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っていましたか。（○は１つ）

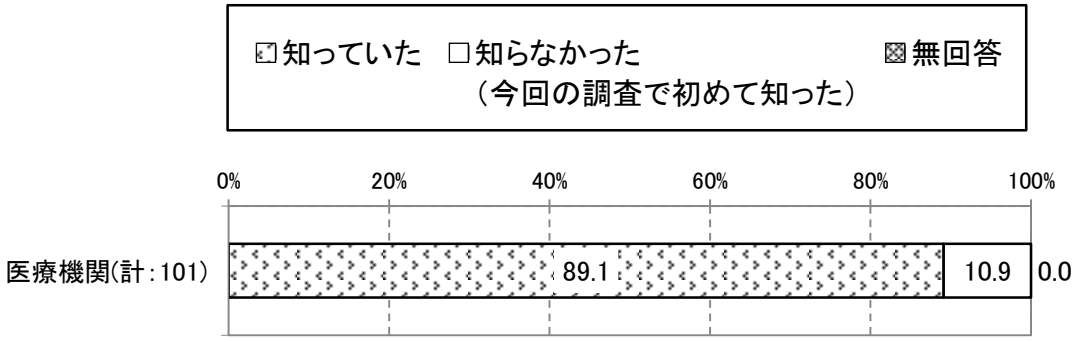

禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っているかでは、「知っていた」（89.1%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（10.9%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

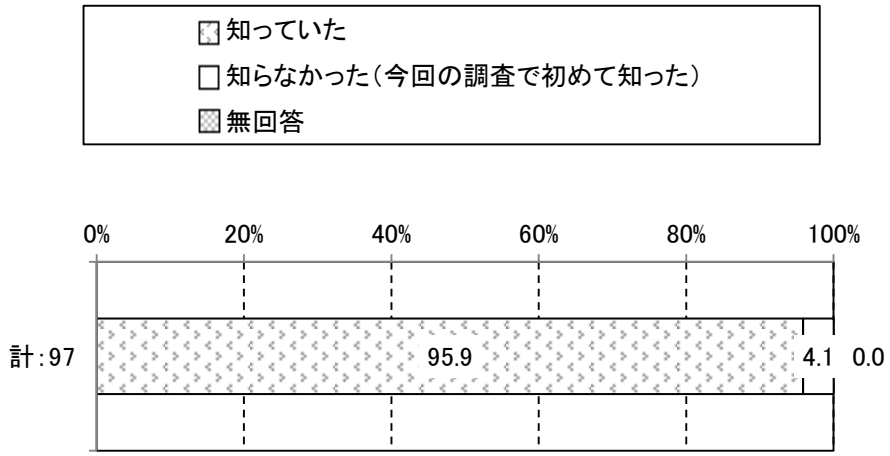

問８　秋田県では、施設・区域ごとの受動喫煙防止対策の指針として「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」（以下ガイドラインという）を定めています。このガイドラインについて知っていましたか。（○は１つ）

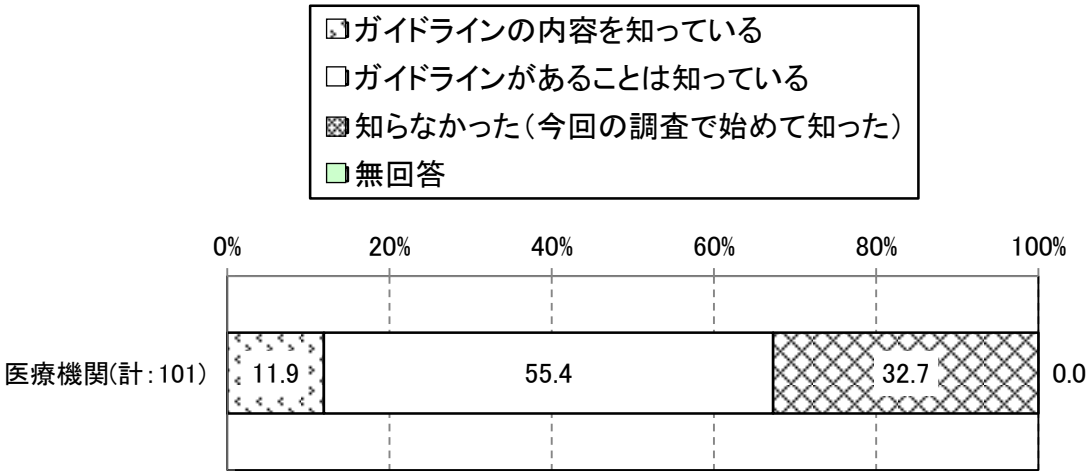

秋田県では、施設・区域ごとの受動喫煙防止対策の指針として「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」を定めています。このガイドラインについて知っているかでは、「ガイドラインがあることは知っている」（55.4%）、「知らなかった（今回の調査で始めて知った）」（32.7%）、「ガイドラインの内容を知っている」（11.9%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

秋田県では、条例で、「県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」と定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

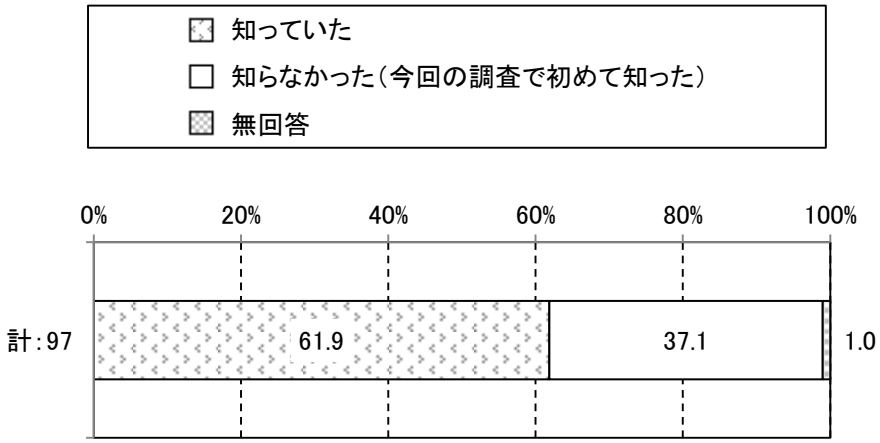

問９　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

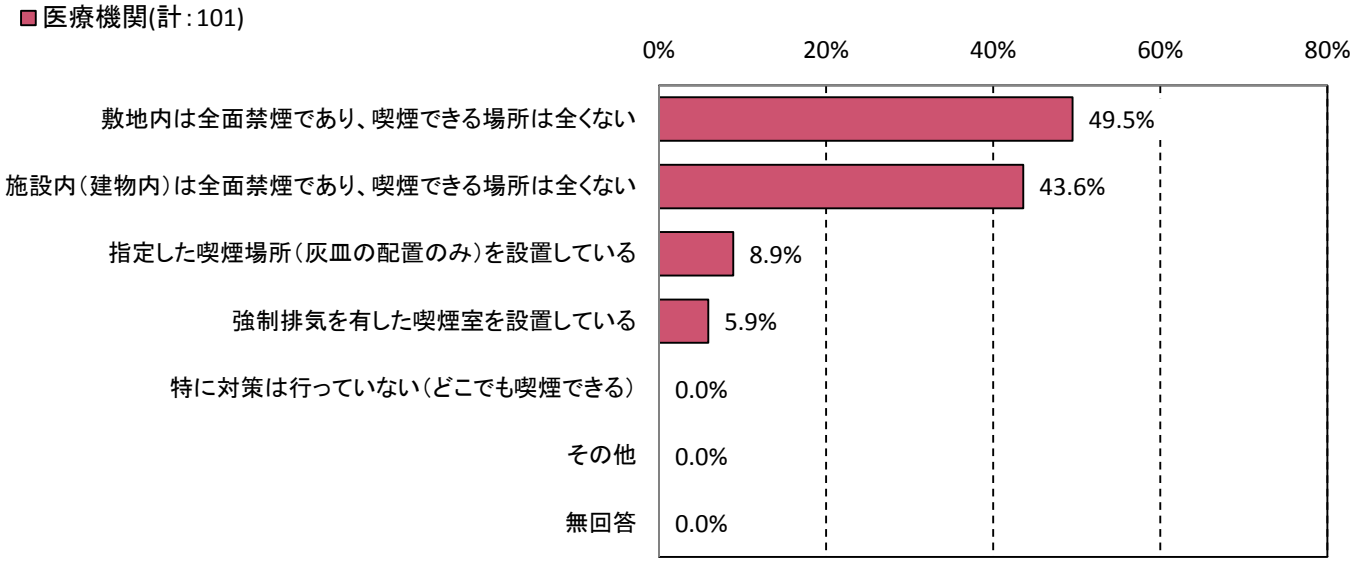

事業所等における喫煙環境は、「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」が49.5％で最も高く、次いで「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（43.6％）、「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」（8.9％）、「強制排気を有した喫煙室を設置している」（5.9％）の順となっている。

また、「特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）」の回答は無かった。

前回調査（平成27年度）

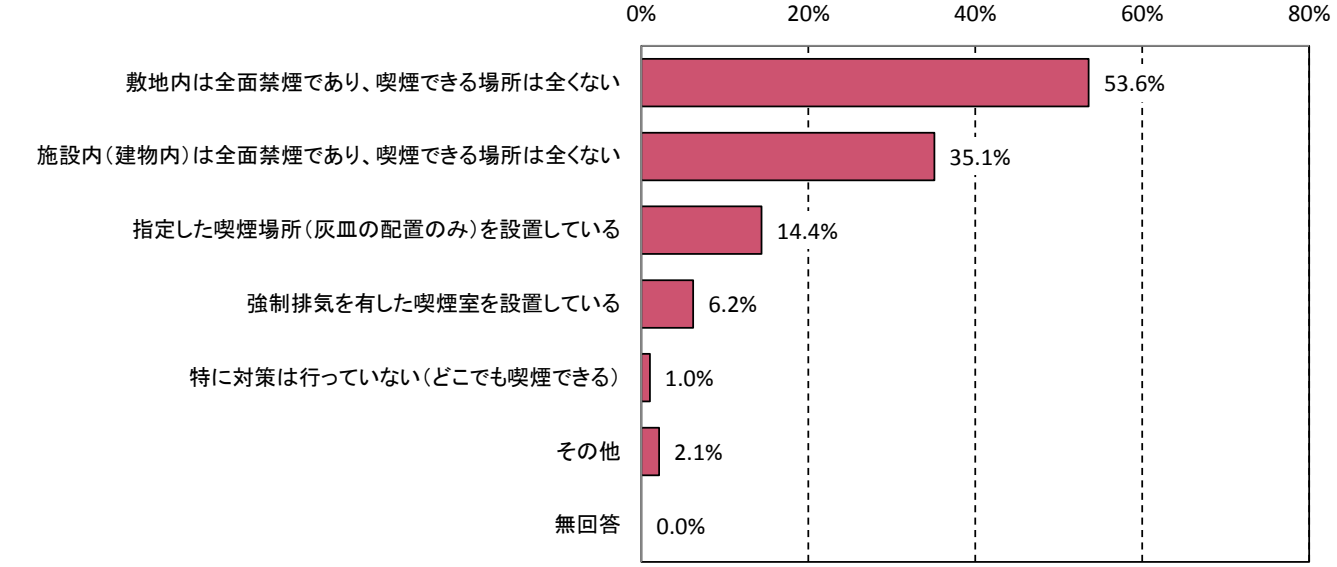

問１０　問９で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内（建物内）禁煙を行っていない理由は何ですか。（○はいくつでも）

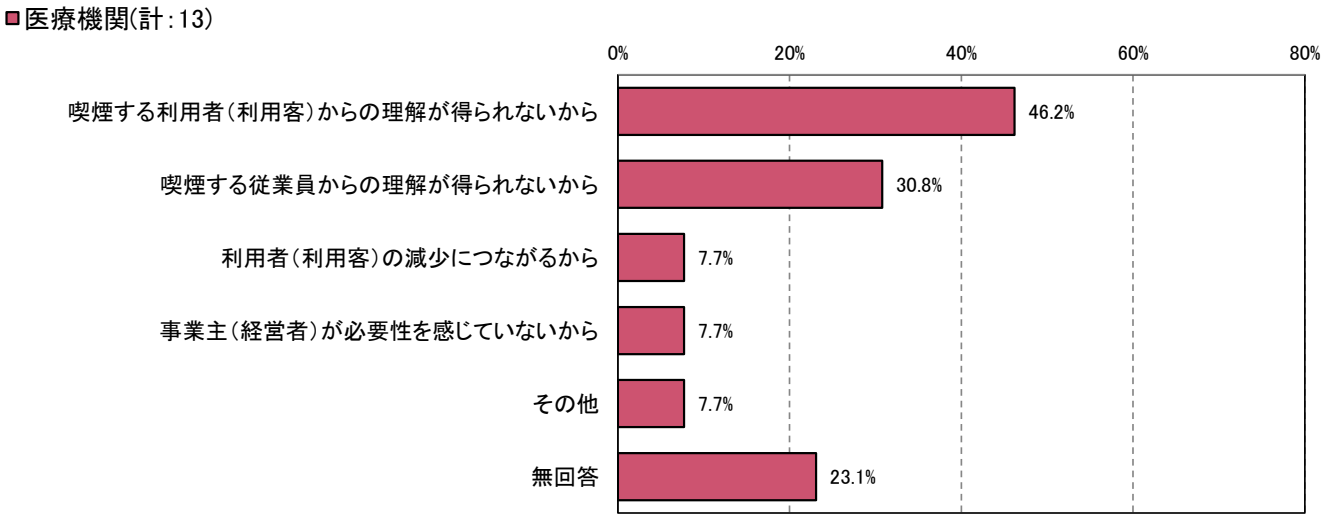

事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内（建物内）禁煙を行っていない理由は、「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」が、46.2%と最も高く、次いで「喫煙する従業員からの理解が得られないから」（30.8%）、同率で「利用者（利用客）の減少につながるから」（7.7%）、「事業主（経営者）が必要性を感じていないから」（7.7%）、「その他」（7.7%）の順となっている。

前回調査（平成27年度）

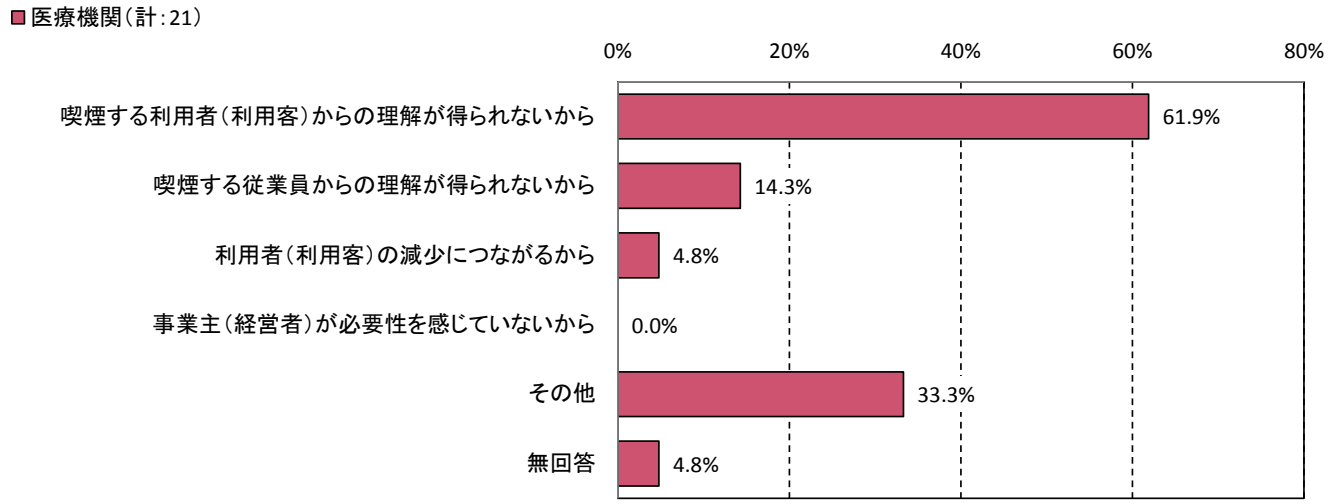

問１１　問９で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。
（○は１つ）

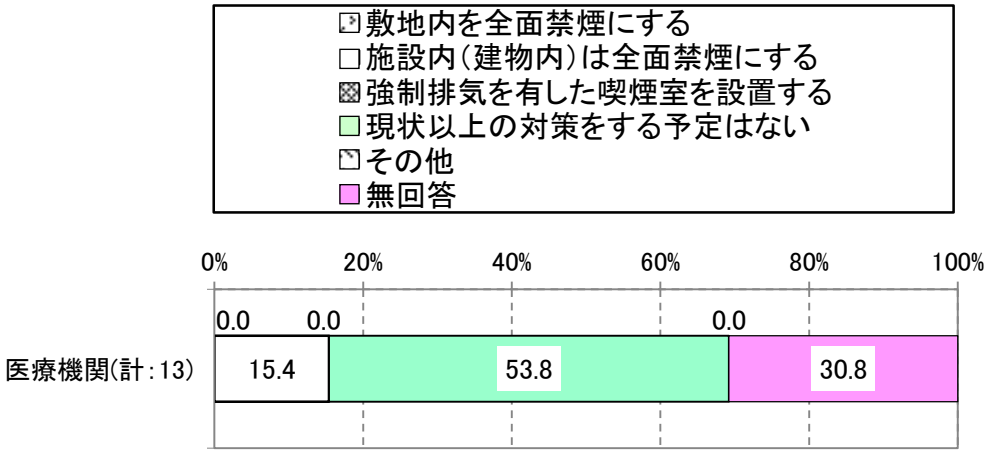

受動喫煙防止対策の今後の予定については、「現状以上の対策をする予定はない」が 53.8%で最も高くなっている。次いで、「施設内（建物内）は全面禁煙にする」（15.4%）となっている。また、「敷地内を全面禁煙にする」及び「強制排気を有した喫煙室を設置する」の回答は無かった。

前回調査（平成 27 年度）

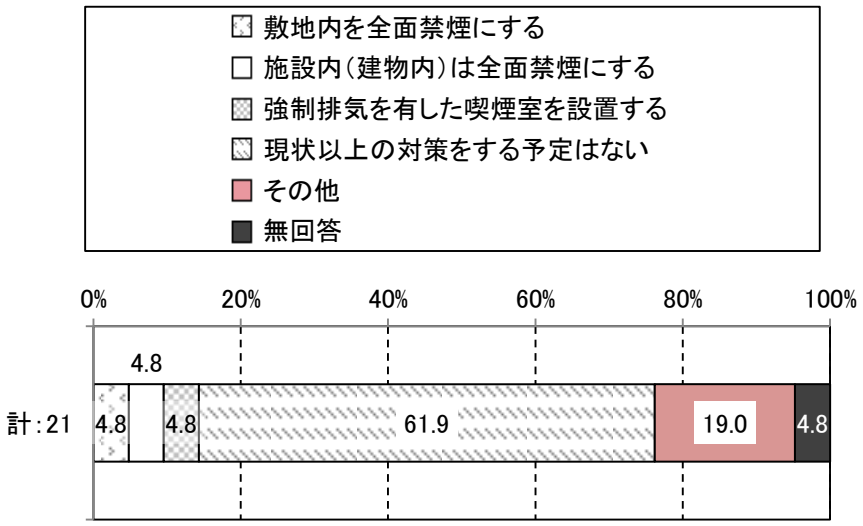

問１２　貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えていますか。（○は１つ）

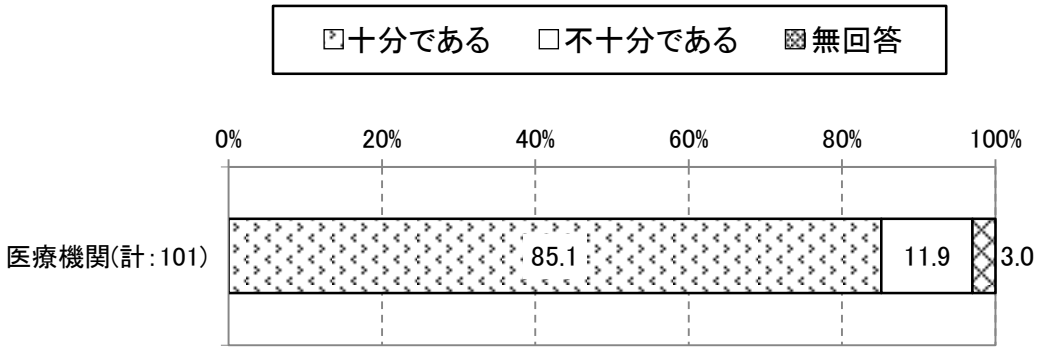

受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えているかでは、「十分である」(85.1%)、「不十分である」（11.9%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

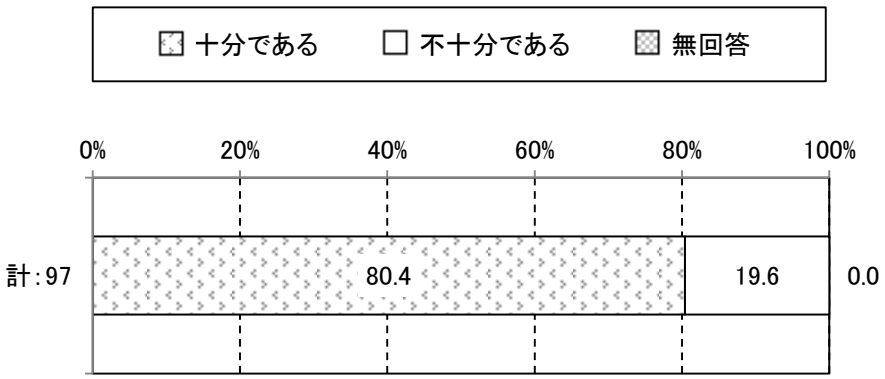

問１３　貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。（○はいくつでも）

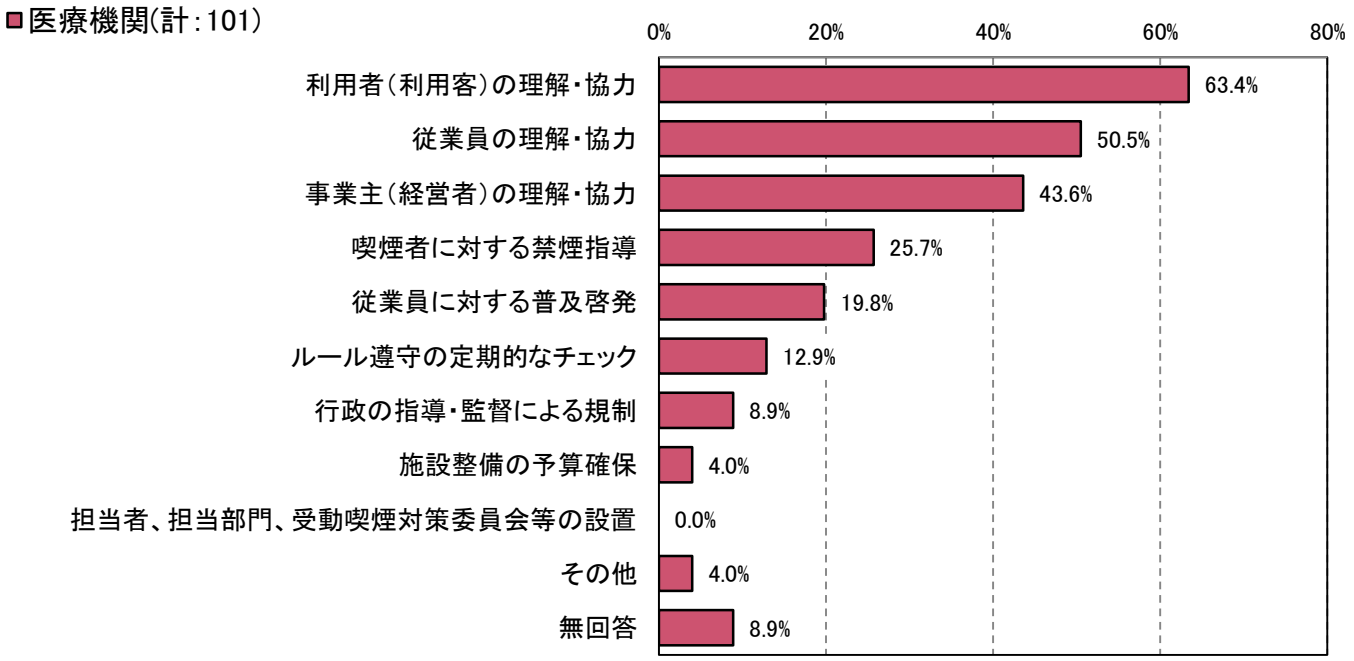

受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものは、「利用者（利用客）の理解・協力」が 63.4%と最も高く、次いで「従業員の理解・協力」（50.5%）、「事業主（経営者）の理解・協力」（43.6%）、「喫煙者に対する禁煙指導」（25.7%）、「従業員に対する普及啓発」（19.8%）、「ルール遵守の定期的なチェック」（12.9%）、「行政の指導・監督による規制」（8.9%）、同率で「施設整備の予算確保」（4.0%）、「その他」（4.0%）の順となっている。

前回調査（平成27年度）

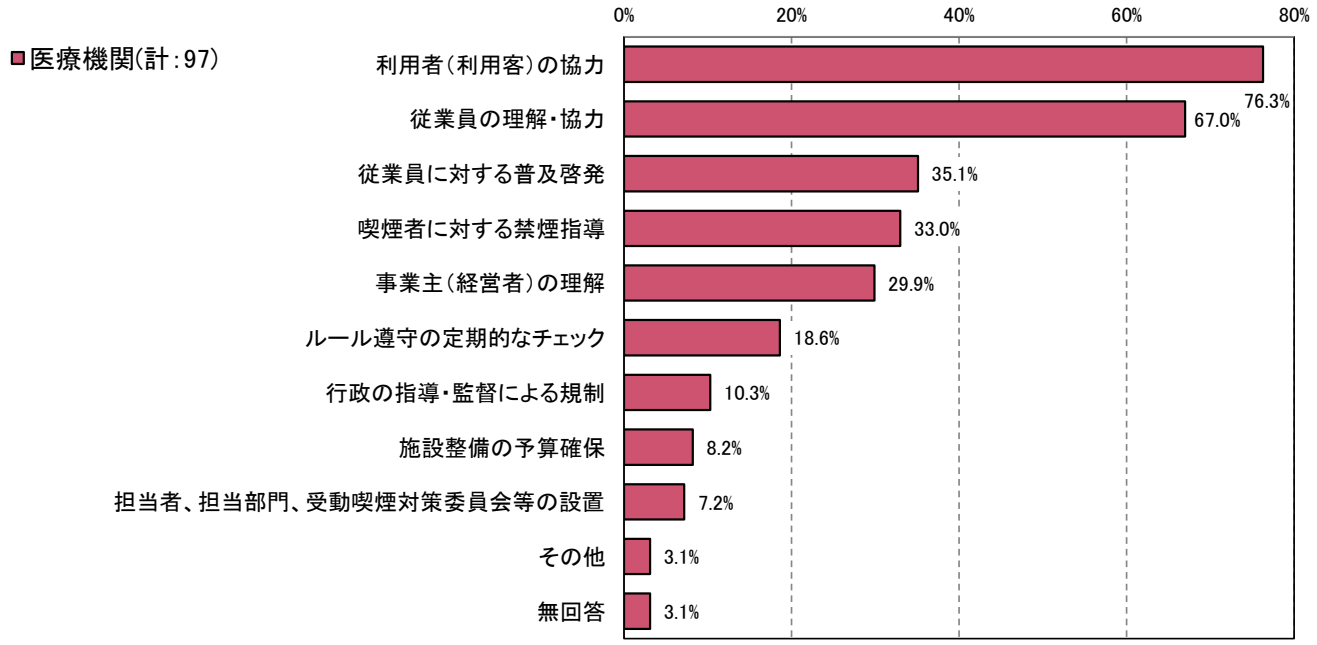

問１４　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。（○はいくつでも）

■医療機関(計:101)

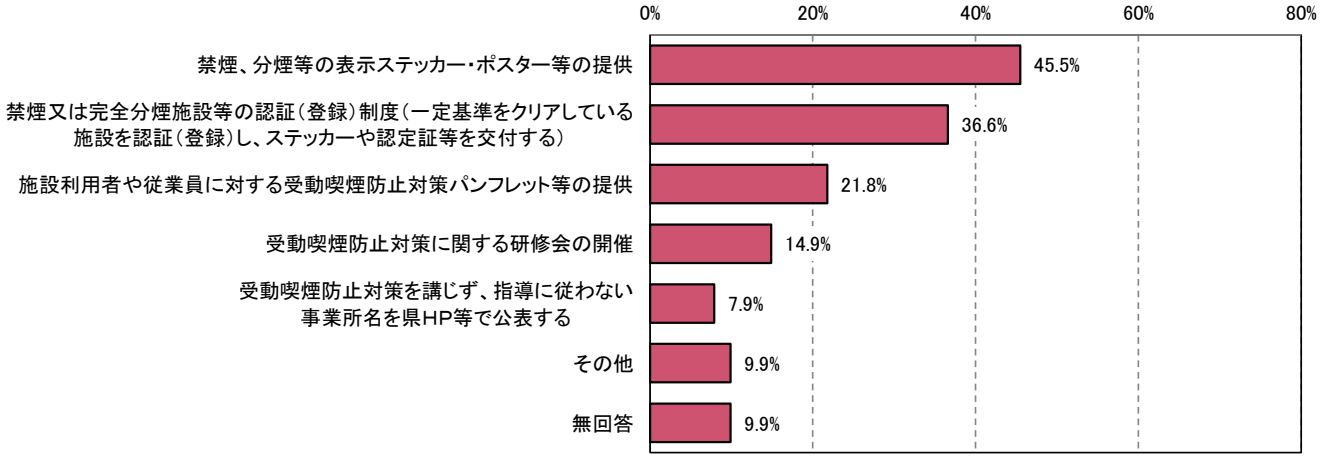

受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」が 45.5%と最も高く、次いで「禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）」（36.6%）、「施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供」（21.8%）、「受動喫煙防止対策に関する研修会の開催」（14.9%）、「その他」（9.9%）、「受動喫煙防止対策を講じず、指導に従わない事業所名を県ＨＰ等で公表する」（7.9%）の順となっている。

前回調査（平成27年度）

■医療機関(計:97)

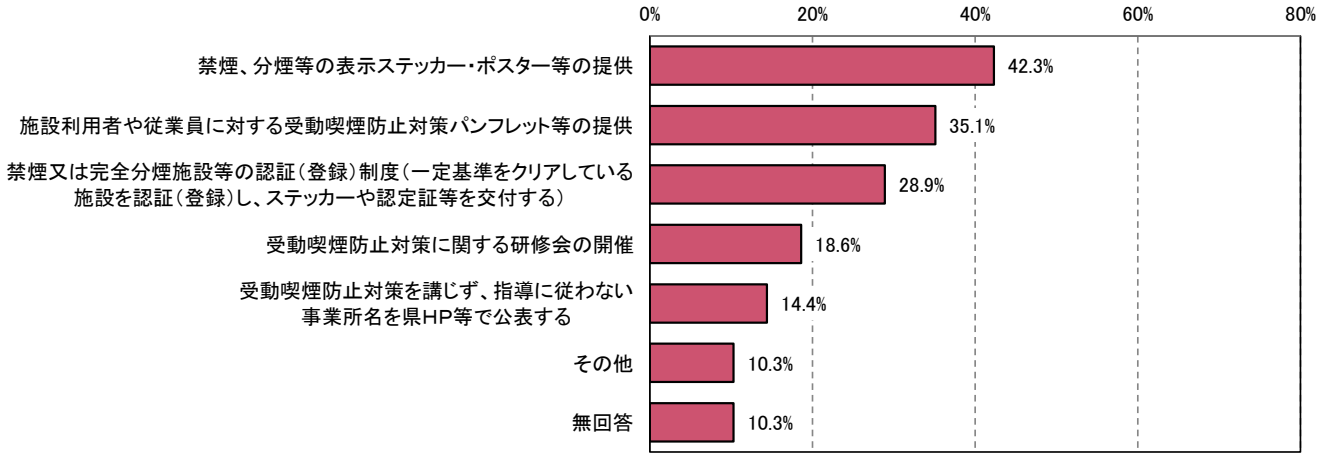

問１５　受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望についてお答えください。（○はいくつでも）

■医療機関(計:101)

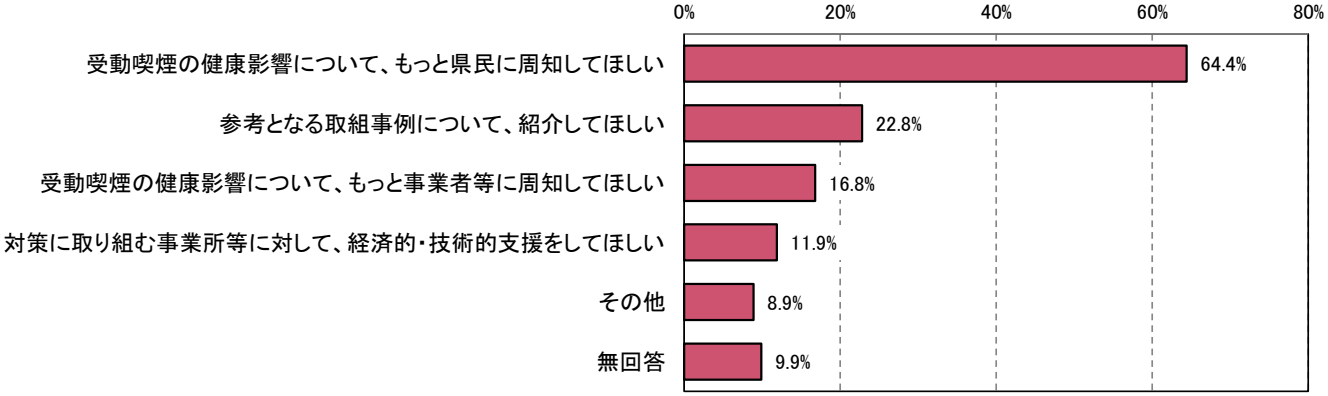

受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望についてでは、「受動喫煙の健康影響について、もっと県民に周知してほしい」が 64.4%と最も高く、次いで「参考となる取組事例について、紹介してほしい」（22.8%）、「受動喫煙の健康影響について、もっと事業者等に周知してほしい」（16.8%）、「対策に取り組む事業所等に対して、経済的・技術的支援をしてほしい」（11.9%）、「その他」（8.9%）の順となっている。

問１６　受動喫煙防止対策について、東京都では、国の法律による規制に加え、独自の条例を施行しますが、秋田県独自の条例による規制について、お考えをお答えください。（○はひとつ）

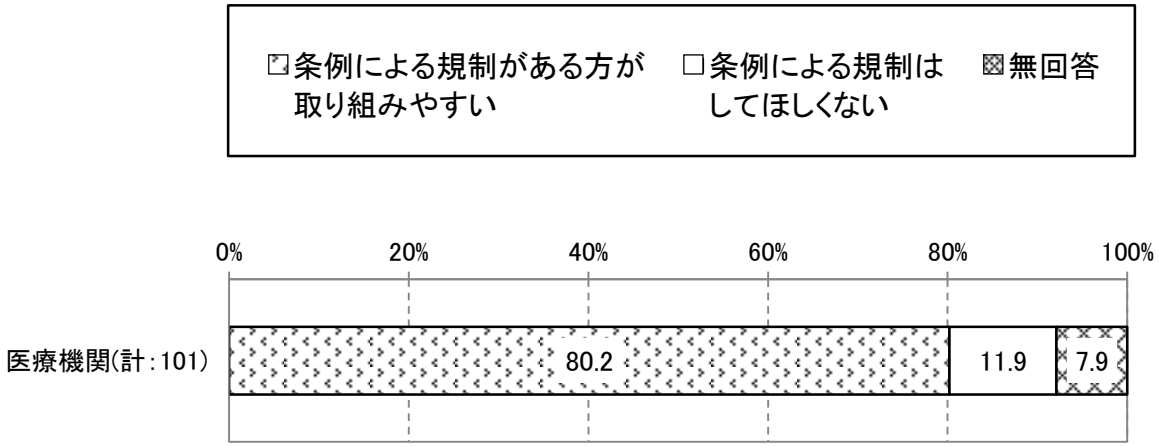

受動喫煙防止対策について、東京都では、国の法律による規制に加え、独自の条例を施行しますが、秋田県独自の条例による規制についてでは、「条例による規制がある方が取り組みやすい」（80.2%）、「条例による規制はしてほしくない」（11.9%）となっている。

問１７　問１６で「１．条例による規制がある方が取り組みやすい」を選んだ事業所等にお伺いします。具体的にどのような規制が良いとお考えですか。（○はひとつ）

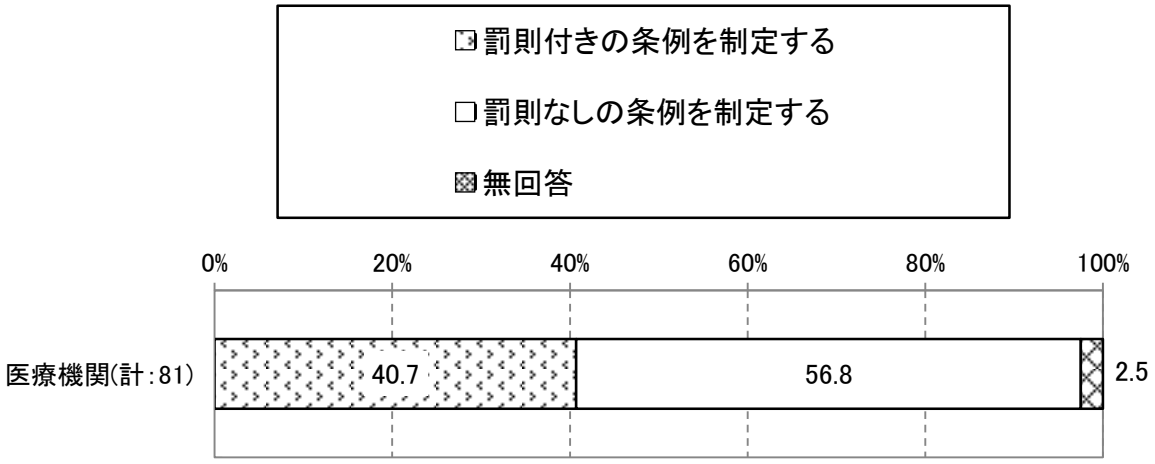

罰則付きの条例を制定するかどうかでは、「罰則付きの条例を制定する」（40.7%）、「罰則なしの条例を制定する」（56.8%）となっている。

社会福祉施設の調査結果

問２　貴事業所等の従業員は何人ですか。（○は１つ）

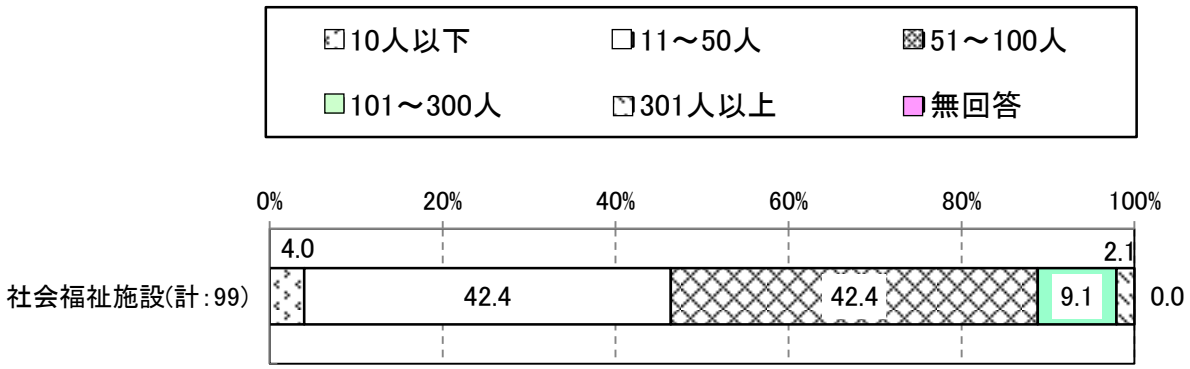

事業所等の従業員数は、「11～50 人」と「51～100 人」が 42.4%と最も高く、次いで「101～300 人」（9.1%）、「10 人以下」（4.0%）、「301 人以上」（2.1%）の順となっている。

問３　貴事業所等の１日あたりの平均利用者は何人くらいですか。（○は１つ）
※従業員を除く。病院、介護・福祉施設等の場合、入院（所）者数を含む。

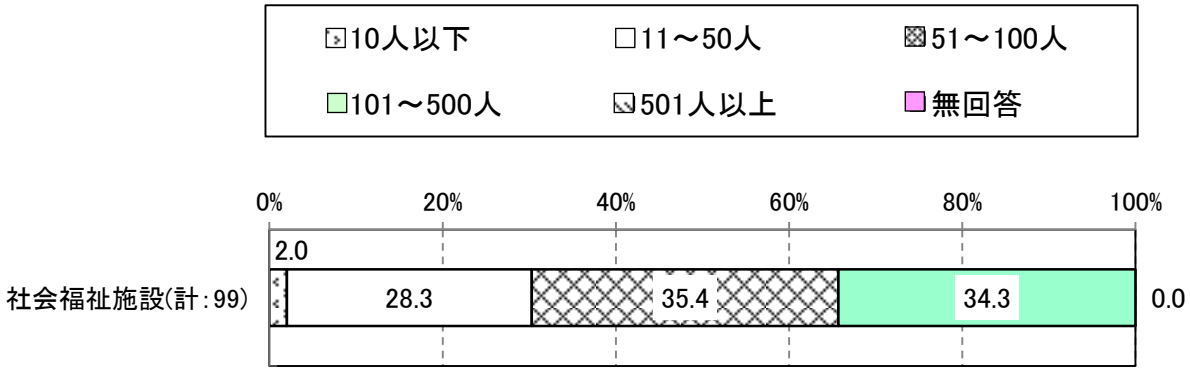

事業所等の１日あたりの平均利用者数は、「51～100 人」が 35.4%と最も高く、次いで「101～500 人」（34.3%）、「11～50 人」（28.3%）、「10 人以下」（2.0%）の順となっている。

問４　貴事業所等の所在地をお答えください。（○は１つ）

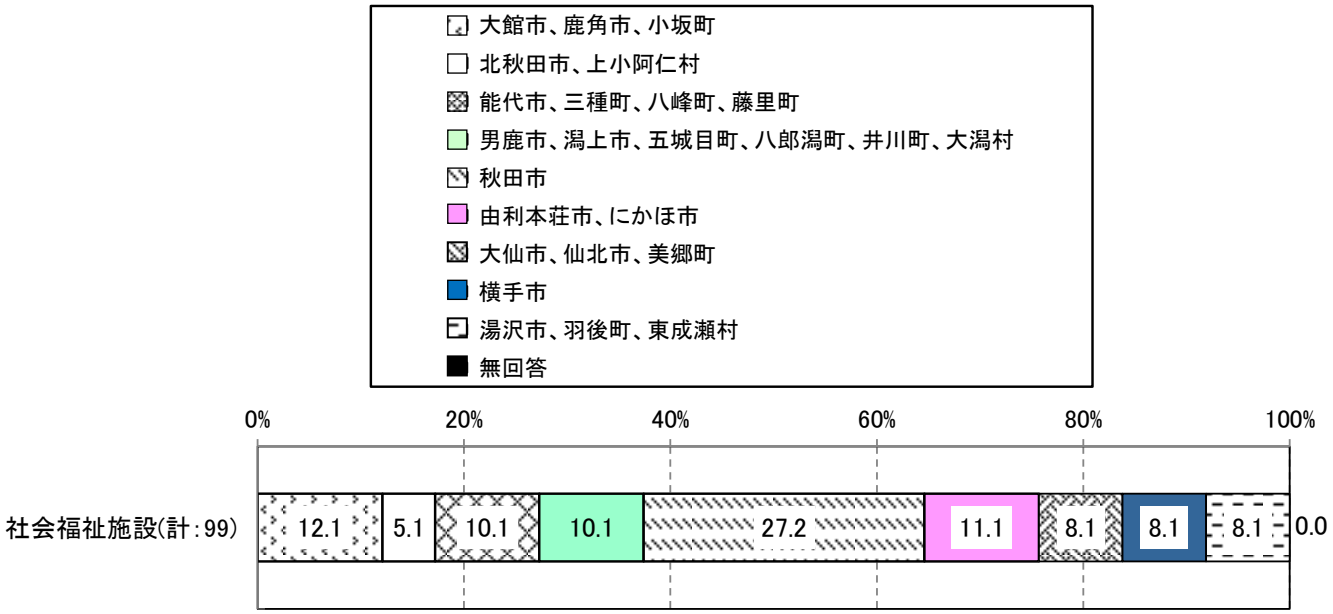

事業所の所在地は、上記の通りとなっている。

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援を実施していますか。（○は１つ）

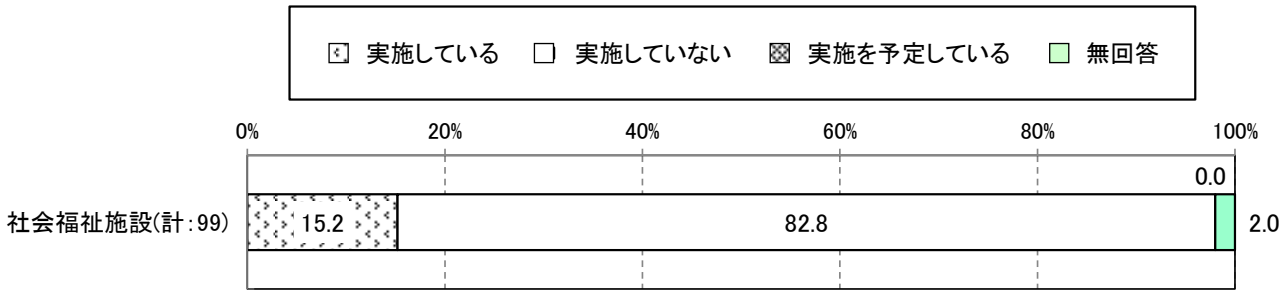

従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する従業員等へ何らかの支援を実施しているかでは、「実施していない」が82.8%、「実施している」が15.2%となっている。また、「実施を予定している」の回答は無かった。

前回調査（平成 27 年度）

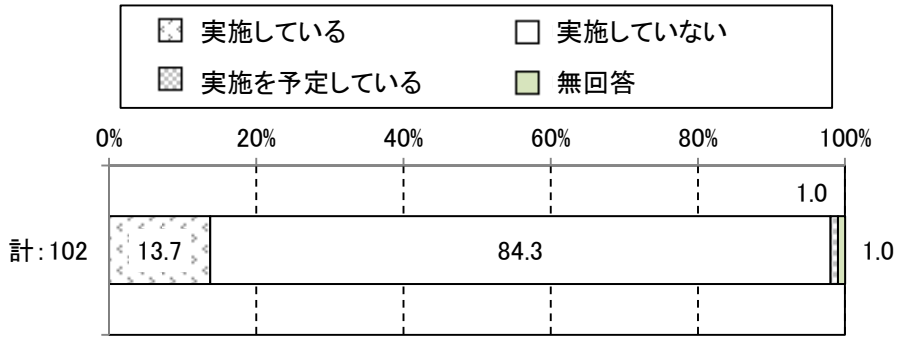

問６　受動喫煙が健康に影響があることを知っていますか。（○は一つ）

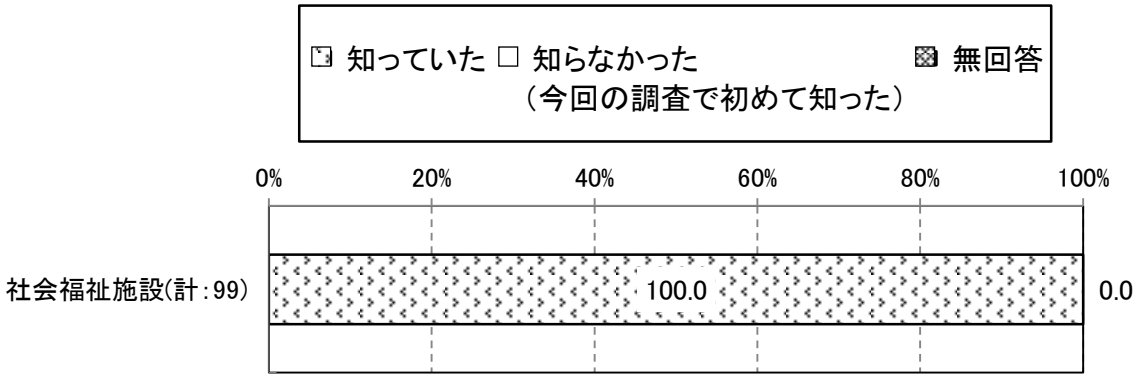

受動喫煙が健康に影響があることを知っているかでは、「知っていた」が100.0%となっている。また、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」の回答は無かった。

前回調査（平成 27 年度）

たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙の方が多いことを知っていましたか。（○は１つ）

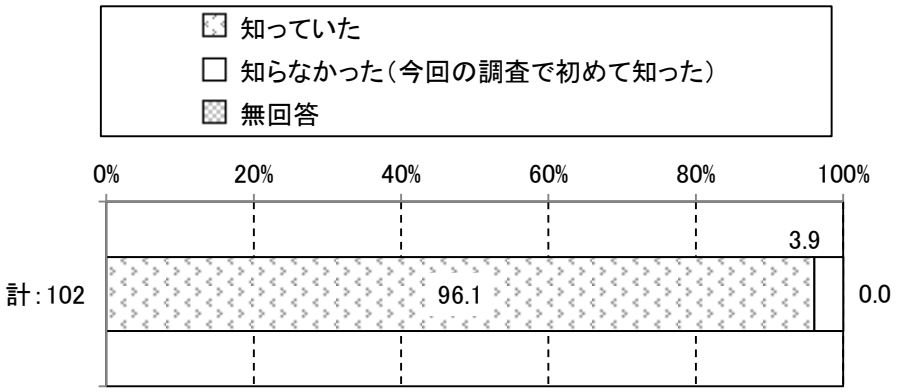

問７　禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っていましたか。（○は１つ）

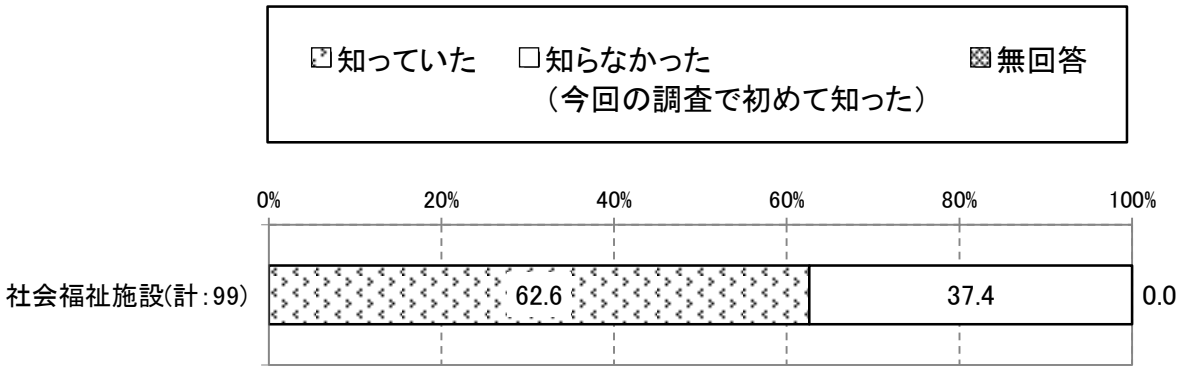

禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っているかでは、「知っていた」（62.6%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（37.4%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

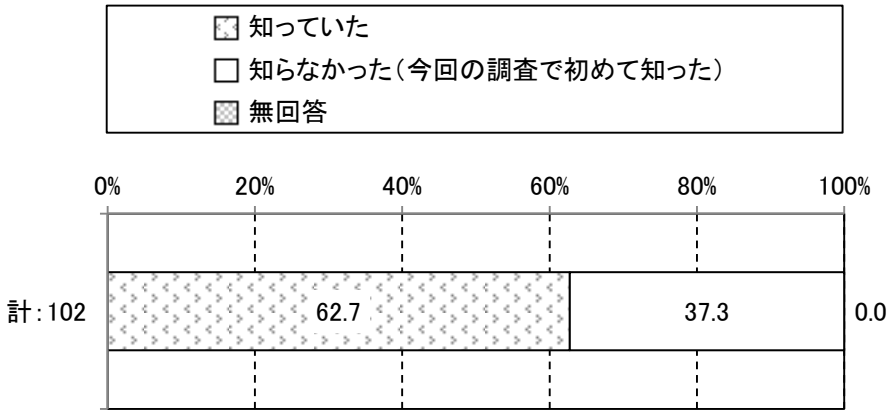

問８　秋田県では、施設・区域ごとの受動喫煙防止対策の指針として「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」（以下ガイドラインという）を定めています。このガイドラインについて知っていましたか。（○は１つ）

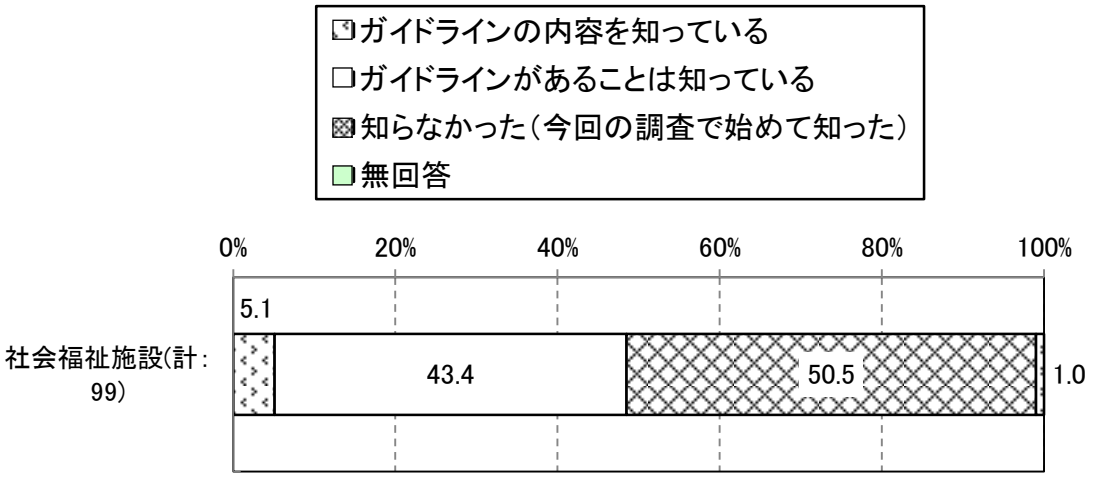

秋田県では、施設・区域ごとの受動喫煙防止対策の指針として「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」を定めています。このガイドラインについて知っているかでは、「知らなかった（今回の調査で始めて知った）」（50.5%）、「ガイドラインがあることは知っている」（43.4%）、「ガイドラインの内容を知っている」（5.1%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

秋田県では、条例で、「県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」と定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

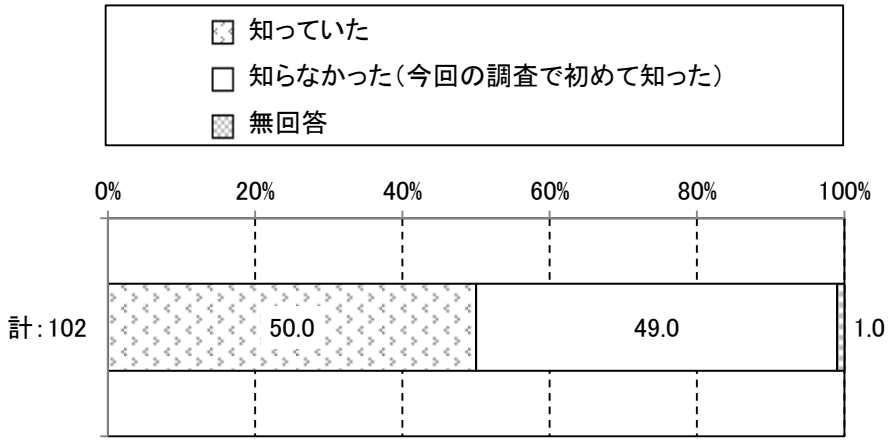

問９　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

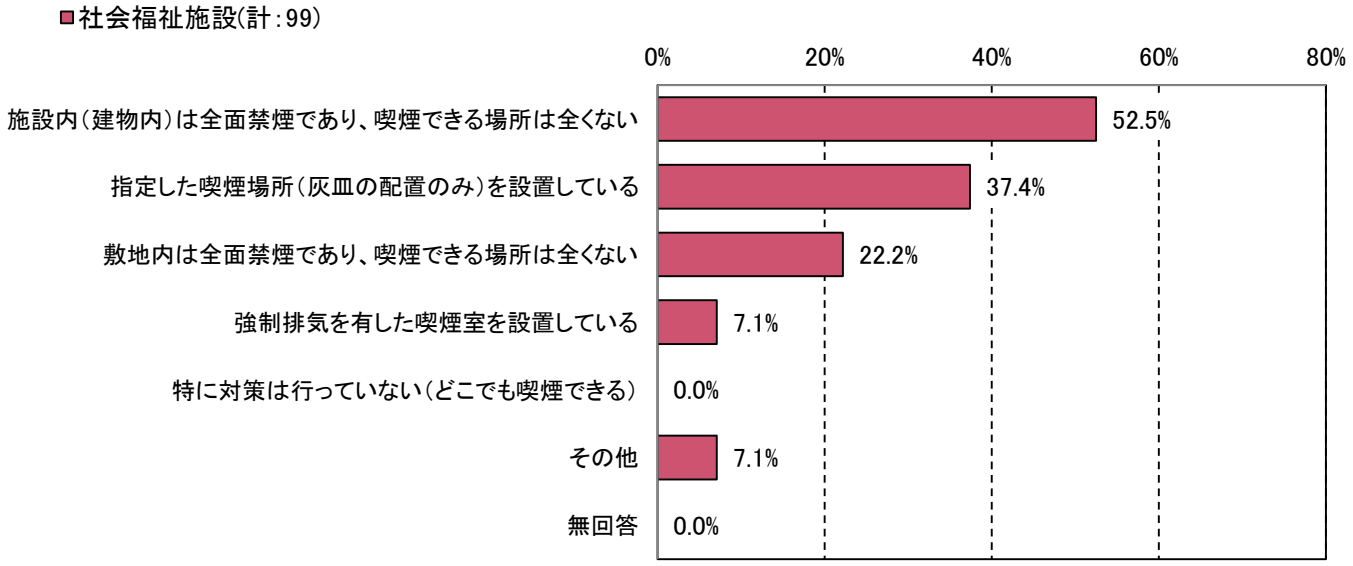

事業所等における喫煙環境は、「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」が52.5%と最も高く、次いで「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」（37.4%）、「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（22.2%）、同率で「強制排気を有した喫煙室を設置している」（7.1%）、「その他」（7.1%）の順となっている。

前回調査（平成27年度）

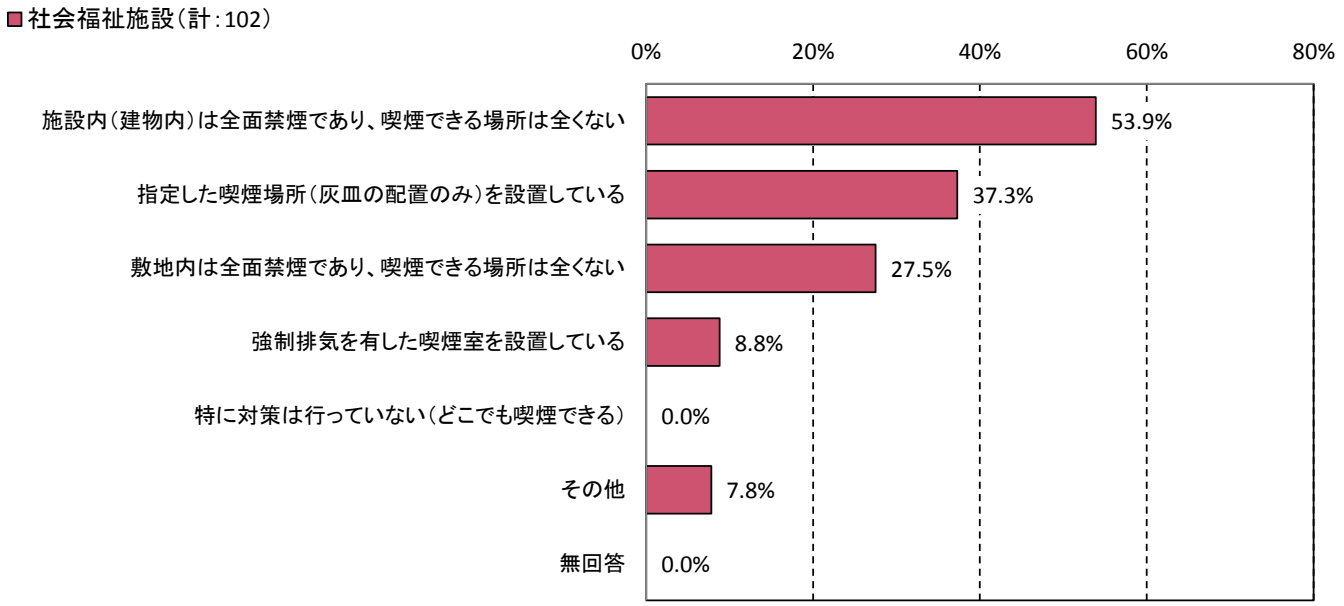

問１０　問９で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内（建物内）禁煙を行っていない理由は何ですか。（○はいくつでも）

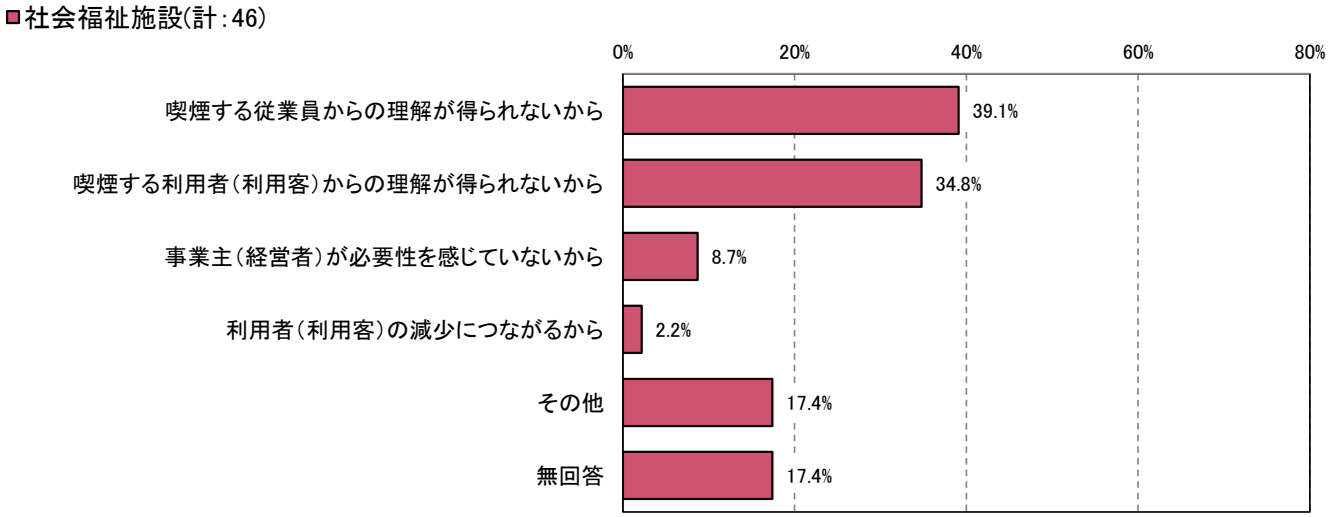

事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内（建物内）禁煙を行っていない理由は、「喫煙する従業員からの理解が得られないから」が39.1％と最も高く、次いで「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」（34.8％）、「その他」（17.4％）、「事業主（経営者）が必要性を感じていないから」（8.7％）、「利用者（利用客）の減少につながるから」（2.2％）の順となっている。「その他」回答は17.4％となっている。

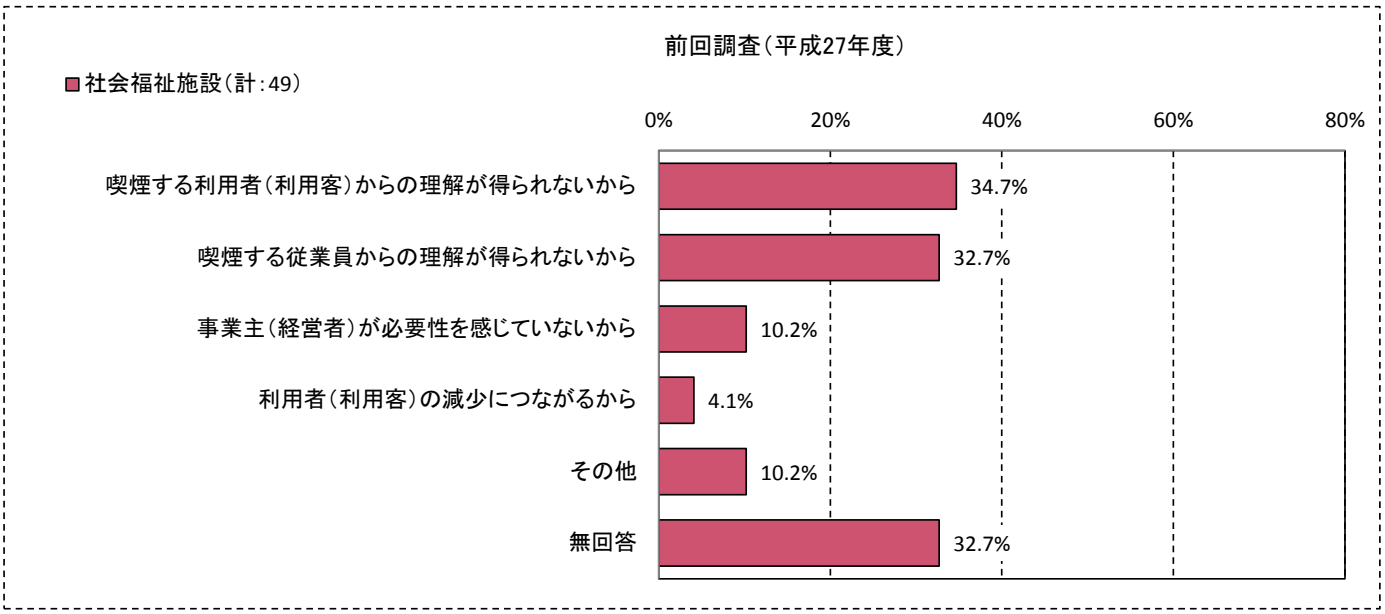

問１１　問９で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。
（○は１つ）

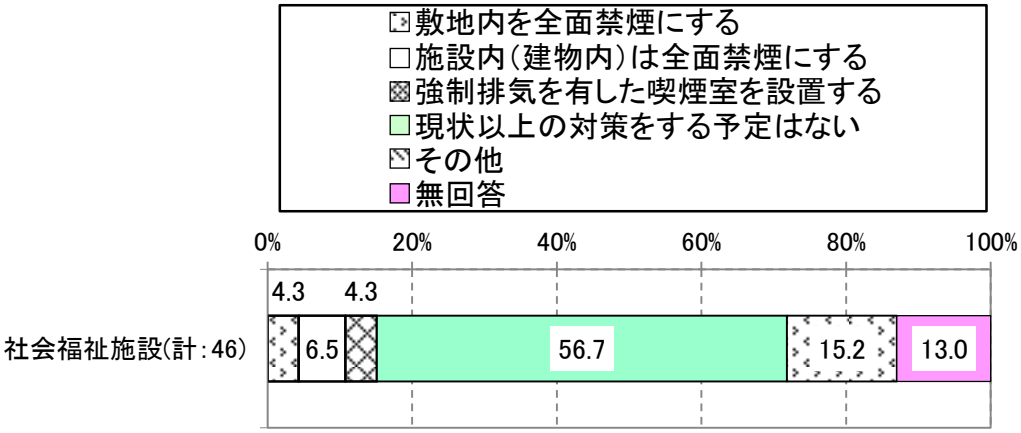

受動喫煙防止対策の今後の予定については、「現状以上の対策をする予定はない」が56.7％と最も高くなっている。予定されている受動喫煙対策では、「施設内（建物内）は全面禁煙にする」（6.5％）、同率で「敷地内を全面禁煙にする」（4.3％）、「強制排気を有した喫煙室を設置する」（4.3％）の順となっている。「その他」回答は15.2％となっている。

前回調査（平成 27 年度）

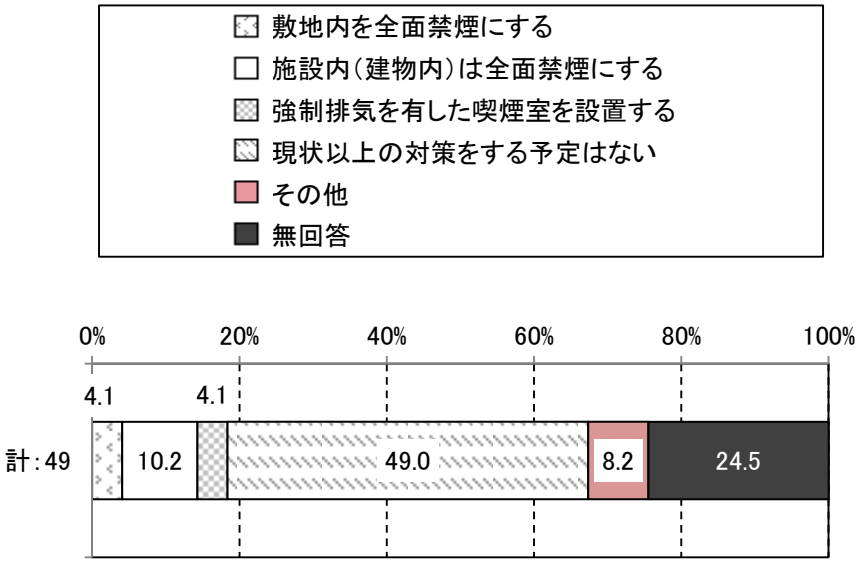

問１２　貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えていますか。（○は１つ）

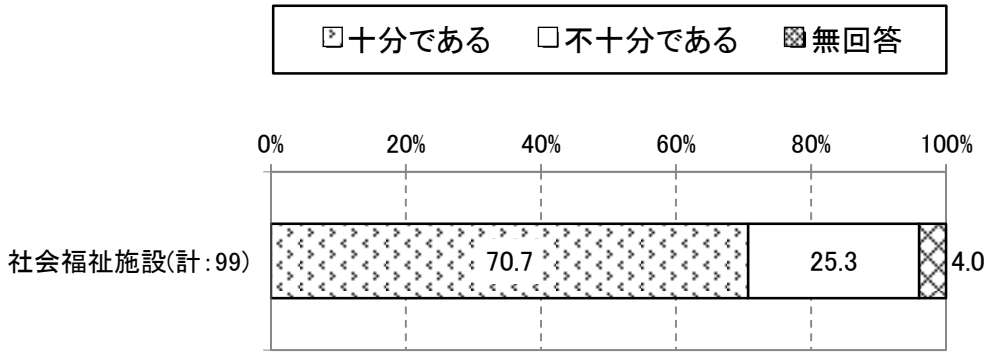

受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えているかでは、「十分である」（70.7%）、「不十分である」（25.3%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

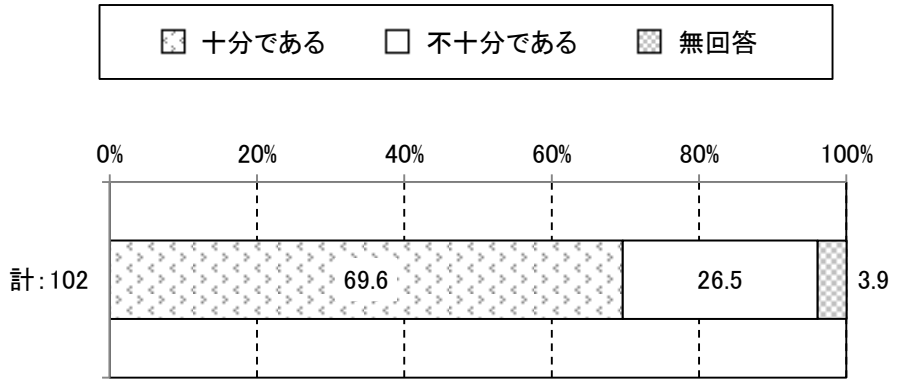

問１３　貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。（○はいくつでも）

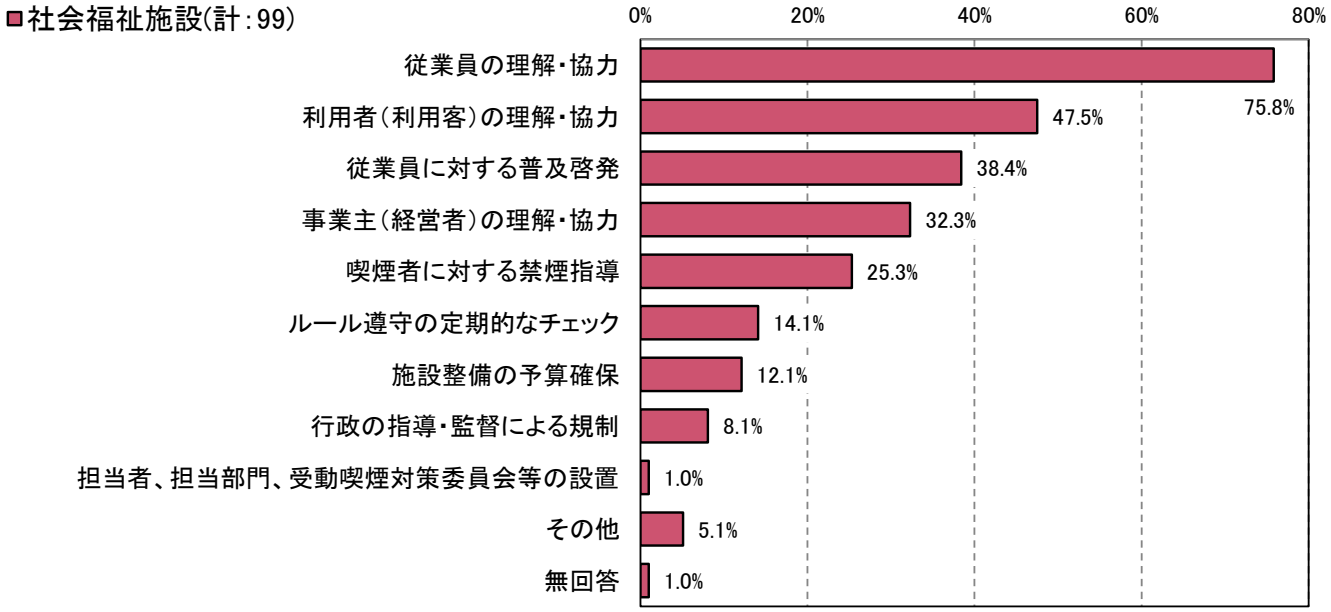

受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものは、「従業員の理解・協力」が75.8%と最も高く、次いで「利用者（利用客）の理解・協力」（47.5%）、「従業員に対する普及啓発」（38.4%）、「事業主（経営者）の理解・協力」（32.3%）、「喫煙者に対する禁煙指導」（25.3%）、「ルール遵守の定期的なチェック」（14.1%）、「施設整備の予算確保」（12.1%）、「行政の指導・監督による規制」（8.1%）、「その他」（5.1%）、「担当者、担当部門、受動喫煙対策委員会等の設置」（1.0%）の順となっている。

前回調査(平成27年度)

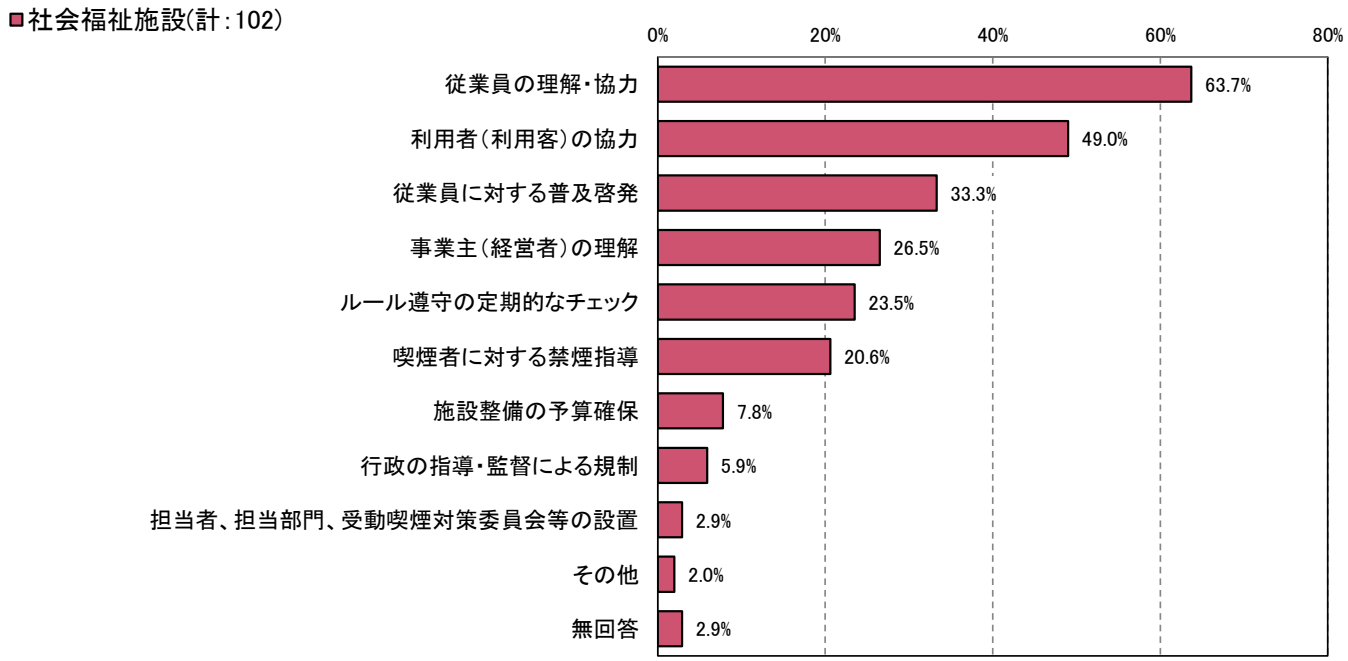

問１４　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。（○はいくつでも）

■社会福祉施設(計:99)

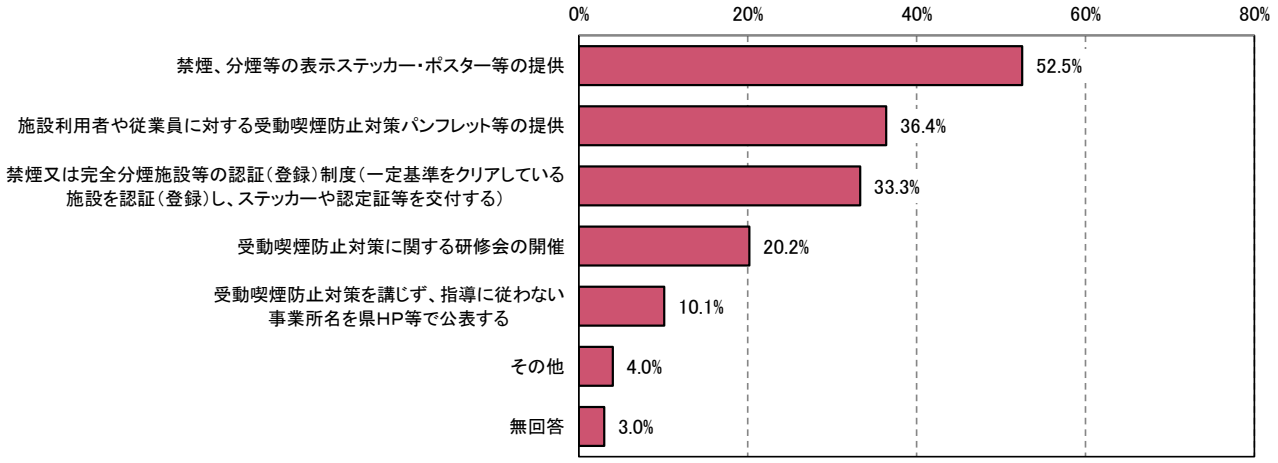

受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」が 52.5%と最も高く、次いで「施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供」（36.4%）、「禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）」（33.3%）、「受動喫煙防止対策に関する研修会の開催」（20.2%）、「受動喫煙防止対策を講じず、指導に従わない事業所名を県ＨＰ等で公表する」（10.1%）、「その他」（4.0%）の順となっている。

前回調査（平成27年度）

■社会福祉施設(計:102)

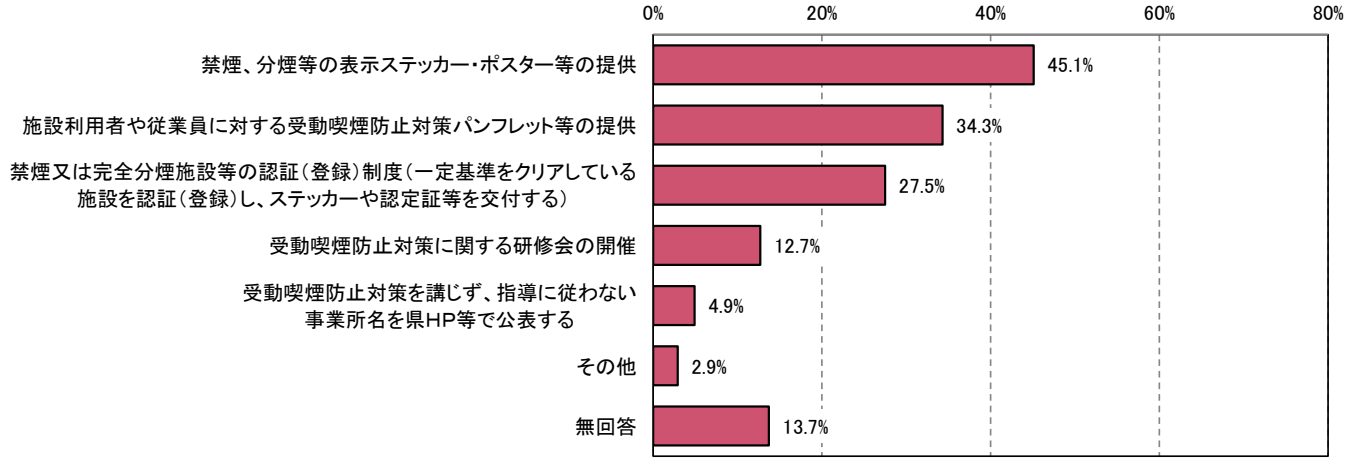

問１５　受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望についてお答えください。（○はいくつでも）

■社会福祉施設(計:99)

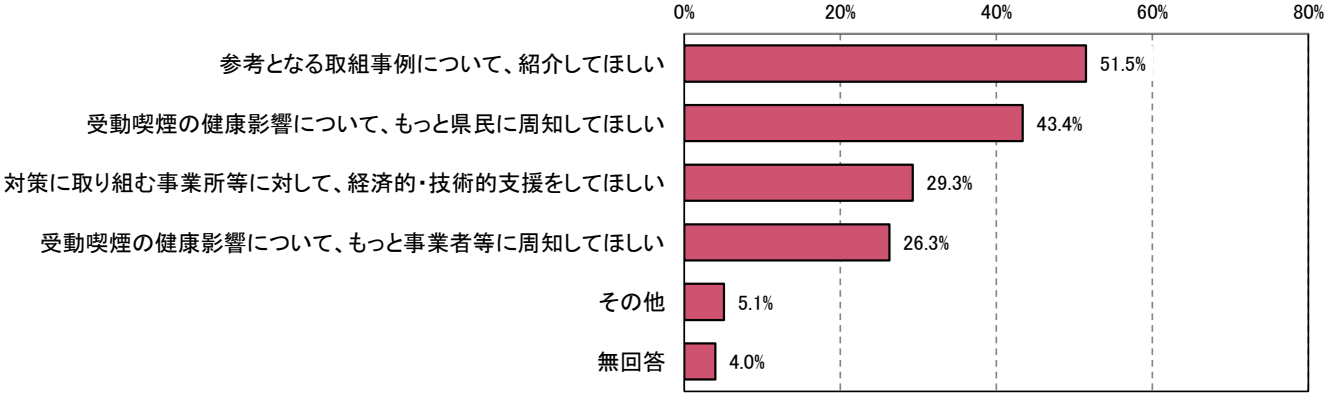

受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望についてでは、「参考となる取組事例について、紹介してほしい」が 51.5%と最も高く、次いで「受動喫煙の健康影響について、もっと県民に周知してほしい」（43.4%）、「対策に取り組む事業所等に対して、経済的・技術的支援をしてほしい」（29.3%）、「受動喫煙の健康影響について、もっと事業者等に周知してほしい」（26.3%）、「その他」（45.1%）の順となっている。

問１６　受動喫煙防止対策について、東京都では、国の法律による規制に加え、独自の条例を施行しますが、秋田県独自の条例による規制について、お考えをお答えください。（○はひとつ）

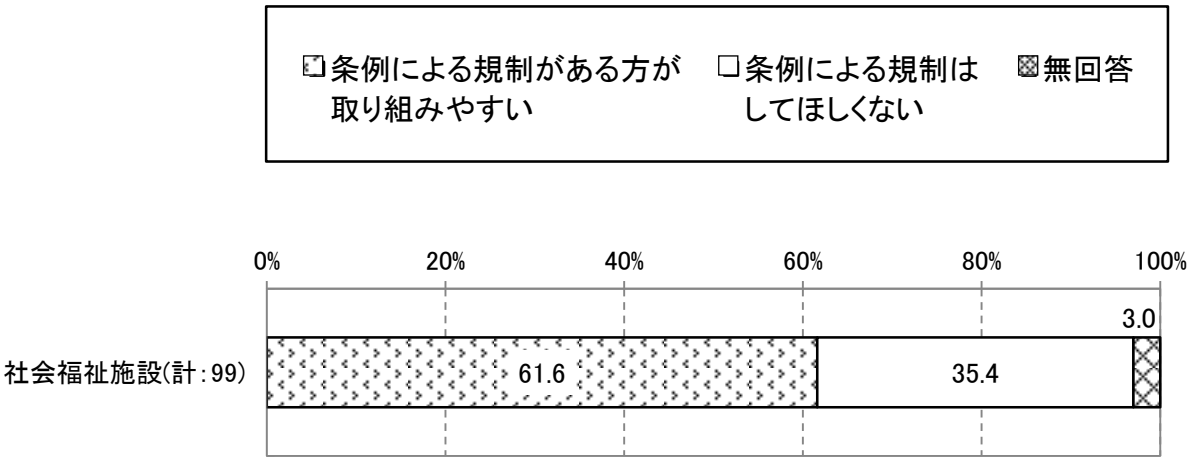

受動喫煙防止対策について、東京都では、国の法律による規制に加え、独自の条例を施行しますが、秋田県独自の条例による規制についてでは、「条例による規制がある方が取り組みやすい」（61.6%）、「条例による規制はしてほしくない」（35.4%）となっている。

問１７　問１６で「１．条例による規制がある方が取り組みやすい」を選んだ事業所等にお伺いします。具体的にどのような規制が良いとお考えですか。（○はひとつ）

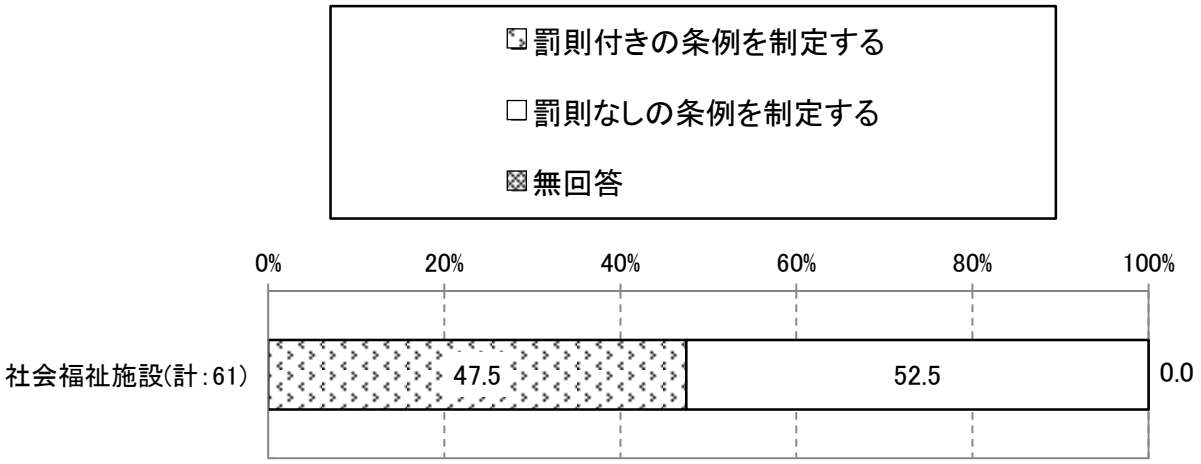

罰則付きの条例を制定するかどうかでは、「罰則付きの条例を制定する」（47.5%）、「罰則なしの条例を制定する」（52.5%）となっている。

金融機関の調査結果

問２　貴事業所等の従業員は何人ですか。（○は１つ）

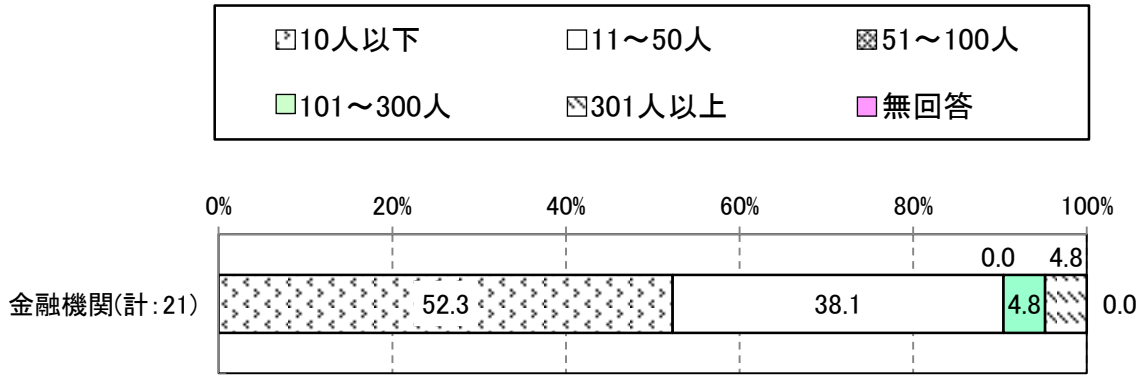

事業所等の従業員数は、「10 人以下」が、52.3％と最も高く、次いで「11～50 人」(38.1％)、「101～300 人」（4.8％）、「301 人以上」（4.8％）の順となっている。

問３　貴事業所等の１日あたりの平均利用者は何人くらいですか。（○は１つ）
※従業員を除く。病院、介護・福祉施設等の場合、入院（所）者数を含む。

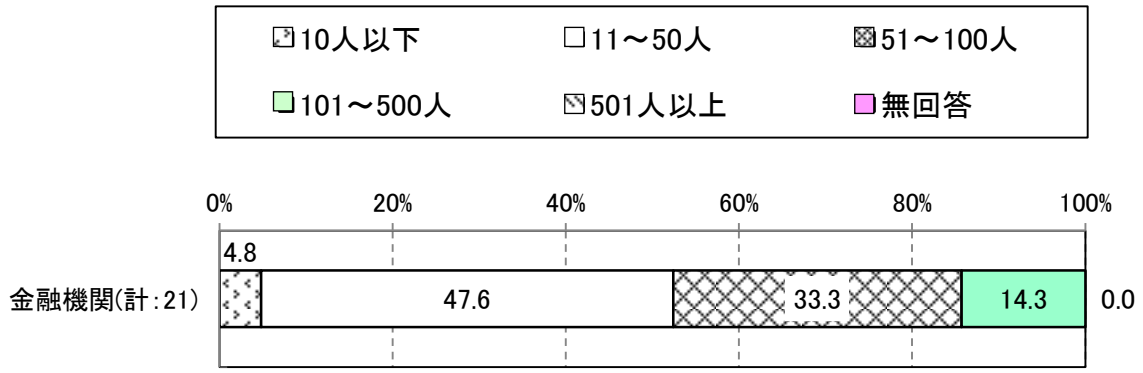

事業所等の１日あたりの平均利用者数は、「11～50 人」が 47.6％と最も高く、次いで「51～100 人」（33.3％）、「101～500 人」（14.3％）、「10 人以下」（4.8％）の順となっている。

問４　貴事業所等の所在地をお答えください。（○は１つ）

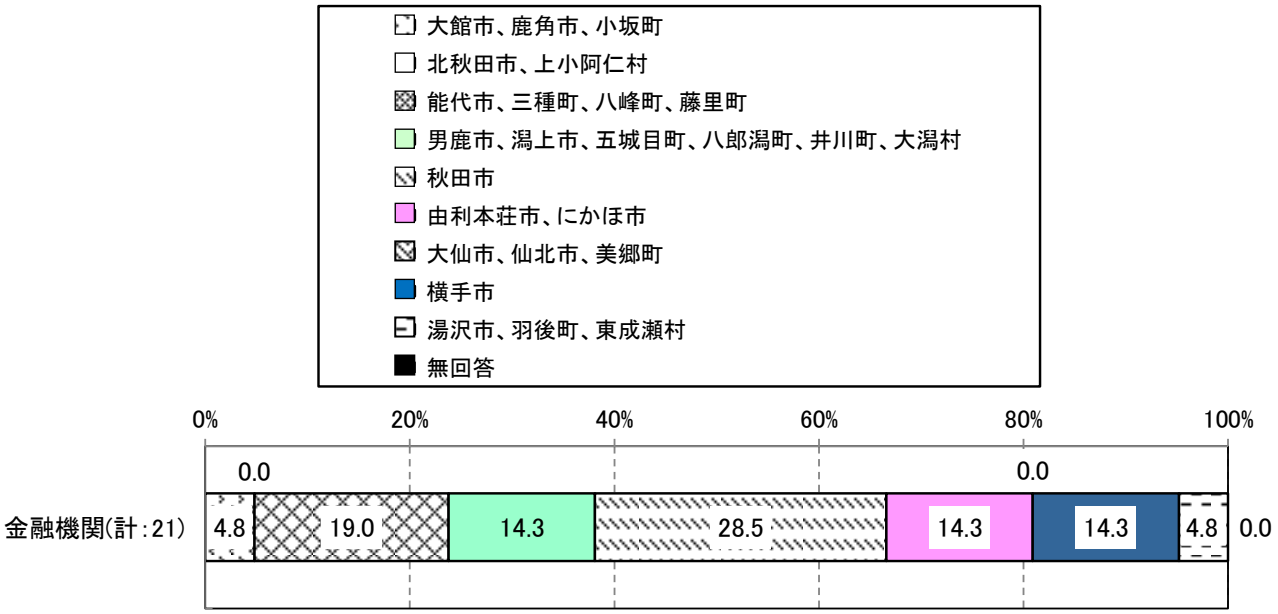

事業所の所在地は、上記の通りとなっている。

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援を実施していますか。（○は１つ）

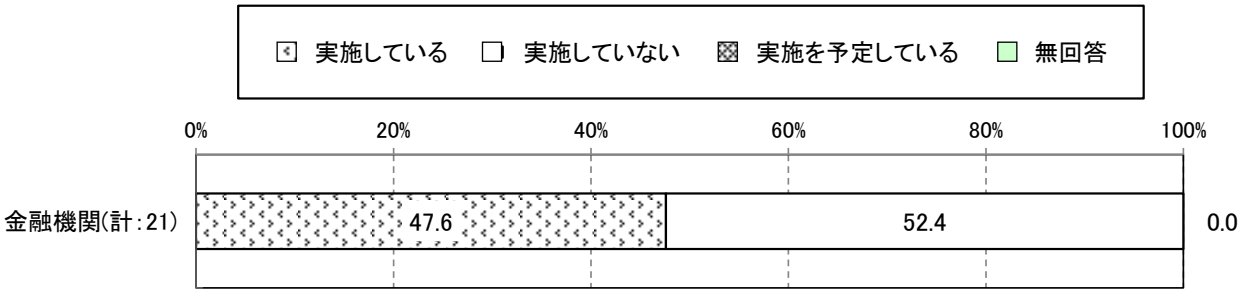

従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する従業員等へ何らかの支援を実施しているかでは、「実施していない」(52.4%)、「実施している」(47.6%)、となっている。また、「実施を予定している」の回答は無かった。

前回調査（平成 27 年度）

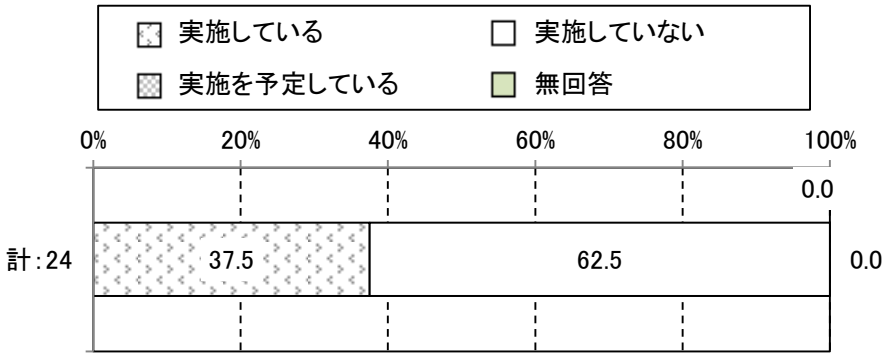

問６　受動喫煙が健康に影響があることを知っていますか。（○は一つ）

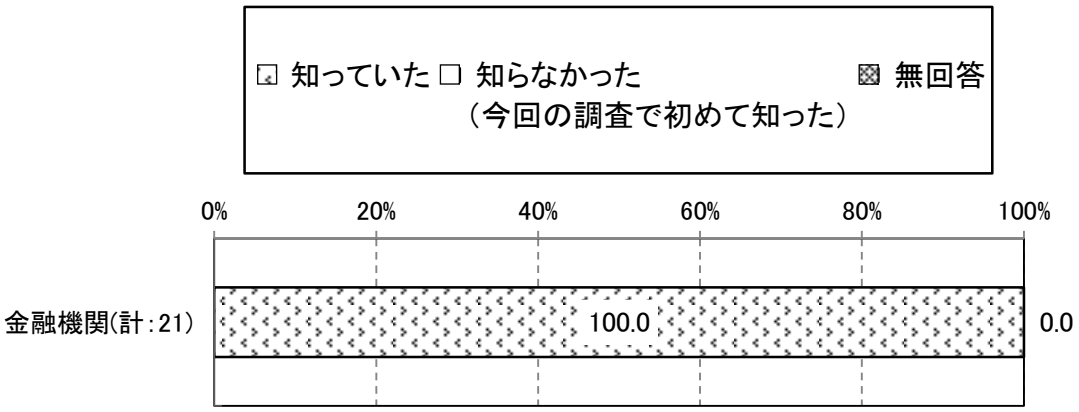

受動喫煙が健康に影響があることを知っているかでは、「知っていた」（100%）となっている。また、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」の回答は無かった。

前回調査（平成 27 年度）

たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙の方が多いことを知っていましたか。（○は１つ）

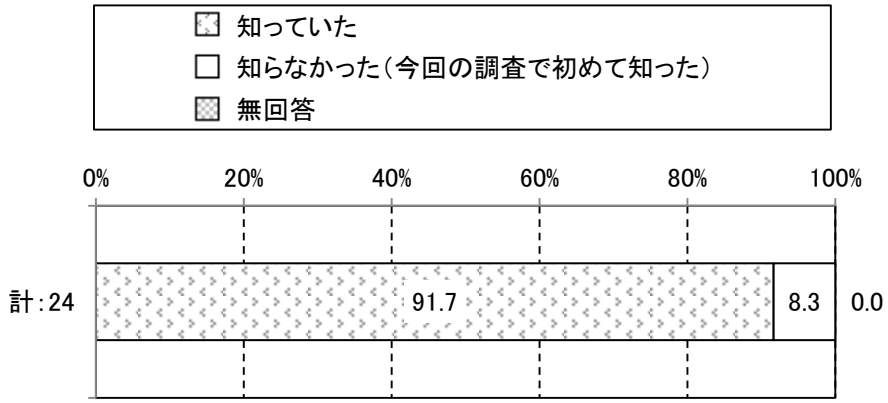

問７　禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っていましたか。（○は１つ）

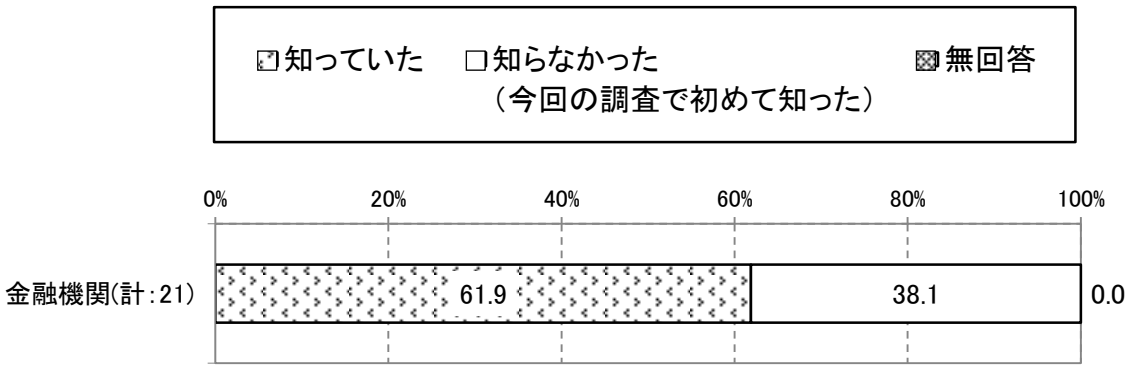

禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っているかでは、「知っていた」（61.9%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（38.1%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

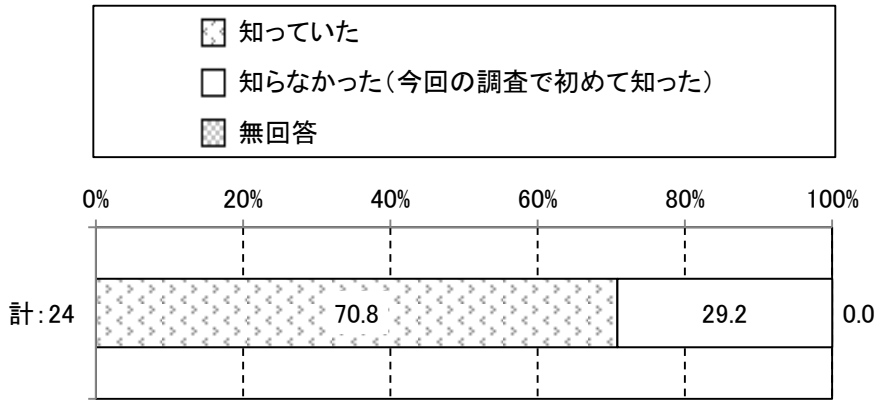

問８　秋田県では、施設・区域ごとの受動喫煙防止対策の指針として「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」（以下ガイドラインという）を定めています。このガイドラインについて知っていましたか。（○は１つ）

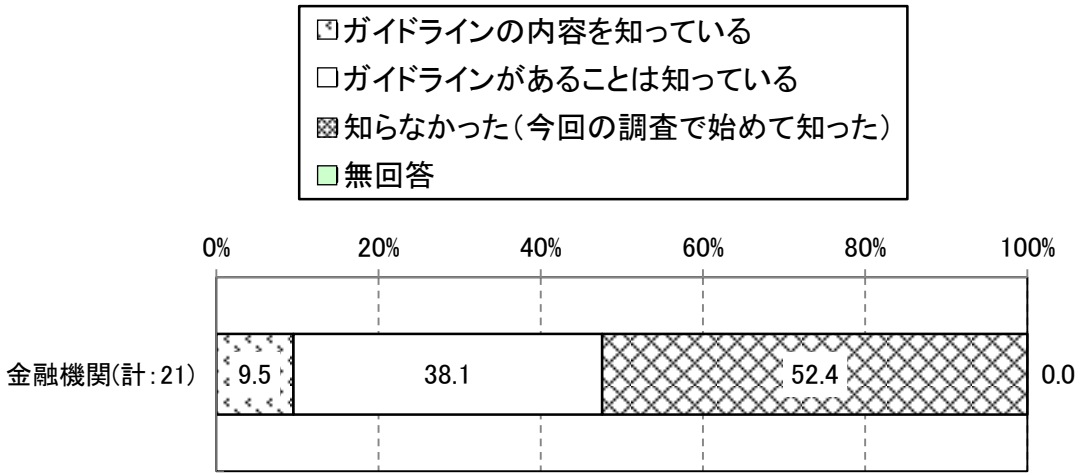

秋田県では、施設・区域ごとの受動喫煙防止対策の指針として「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」を定めています。このガイドラインについて知っているかでは、「知らなかった（今回の調査で始めて知った）」（52.4%）、「ガイドラインがあることは知っている」（38.1%）、「ガイドラインの内容を知っている」（9.5%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

秋田県では、条例で、「県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」と定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

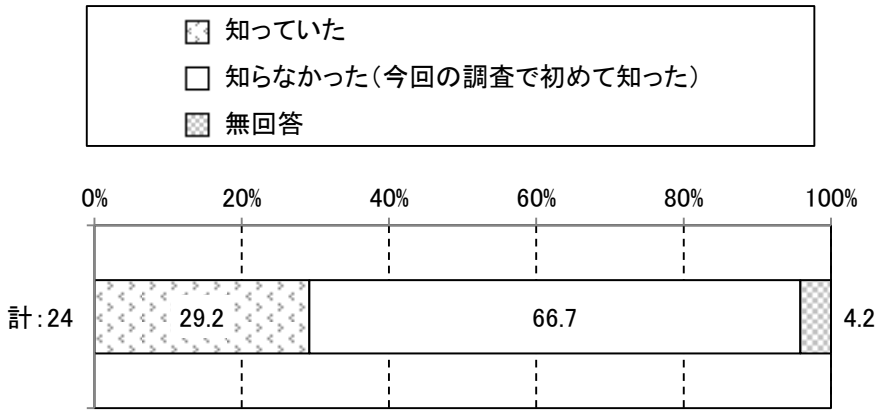

問９　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

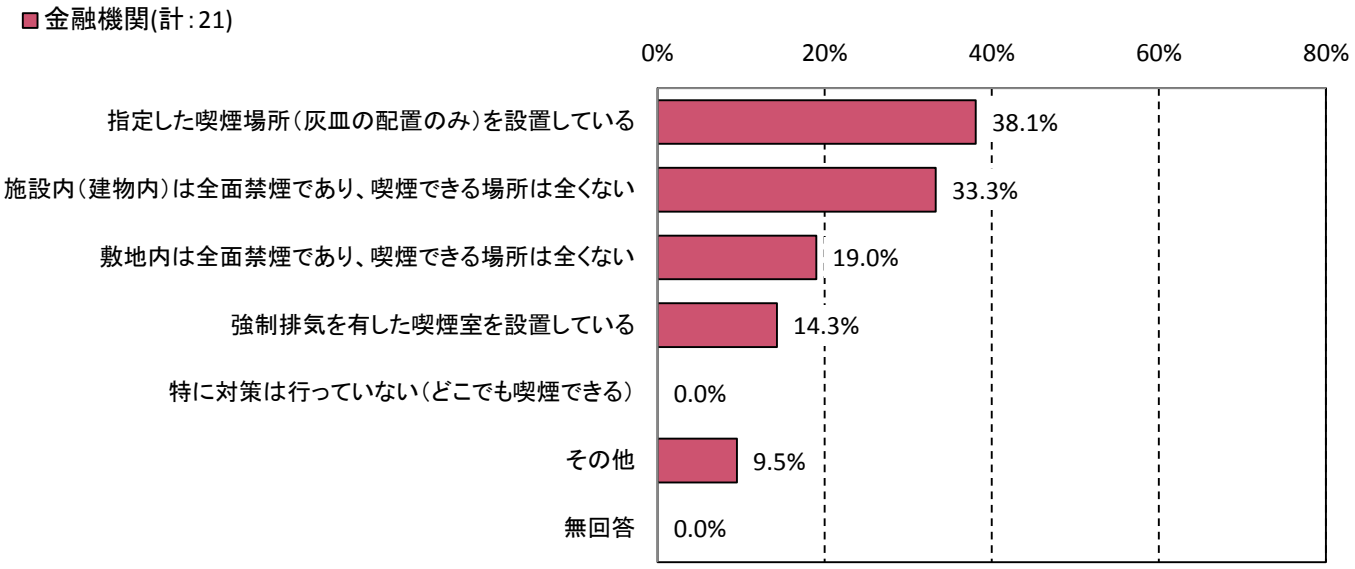

事業所等における喫煙環境は、「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」が38.1％と最も高く、次いで「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（33.3％）、「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（19.0％）、「強制排気を有した喫煙室を設置している」（14.3％）、「その他」（9.5％）の順となっている。また、「特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）」の回答は無かった。

前回調査（平成27年度）

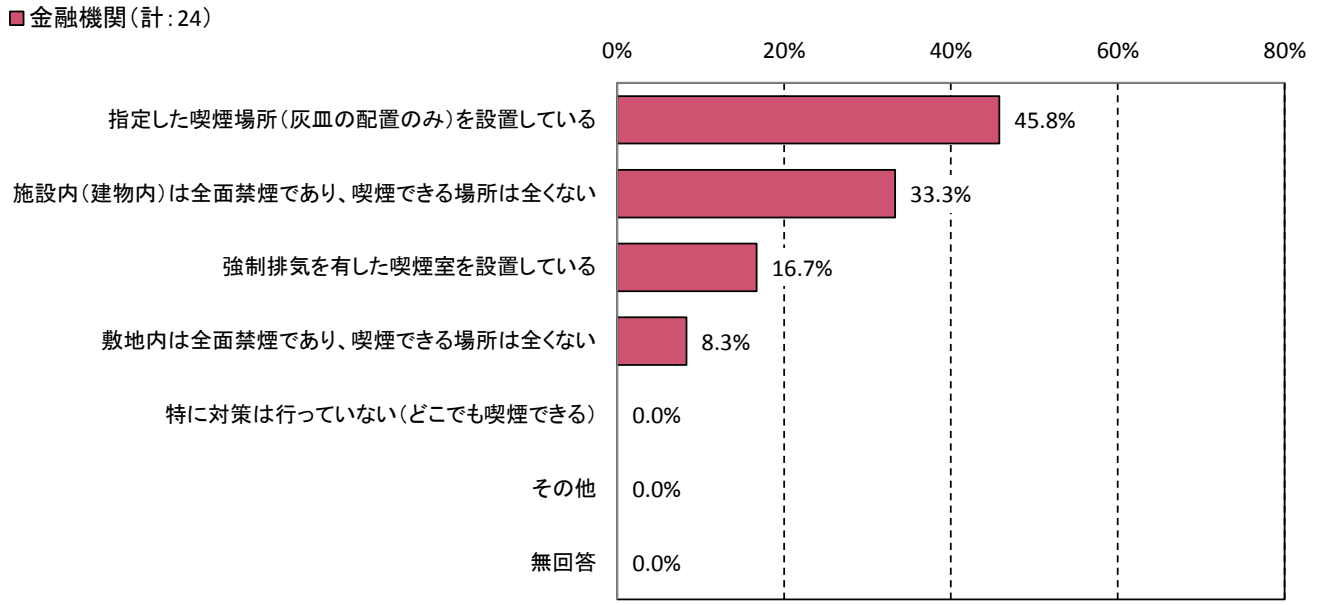

問１０　問９で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内（建物内）禁煙を行っていない理由は何ですか。（○はいくつでも）

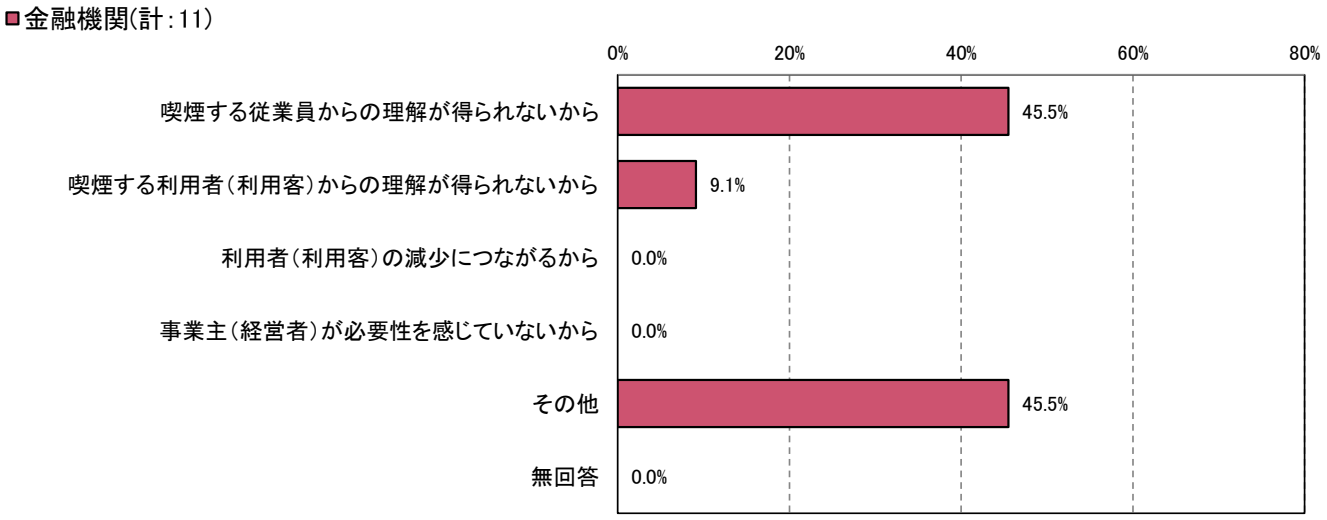

事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内（建物内）禁煙を行っていない理由は、「喫煙する従業員からの理解が得られないから」と「その他」が同率で45.5％と最も高く、次いで「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」（9.1％）、「利用者（利用客）の減少につながるから」（0％）、「事業主（経営者）が必要性を感じていないから」（0％）の順となっている。

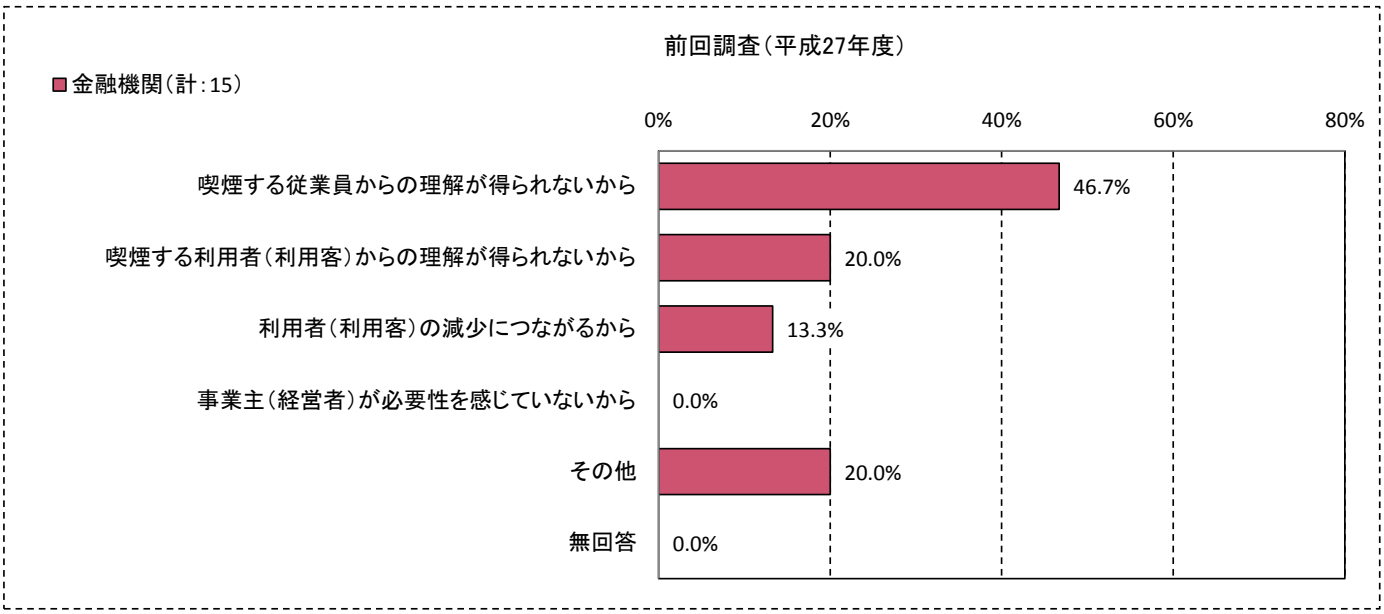

問１１　問９で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。
（○は１つ）

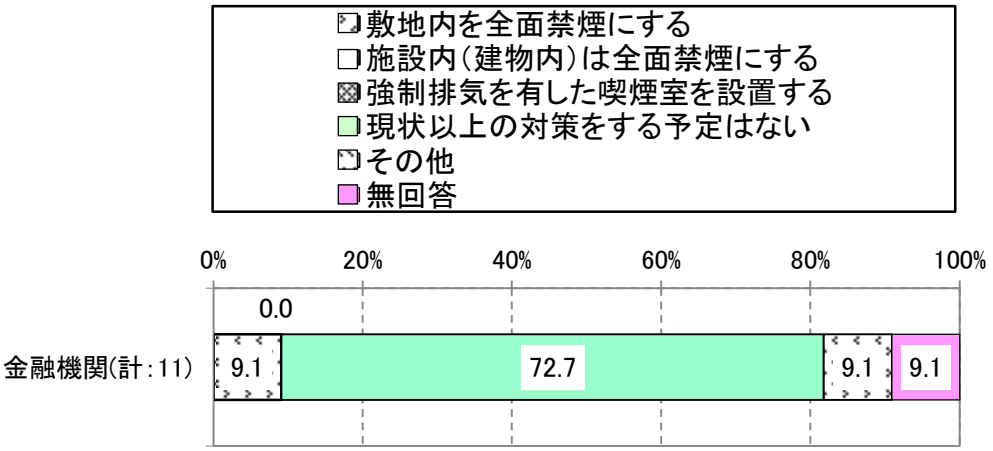

受動喫煙防止対策の今後の予定については､｢現状以上の対策をする予定はない｣が72.7%と最も高くなっている。予定されている受動喫煙対策では、「敷地内を全面禁煙にする」（9.1%）の順となっている。また、「施設内（建物内）は全面禁煙にする」と「強制排気を有した喫煙室を設置する」の回答は無かった。

前回調査(平成 27 年度)

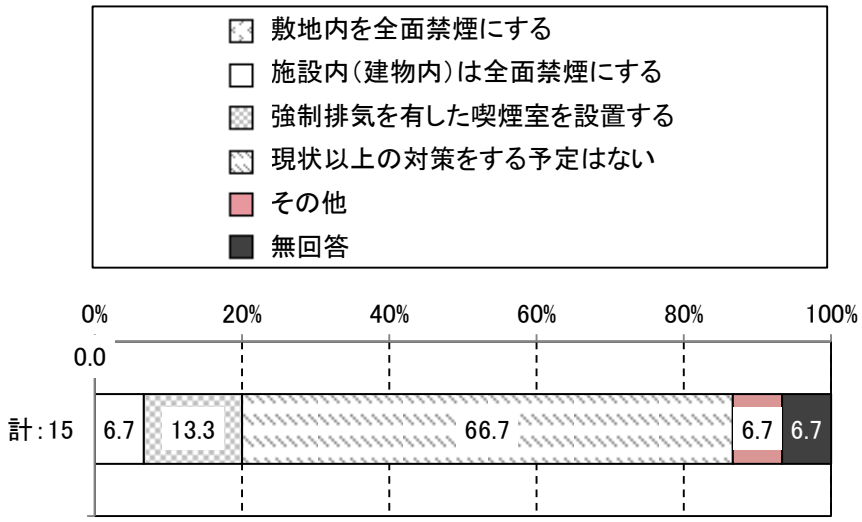

問１２　貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えていますか。（○は１つ）

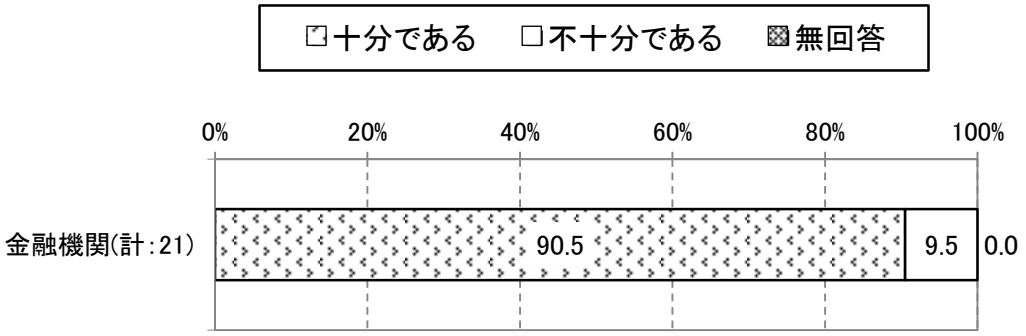

受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えているかでは、「十分である」（90.5%）、「不十分である」（9.5%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

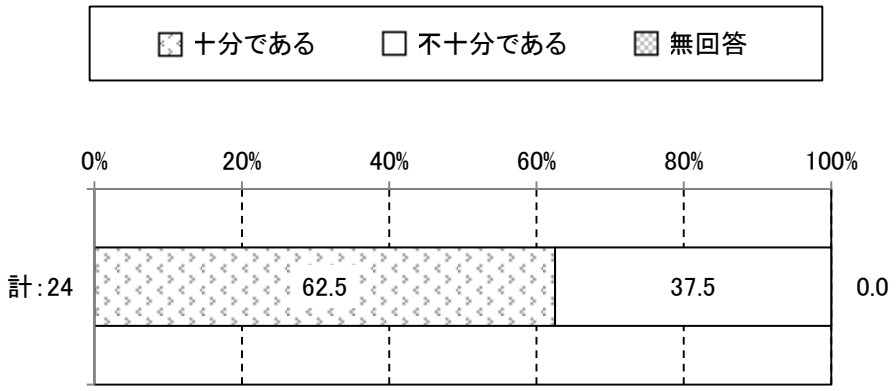

問１３　貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。（○はいくつでも）

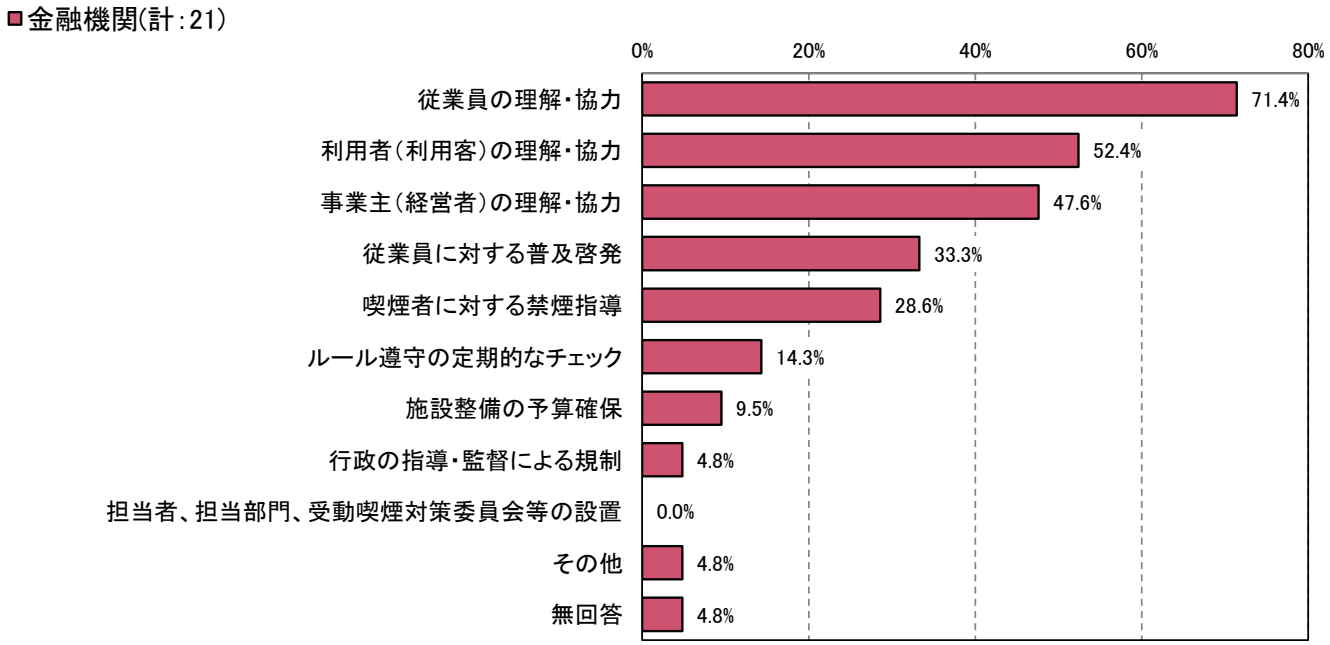

受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものは、「従業員の理解・協力」が71.4％と最も高く、次いで「利用者（利用客）の理解・協力」（52.4％）、「事業主（経営者）の理解・協力」（47.6％）、「従業員に対する普及啓発」（33.3％）、「喫煙者に対する禁煙指導」（28.6％）、「ルール遵守の定期的なチェック」（14.3％）、「施設整備の予算確保」（9.5％）、「行政の指導・監督による規制」（4.8％）、「その他」（4.8％）の順となっている。また、「担当者、担当部門、受動喫煙対策委員会等の設置」の回答は無かった。

前回調査(平成27年度)

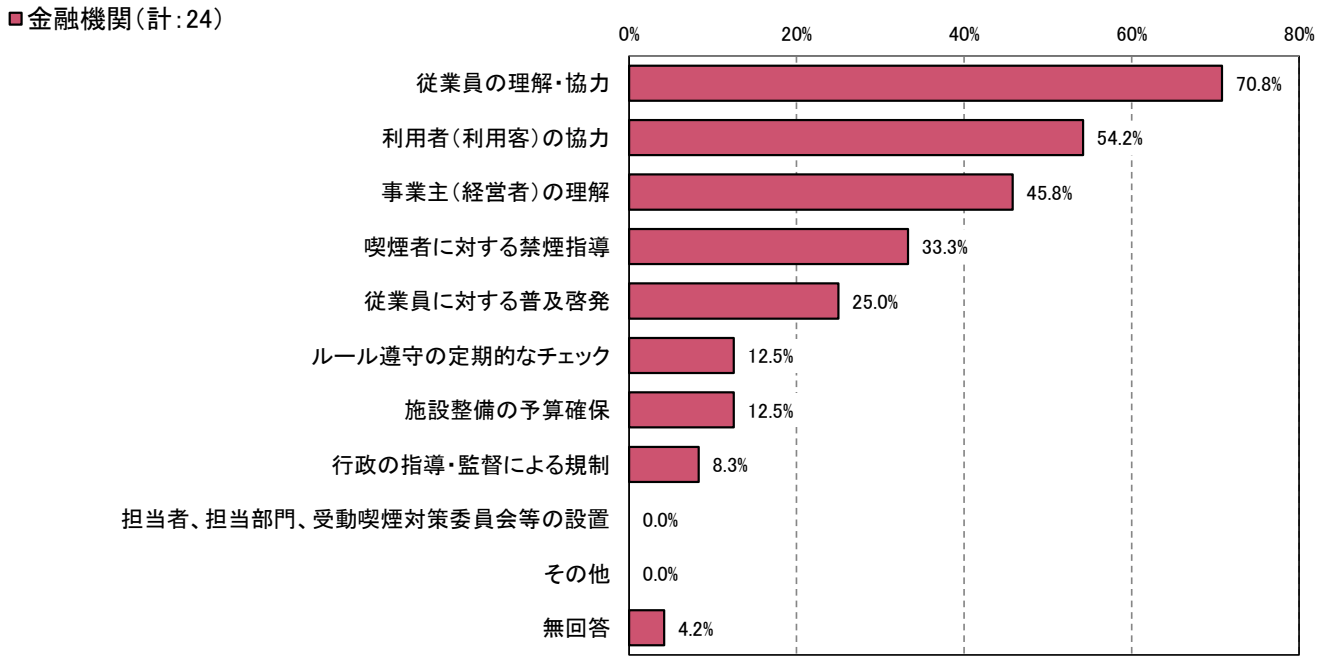

問１４　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。（○はいくつでも）

■金融機関(計:21)

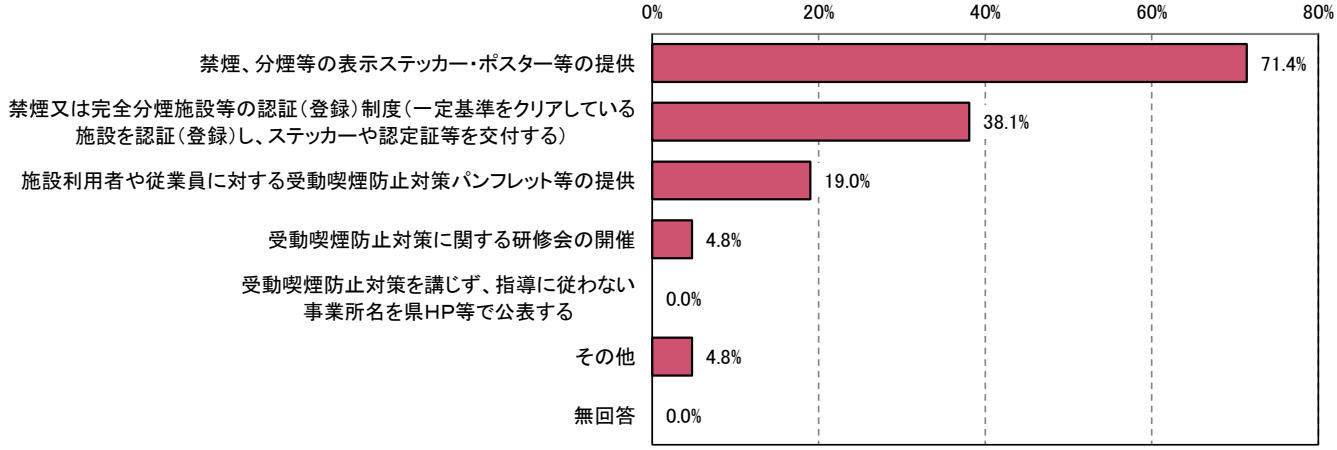

受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」が 71.4%と最も高く、次いで「禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）」（38.1%）、「施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供」（19.0%）、同率で「受動喫煙防止対策に関する研修会の開催」（4.8%）、「その他」（4.8%）の順となっている。また、「受動喫煙防止対策を講じず、指導に従わない事業所名を県ＨＰ等で公表する」の回答は無かった。

前回調査（平成27年度）

■金融機関（計:24）

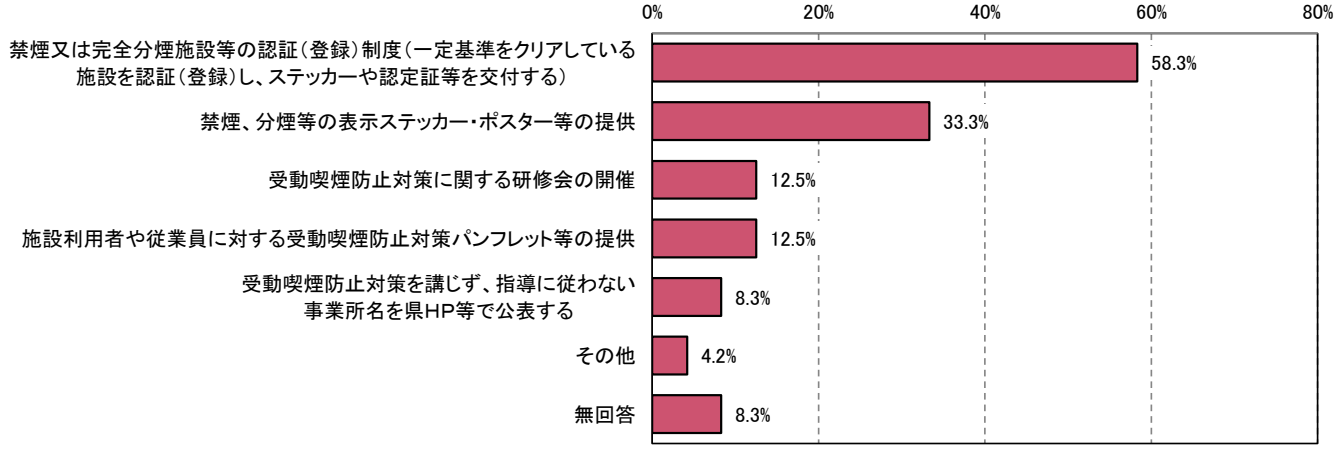

問１５　受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望についてお答えください。（○はいくつでも）

■金融機関(計:21)

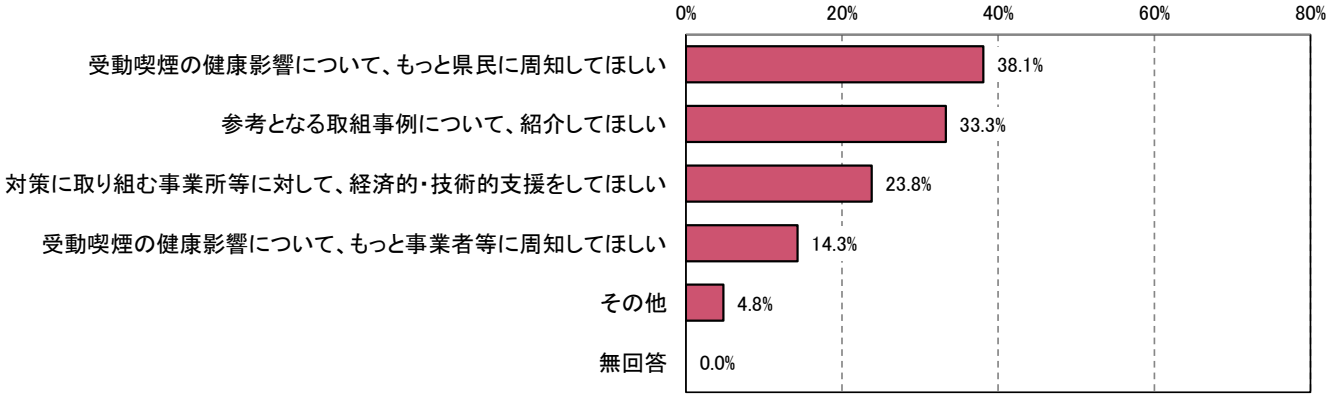

受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望についてでは、「受動喫煙の健康影響について、もっと県民に周知してほしい」が 38.1%と最も高く、次いで「参考となる取組事例について、紹介してほしい」（33.3%）、「対策に取り組む事業所等に対して、経済的・技術的支援をしてほしい」（23.8%）、「受動喫煙の健康影響について、もっと事業者等に周知してほしい」（14.3%）、「その他」（4.8%）の順となっている。

問１６　受動喫煙防止対策について、東京都では、国の法律による規制に加え、独自の条例を施行しますが、秋田県独自の条例による規制について、お考えをお答えください。（○はひとつ）

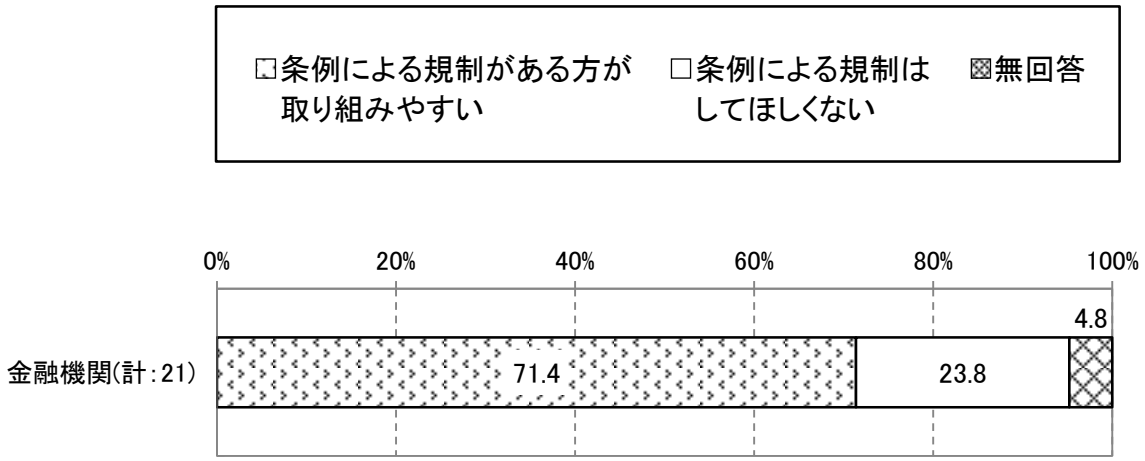

受動喫煙防止対策について、東京都では、国の法律による規制に加え、独自の条例を施行しますが、秋田県独自の条例による規制についてでは、「条例による規制がある方が取り組みやすい」（71.4%）、「条例による規制はしてほしくない」（23.8%）となっている。

問１７　問１６で「１．条例による規制がある方が取り組みやすい」を選んだ事業所等にお伺いします。具体的にどのような規制が良いとお考えですか。（○はひとつ）

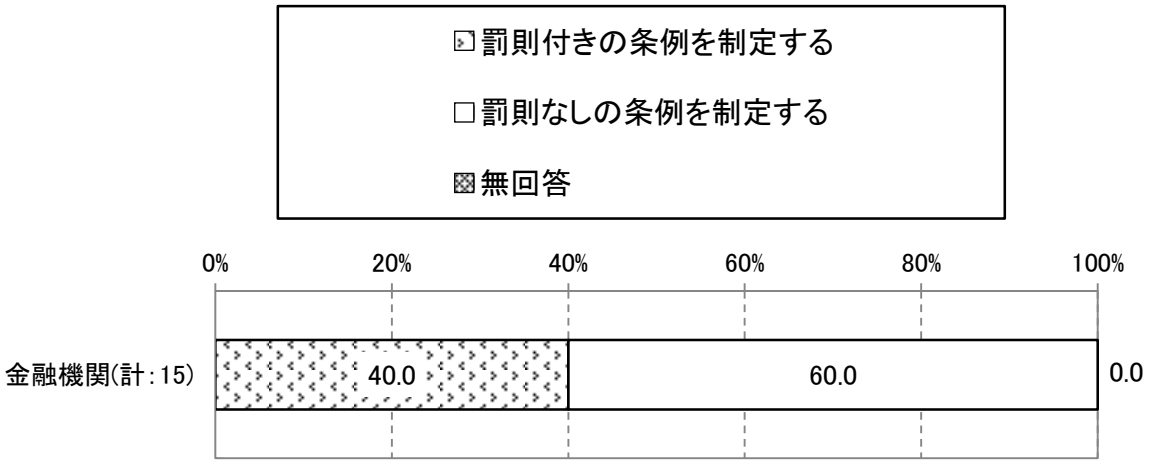

罰則付きの条例を制定するかどうかでは、「罰則付きの条例を制定する」（40.0%）、「罰則なしの条例を制定する」（60.0%）となっている。

デパート、スーパーの調査結果

問２　貴事業所等の従業員は何人ですか。（○は１つ）

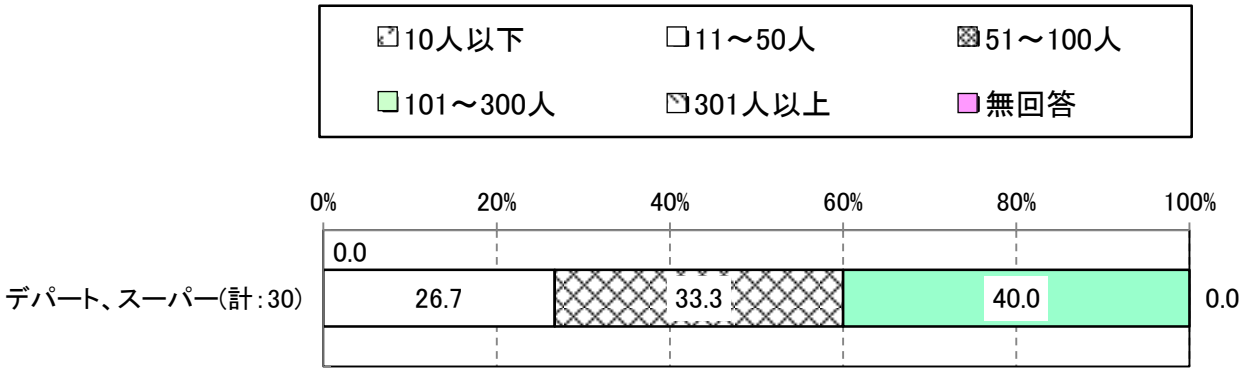

事業所等の従業員数は、「101～300 人」が 40.0%と最も高く、次いで「51～100 人」(33.3%)、「11～50 人」（26.7%）の順となっている。また、「10 人以下」と「301 人以上」の回答は無かった。

問３　貴事業所等の１日あたりの平均利用者は何人くらいですか。（○は１つ）
※従業員を除く。病院、介護・福祉施設等の場合、入院（所）者数を含む。

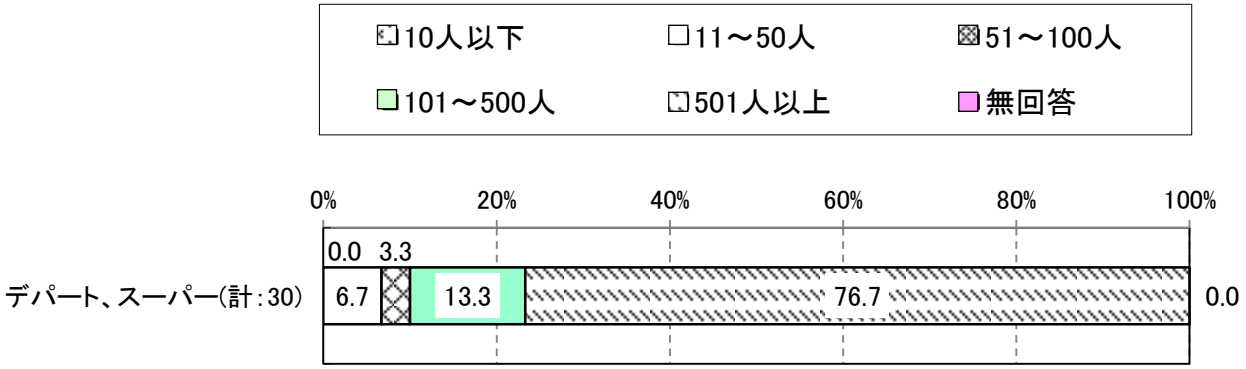

事業所等の１日あたりの平均利用者数は、「501 人以上」が 76.7%と最も高く、次いで「101～500 人」（13.3%）、「11～50 人」（6.7%）、「51～100 人」（3.3%）の順となっている。また、「10 人以下」の回答は無かった。

問４　貴事業所等の所在地をお答えください。（○は１つ）

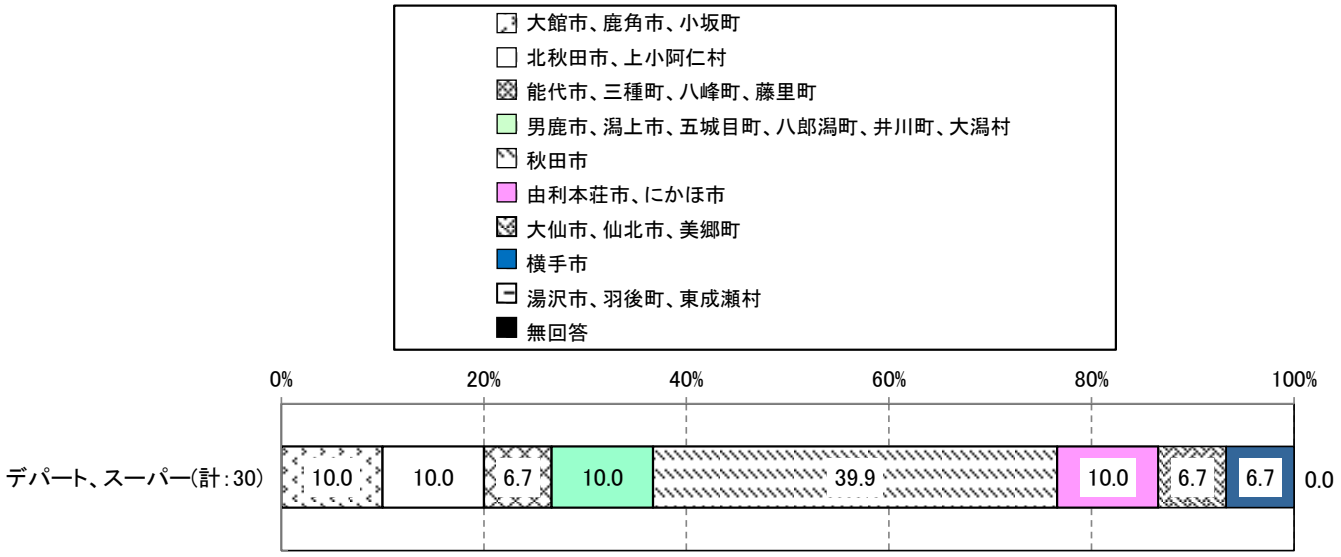

事業所の所在地は、上記の通りとなっている。

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援を実施していますか。（○は１つ）

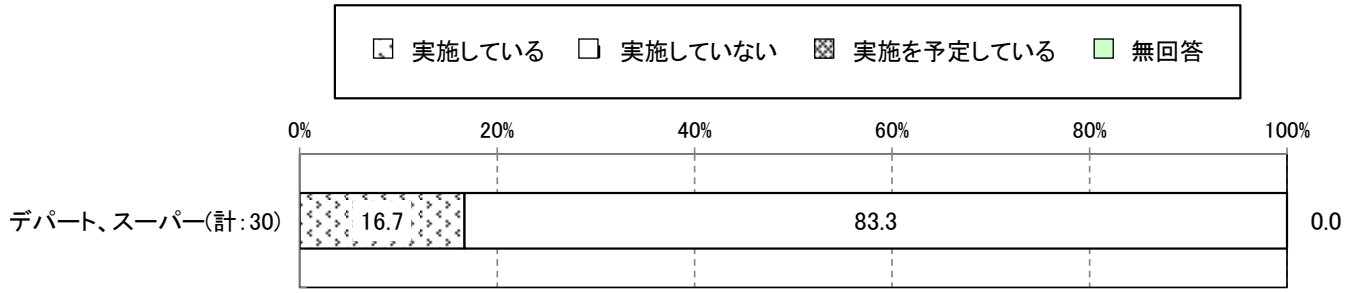

従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する従業員等へ何らかの支援を実施しているかでは、「実施していない」(83.3%)、「実施している」(16.7%)となっている。また、「実施を予定している」の回答は無かった。

前回調査（平成 27 年度）

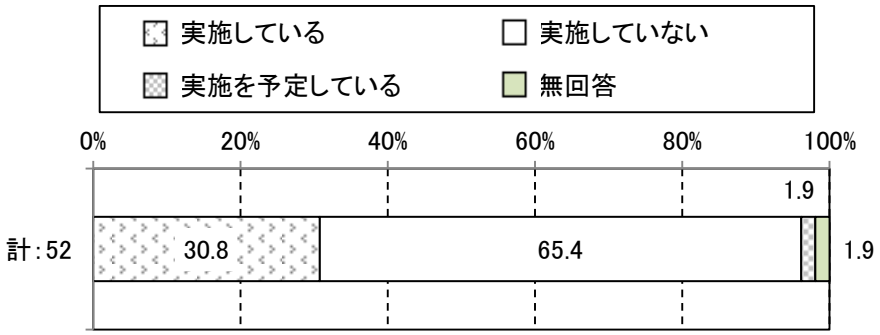

問６　受動喫煙が健康に影響があることを知っていますか。（○は一つ）

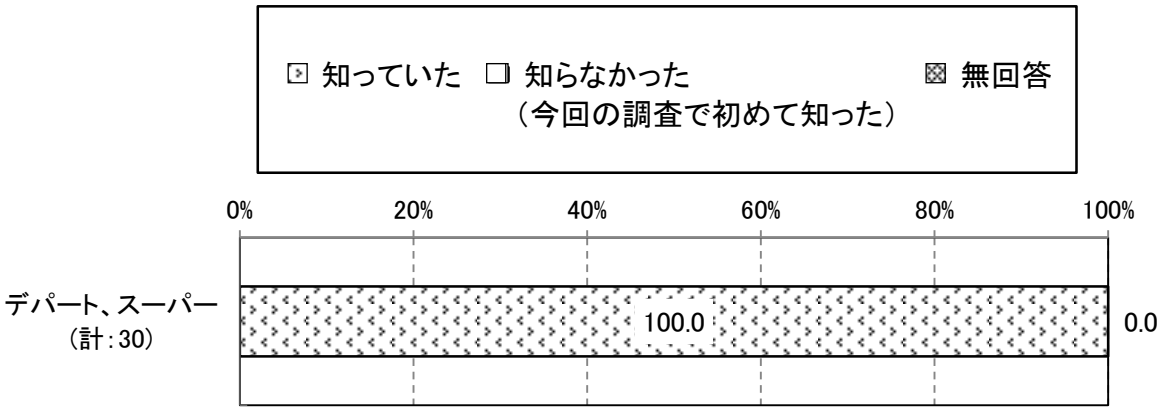

受動喫煙が健康に影響があることを知っているかでは、「知っていた」（100%）となっており、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」の回答は無かった。

前回調査（平成 27 年度）

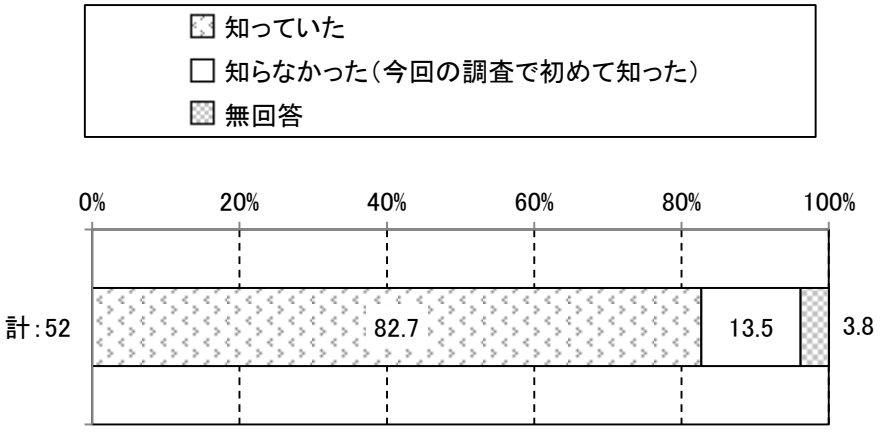

問７　禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っていましたか。（○は１つ）

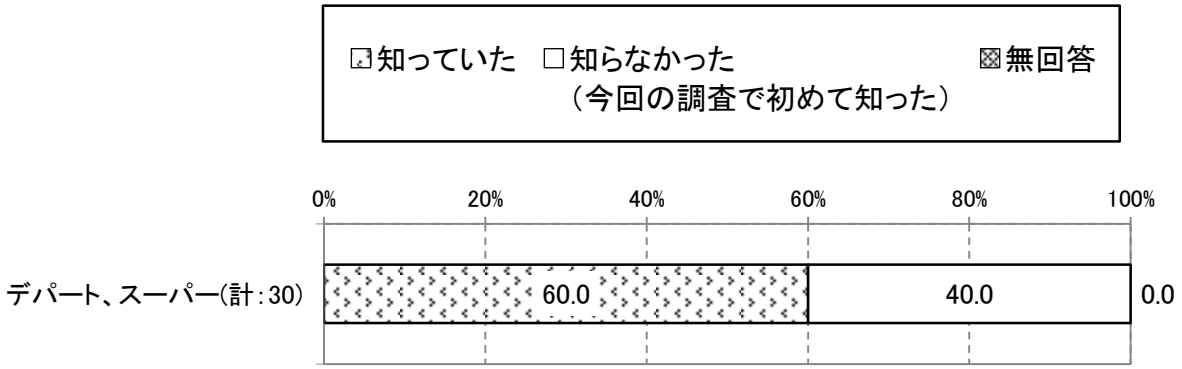

禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っているかでは、「知っていた」（60.0%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（40.0%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

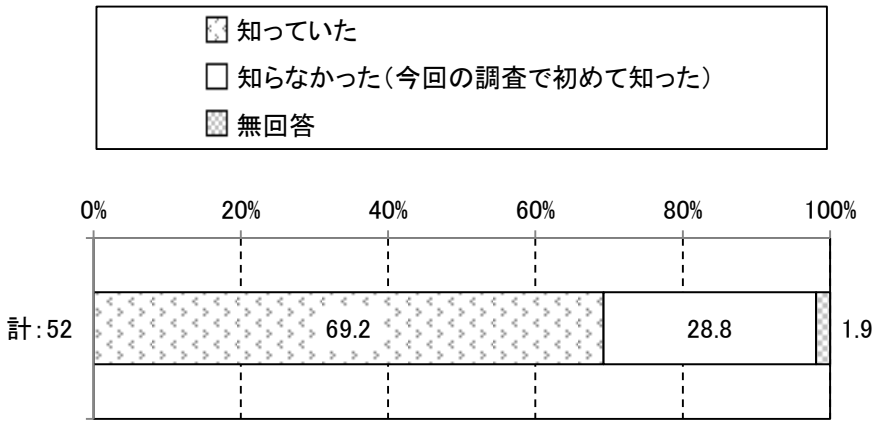

問８　秋田県では、施設・区域ごとの受動喫煙防止対策の指針として「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」（以下ガイドラインという）を定めています。このガイドラインについて知っていましたか。（○は１つ）

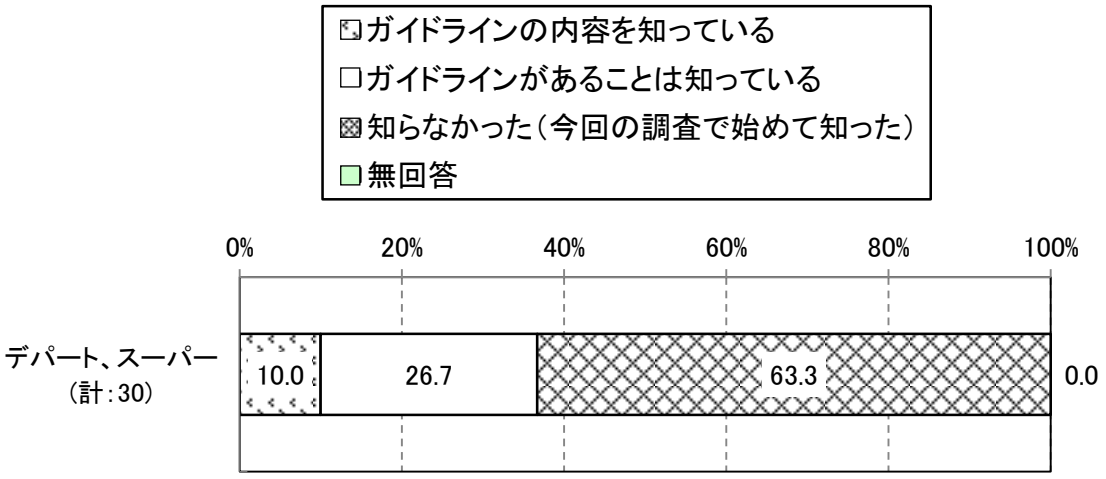

秋田県では、施設・区域ごとの受動喫煙防止対策の指針として「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」を定めています。このガイドラインについて知っているかでは、「知らなかった（今回の調査で始めて知った）」（63.3%）、「ガイドラインがあることは知っている」（26.7%）、「ガイドラインの内容を知っている」（10.0%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

秋田県では、条例で、「県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」と定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

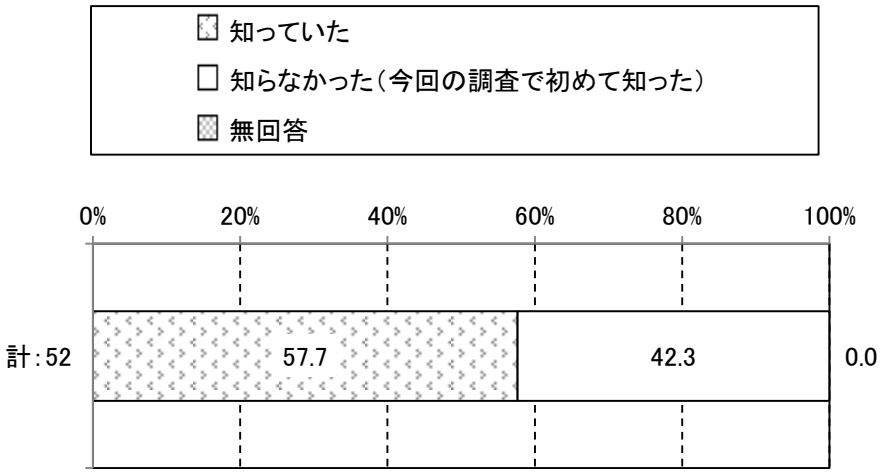

問９　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

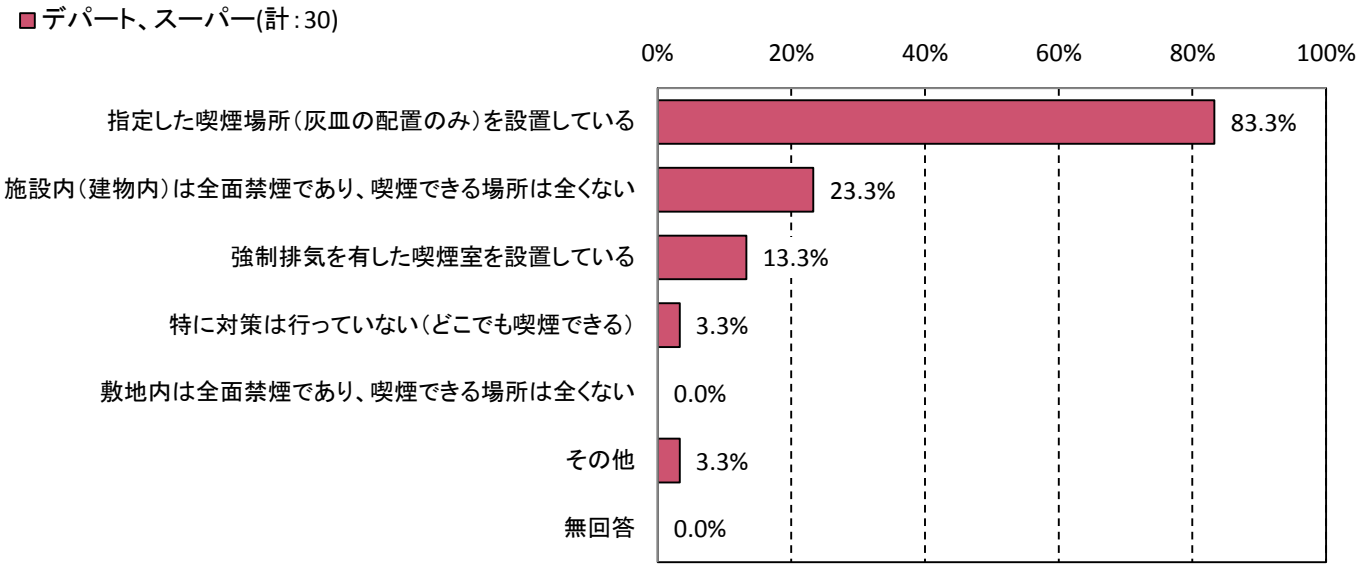

事業所等における喫煙環境は、「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」が、83.3%と最も高く、次いで「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（23.3%）、「強制排気を有した喫煙室を設置している」（13.3%）、「特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）」（3.3%）、「その他」（3.3%）の順となっている。また、「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」の回答はなかった。

前回調査（平成27年度）

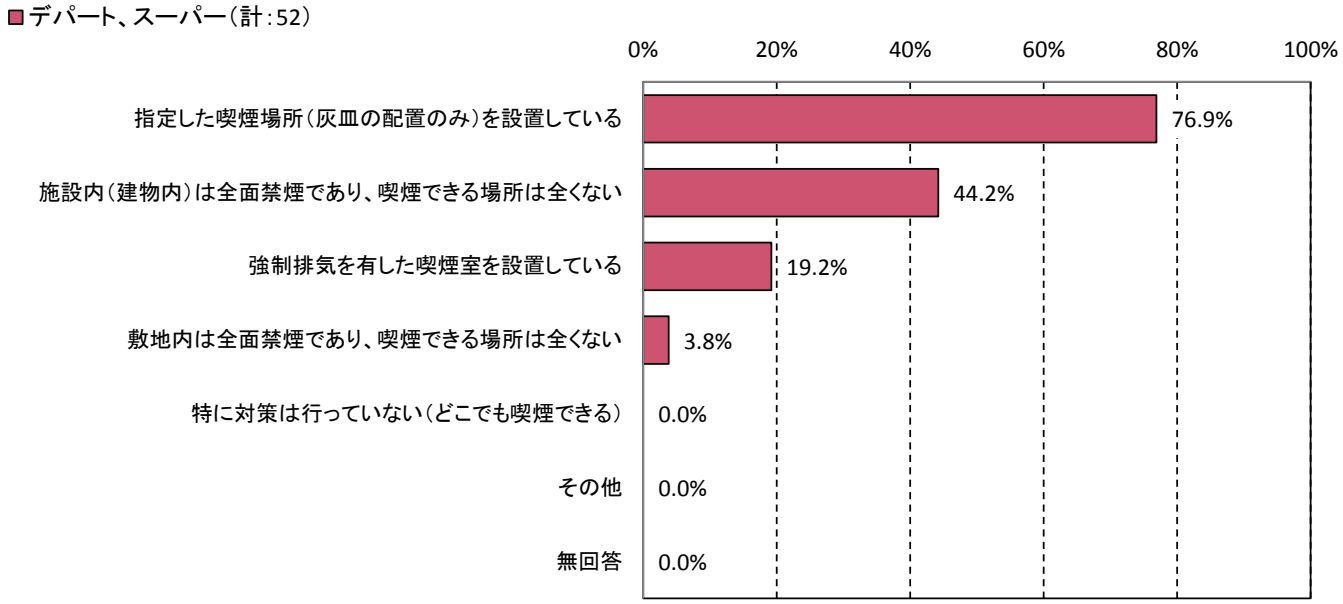

問１０　問９で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内（建物内）禁煙を行っていない理由は何ですか。（○はいくつでも）

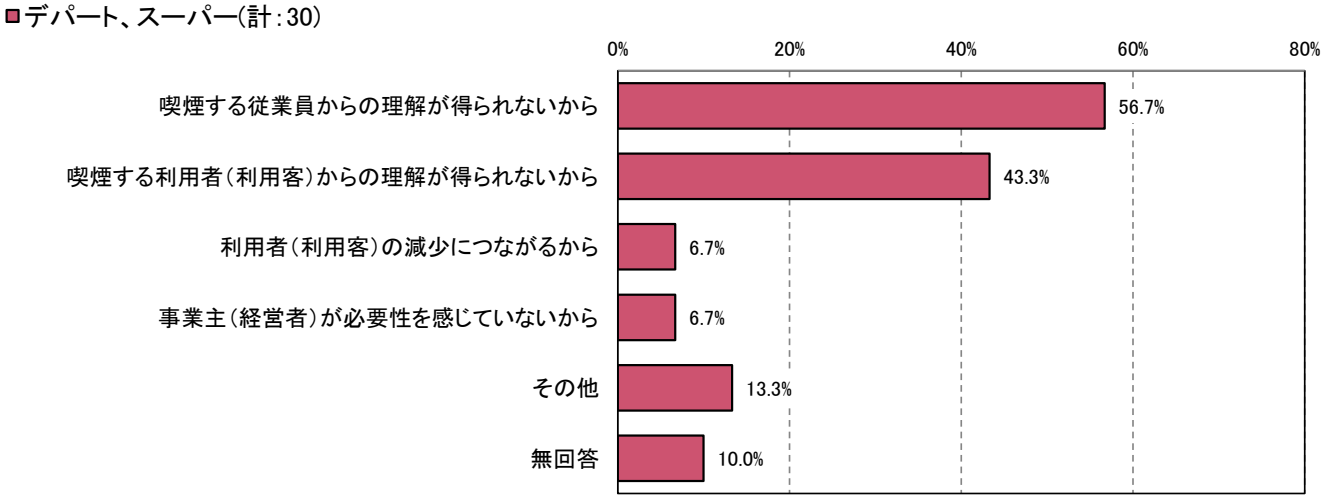

事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内（建物内）禁煙を行っていない理由は、「喫煙する従業員からの理解が得られないから」が56.7％と最も高く、次いで「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」（43.3％）、「その他」（13.3％）、同率で「利用者（利用客）の減少につながるから」（6.7％）、「事業主（経営者）が必要性を感じていないから」（6.7％）の順となっている。　「その他」回答は13.3％となっている。

前回調査（平成27年度）

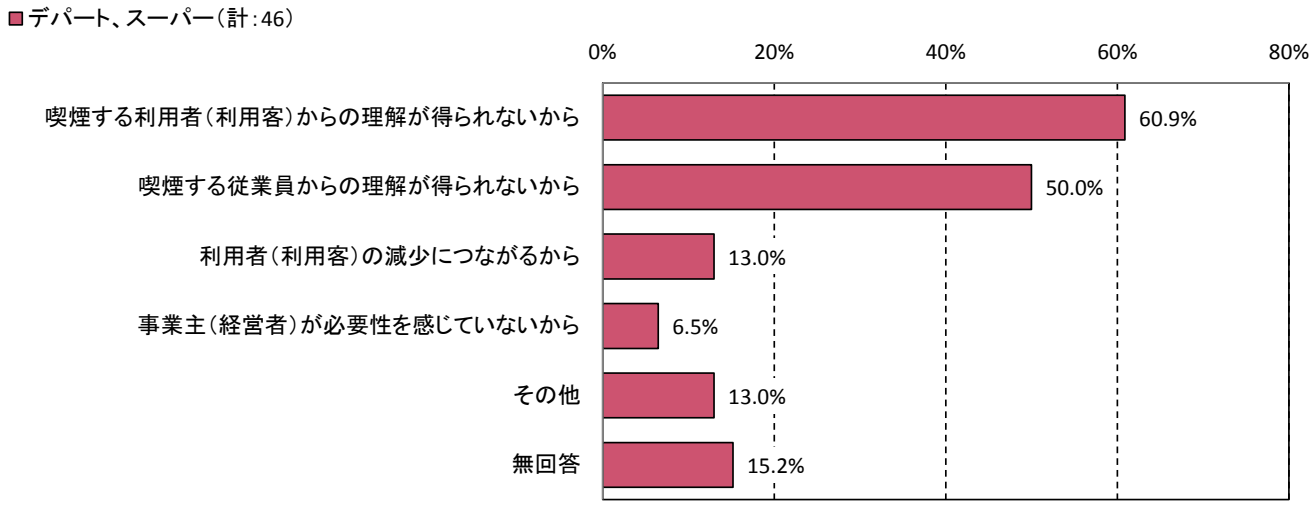

問１１　問９で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。
（○は１つ）

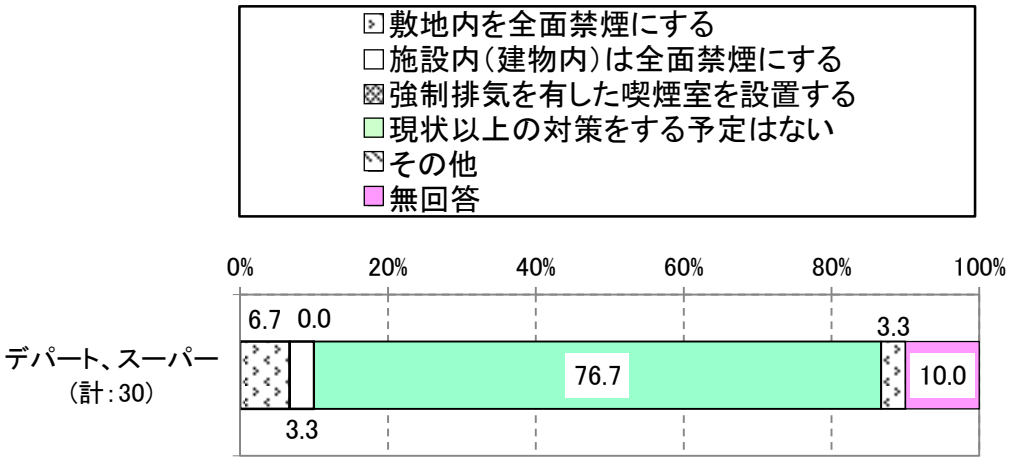

受動喫煙防止対策の今後の予定については、「現状以上の対策をする予定はない」が76.7％と最も高くなっている。予定されている受動喫煙対策では、「敷地内を全面禁煙にする」（6.7％）、「施設内（建物内）は全面禁煙にする」（3.3％）の順となっている。また、「強制排気を有した喫煙室を設置する」の回答は無かった。

前回調査（平成 27 年度）

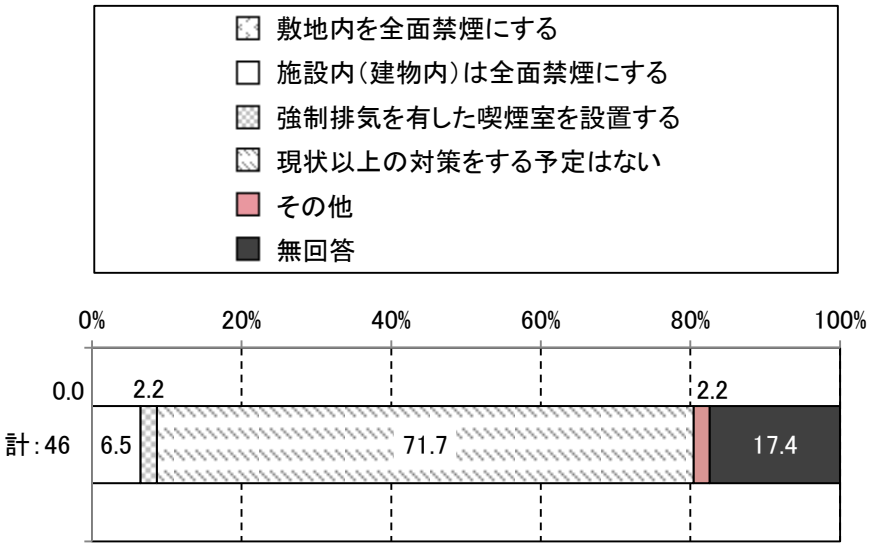

問１２　貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えていますか。（○は１つ）

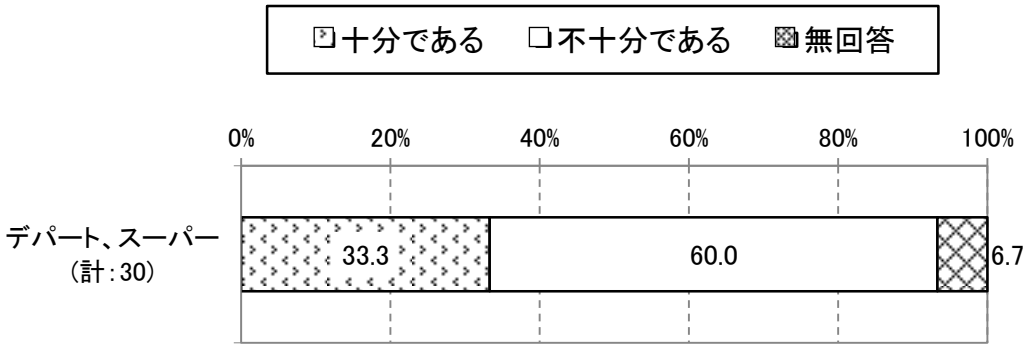

受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えているかでは、「不十分である」（60.0%）、「十分である」（33.3%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

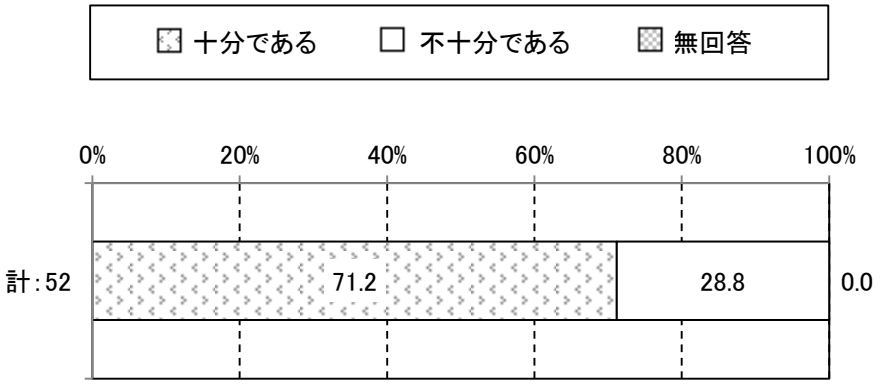

問１３　貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。（○はいくつでも）

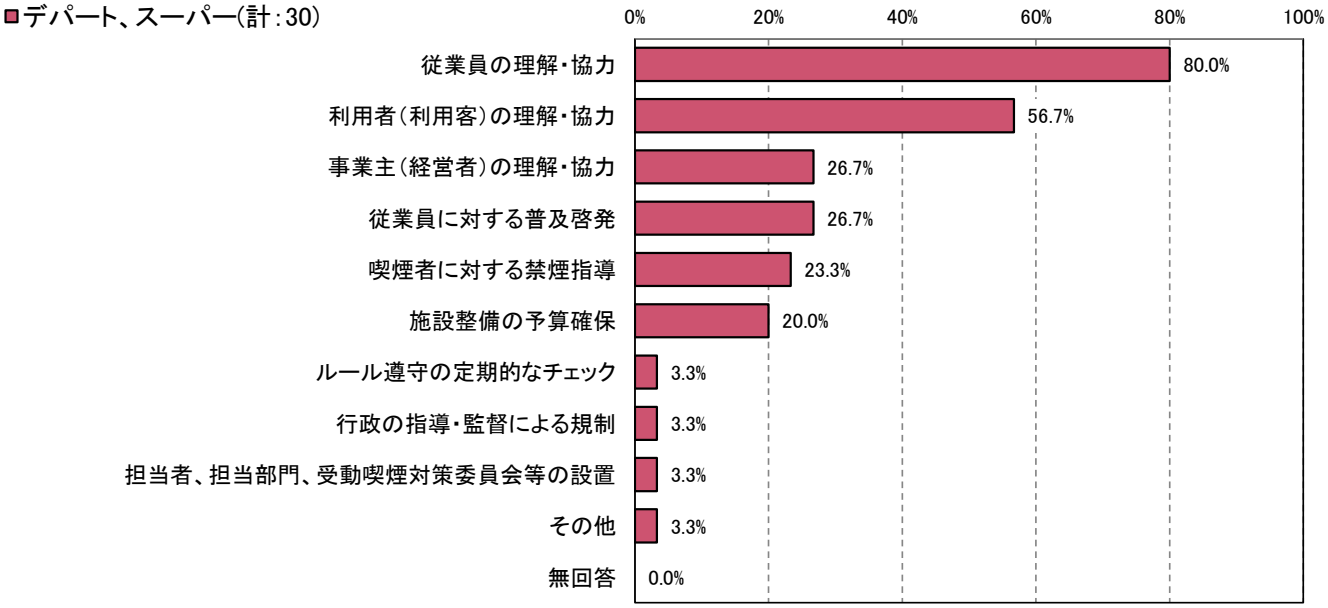

受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものは、「従業員の理解・協力」が80.0％と最も高く、次いで「利用者（利用客）の理解・協力」（56.7％）、同率で「事業主（経営者）の理解・協力」（26.7％）、「従業員に対する普及啓発」（26.7％）、「喫煙者に対する禁煙指導」（23.3％）、「施設整備の予算確保」（20.0％）、同率で「ルール遵守の定期的なチェック」（3.3％）、「行政の指導・監督による規制」（3.3％）、「担当者、担当部門、受動喫煙対策委員会等の設置」（3.3％）、「その他」（3.3％）の順となっている。

前回調査（平成27年度）

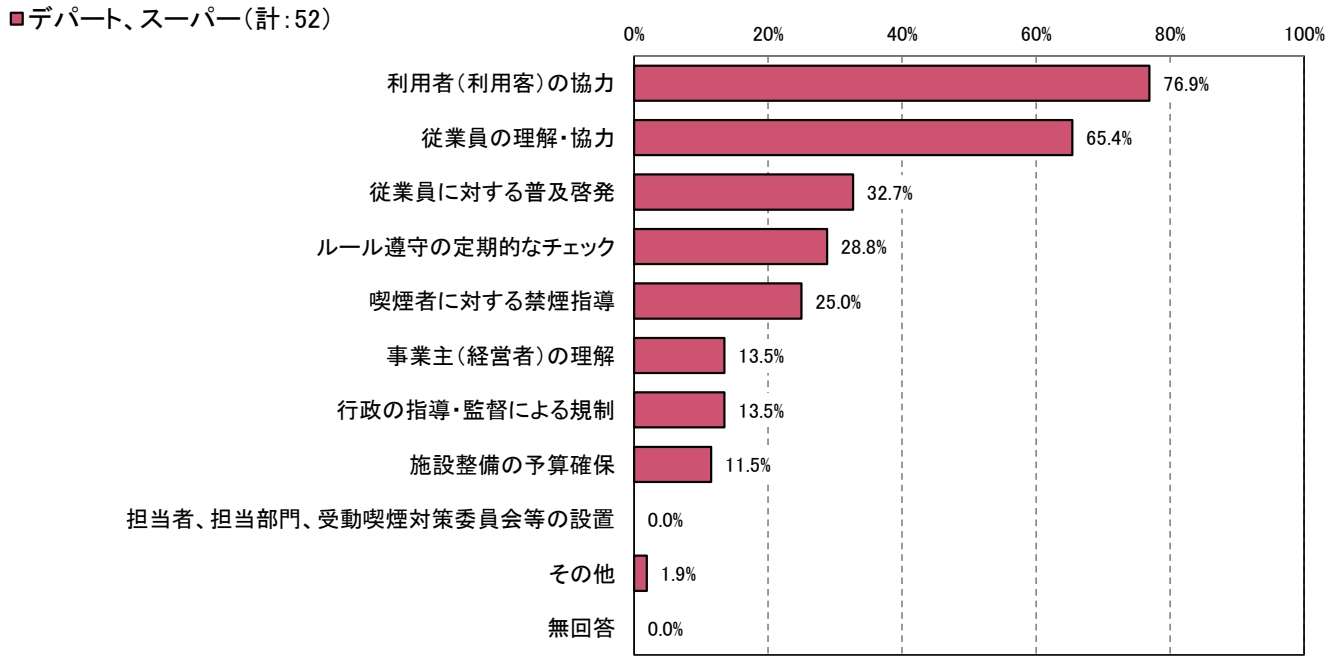

問１４　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。（○はいくつでも）

■デパート、スーパー(計:30)

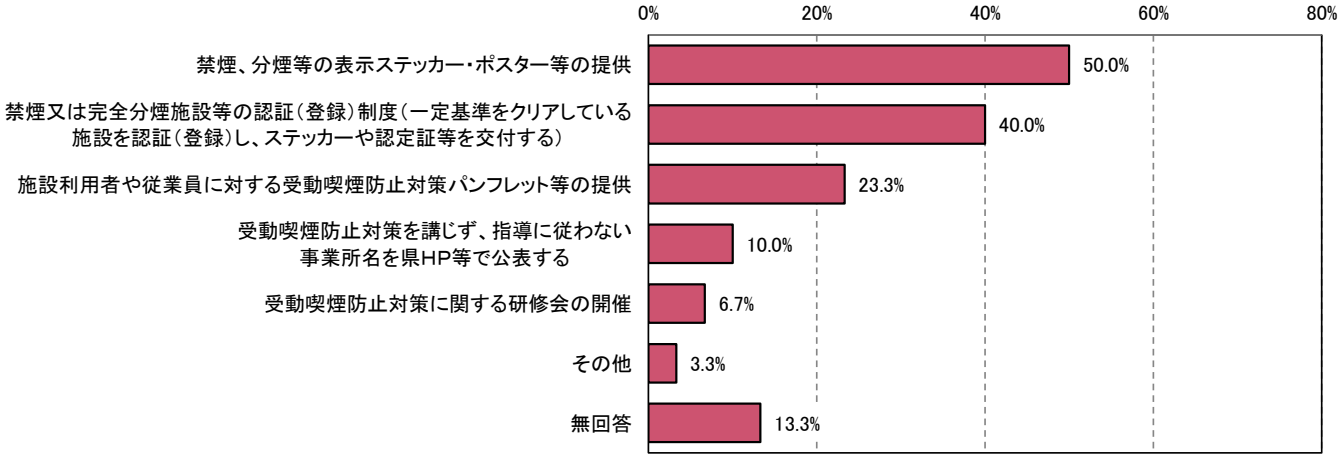

受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」が 50.0％と最も高く、次いで「禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）」（40.0％）、「施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供」（23.3％）、「受動喫煙防止対策を講じず、指導に従わない事業所名を県ＨＰ等で公表する」（10.0％）、「受動喫煙防止対策に関する研修会の開催」（6.7％）の順となっている。

前回調査（平成27年度）

■デパート、スーパー（計:52）

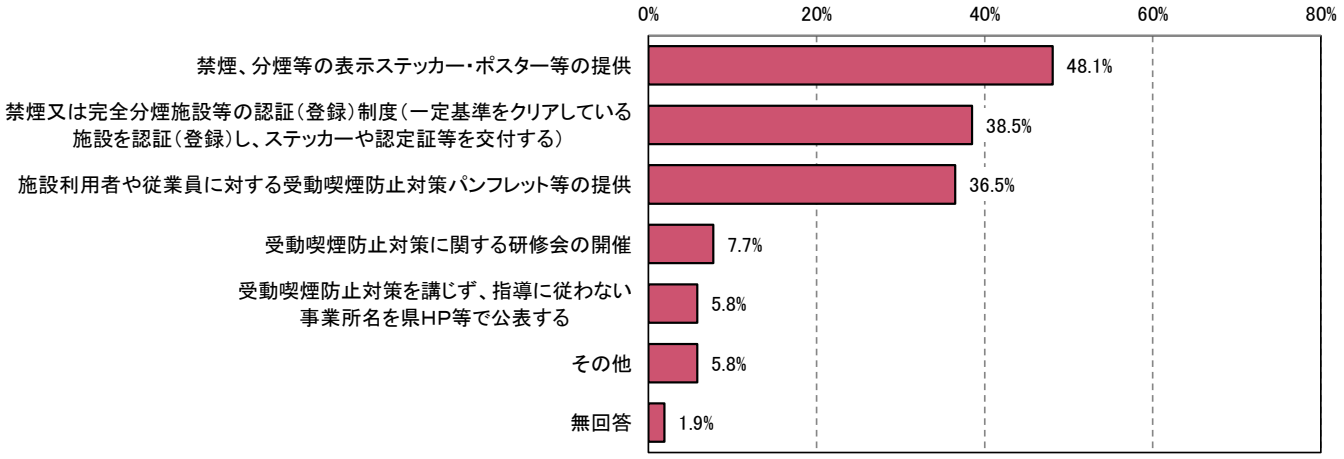

問１５　受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望についてお答えください。（○はいくつでも）

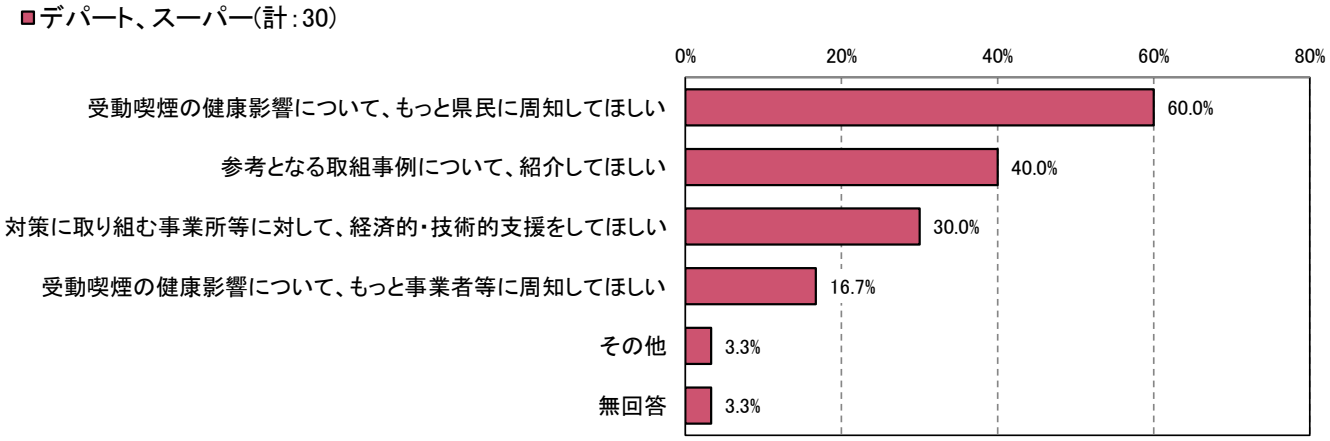

受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望についてでは、「受動喫煙の健康影響について、もっと県民に周知してほしい」が 60.0%と最も高く、次いで「参考となる取組事例について、紹介してほしい」（40.0%）、「対策に取り組む事業所等に対して、経済的・技術的支援をしてほしい」（30.0%）、「受動喫煙の健康影響について、もっと事業者等に周知してほしい」（16.7%）の順となっている。

問１６　受動喫煙防止対策について、東京都では、国の法律による規制に加え、独自の条例を施行しますが、秋田県独自の条例による規制について、お考えをお答えください。（○はひとつ）

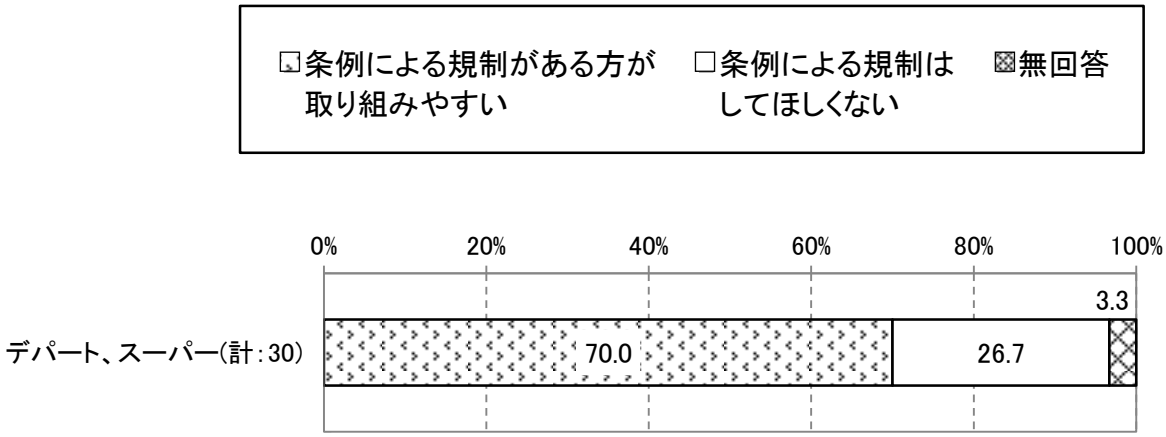

受動喫煙防止対策について、東京都では、国の法律による規制に加え、独自の条例を施行しますが、秋田県独自の条例による規制についてでは、「条例による規制がある方が取り組みやすい」（70.0%）、「条例による規制はしてほしくない」（26.7%）となっている。

問１７　問１６で「１．条例による規制がある方が取り組みやすい」を選んだ事業所等にお伺いします。具体的にどのような規制が良いとお考えですか。（○はひとつ）

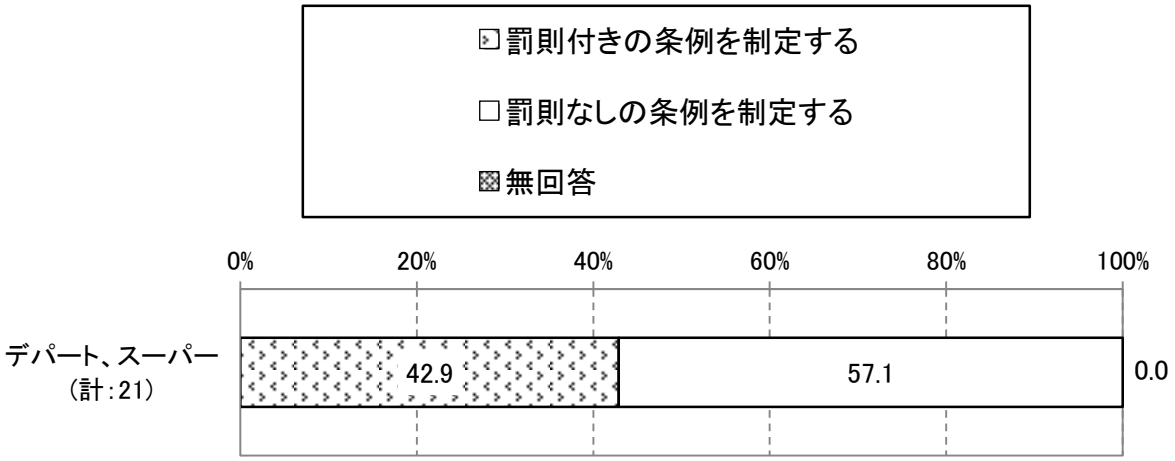

罰則付きの条例を制定するかどうかでは、「罰則付きの条例を制定する」（42.9%）、「罰則なしの条例を制定する」（57.1%）となっている。

飲食店の調査結果

問２　貴事業所等の従業員は何人ですか。（○は１つ）

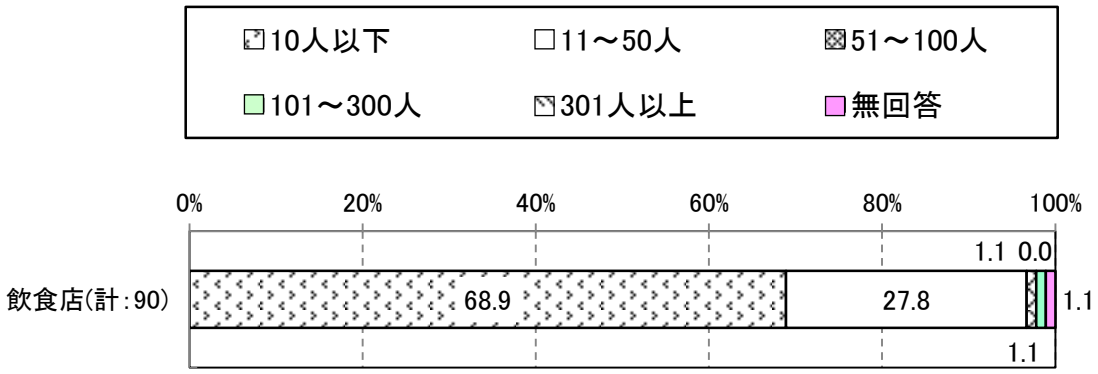

事業所等の従業員数は、「10 人以下」が 68.9％と最も高く、次いで「11～50 人」(27.8％)、「51～100 人」（1.1％）、「101～300 人」（1.1％）の順となっている。

問３　貴事業所等の１日あたりの平均利用者は何人くらいですか。（○は１つ）
※従業員を除く。病院、介護・福祉施設等の場合、入院（所）者数を含む。

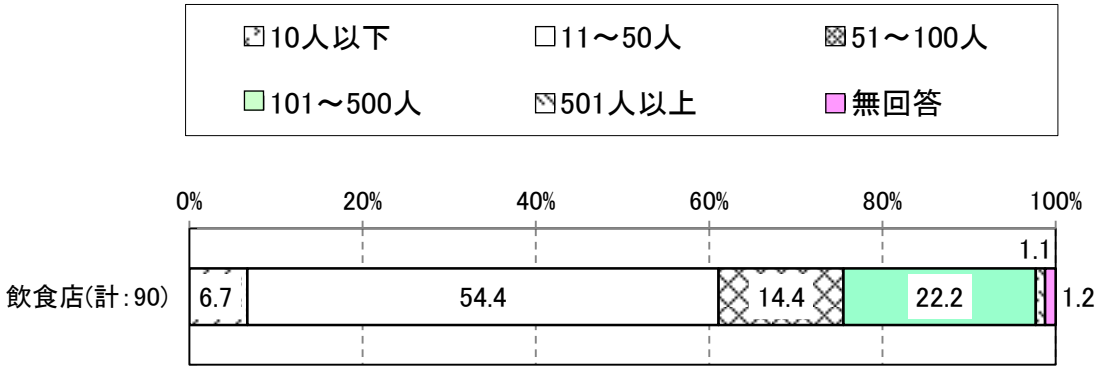

事業所等の１日あたりの平均利用者数は、「11～50 人」が 54.4％と最も高く、次いで「101～500 人」（22.2％）、「51～100 人」（14.4％）、「10 人以下」（6.7％）、「501 人以上」（1.1％）の順となっている。

問４　貴事業所等の所在地をお答えください。（○は１つ）

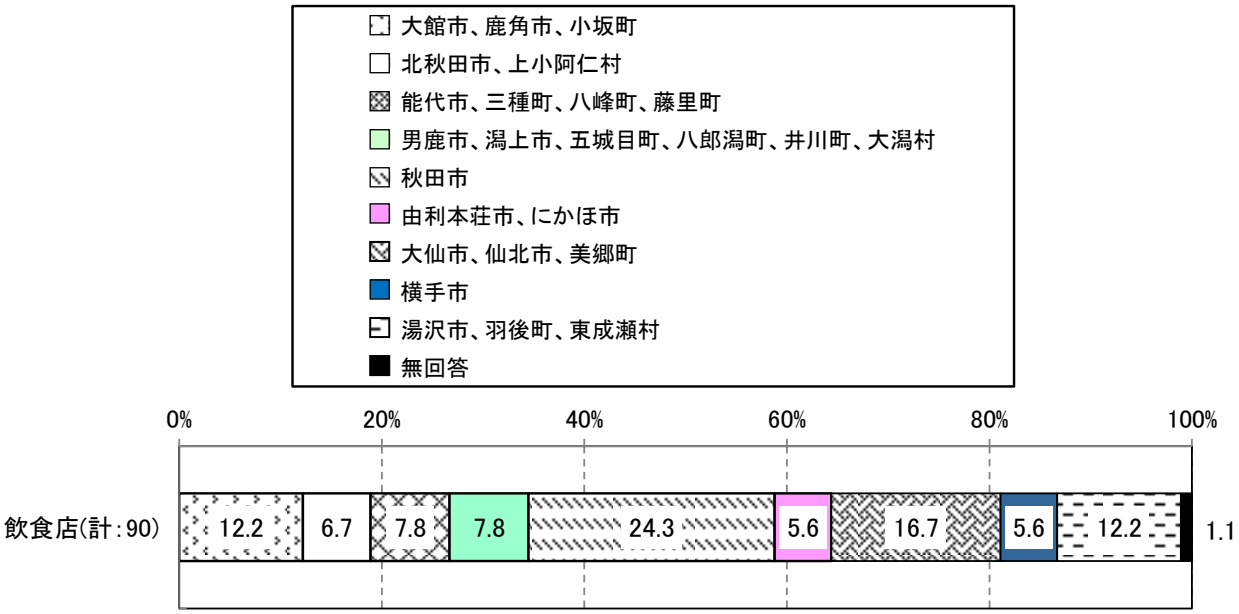

事業所の所在地は、上記の通りとなっている。

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援を実施していますか。（○は１つ）

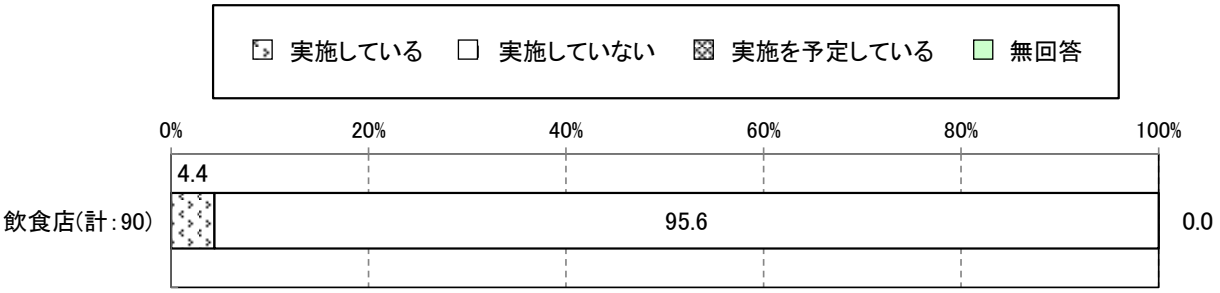

従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する従業員等へ何らかの支援を実施しているかでは、「実施していない」(95.6%)、「実施している」(4.4%)となっている。また、「実施を予定している」の回答は無かった。

前回調査（平成 27 年度）

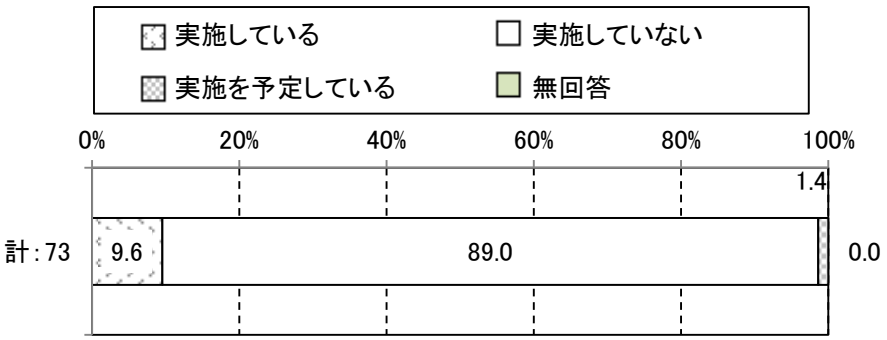

問６　受動喫煙が健康に影響があることを知っていますか。（○は一つ）

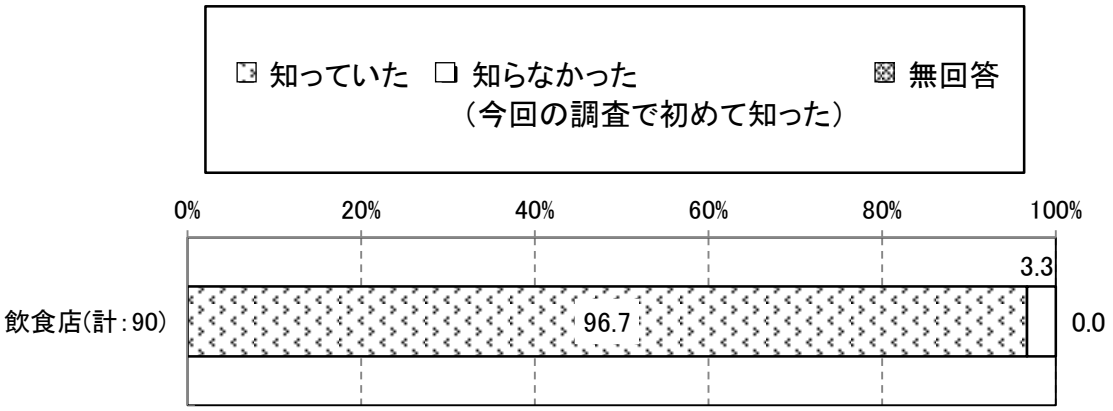

受動喫煙が健康に影響があることを知っているかでは、「知っていた」（96.7%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（3.3%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙の方が多いことを知っていましたか。（○は１つ）

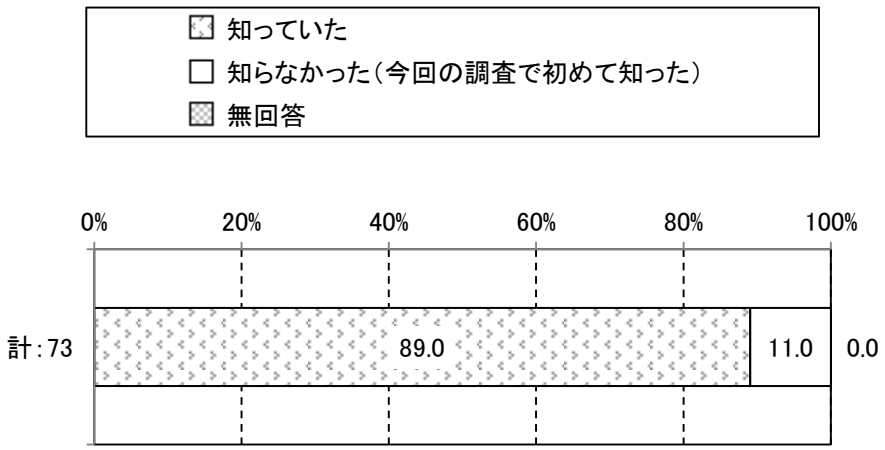

問７　禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っていましたか。（○は１つ）

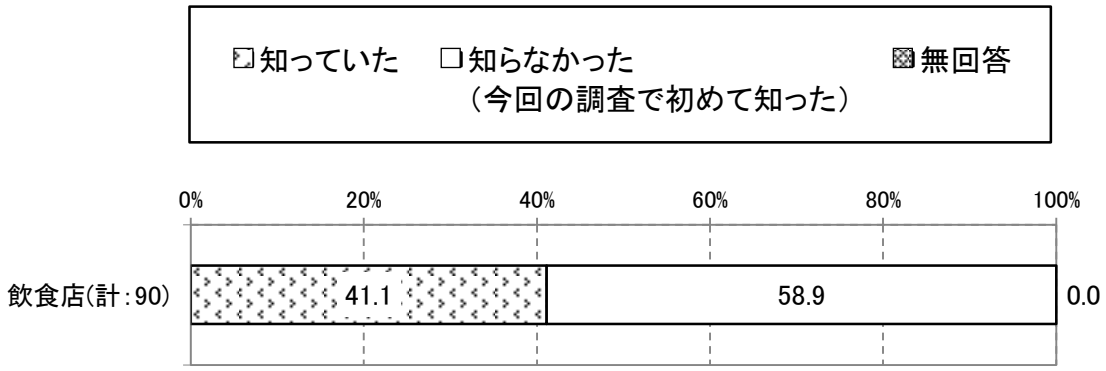

禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っているかでは、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（58.9%）、「知っていた」（41.1%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

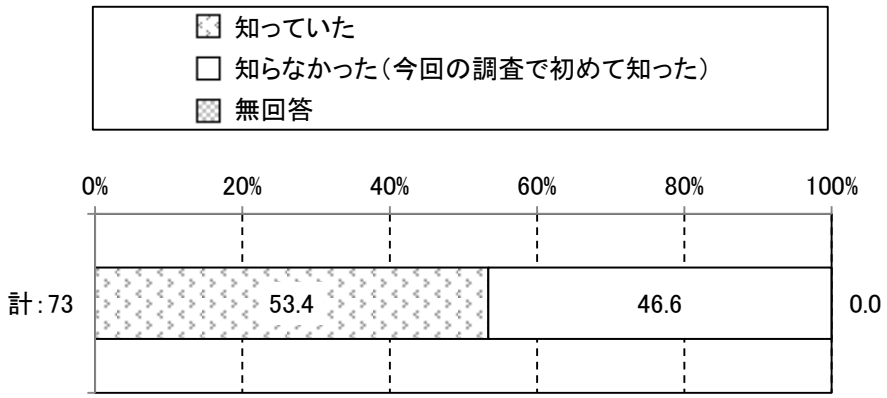

問８　秋田県では、施設・区域ごとの受動喫煙防止対策の指針として「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」（以下ガイドラインという）を定めています。このガイドラインについて知っていましたか。（○は１つ）

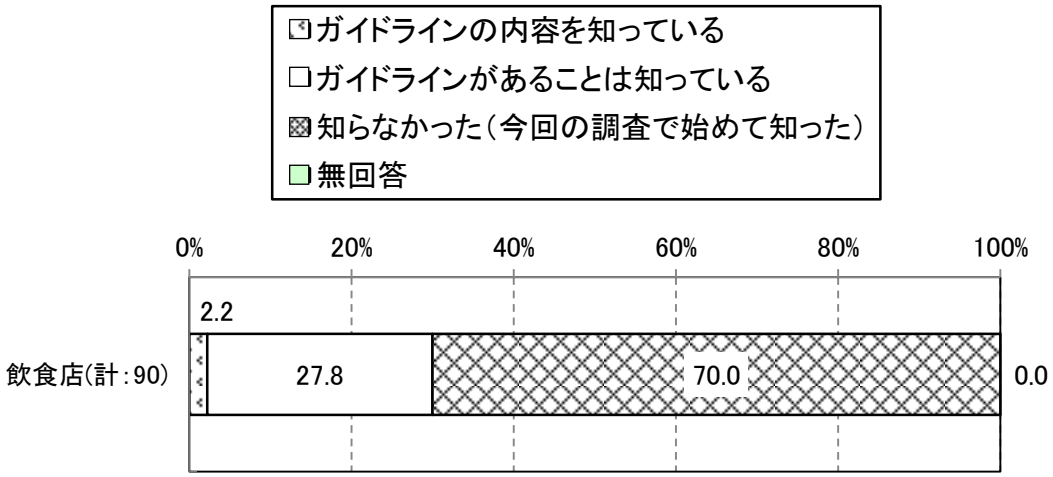

秋田県では、施設・区域ごとの受動喫煙防止対策の指針として「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」を定めています。このガイドラインについて知っているかでは、「知らなかった（今回の調査で始めて知った）」（70.0%）、「ガイドラインがあることは知っている」（27.8%）、「ガイドラインの内容を知っている」（2.2%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

秋田県では、条例で、「県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」と定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

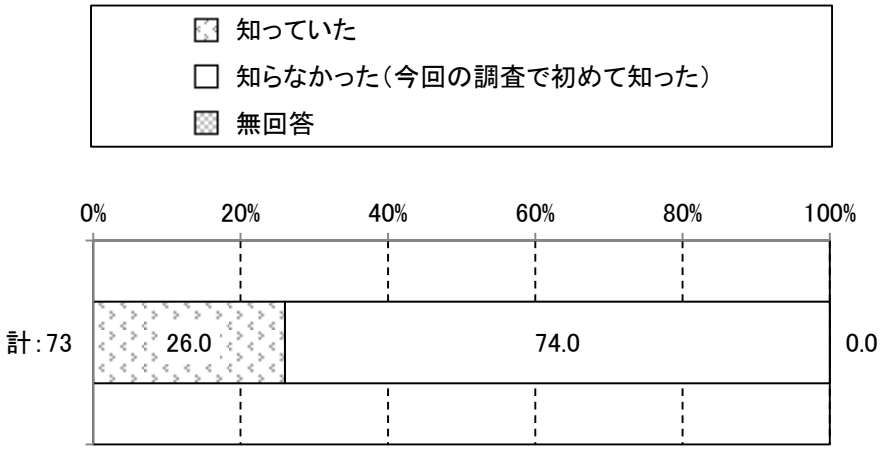

問９　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

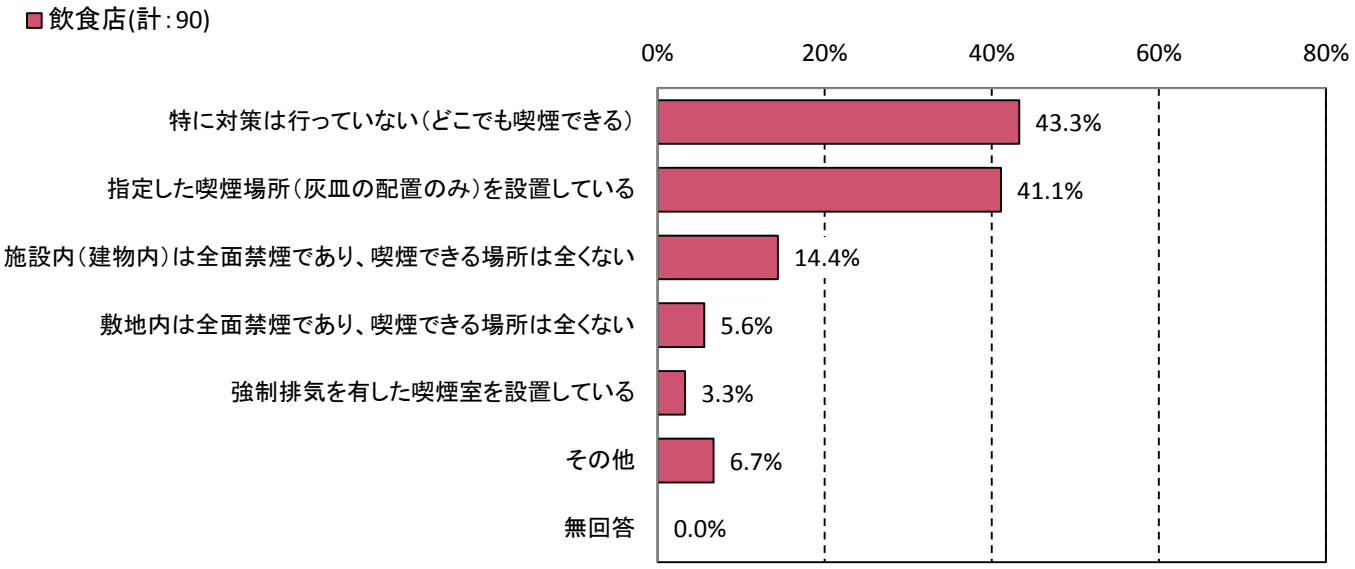

事業所等における喫煙環境は、「特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）」が43.3%と最も高く、次いで「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」（41.1%）、「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（14.4%）、「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（5.6%）、「強制排気を有した喫煙室を設置している」（3.3%）の順となっている。

前回調査（平成27年度）

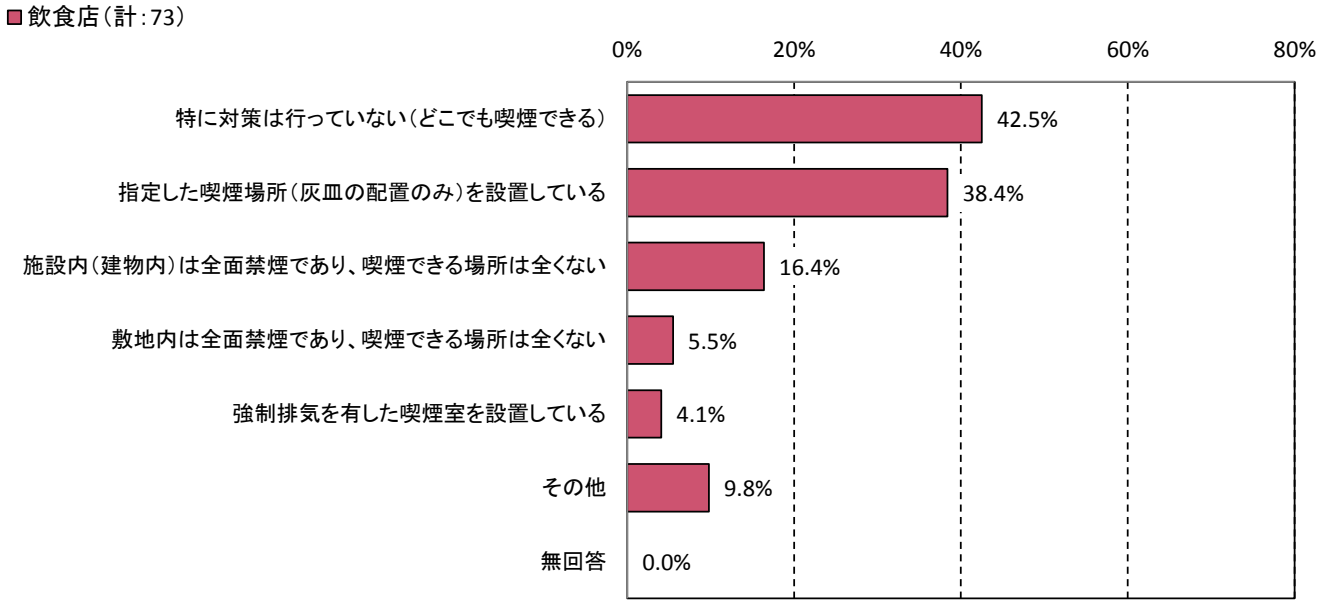

問１０　問９で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内（建物内）禁煙を行っていない理由は何ですか。（○はいくつでも）

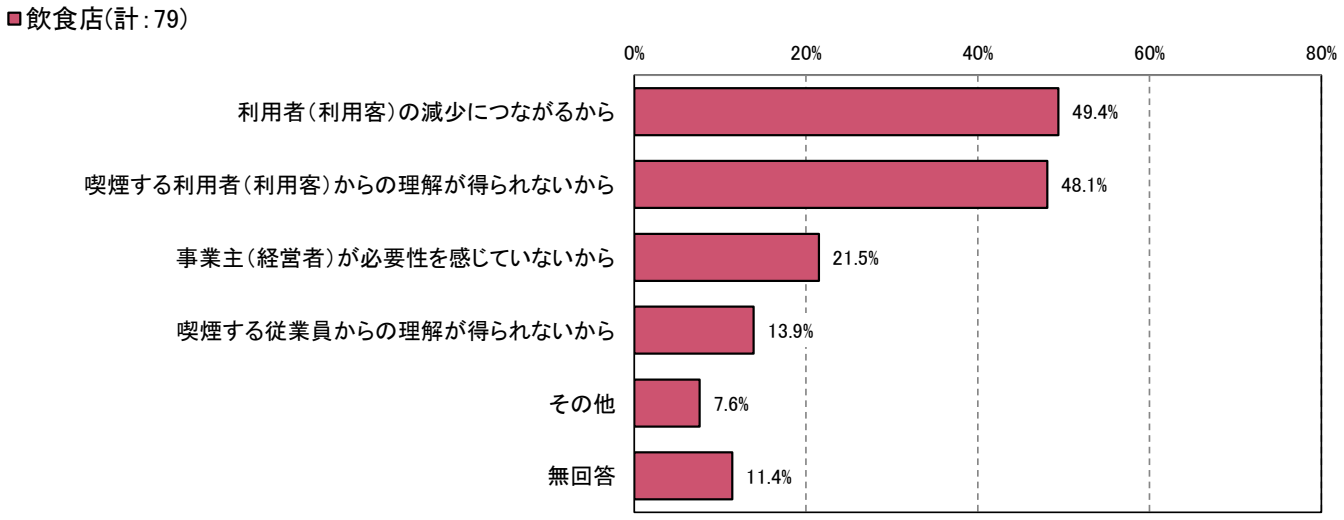

事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内（建物内）禁煙を行っていない理由は、「利用者（利用客）の減少につながるから」が49.4％と最も高く、次いで「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」（48.1％）、「事業主（経営者）が必要性を感じていないから」（21.5％）、「喫煙する従業員からの理解が得られないから」（13.9％）の順となっている。

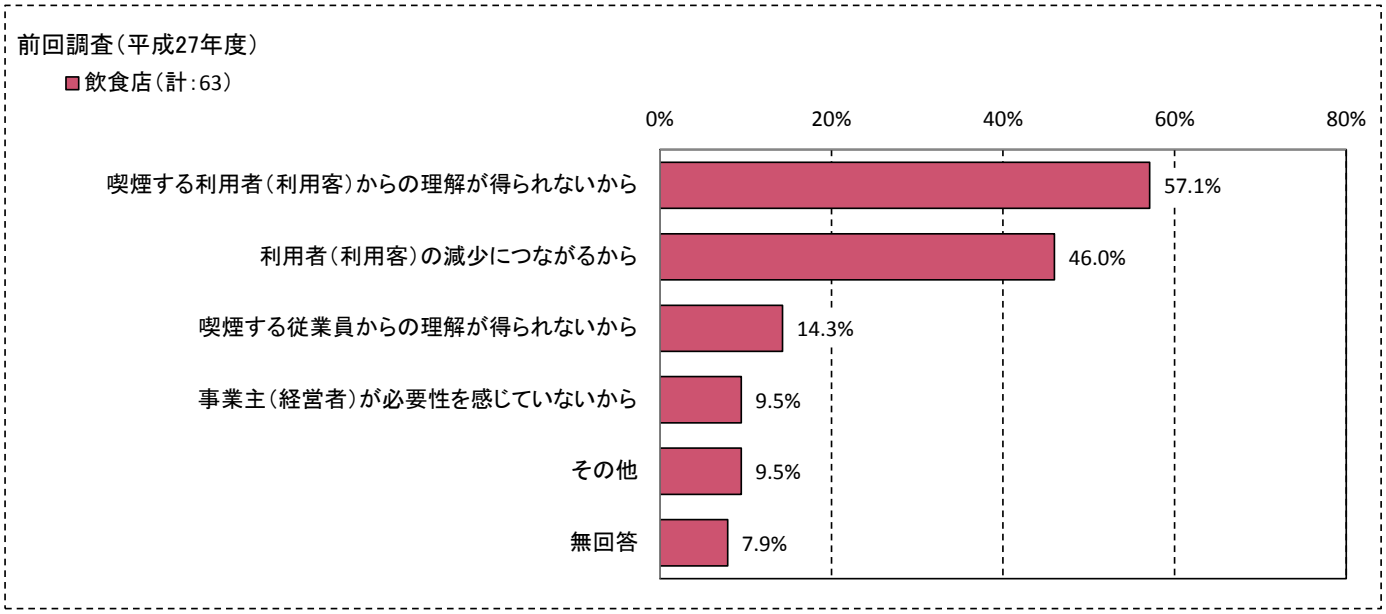

問１１　問９で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。
（○は１つ）

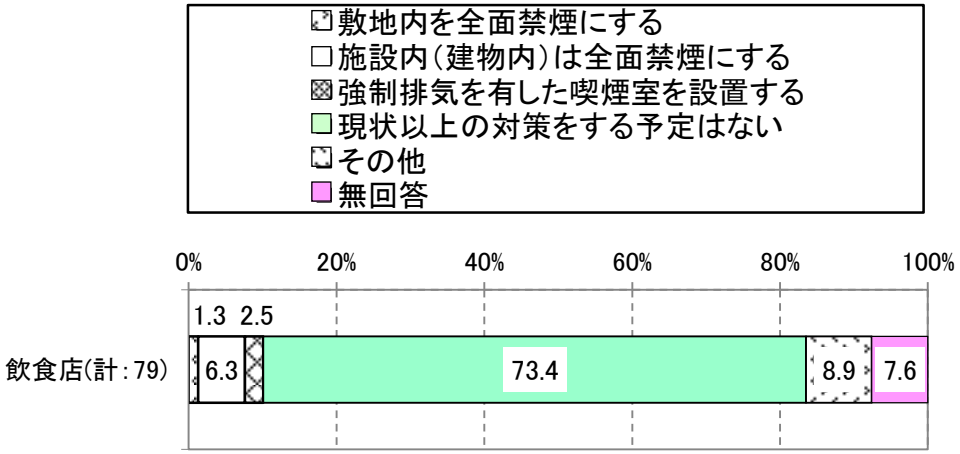

受動喫煙防止対策の今後の予定については､｢現状以上の対策をする予定はない｣が73.4%と最も高くなっている。予定されている受動喫煙対策では、「その他」（8.9%）、「施設内(建物内)は全面禁煙にする」(6.3%)､｢強制排気を有した喫煙室を設置する｣(2.5%)､「敷地内を全面禁煙にする」（1.3%）の順となっている。

前回調査(平成 27 年度)

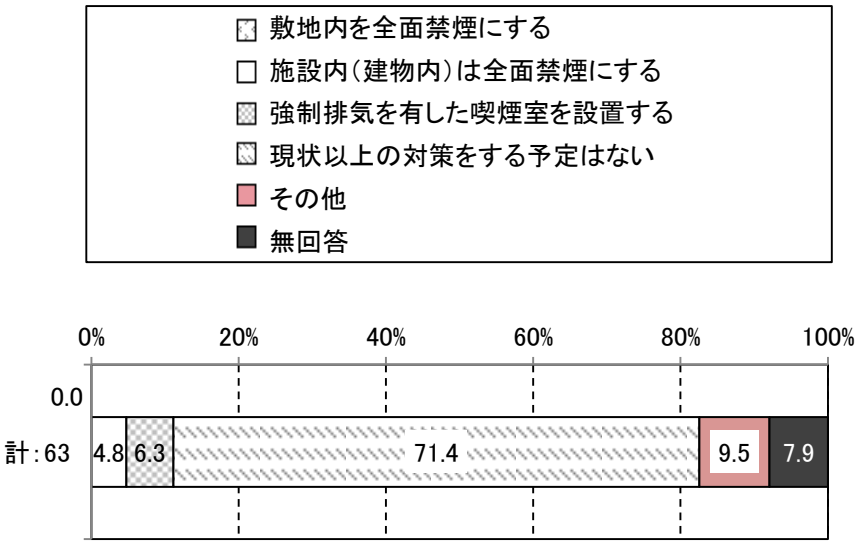

問１２　貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えていますか。（○は１つ）

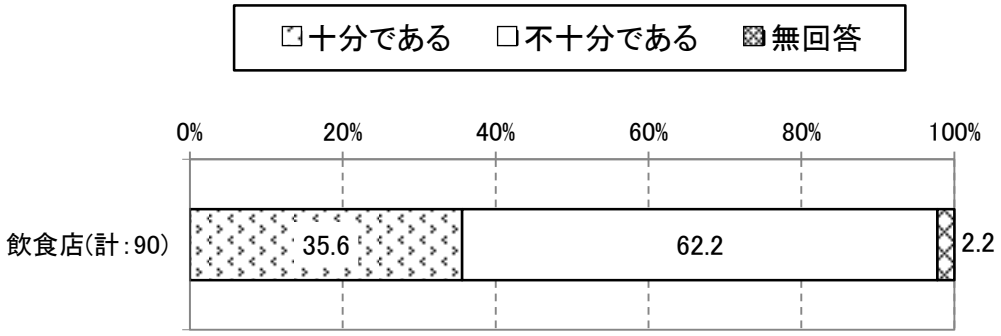

受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えているかでは、「不十分である」（62.2%）、「十分である」（35.6%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

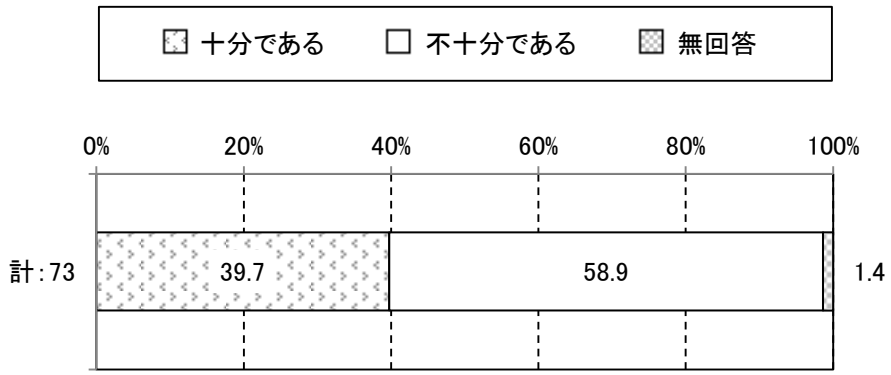

問１３　貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。（○はいくつでも）

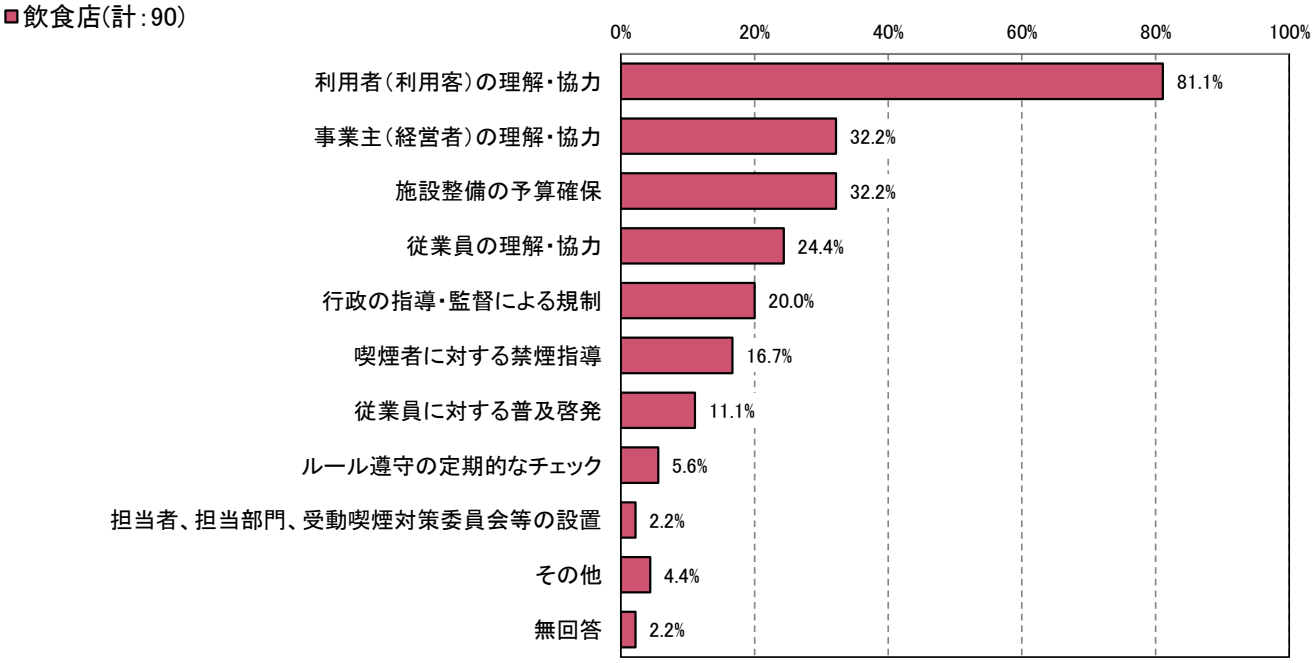

受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものは、「利用者（利用客）の理解・協力」が81.1%と最も高く、次いで、同率で「事業主（経営者）の理解・協力」（32.2%）、「施設整備の予算確保」（32.2%）、「従業員の理解・協力」（24.4%）、「行政の指導・監督による規制」（20%）、「喫煙者に対する禁煙指導」（16.7%）、「従業員に対する普及啓発」（11.1%）、「ルール遵守の定期的なチェック」（5.6%）、「その他」（4.4%）、「担当者、担当部門、受動喫煙対策委員会等の設置」（2.2%）の順となっている。

前回調査（平成27年度）

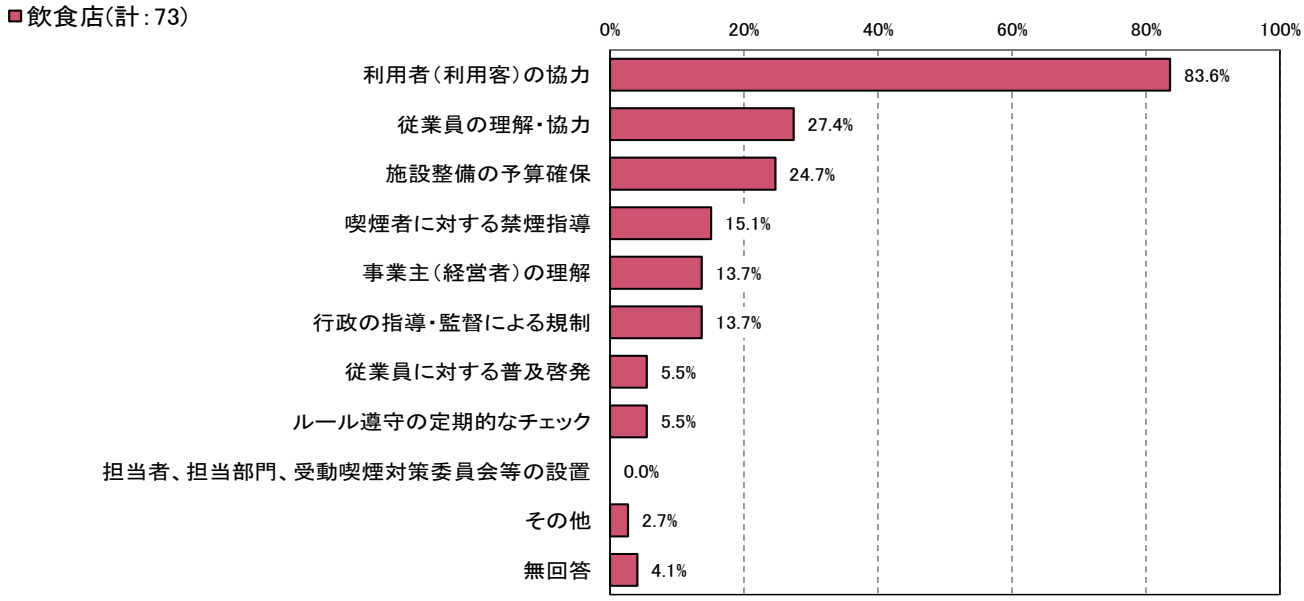

問１４　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。（○はいくつでも）

■飲食店(計:90)

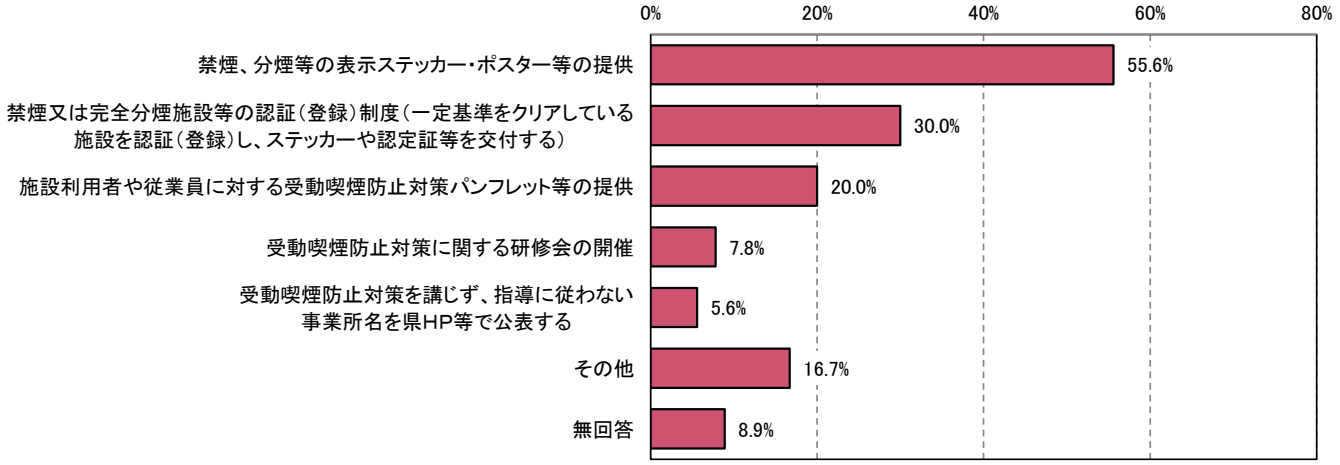

受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」が 55.6%と最も高く、次いで「禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）」（30.0%）、「施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供」（20.0%）、「その他」（16.7%）、「受動喫煙防止対策に関する研修会の開催」（7.8%）、「受動喫煙防止対策を講じず、指導に従わない事業所名を県ＨＰ等で公表する」（5.6%）の順となっている。

前回調査（平成27年度）

■飲食店(計:73)

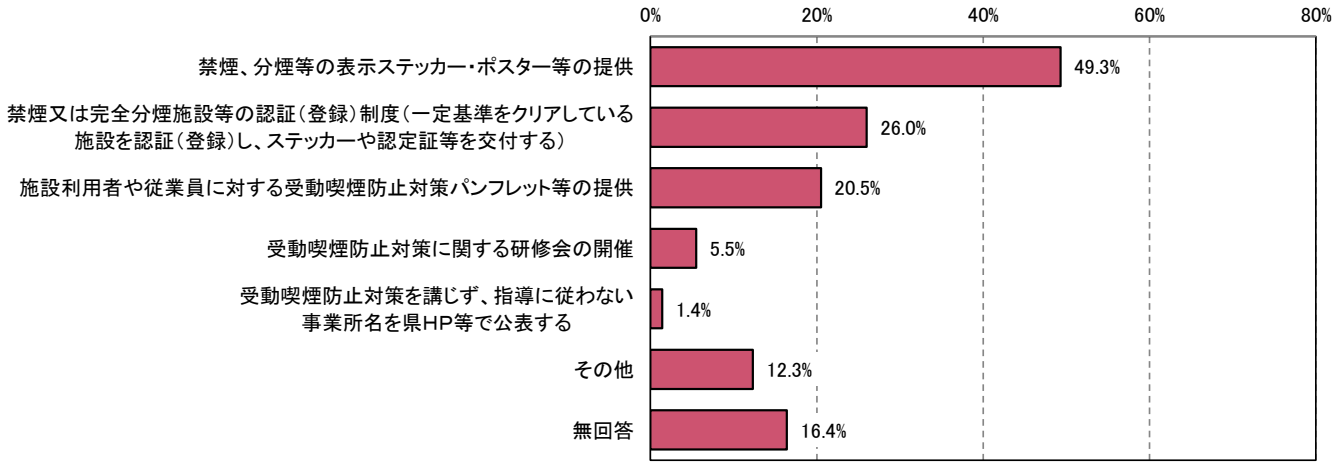

問１５　受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望についてお答えください。（○はいくつでも）

■飲食店(計:90)

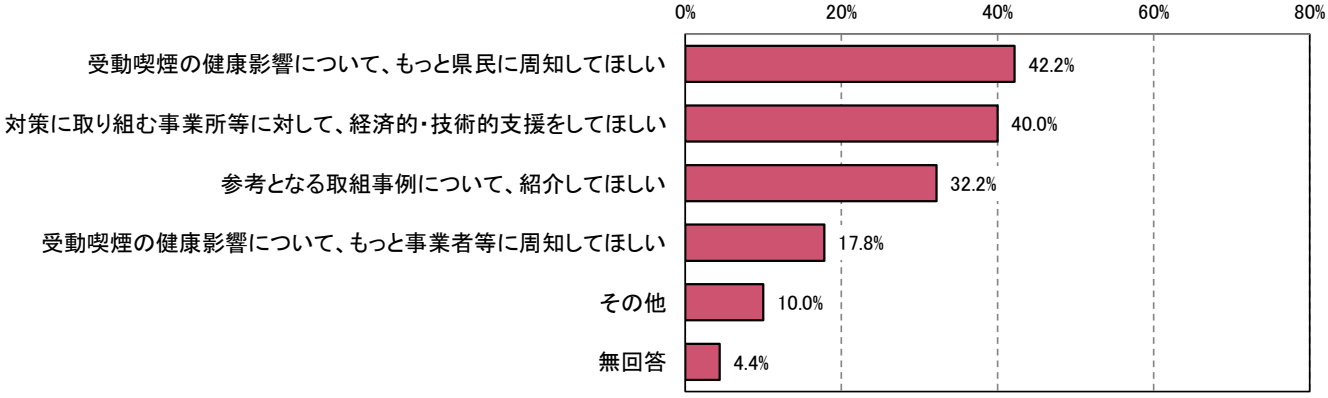

受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望についてでは、「受動喫煙の健康影響について、もっと県民に周知してほしい」が 42.2%と最も高く、次いで「対策に取り組む事業所等に対して、経済的・技術的支援をしてほしい」（40.0%）、「参考となる取組事例について、紹介してほしい」（32.2%）、「受動喫煙の健康影響について、もっと事業者等に周知してほしい」（17.8%）、「その他」（10.0%）の順となっている。

問１６　受動喫煙防止対策について、東京都では、国の法律による規制に加え、独自の条例を施行しますが、秋田県独自の条例による規制について、お考えをお答えください。（○はひとつ）

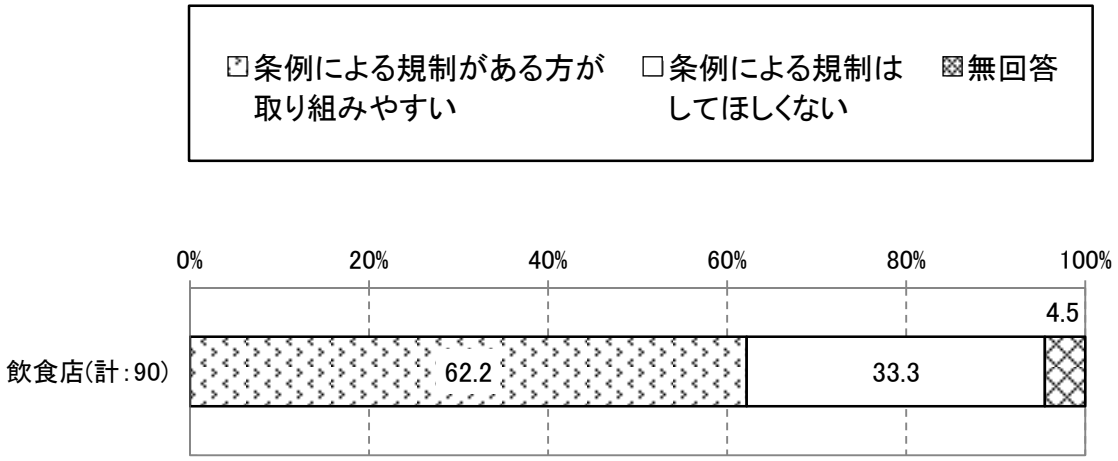

受動喫煙防止対策について、東京都では、国の法律による規制に加え、独自の条例を施行しますが、秋田県独自の条例による規制についてでは、「条例による規制がある方が取り組みやすい」（62.2%）、「条例による規制はしてほしくない」（33.3%）となっている。

問１７　問１６で「１．条例による規制がある方が取り組みやすい」を選んだ事業所等にお伺いします。具体的にどのような規制が良いとお考えですか。（○はひとつ）

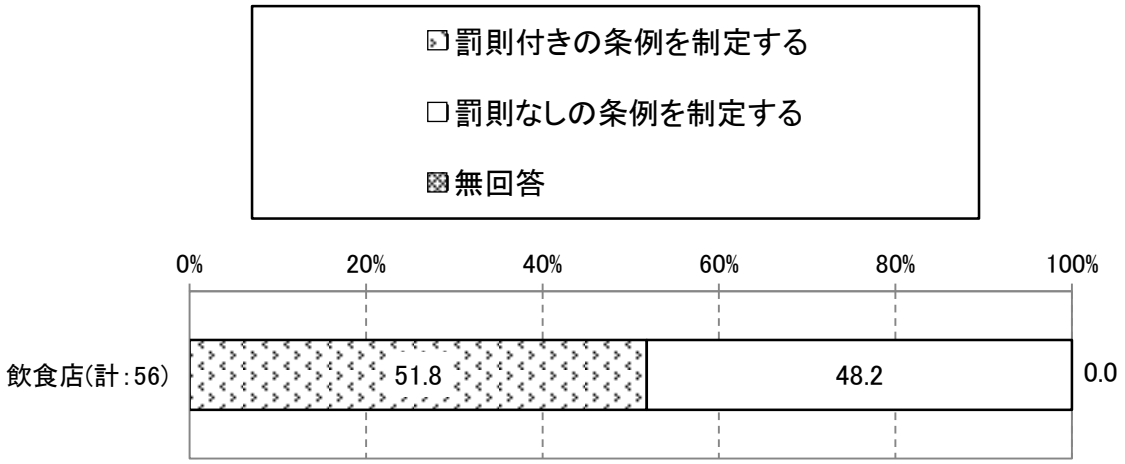

罰則付きの条例を制定するかどうかでは、「罰則付きの条例を制定する」（51.8%）、「罰則なしの条例を制定する」（48.2%）となっている。

交通機関の調査結果

問２　貴事業所等の従業員は何人ですか。（○は１つ）

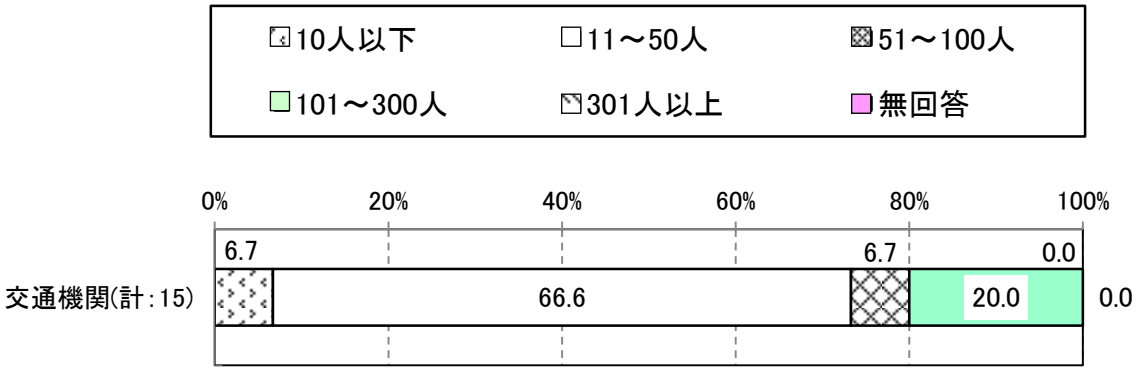

事業所等の従業員数は、「11～50 人」が、66.6%と最も高く、次いで「101～300 人」（20.0%）、「10 人以下」（6.7%）、「51～100 人」（6.7%）の順となっている。

問３　貴事業所等の１日あたりの平均利用者は何人くらいですか。（○は１つ）
※従業員を除く。病院、介護・福祉施設等の場合、入院（所）者数を含む。

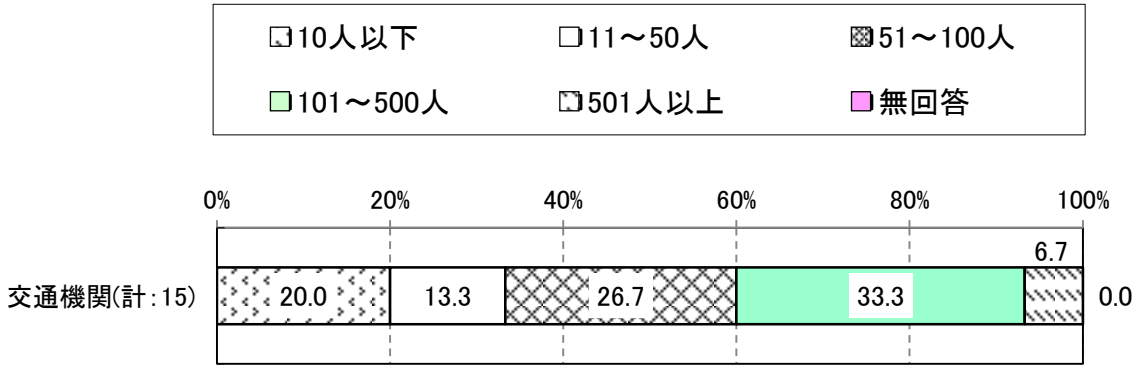

事業所等の１日あたりの平均利用者数は、「101～500 人」が、33.3%と最も高く、次いで「51～100 人」（26.7%）、「10 人以下」（20.0%）、「11～50 人」（13.3%）、「501 人以上」（6.7%）の順となっている。

問４　貴事業所等の所在地をお答えください。（○は１つ）

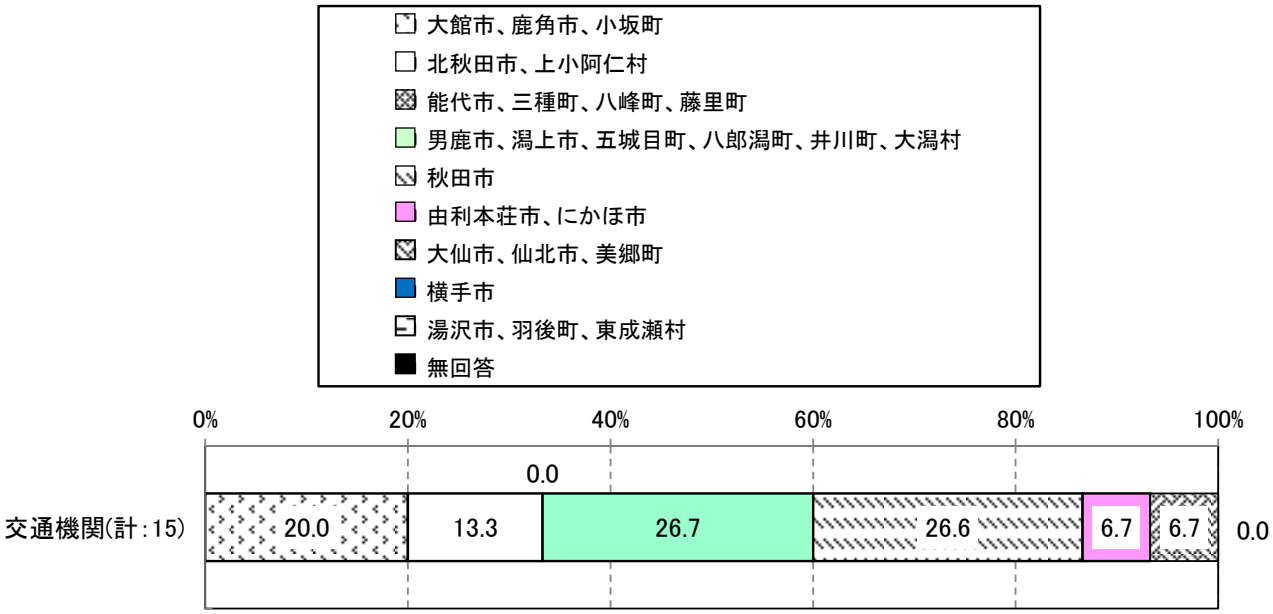

事業所の所在地は、上記の通りとなっている。

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援を実施していますか。（○は１つ）

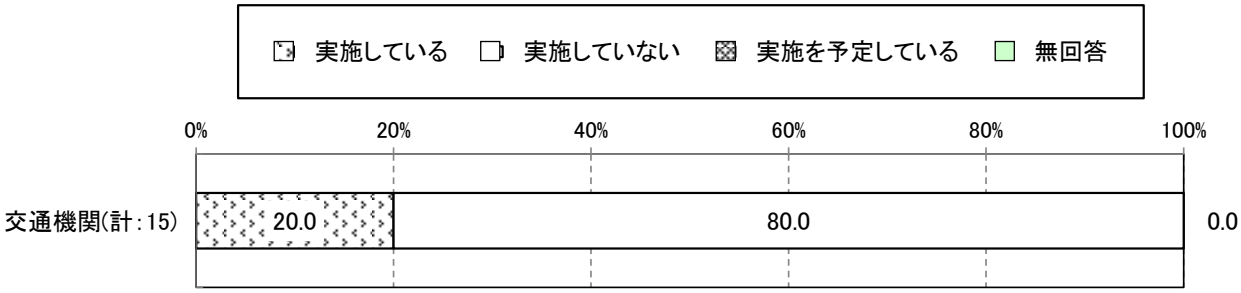

従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する従業員等へ何らかの支援を実施しているかでは、「実施していない」(80.0%)、「実施している」(20.0%)となっている。また、「実施を予定している」の回答は無かった。

前回調査（平成 27 年度）

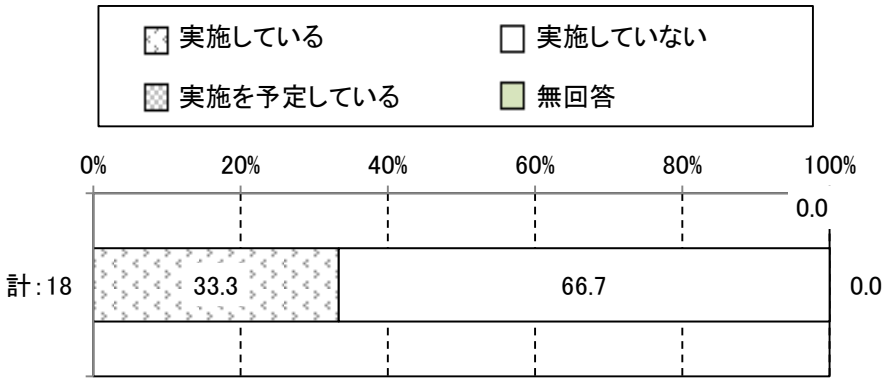

問６　受動喫煙が健康に影響があることを知っていますか。（○は一つ）

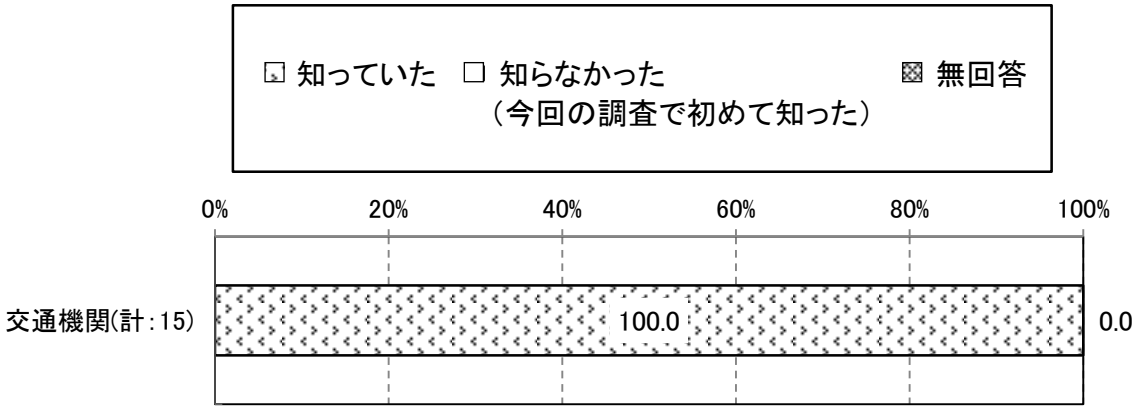

受動喫煙が健康に影響があることを知っているかでは、「知っていた」（100%）となっており、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」の回答は無かった。

前回調査（平成 27 年度）

たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙の方が多いことを知っていましたか。（○は１つ）

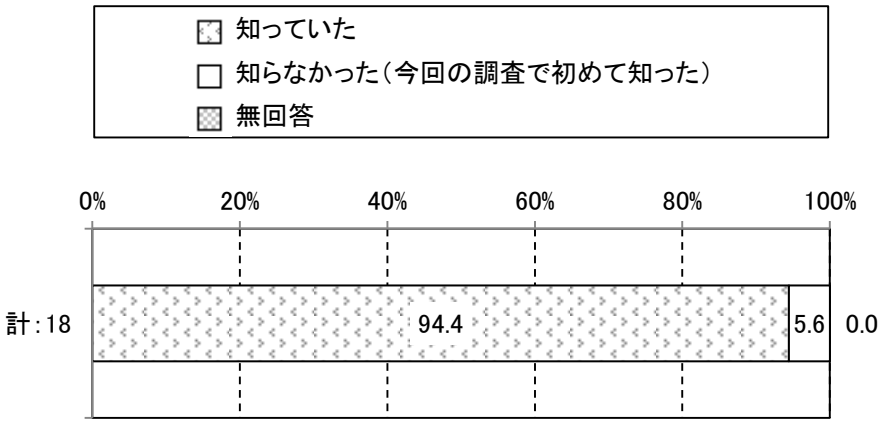

問７　禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っていましたか。（○は１つ）

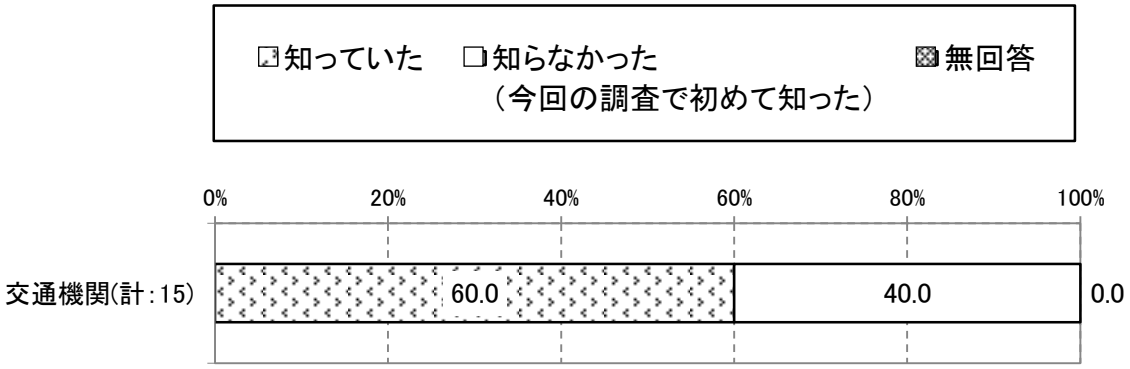

禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っているかでは、「知っていた」（60.0%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（40.0%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

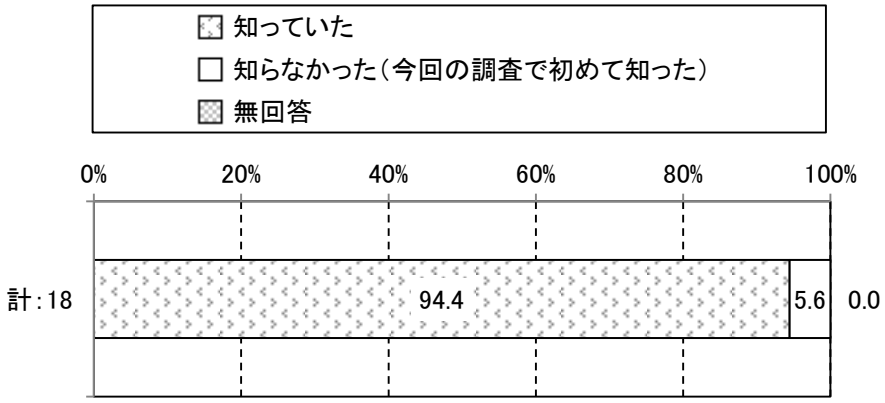

問８　秋田県では、施設・区域ごとの受動喫煙防止対策の指針として「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」（以下ガイドラインという）を定めています。このガイドラインについて知っていましたか。（○は１つ）

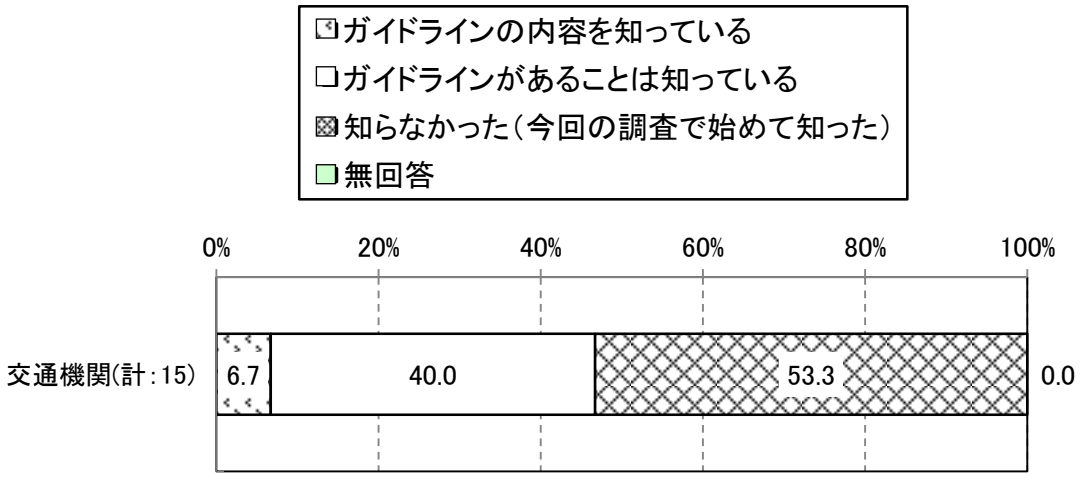

秋田県では、施設・区域ごとの受動喫煙防止対策の指針として「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」を定めています。このガイドラインについて知っているかでは、「知らなかった（今回の調査で始めて知った）」（53.3%）、「ガイドラインがあることは知っている」（40.0%）、「ガイドラインの内容を知っている」（6.7%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

秋田県では、条例で、「県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」と定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

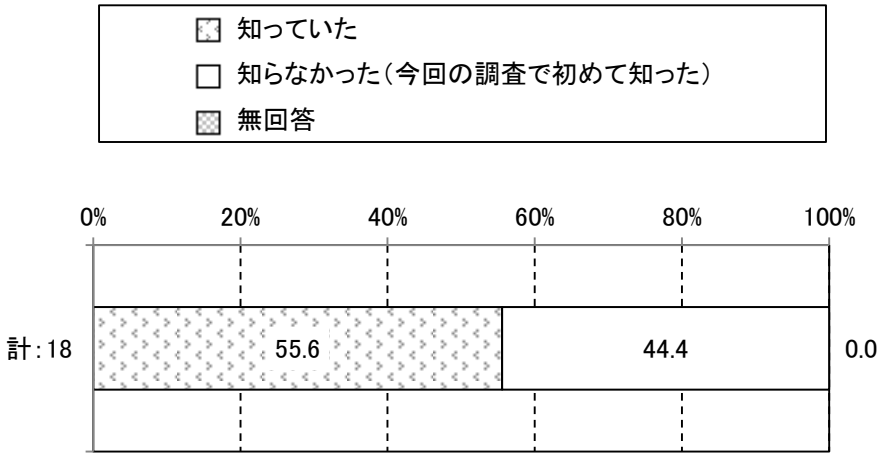

問９　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

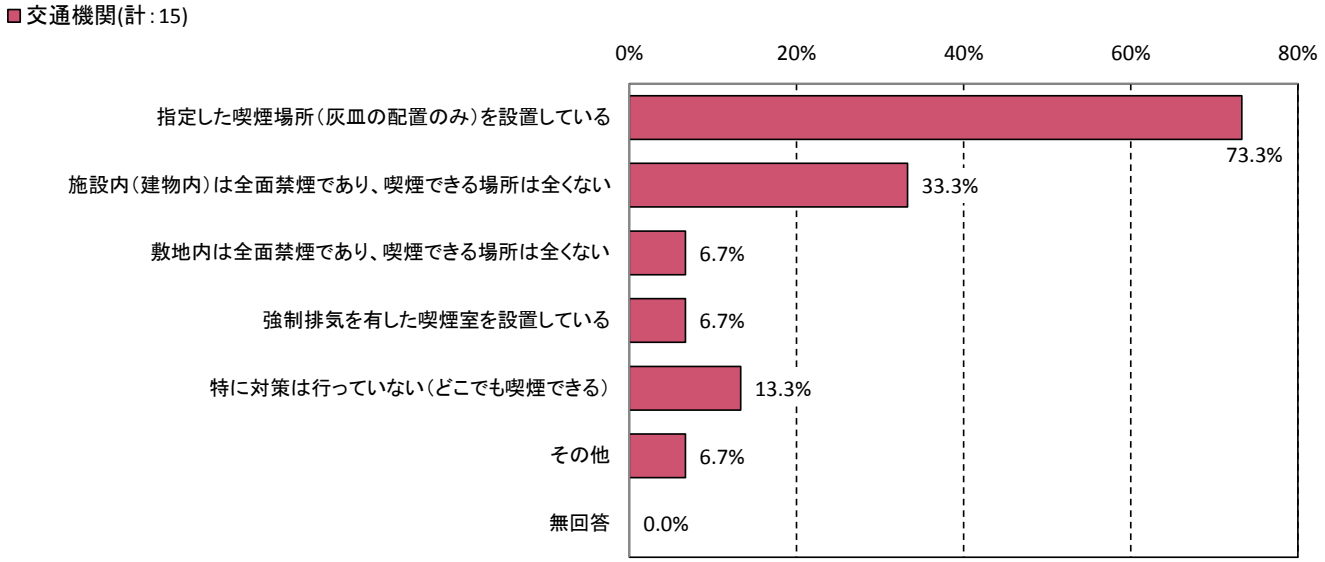

事業所等における喫煙環境は、「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」が 73.3%と最も多く、次いで「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（33.3%）、「特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）」（13.3%）、同率で「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（6.7%）、「強制排気を有した喫煙室を設置している」（6.7%）の順となっている。

前回調査（平成27年度）

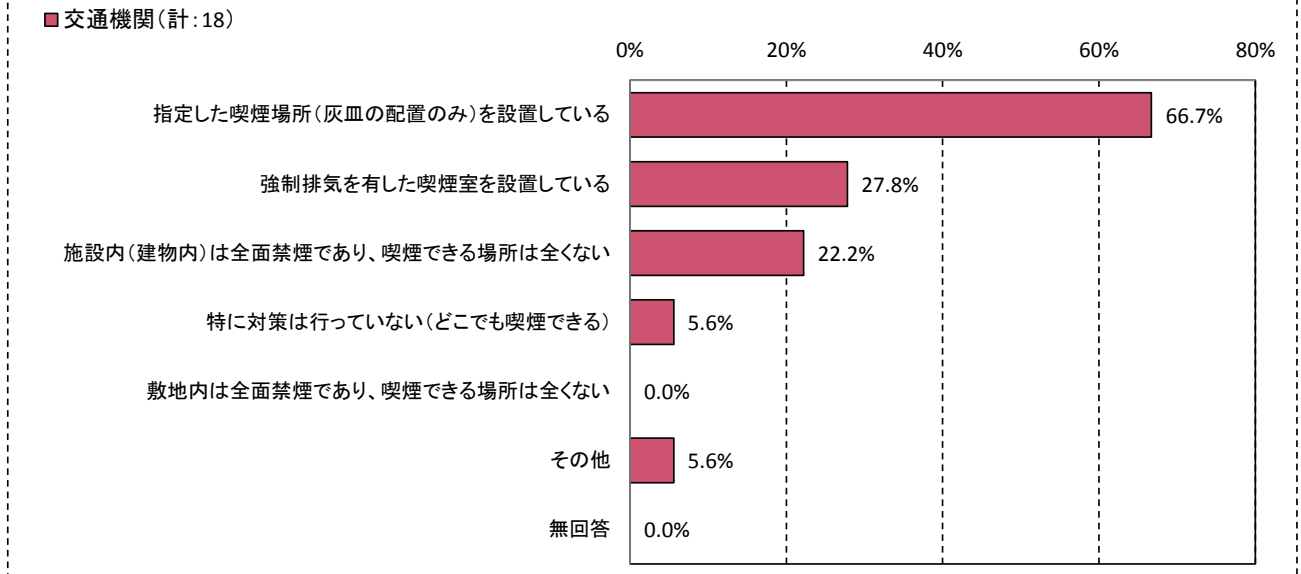

問１０　問９で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内（建物内）禁煙を行っていない理由は何ですか。（○はいくつでも）

■交通機関(計:13)

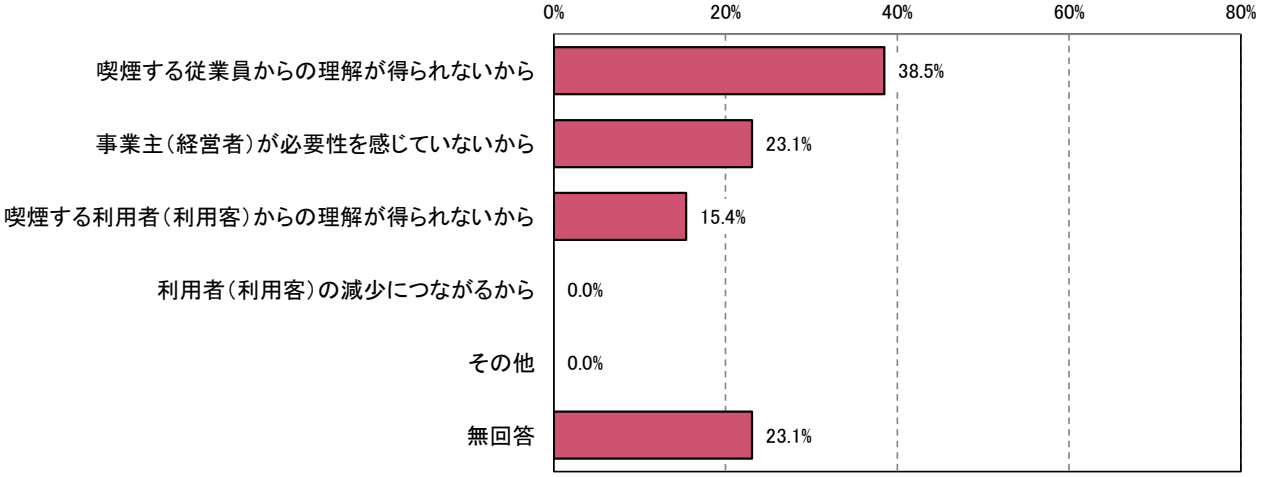

事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内（建物内）禁煙を行っていない理由は、「喫煙する従業員からの理解が得られないから」が38.5％と最も高く、次いで「事業主（経営者）が必要性を感じていないから」（23.1％）、「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」（15.4％）の順となっている。

前回調査（平成27年度）

■交通機関（計:16）

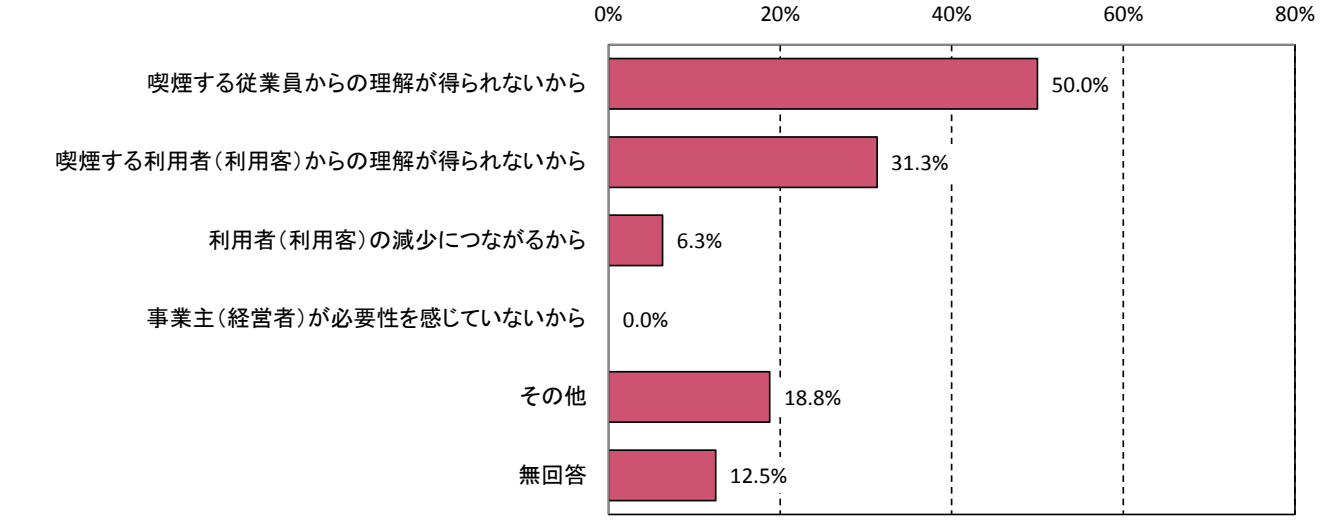

問１１　問９で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。
（○は１つ）

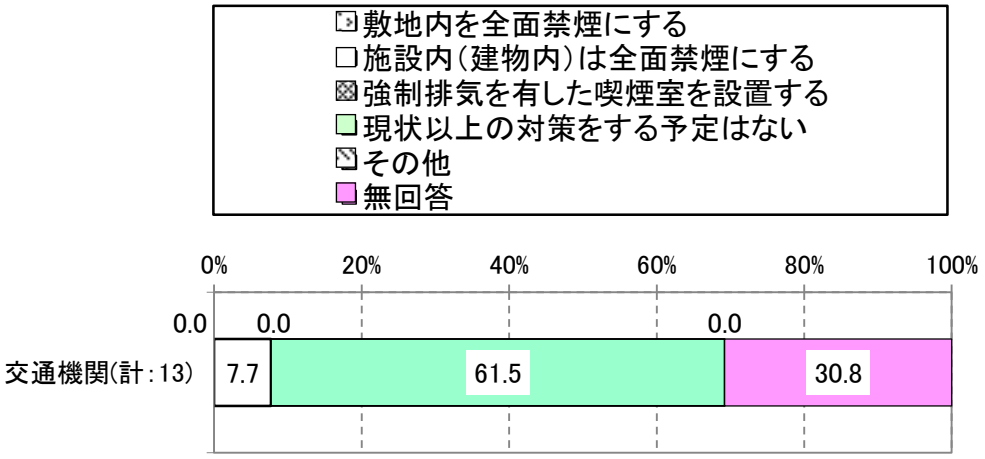

受動喫煙防止対策の今後の予定については､｢現状以上の対策をする予定はない｣が61.5%と最も高くなっている。予定されている受動喫煙対策では、「施設内（建物内）は全面禁煙にする」（7.7%）の順となっている。また、「敷地内を全面禁煙にする」と「強制排気を有した喫煙室を設置する」の回答は無かった。

前回調査(平成 27 年度)

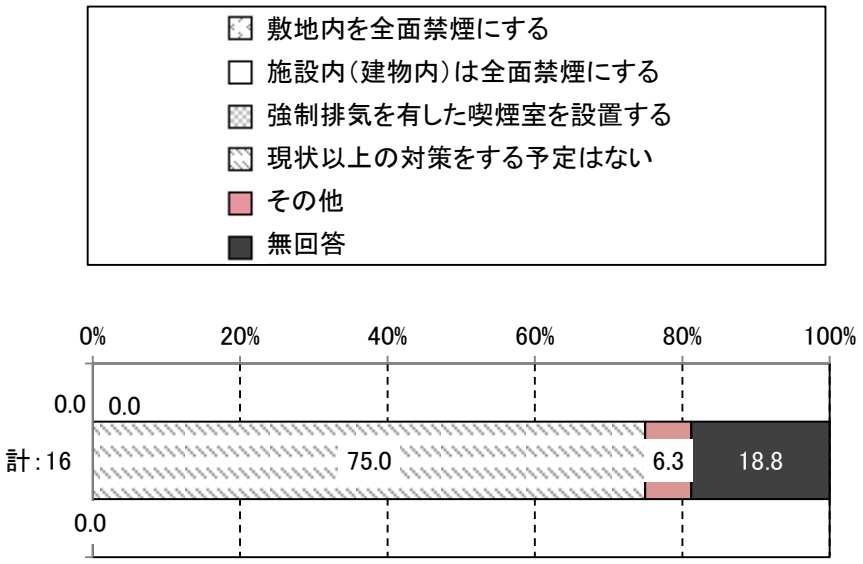

問１２　貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えていますか。（○は１つ）

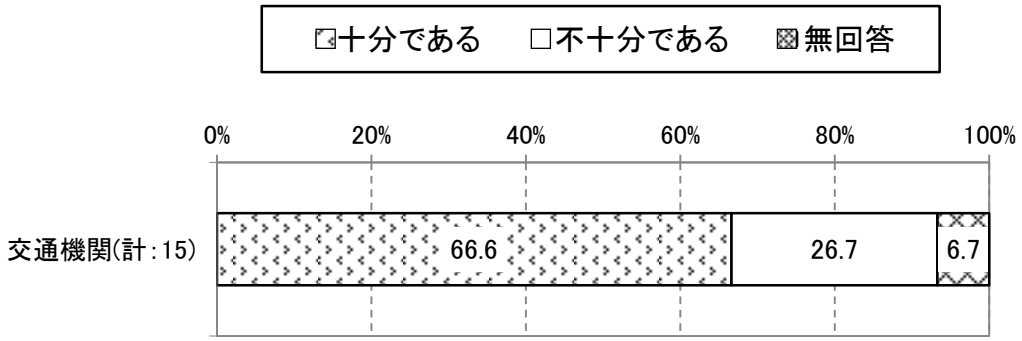

受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えているかでは、「十分である」（66.6%）、「不十分である」（26.7%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

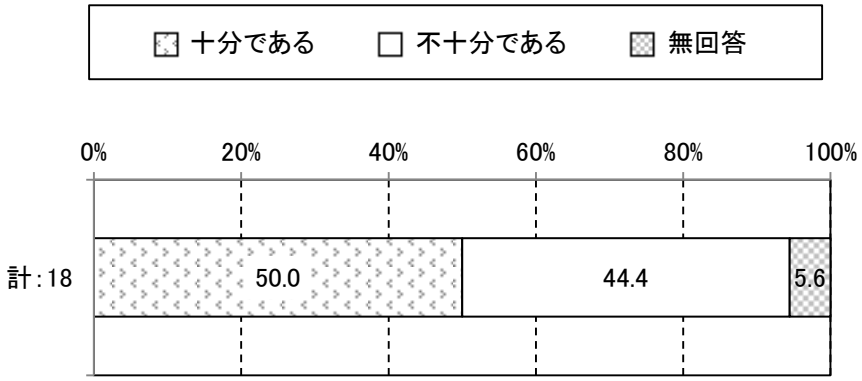

問１３　貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。（○はいくつでも）

■交通機関(計:15)

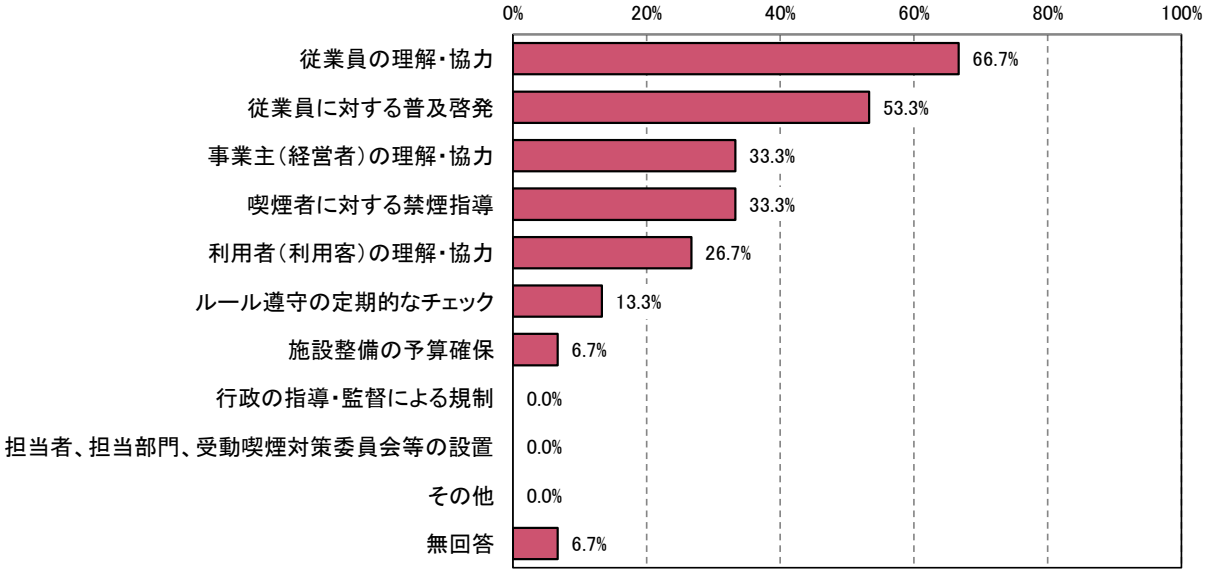

受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものは、「従業員の理解・協力」が66.7%と最も高く、次いで「従業員に対する普及啓発」（53.3%）、同率で「事業主（経営者）の理解・協力」（33.3%）、「喫煙者に対する禁煙指導」（33.3%）、「利用者（利用客）の理解・協力」（26.7%）、「ルール遵守の定期的なチェック」（13.3%）、「施設整備の予算確保」（6.7%）の順となっている。また、「行政の指導・監督による規制」と「担当者、担当部門、受動喫煙対策委員会等の設置」の回答は無かった。

前回調査（平成27年度）

■交通機関（計:18）

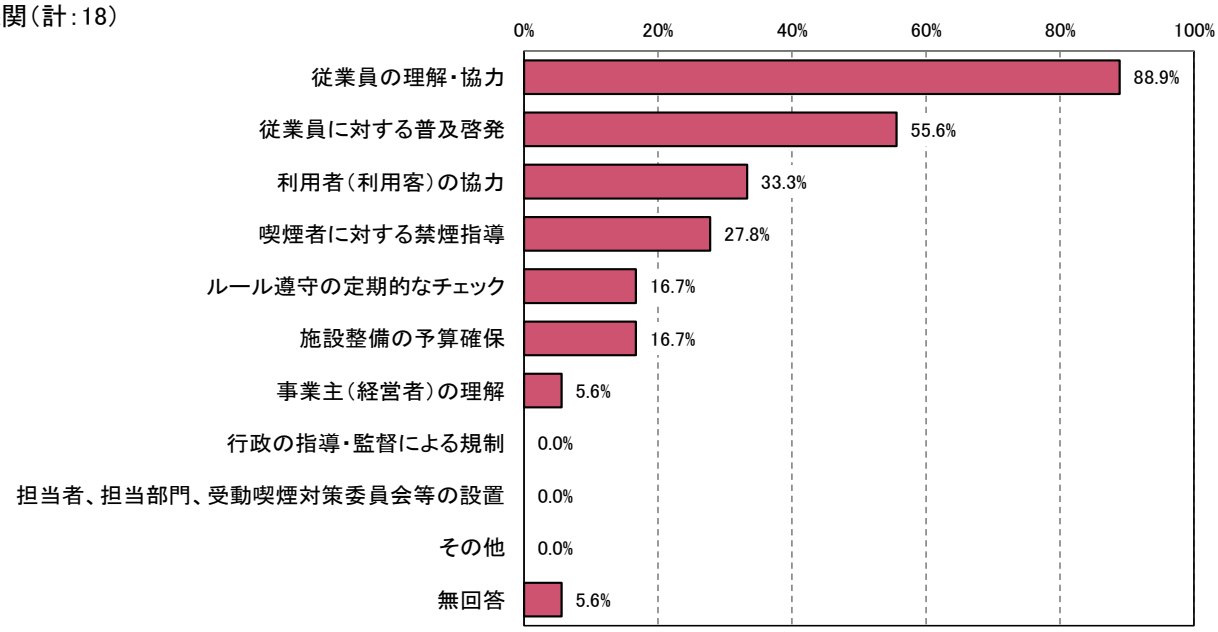

問１４　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。（○はいくつでも）

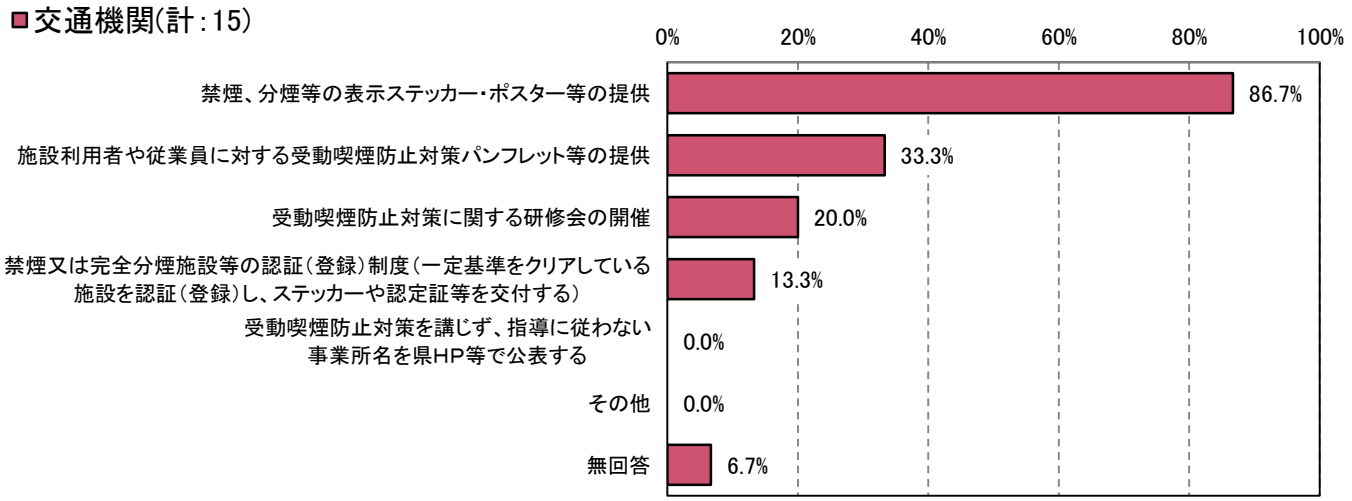

受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」が 86.7%と最も高く、次いで「施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供」（33.3%）、「受動喫煙防止対策に関する研修会の開催」（20.0%）、「禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）」（13.3%）の順となっている。

前回調査（平成27年度）

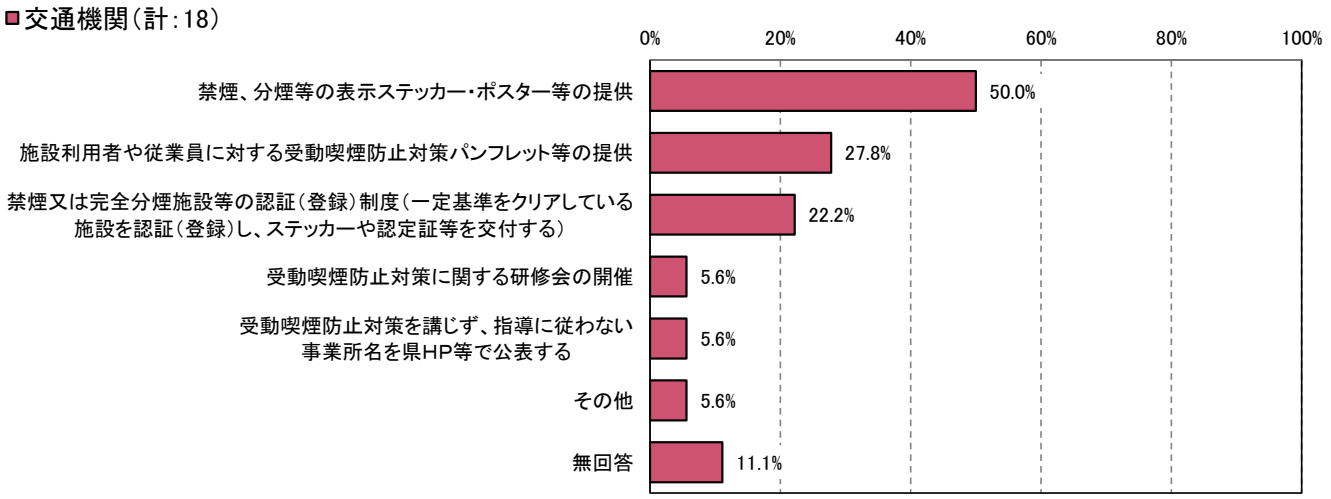

問１５　受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望についてお答えください。（○はいくつでも）

■交通機関(計:15)

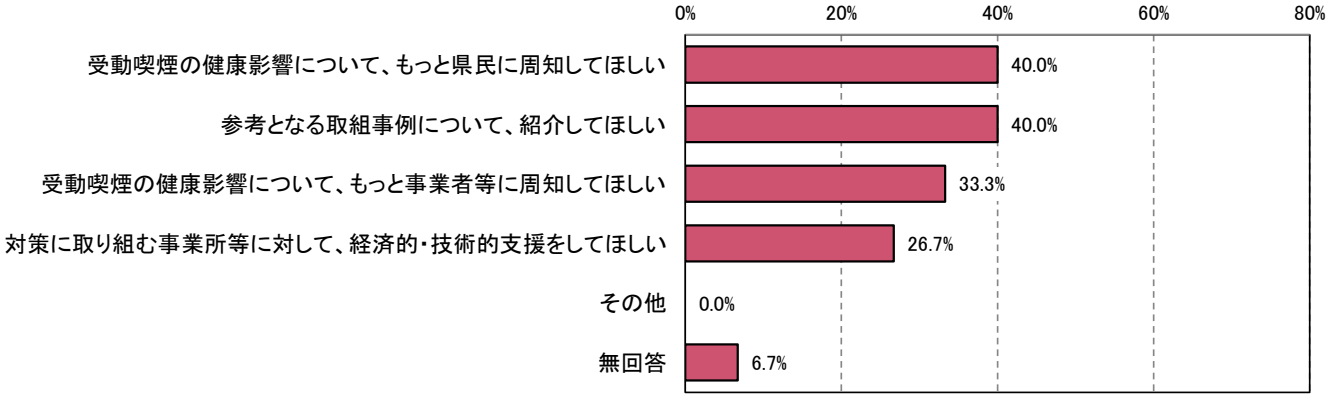

受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望についてでは、「受動喫煙の健康影響について、もっと県民に周知してほしい」と「参考となる取組事例について、紹介してほしい」が同率 40%と最も高く、次いで「受動喫煙の健康影響について、もっと事業者等に周知してほしい」（33.3%）、「対策に取り組む事業所等に対して、経済的・技術的支援をしてほしい」（26.7%）の順となっている。

問１６　受動喫煙防止対策について、東京都では、国の法律による規制に加え、独自の条例を施行しますが、秋田県独自の条例による規制について、お考えをお答えください。（○はひとつ）

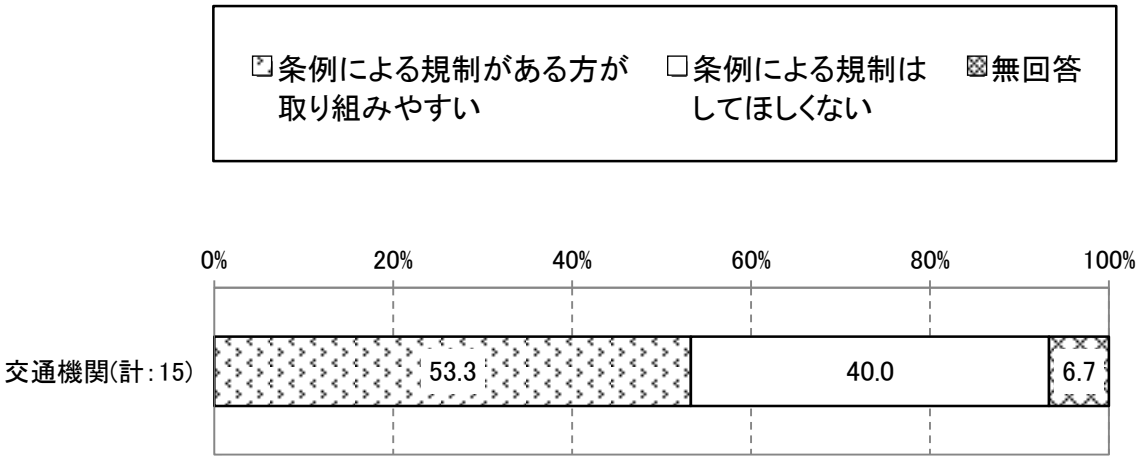

受動喫煙防止対策について、東京都では、国の法律による規制に加え、独自の条例を施行しますが、秋田県独自の条例による規制についてでは、「条例による規制がある方が取り組みやすい」（53.3%）、「条例による規制はしてほしくない」（40.0%）となっている。

問１７　問１６で「１．条例による規制がある方が取り組みやすい」を選んだ事業所等にお伺いします。具体的にどのような規制が良いとお考えですか。（○はひとつ）

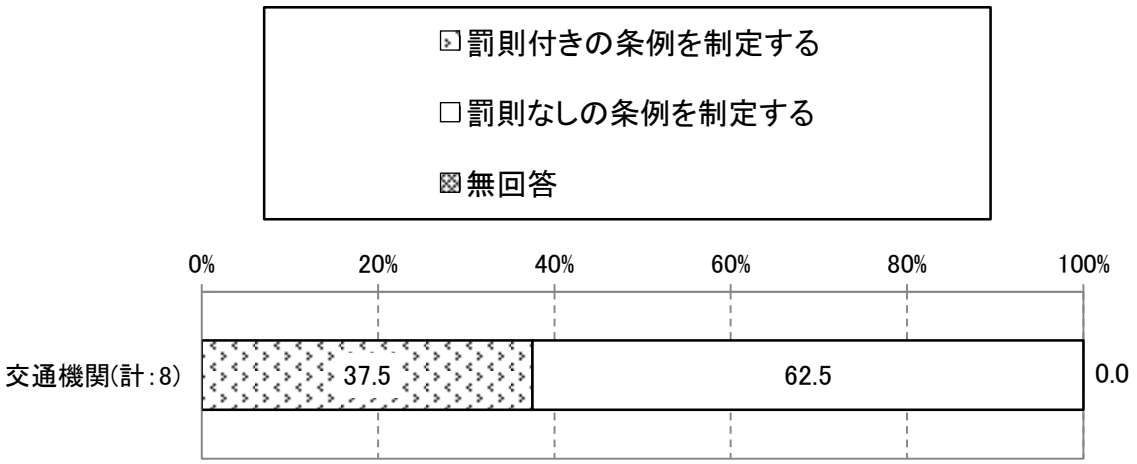

罰則付きの条例を制定するかどうかでは、「罰則付きの条例を制定する」（37.5%）、「罰則なしの条例を制定する」（62.5%）となっている。

ホテル、旅館の調査結果

問２　貴事業所等の従業員は何人ですか。（○は１つ）

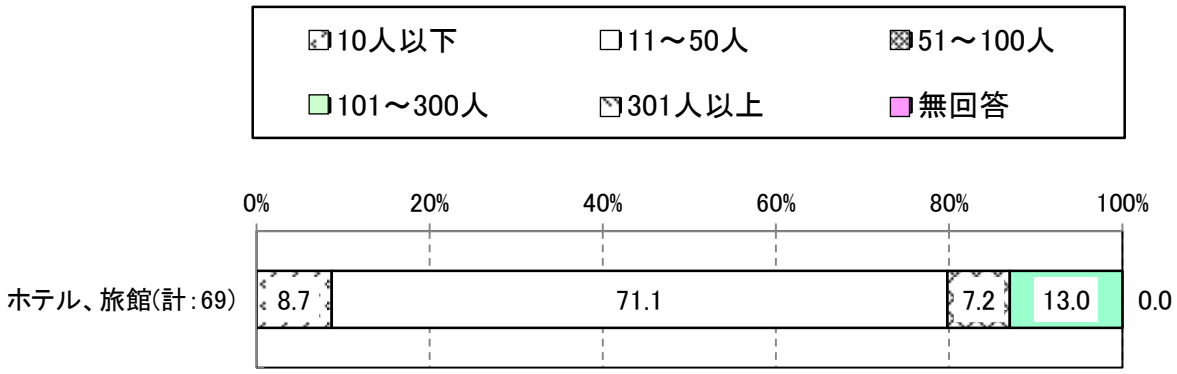

事業所等の従業員数は、「11～50 人」が 71.1％と最も高く、次いで「101～300 人」(13.0％)、「10 人以下」（8.7％）、「51～100 人」（7.2％）の順となっている。

問３　貴事業所等の１日あたりの平均利用者は何人くらいですか。（○は１つ）
※従業員を除く。病院、介護・福祉施設等の場合、入院（所）者数を含む。

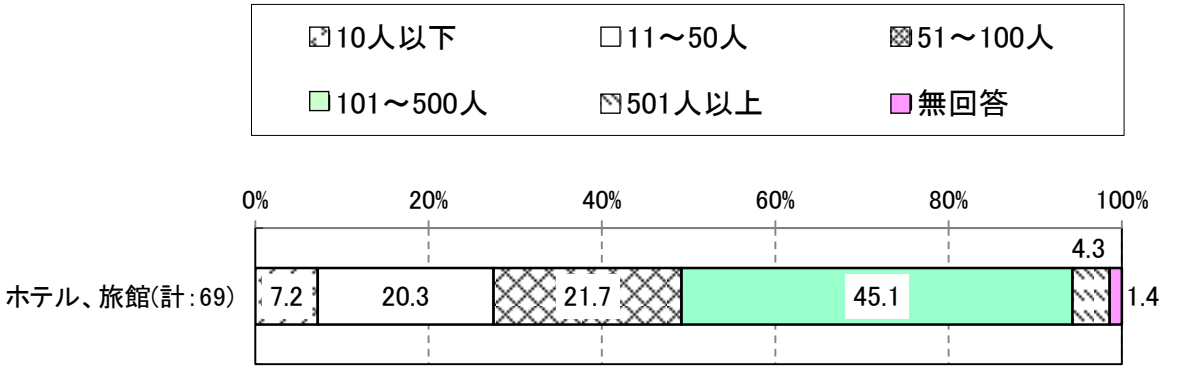

事業所等の１日あたりの平均利用者数は、「101～500 人」が 45.1％と最も高く、次いで「51～100 人」（21.7％）、「11～50 人」（20.3％）、「10 人以下」（7.2％）、「501 人以上」（4.3％）の順となっている。

問４　貴事業所等の所在地をお答えください。（○は１つ）

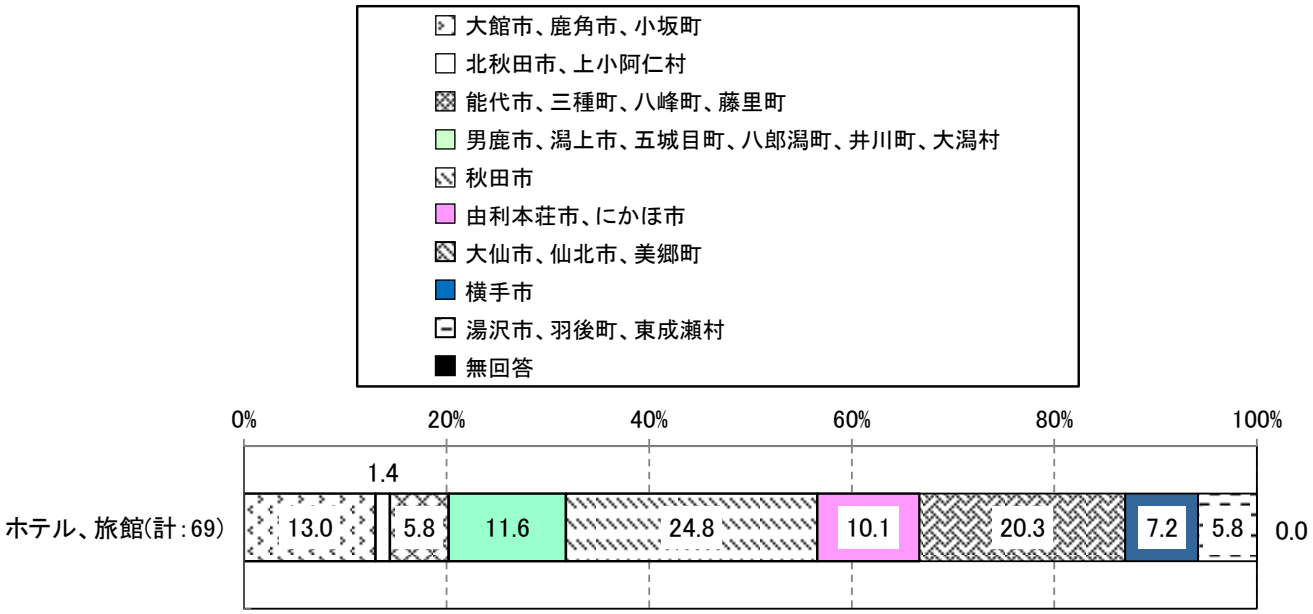

事業所の所在地は、上記の通りとなっている。

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援を実施していますか。（○は１つ）

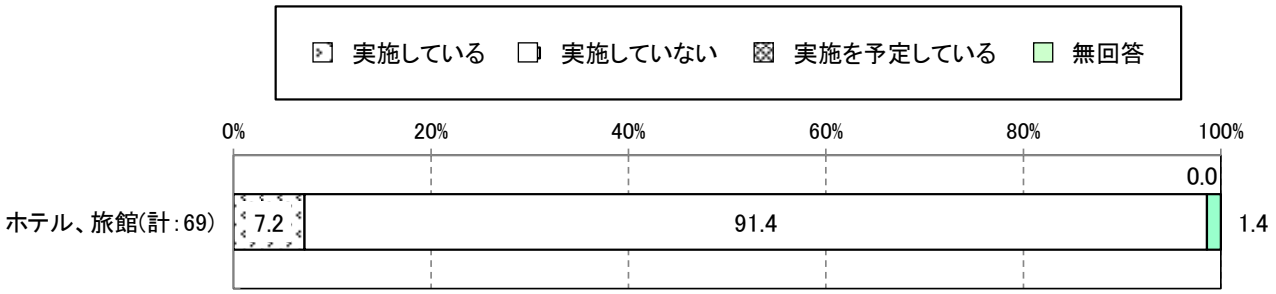

従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する従業員等へ何らかの支援を実施しているかでは、「実施していない」(91.4%)、「実施している」(7.2%)となっている。また、「実施を予定している」の回答は無かった。

前回調査（平成 27 年度）

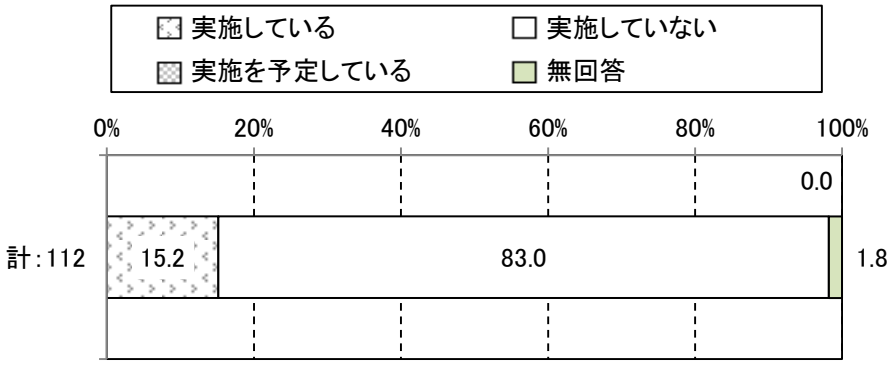

問６　受動喫煙が健康に影響があることを知っていますか。（○は一つ）

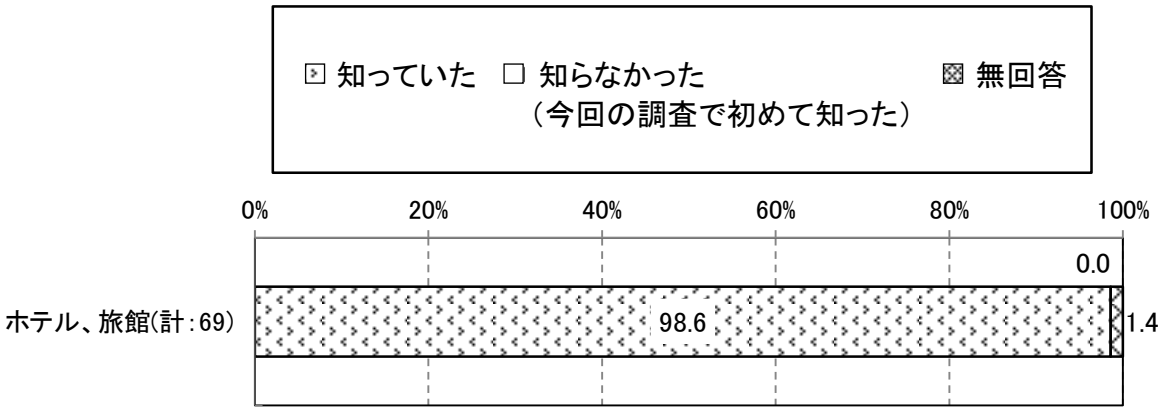

受動喫煙が健康に影響があることを知っているかでは、「知っていた」（98.6%）となっている。また、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」の回答は無かった。

前回調査（平成 27 年度）

たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙の方が多いことを知っていましたか。（○は１つ）

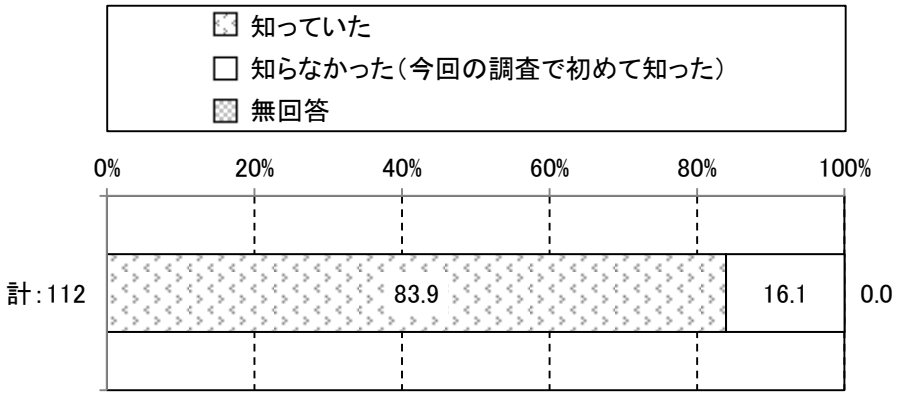

問７　禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っていましたか。（○は１つ）

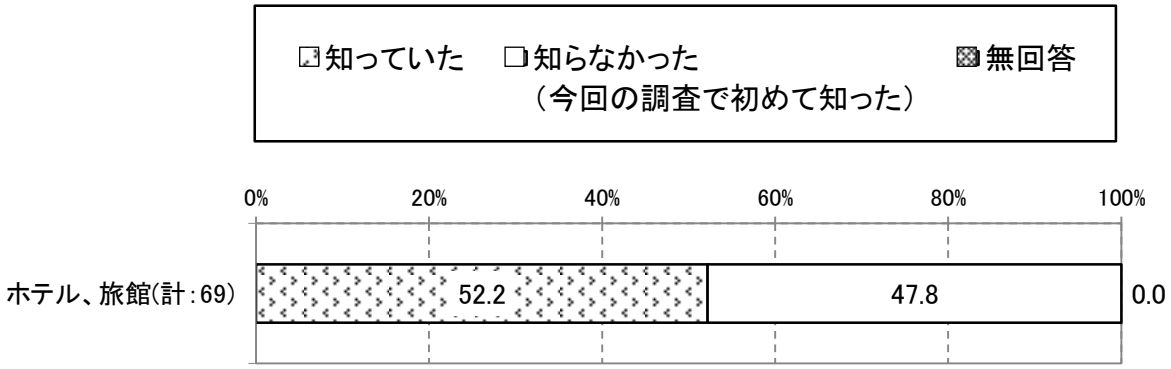

禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っているかでは、「知っていた」（52.2%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（47.8%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

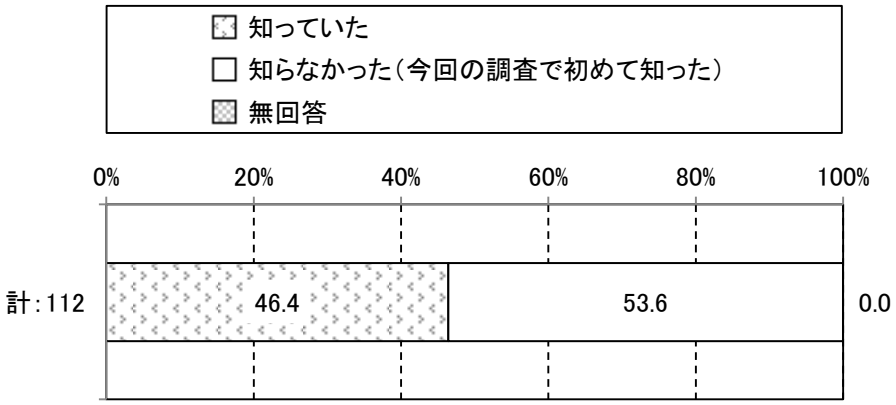

問８　秋田県では、施設・区域ごとの受動喫煙防止対策の指針として「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」（以下ガイドラインという）を定めています。このガイドラインについて知っていましたか。（○は１つ）

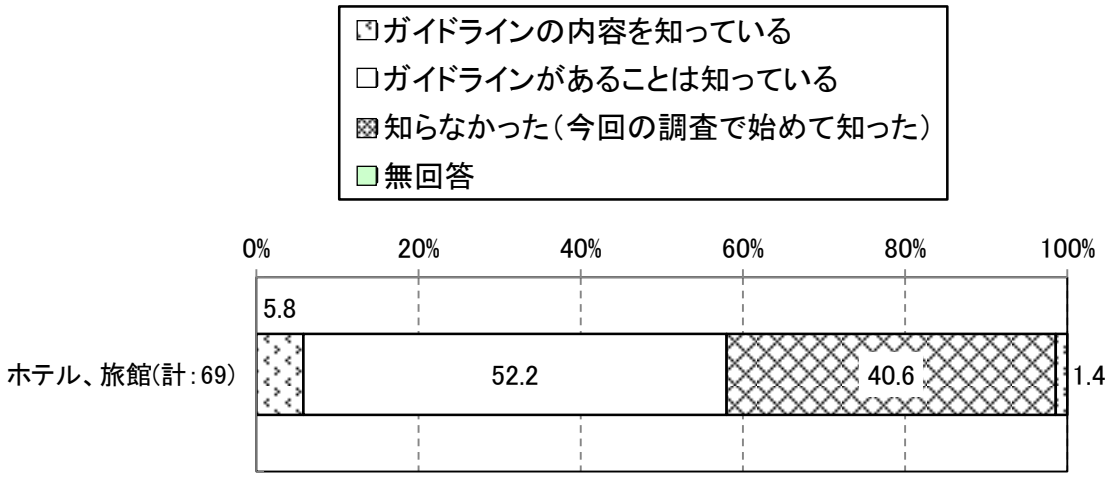

秋田県では、施設・区域ごとの受動喫煙防止対策の指針として「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」を定めています。このガイドラインについて知っているかでは、「ガイドラインがあることは知っている」（52.2%）、「知らなかった（今回の調査で始めて知った）」（40.6%）、「ガイドラインの内容を知っている」（5.8%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

秋田県では、条例で、「県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」と定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

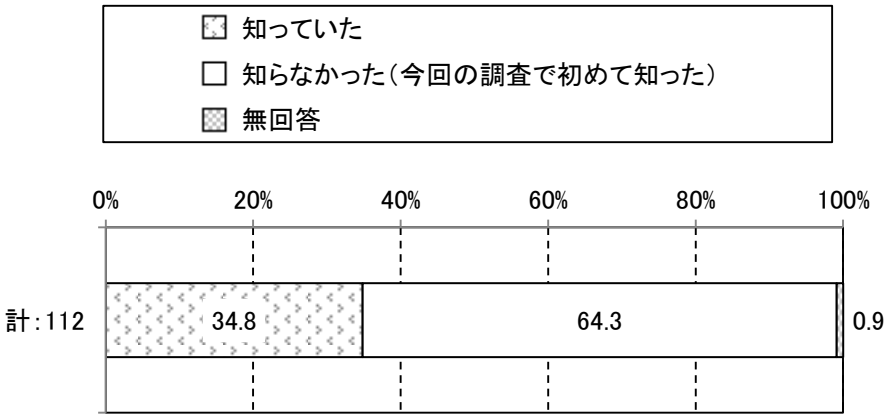

問９　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

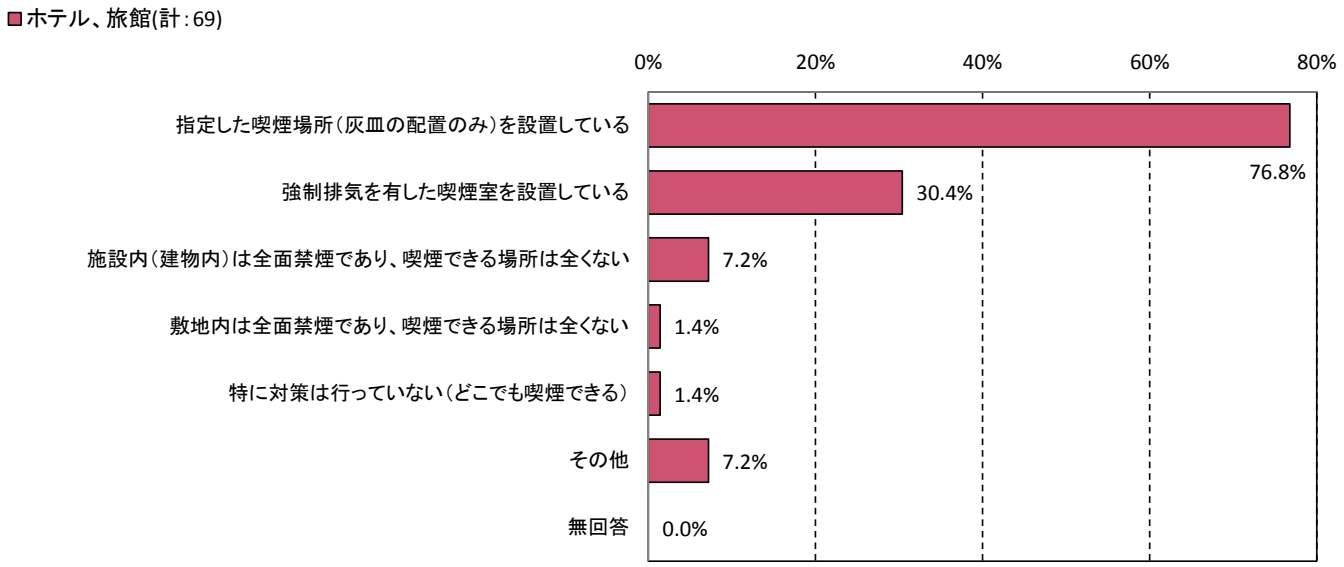

事業所等における喫煙環境は、「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」が 76.8%と最も高く、次いで「強制排気を有した喫煙室を設置している」（30.4%）、同率で「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（7.2%）、「その他」（7.2%）、同率で「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（1.4%）、「特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）」（1.4%）の順となっている。

前回調査（平成27年度）

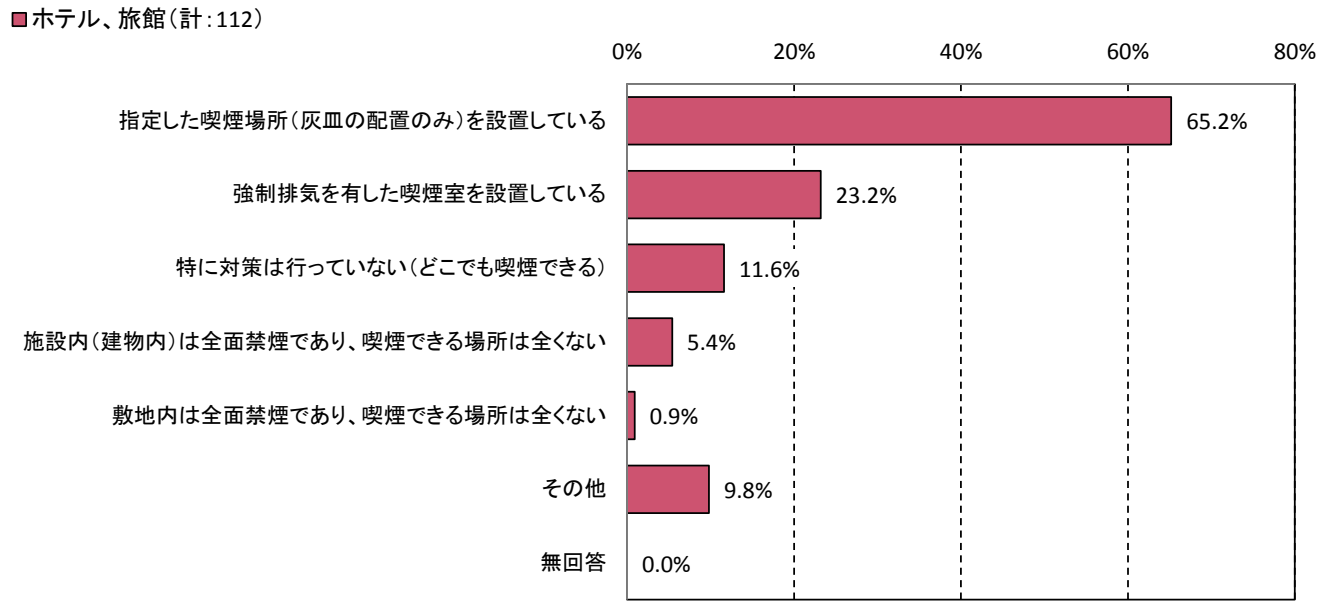

問１０　問９で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内（建物内）禁煙を行っていない理由は何ですか。（○はいくつでも）

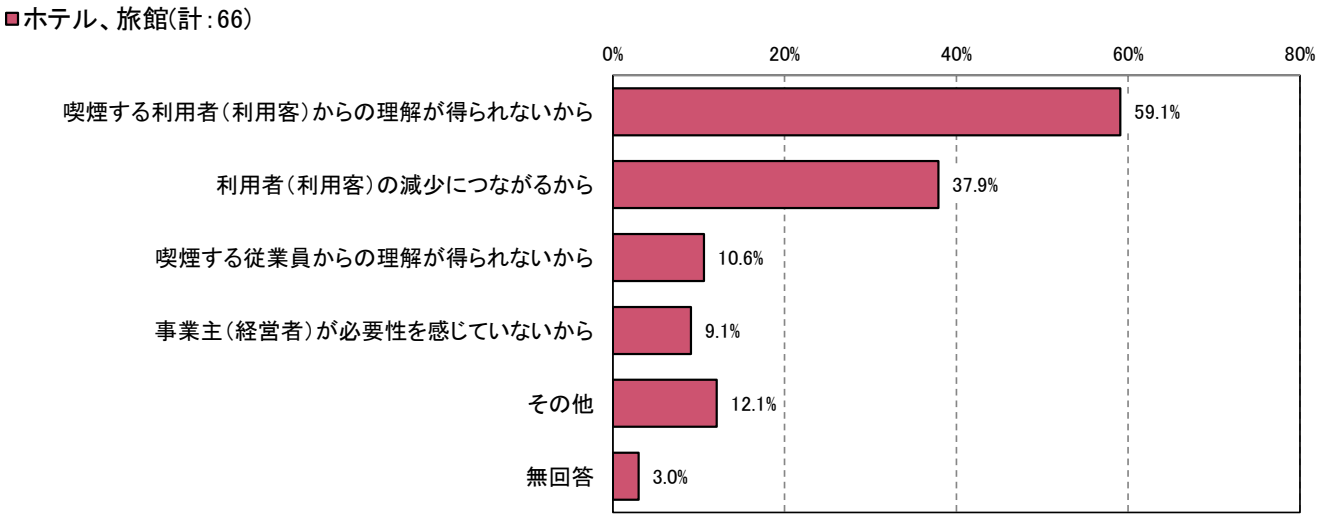

事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内（建物内）禁煙を行っていない理由は、「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」が59.1％と最も高く、次いで「利用者（利用客）の減少につながるから」（37.9％）、「その他」（12.1％）、「喫煙する従業員からの理解が得られないから」（10.6％）、「事業主（経営者）が必要性を感じていないから」（9.1％）の順となっている。

前回調査（平成27年度）

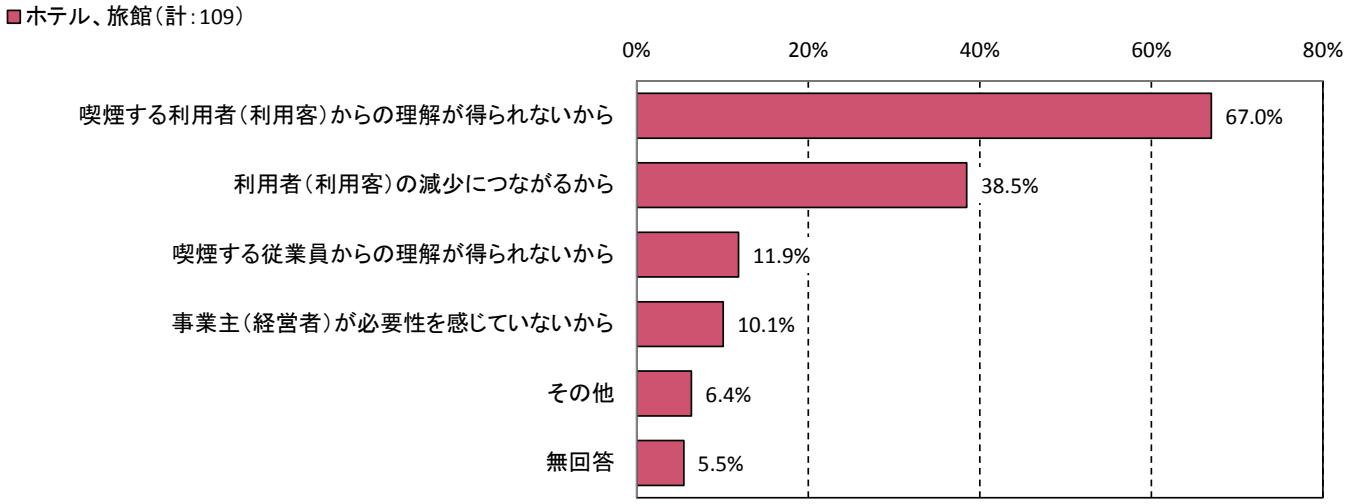

問１１　問９で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。
（○は１つ）

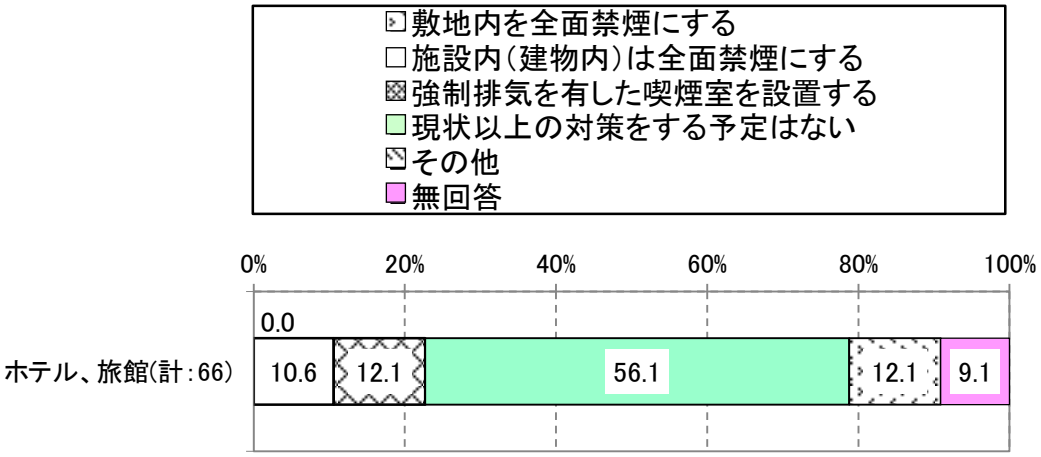

受動喫煙防止対策の今後予定については、「現状以上の対策をする予定はない」が56.1%と最も高くなっている。予定されている受動喫煙対策では、「強制排気を有した喫煙室を設置する」（12.1%）、「施設内（建物内）は全面禁煙にする」（10.6%）の順となっている。また、「敷地内を全面禁煙にする」の回答は無かった。

前回調査（平成 27 年度）

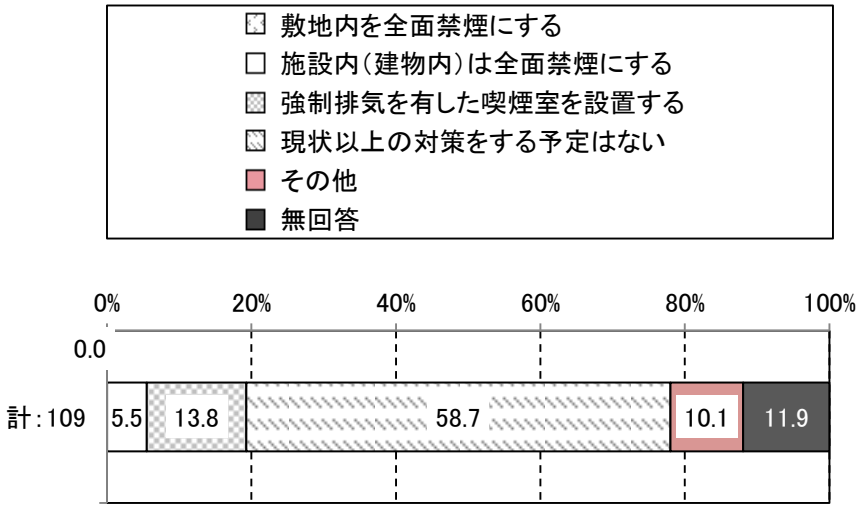

問１２　貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えていますか。（○は１つ）

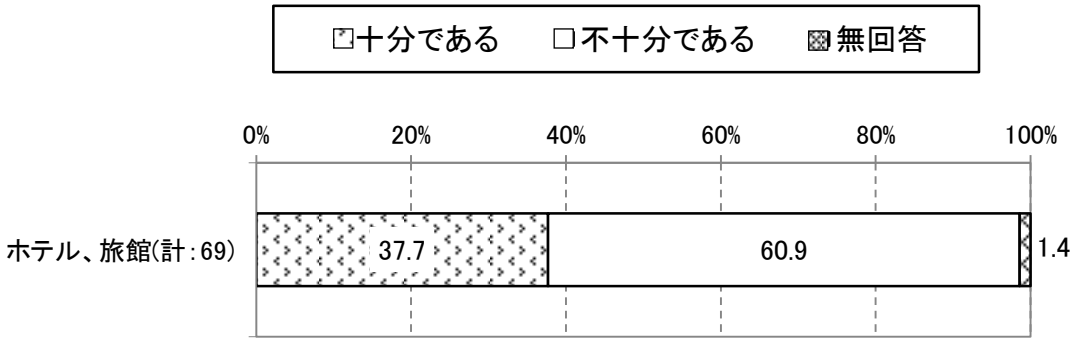

受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えているかでは、「不十分である」（60.9%）、「十分である」（37.7%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

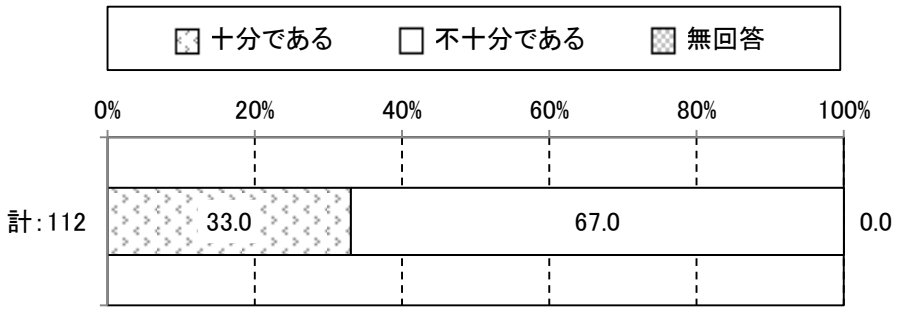

問１３　貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。（○はいくつでも）

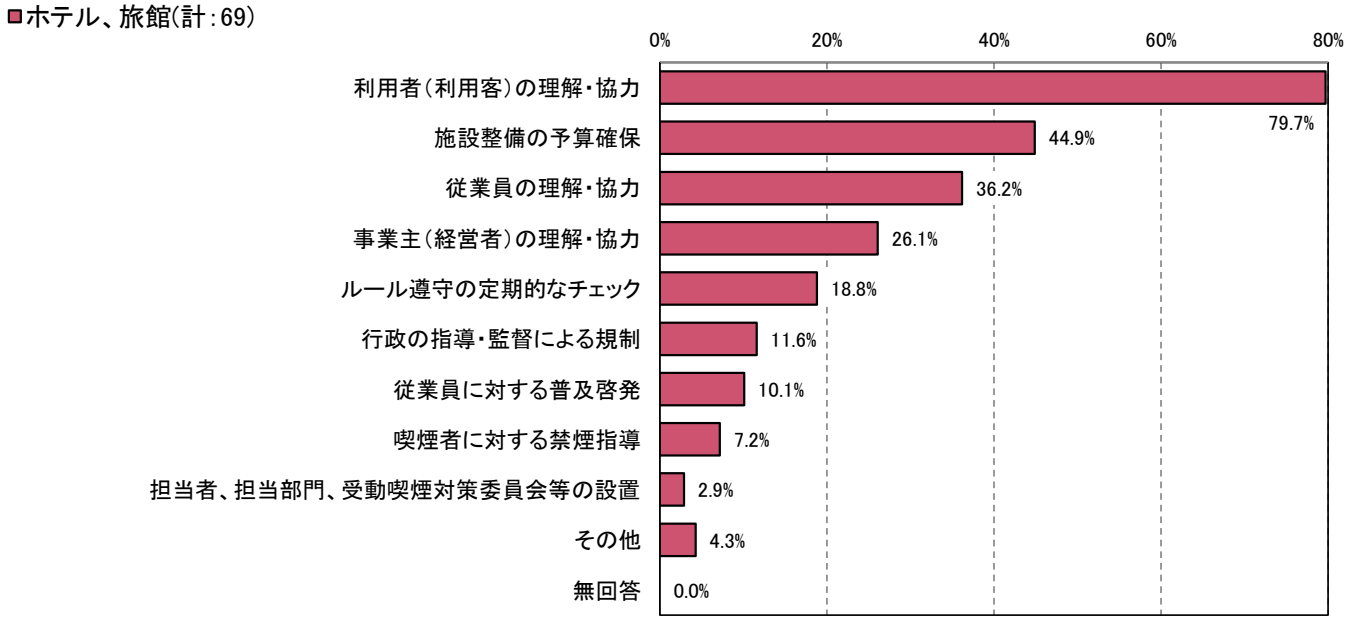

受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものは、「利用者（利用客）の理解・協力」が79.7%と最も高く、次いで「施設整備の予算確保」（44.9%）、「従業員の理解・協力」（36.2%）、「事業主（経営者）の理解・協力」（26.1%）、「ルール遵守の定期的なチェック」（18.8%）、「行政の指導・監督による規制」（11.6%）、「従業員に対する普及啓発」（10.1%）、「喫煙者に対する禁煙指導」（7.2%）、「その他」（4.3%）、「担当者、担当部門、受動喫煙対策委員会等の設置」（2.9%）の順となっている。

前回調査（平成27年度）

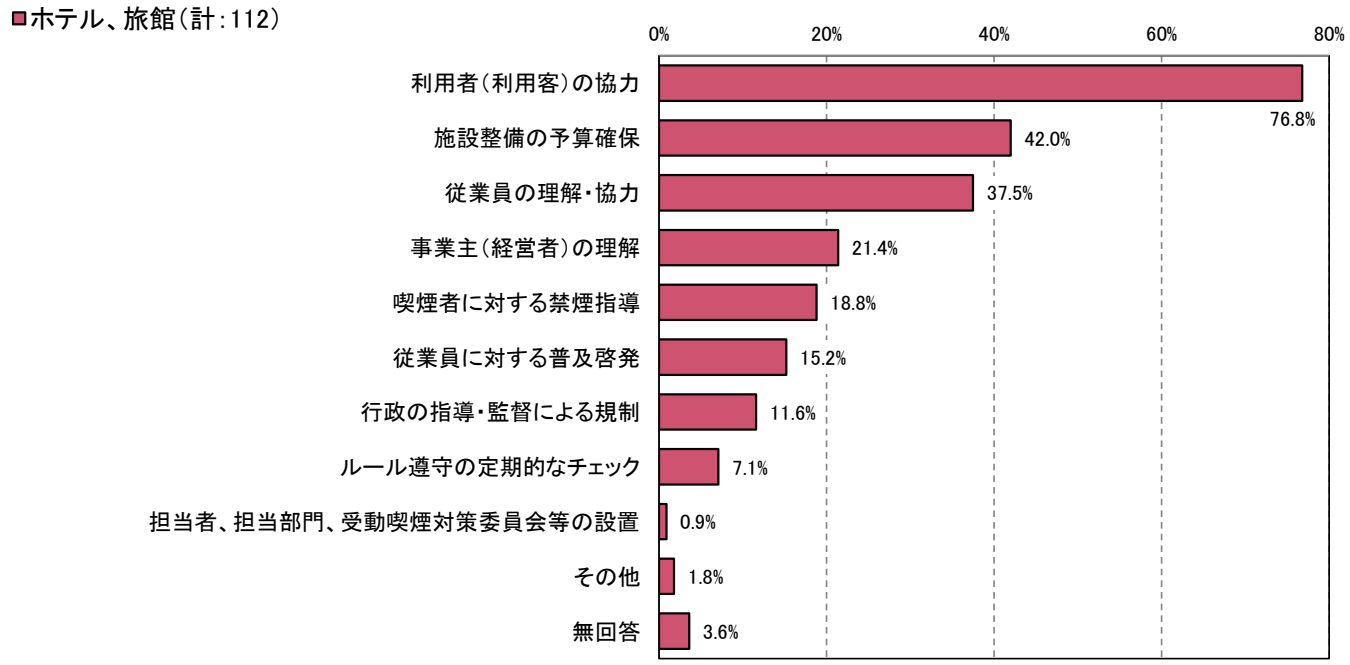

問１４　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。（○はいくつでも）

■ホテル、旅館(計:69)

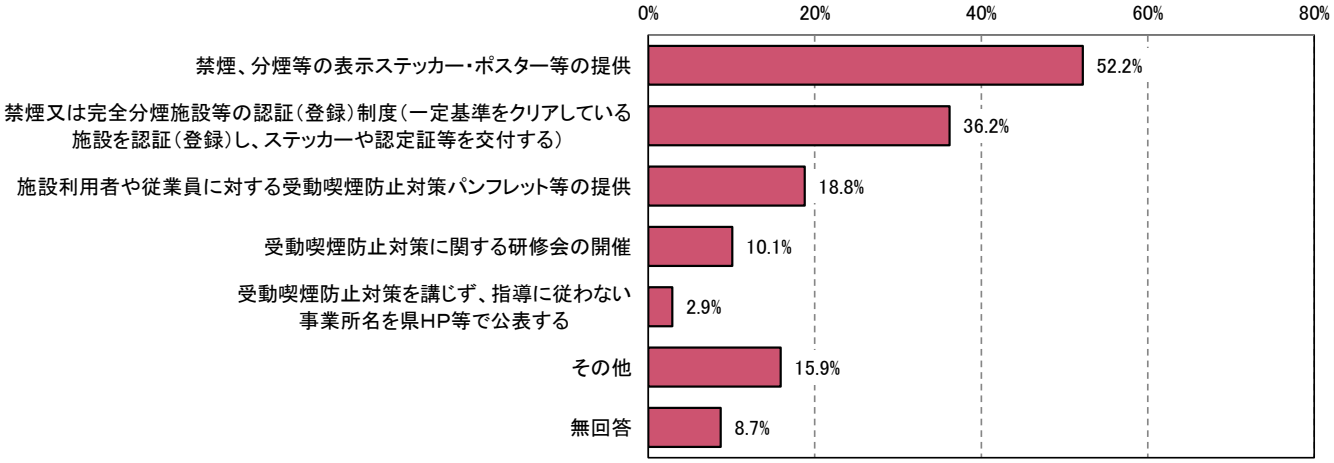

受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」が 52.2%と最も高く、次いで「禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）」（36.2%）、「施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供」（18.8%）、「その他」（15.9%）、「受動喫煙防止対策に関する研修会の開催」（10.1%）、「受動喫煙防止対策を講じず、指導に従わない事業所名を県ＨＰ等で公表する」（2.9%）の順となっている。

前回調査（平成27年度）

■ホテル、旅館（計:112）

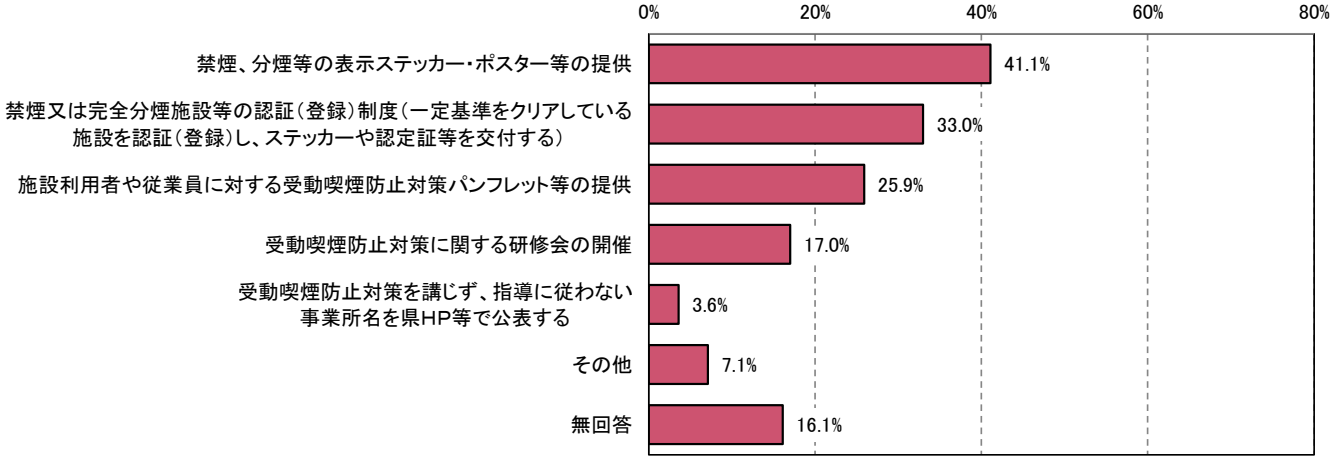

問１５　受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望についてお答えください。（○はいくつでも）

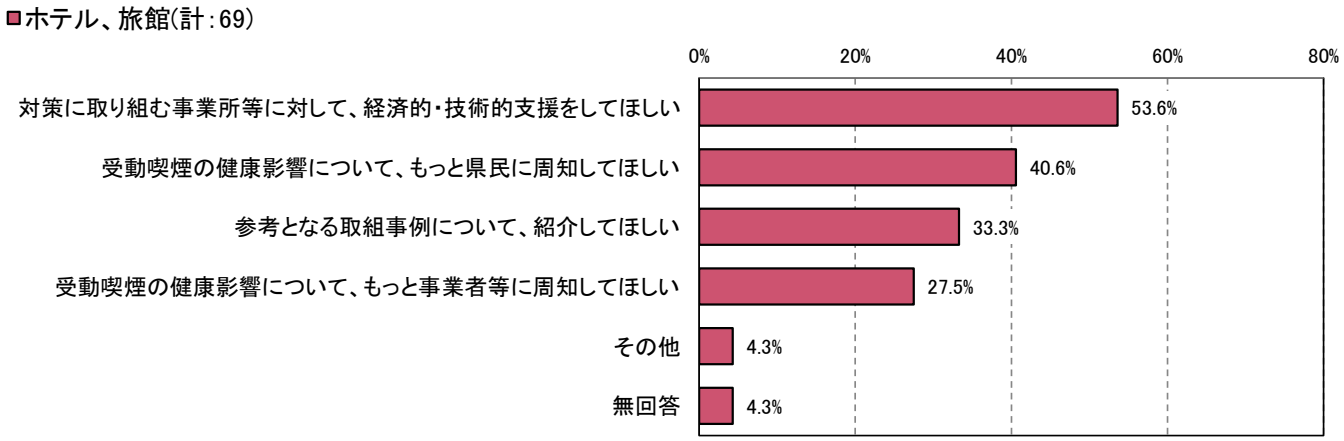

受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望についてでは、「対策に取り組む事業所等に対して、経済的・技術的支援をしてほしい」が 53.6%と最も高く、次いで「受動喫煙の健康影響について、もっと県民に周知してほしい」（40.6%）、「参考となる取組事例について、紹介してほしい」（33.3%）、「受動喫煙の健康影響について、もっと事業者等に周知してほしい」（27.5%）の順となっている。

問１６　受動喫煙防止対策について、東京都では、国の法律による規制に加え、独自の条例を施行しますが、秋田県独自の条例による規制について、お考えをお答えください。（○はひとつ）

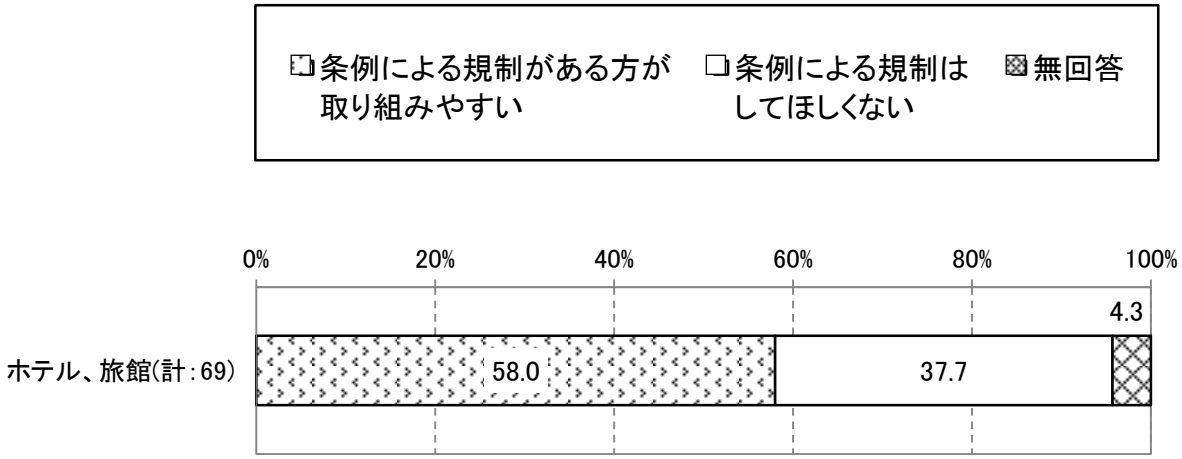

受動喫煙防止対策について、東京都では、国の法律による規制に加え、独自の条例を施行しますが、秋田県独自の条例による規制についてでは、「条例による規制がある方が取り組みやすい」（58.0%）、「条例による規制はしてほしくない」（37.7%）となっている。

問１７　問１６で「１．条例による規制がある方が取り組みやすい」を選んだ事業所等にお伺いします。具体的にどのような規制が良いとお考えですか。（○はひとつ）

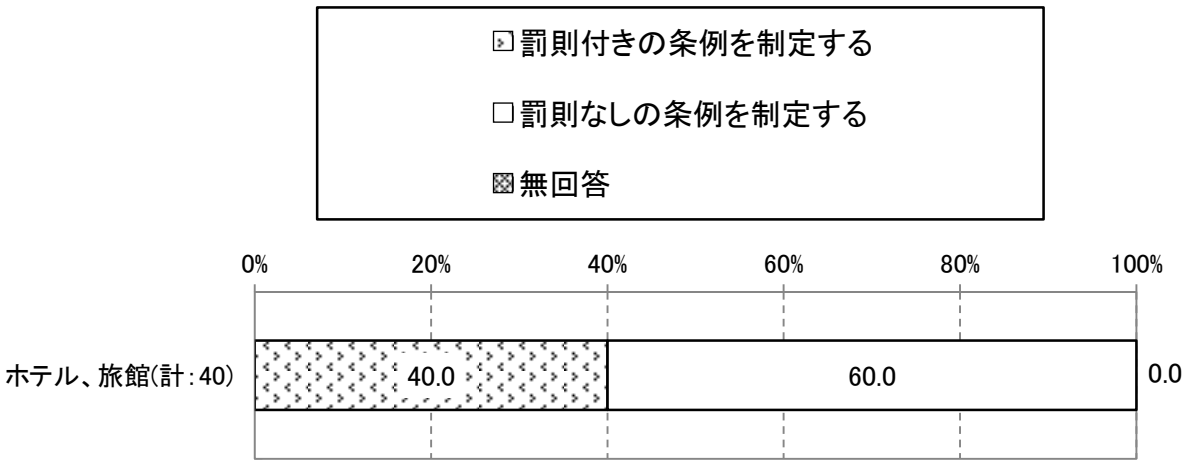

罰則付きの条例を制定するかどうかでは、「罰則付きの条例を制定する」（40.0%）、「罰則なしの条例を制定する」（60.0%）となっている。

その他の調査結果

問２　貴事業所等の従業員は何人ですか。（○は１つ）

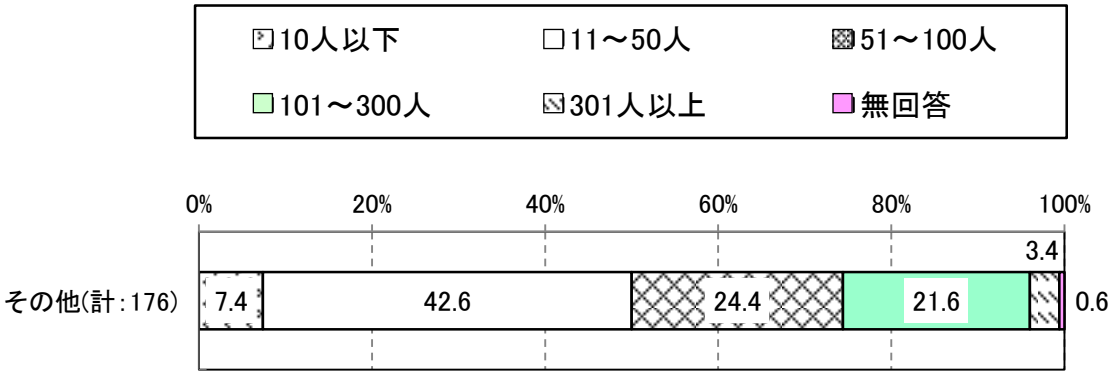

事業所等の従業員数は、「11～50 人」が 42.6％と最も高く、次いで「51～100 人」(24.4％)、「101～300 人」（21.6％）、「10 人以下」（7.4％）、「301 人以上」（3.4％）の順となっている。

問３　貴事業所等の１日あたりの平均利用者は何人くらいですか。（○は１つ）
※従業員を除く。病院、介護・福祉施設等の場合、入院（所）者数を含む。

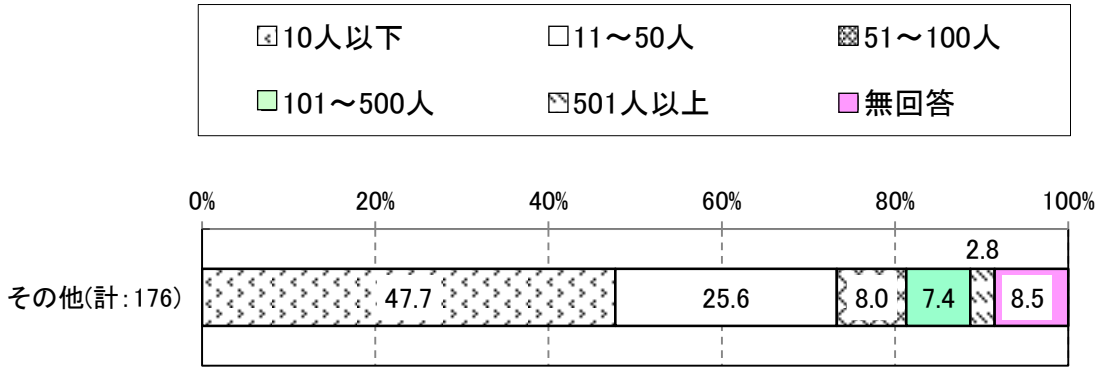

事業所等の１日あたりの平均利用者数は、「10 人以下」が 47.7％と最も高く、次いで「11～50 人」（25.6％）、「51～100 人」（8.0％）、「101～500 人」（7.4％）、「501 人以上」（2.8％）の順となっている。

問４　貴事業所等の所在地をお答えください。（○は１つ）

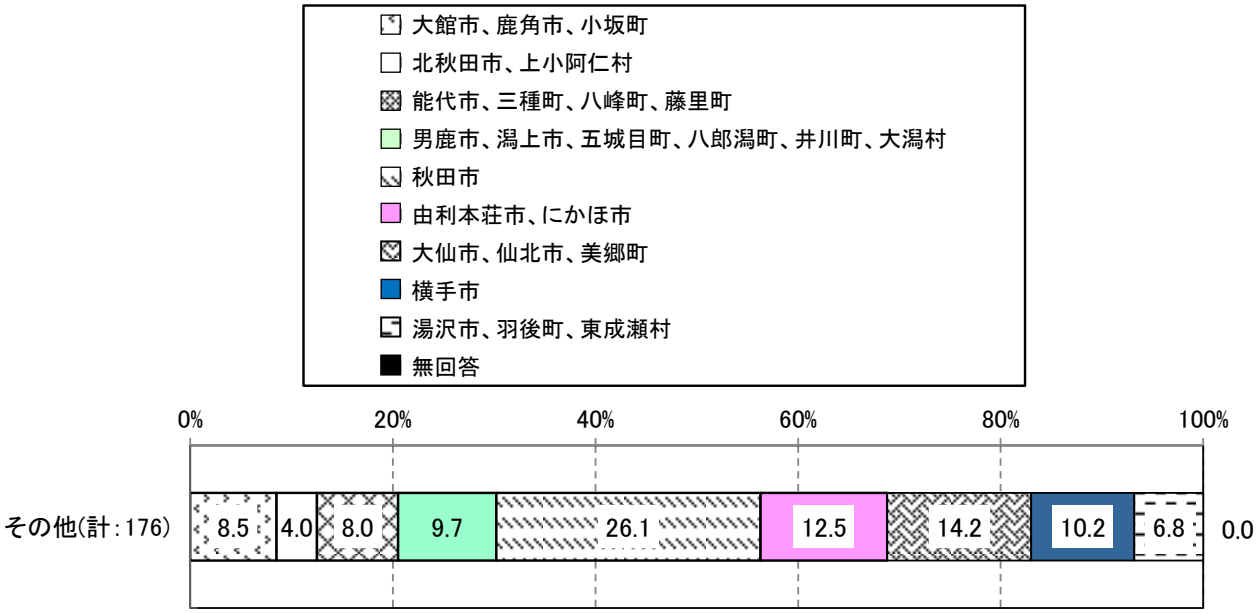

事業所の所在地は、上記の通りとなっている。

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援を実施していますか。（○は１つ）

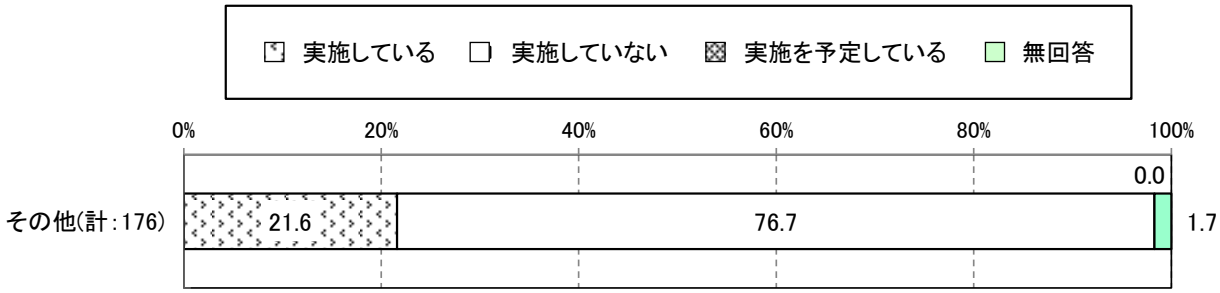

従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する従業員等へ何らかの支援を実施しているかでは、「実施していない」(76.7%)、「実施している」(21.6%)となっている。また、「実施を予定している」の回答は無かった。

前回調査(平成 27 年度)

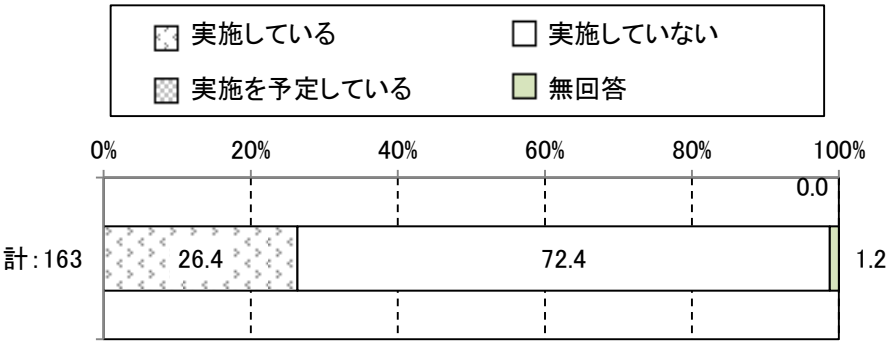

問６　受動喫煙が健康に影響があることを知っていますか。（○は一つ）

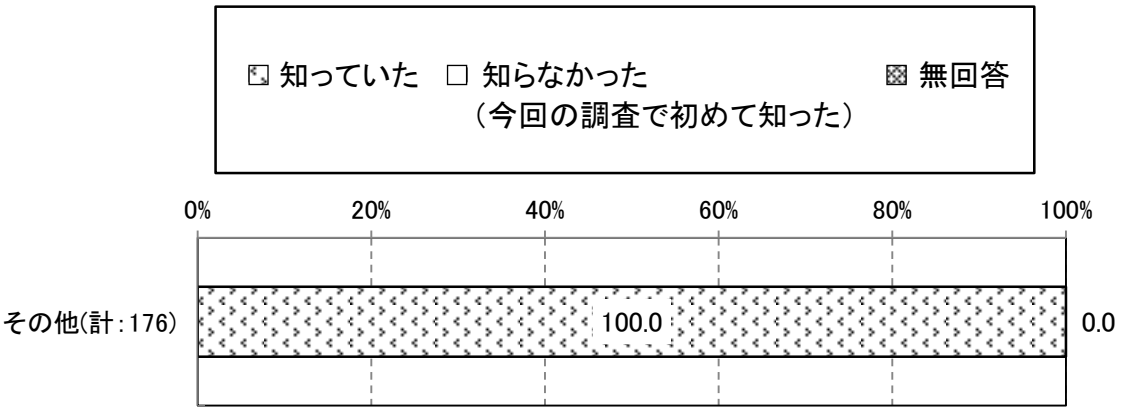

受動喫煙が健康に影響があることを知っているかでは、「知っていた」（100%）となっている。また、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」の回答は無かった。

前回調査（平成 27 年度）

たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙の方が多いことを知っていましたか。（○は１つ）

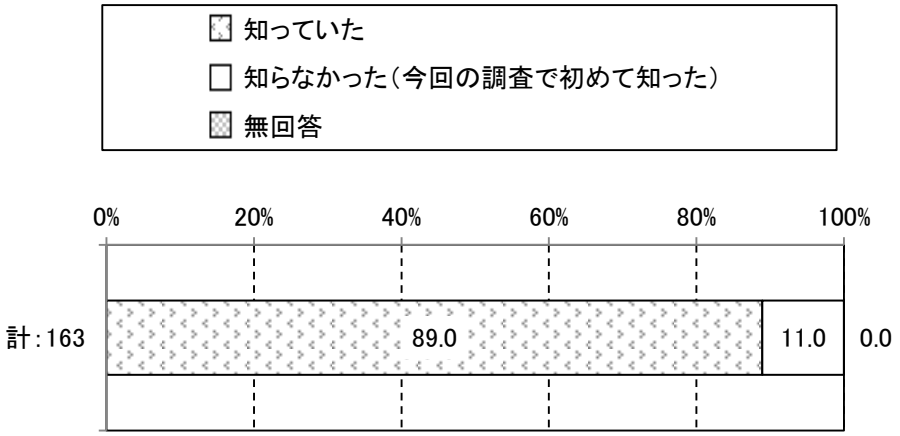

問７　禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っていましたか。（○は１つ）

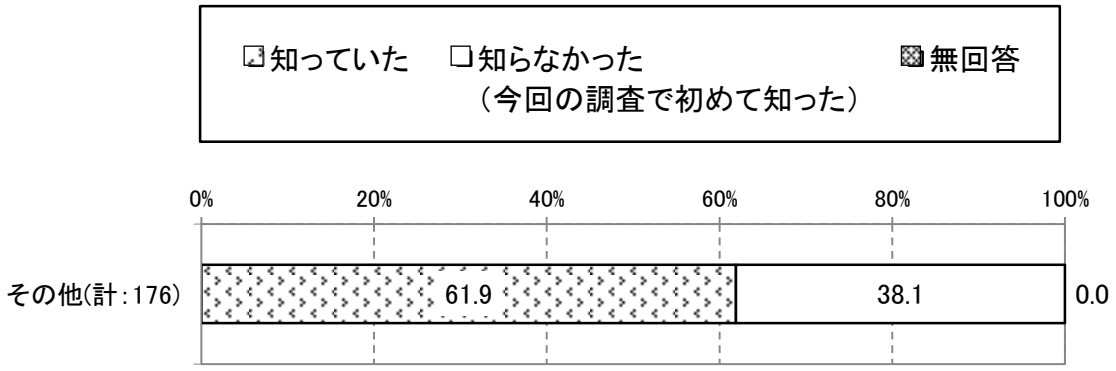

禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っているかでは、「知っていた」（61.9%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（38.1%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

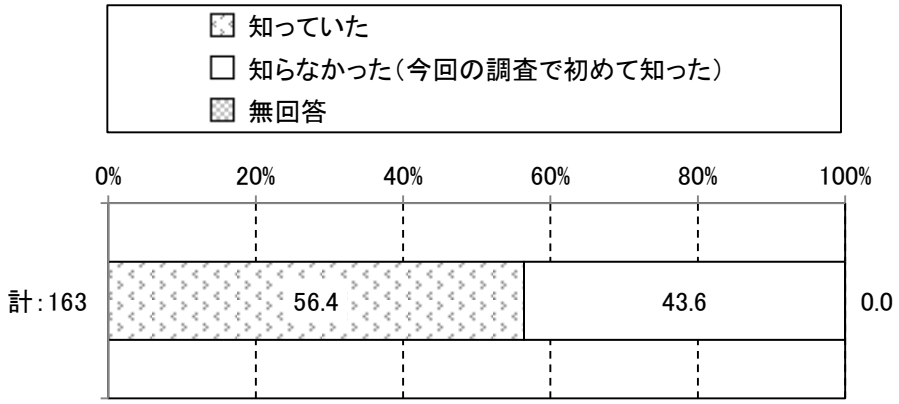

問８　秋田県では、施設・区域ごとの受動喫煙防止対策の指針として「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」（以下ガイドラインという）を定めています。このガイドラインについて知っていましたか。（○は１つ）

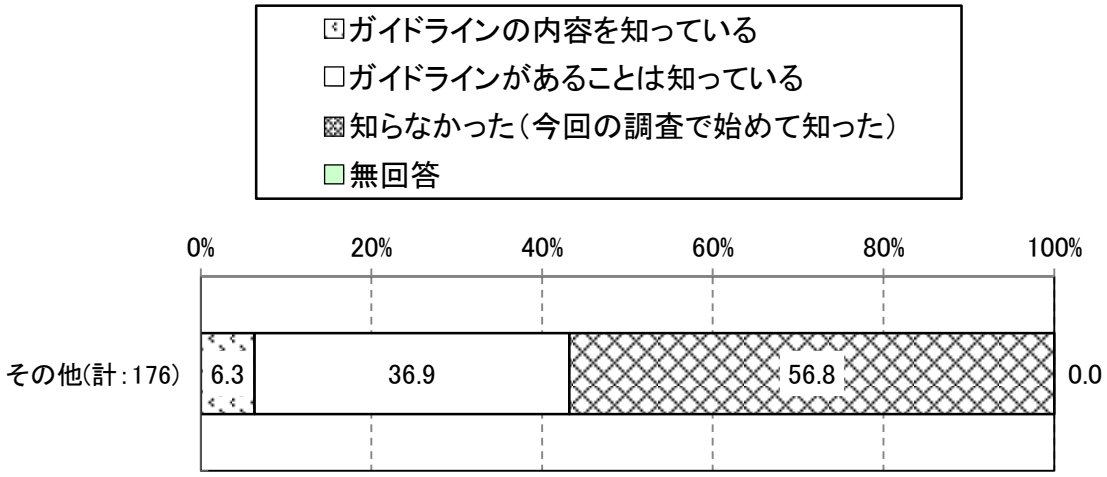

秋田県では、施設・区域ごとの受動喫煙防止対策の指針として「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」を定めています。このガイドラインについて知っているかでは、「知らなかった（今回の調査で始めて知った）」（56.8%）、「ガイドラインがあることは知っている」（36.9%）、「ガイドラインの内容を知っている」（6.3%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

秋田県では、条例で、「県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」と定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

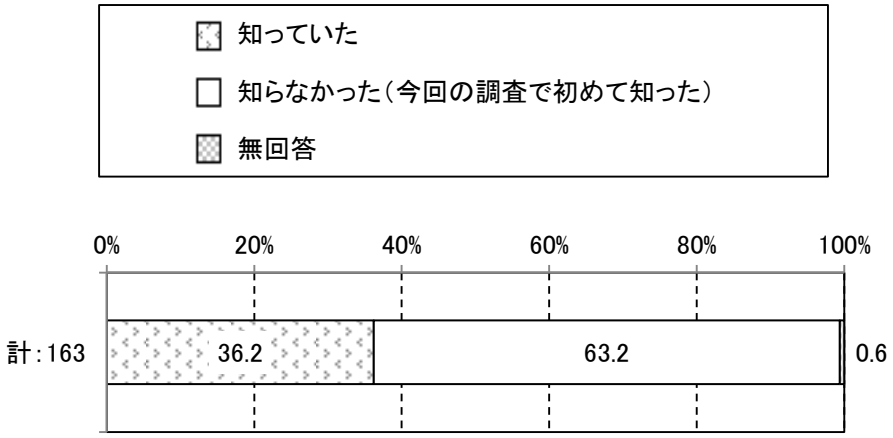

問９　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

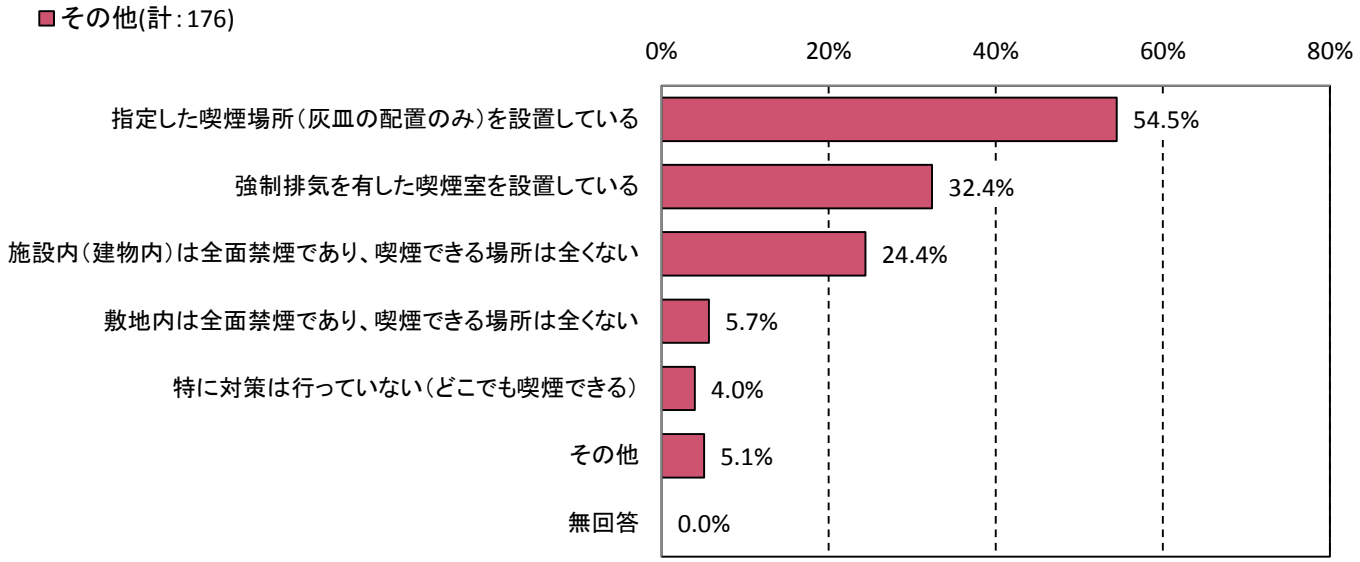

事業所等における喫煙環境は、「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」が、54.5%と最も高く、次いで「強制排気を有した喫煙室を設置している」（32.4%）、「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（24.4%）、「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（5.7%）、「その他」（5.1%）、「特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）」（4.0%）の順となっている。

前回調査（平成27年度）

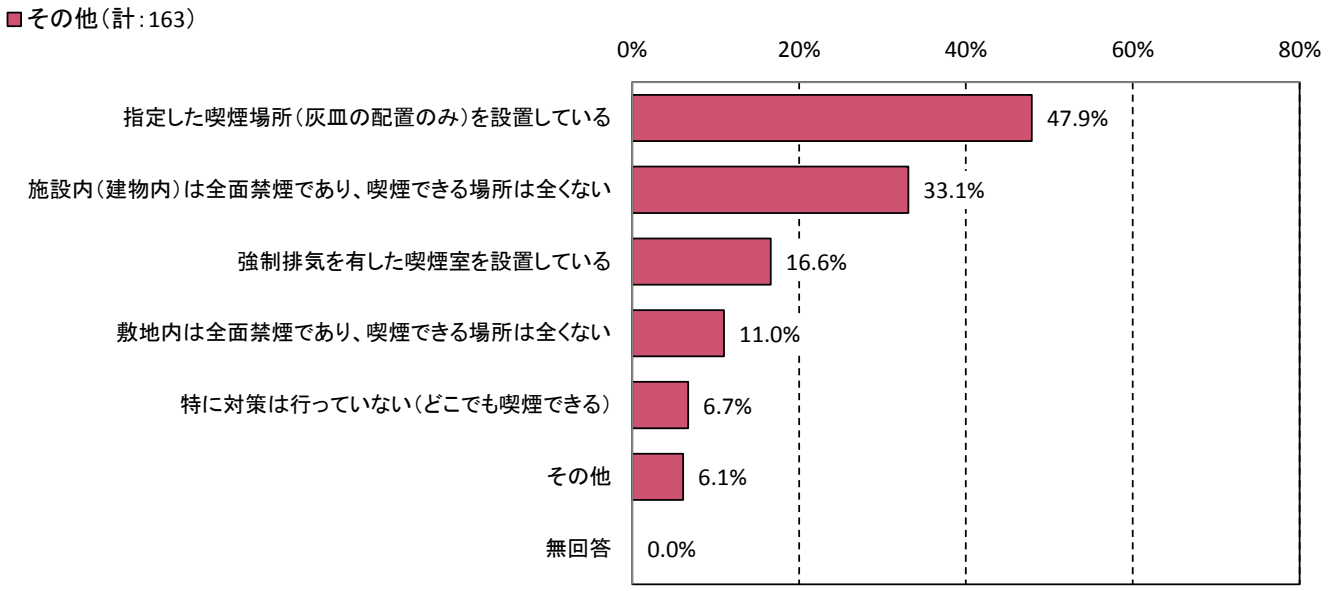

問１０　問９で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内（建物内）禁煙を行っていない理由は何ですか。（○はいくつでも）

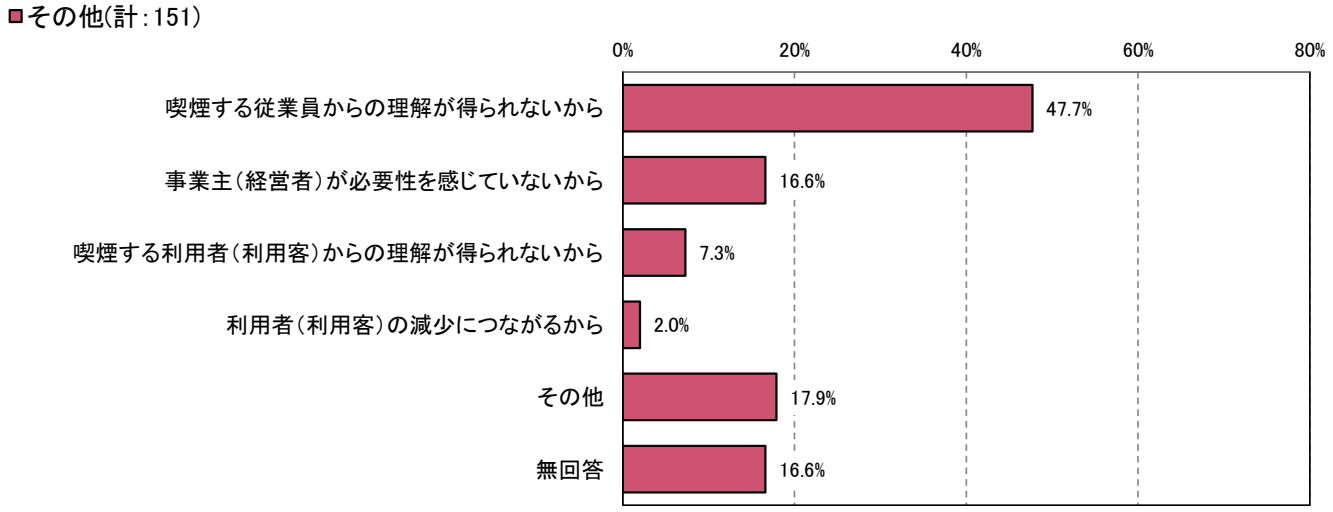

事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内（建物内）禁煙を行っていない理由は、「喫煙する従業員からの理解が得られないから」が47.7％と最も高く、次いで「その他」（17.9％）、「事業主（経営者）が必要性を感じていないから」（16.6％）、「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」（7.3％）、「利用者（利用客）の減少につながるから」（2.0％）の順となっている。

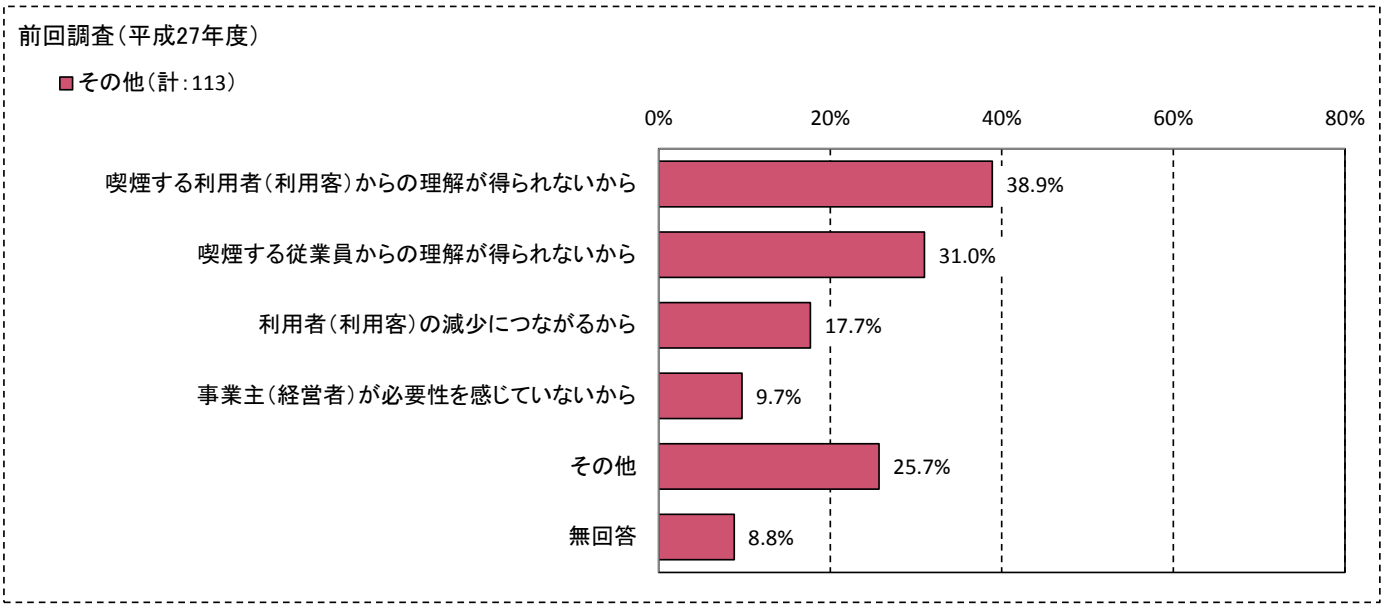

問１１　問９で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。
（○は１つ）

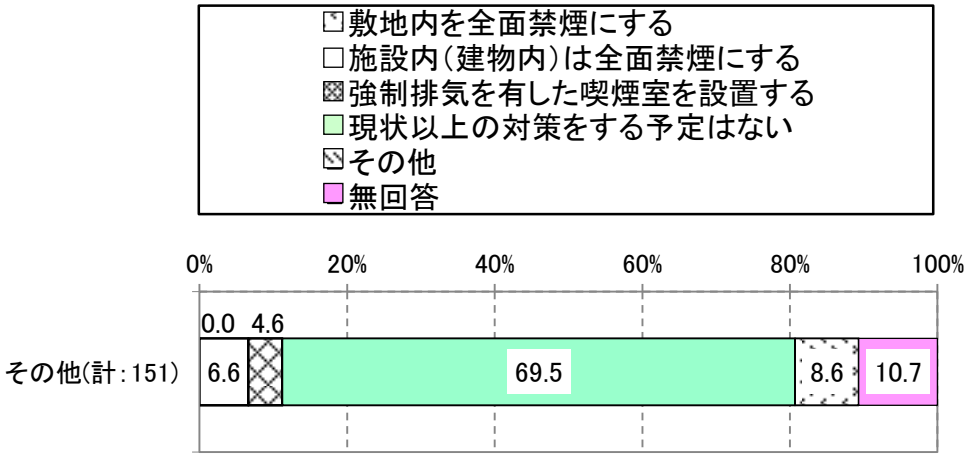

受動喫煙防止対策の今後の予定については、「現状以上の対策をする予定はない」が69.5%と最も高くなっている。予定されている受動喫煙対策では、「その他」（8.6%）、「施設内（建物内）は全面禁煙にする」（6.6%）、「強制排気を有した喫煙室を設置する」（4.6%）の順となっている。また、「敷地内を全面禁煙にする」の回答は無かった。

前回調査（平成 27 年度）

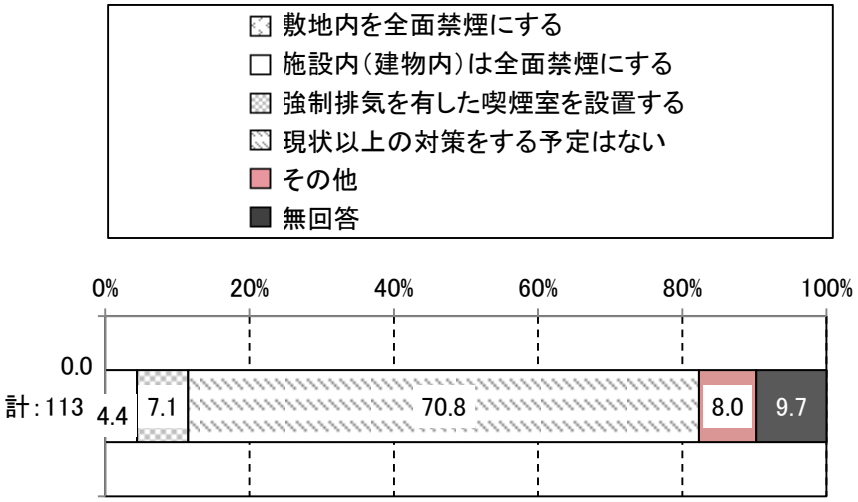

問１２　貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えていますか。（○は１つ）

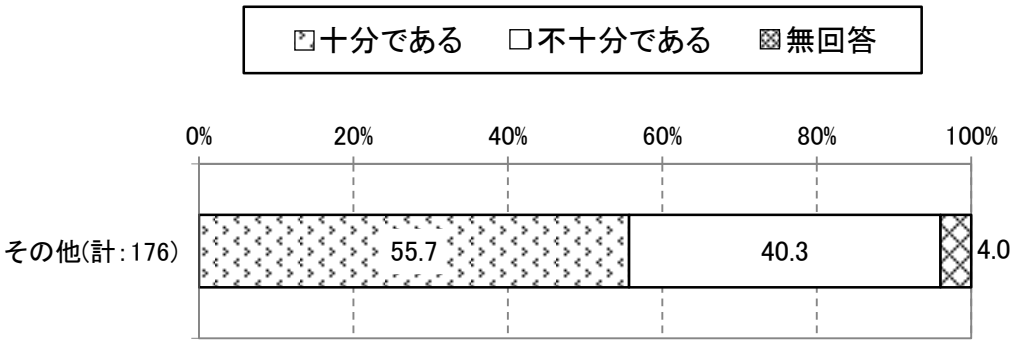

受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えているかでは、「十分である」（55.7%）、「不十分である」（40.3%）となっている。

前回調査（平成 27 年度）

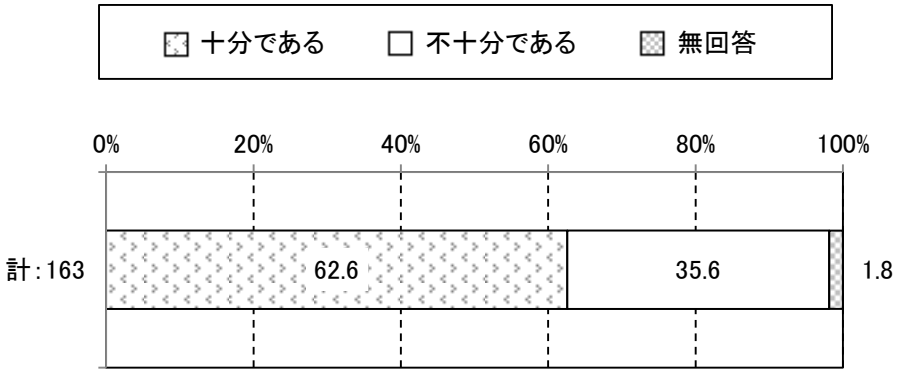

問１３　貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。（○はいくつでも）

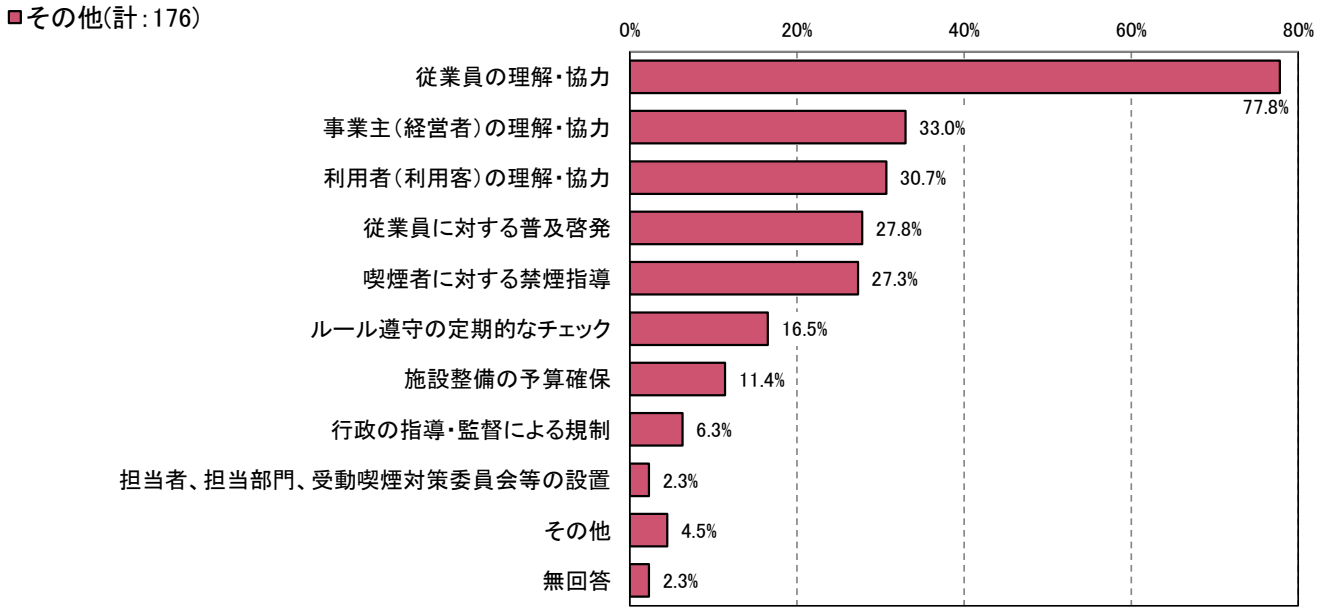

受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものは、「従業員の理解・協力」が77.8%と最も高く、次いで「事業主（経営者）の理解・協力」（33.0%）、「利用者（利用客）の理解・協力」（30.7%）、「従業員に対する普及啓発」（27.8%）、「喫煙者に対する禁煙指導」（27.3%）、「ルール遵守の定期的なチェック」（16.5%）、「施設整備の予算確保」（11.4%）、「行政の指導・監督による規制」（6.3%）、「その他」（4.5%）、「担当者、担当部門、受動喫煙対策委員会等の設置」（2.3%）の順となっている。

前回調査(平成27年度)

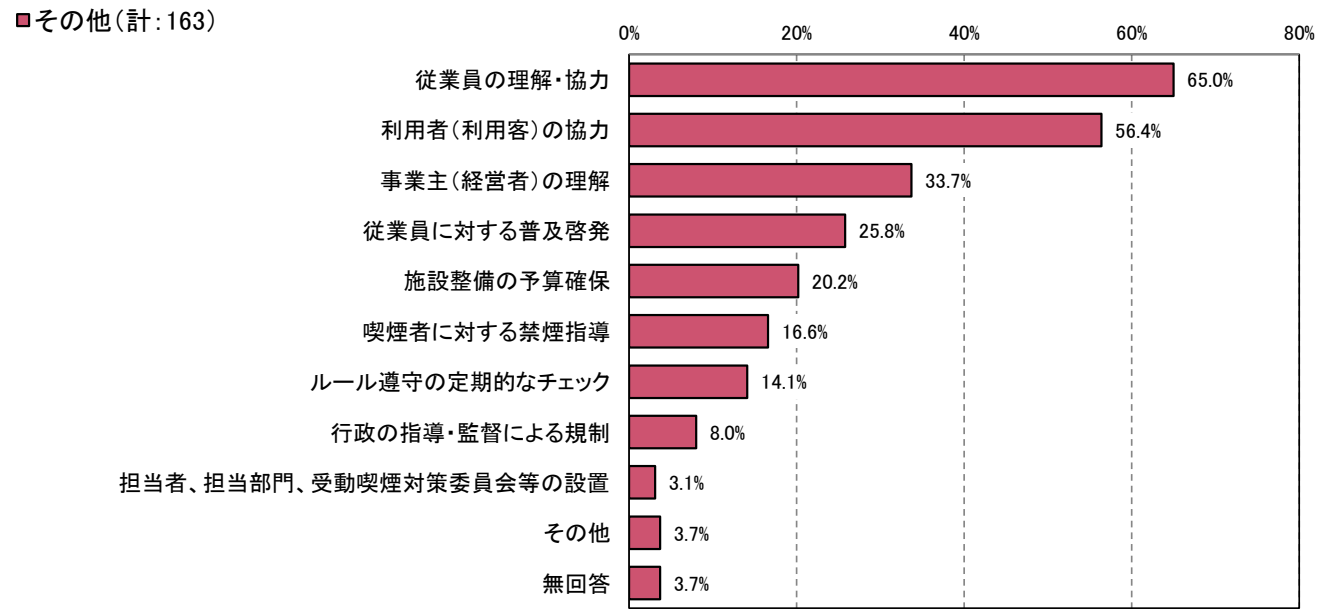

問１４　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。（○はいくつでも）

■その他(計:176)

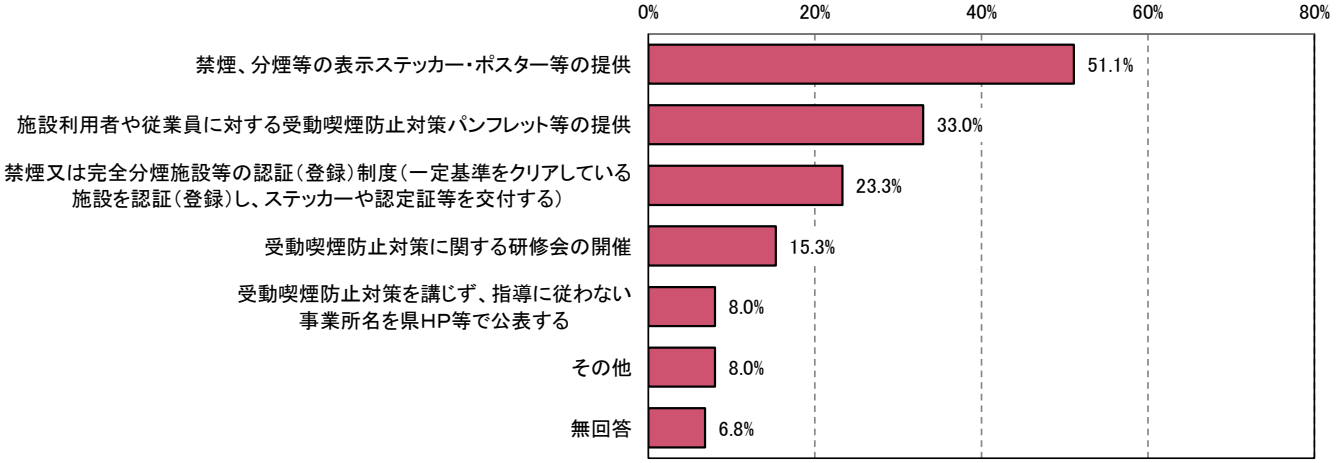

受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」が 51.1%と最も高く、次いで「施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供」（33.0%）、「禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）」（23.3%）、「受動喫煙防止対策に関する研修会の開催」（15.3%）、同率で「受動喫煙防止対策を講じず、指導に従わない事業所名を県ＨＰ等で公表する」（8.0%）、「その他」（8.0%）の順となっている。

前回調査（平成27年度）

■その他（計:163）

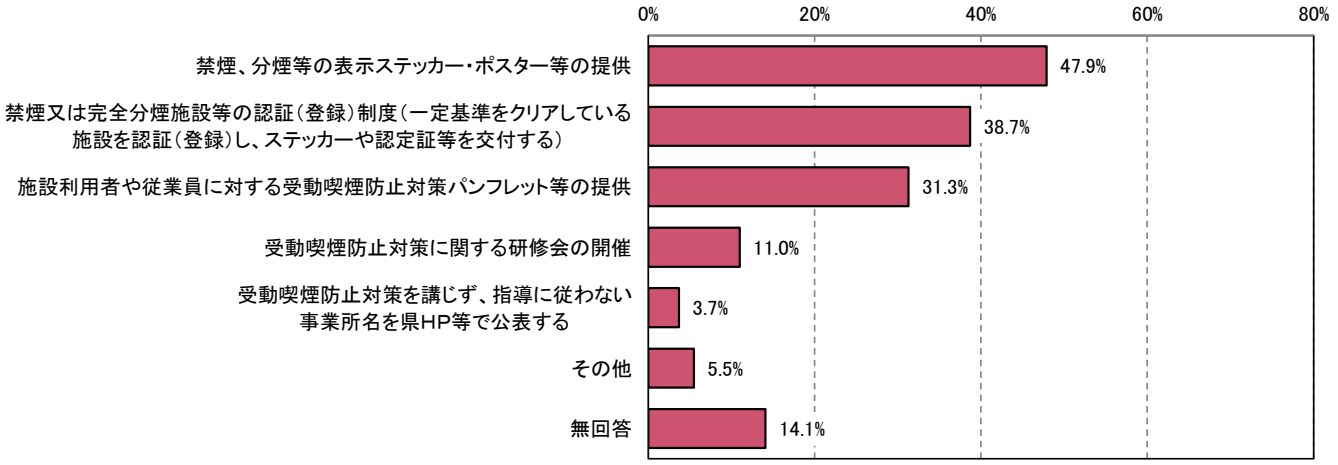

問１５　受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望についてお答えください。（○はいくつでも）

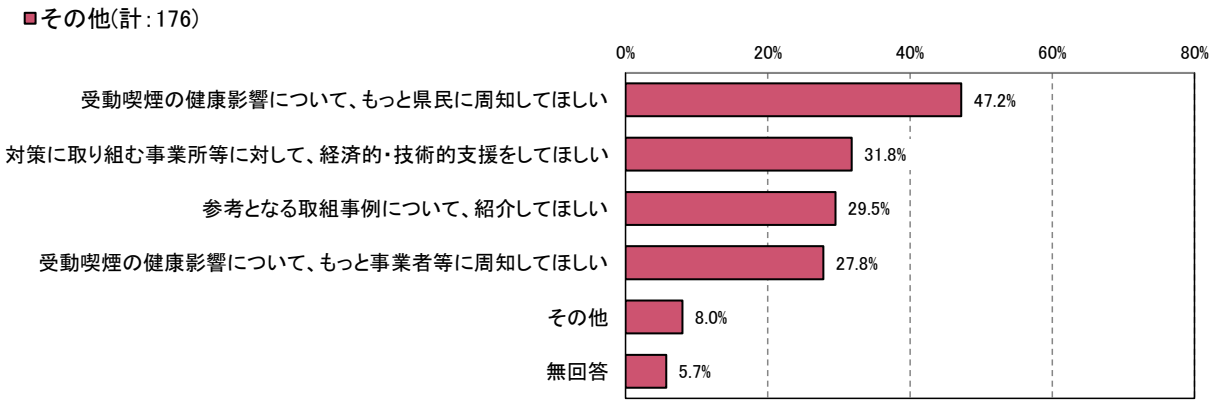

受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望についてでは、「受動喫煙の健康影響について、もっと県民に周知してほしい」が 47.2%と最も高く、次いで「対策に取り組む事業所等に対して、経済的・技術的支援をしてほしい」（31.8%）、「参考となる取組事例について、紹介してほしい」（29.5%）、「受動喫煙の健康影響について、もっと事業者等に周知してほしい」(27.8%)の順となっている。

問１６　受動喫煙防止対策について、東京都では、国の法律による規制に加え、独自の条例を施行しますが、秋田県独自の条例による規制について、お考えをお答えください。
（○はひとつ）

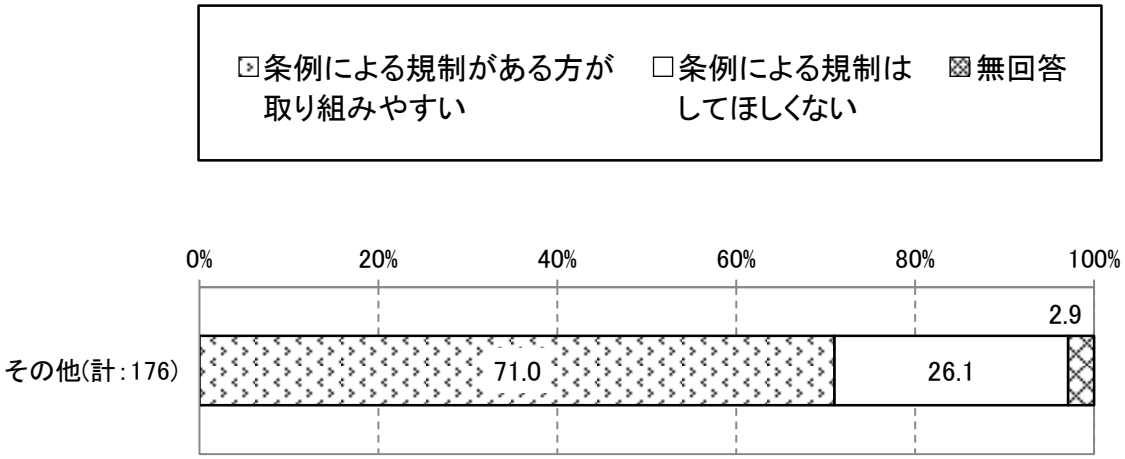

受動喫煙防止対策について、東京都では、国の法律による規制に加え、独自の条例を施行しますが、秋田県独自の条例による規制についてでは、「条例による規制がある方が取り組みやすい」（71.0%）、「条例による規制はしてほしくない」（26.1%）となっている。

問１７　問１６で「１.条例による規制がある方が取り組みやすい」を選んだ事業所等にお伺いします。具体的にどのような規制が良いとお考えですか。
（○はひとつ）

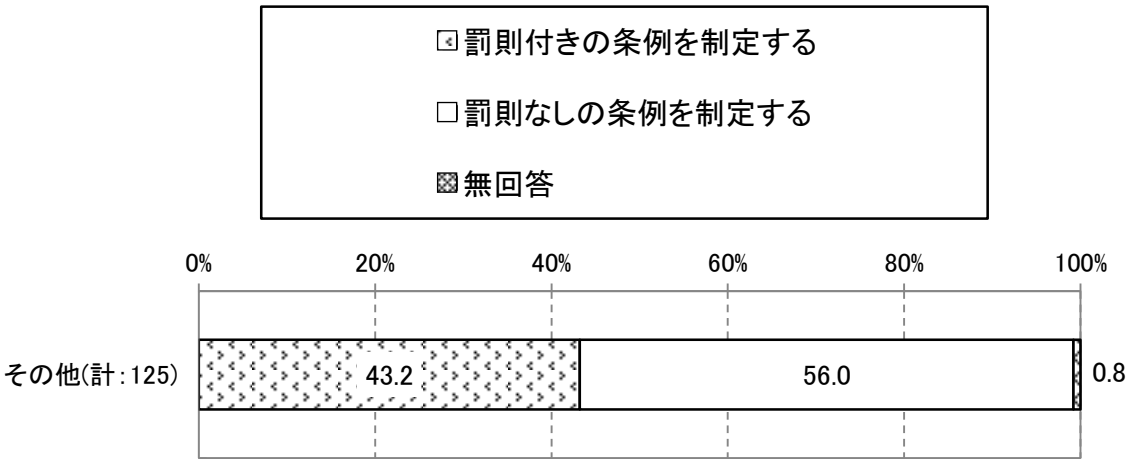

罰則付きの条例を制定するかどうかでは、「罰則付きの条例を制定する」（43.2%）、「罰則なしの条例を制定する」（56.0%）となっている。

＜調査のまとめ＞

1　各施設機関の特徴

機関施設	主な特徴
医療機関	○　禁煙外来では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを「知っていた」という回答が多い。【約9割】 ○「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」について「ガイドラインの内容を知っている」、「ガイドラインがあることは知っている」という回答が多い。【約7割】 ○　喫煙環境は、「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」という回答が多い。【約5割】 ○　禁煙を行っていない理由は「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」という回答が多い。【約5割】 ○　受動喫煙防止対策の現状は「十分である」という回答が多い。【約9割】 ○　受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望は「受動喫煙の健康影響について、もっと県民に周知してほしい」という回答が多い。【約6割】 ○　秋田県独自の条例による規制について「条例による規制がある方が取り組みやすい」という回答が多い。【約8割】
社会福祉施設	○　喫煙環境は、「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」という回答が多い。【約5割】 ○　受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望は「参考となる取組事例について、紹介してほしい」という回答が多い。【約5割】
金融機関	○　従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や禁煙を希望する従業員等へ何らかの支援を「実施している」という回答が多い。【約5割】 ○　受動喫煙防止対策の現状は「十分である」という回答が多い。【約9割】 ○　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙、時間分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」という回答が多い。【約7割】
デパート、スーパー	○　喫煙環境は、「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」という回答が多い。【約8割】 ○　禁煙を行っていない理由は「喫煙する従業員からの理解が得られないから」という回答が多い。【約6割】 ○　受動喫煙防止対策の今後の予定については「現状以上の対策をする予定はない」という回答が多い。【約8割】 ○　受動喫煙防止対策を進めていく上で必要なことでは、「従業員の理解・協力」という回答が多い。【約8割】
飲食店	○　従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や禁煙を希望する従業員等へ何らかの支援を「実施している」という回答が少ない。【約４％】 ○　禁煙外来では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを「知っていた」という回答が少ない。【約4割】 ○「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」について「知らなかった（今回の調査で始めて知った）」という回答が多い。【7割】 ○　喫煙環境は、「特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）」という回答が多い。【約4割】 ○　禁煙を行っていない理由は「利用者（利用客）の減少につながるから」という回答が多い。【約5割】 ○　受動喫煙防止対策の今後の予定については「現状以上の対策をする予定はない」という回答が多い。【約8割】 ○　受動喫煙防止対策の現状は「不十分」という回答が多い。【約6割】 ○　受動喫煙防止対策を進めていく上で必要なことでは、「利用者（利用客）の理解・協力」という回答が多い。【約8割】

交通機関	○　喫煙環境は、「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」という回答が多い。【約7割】 ○　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙、時間分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」という回答が多い。【約9割】 ○　受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望は「参考となる取組事例について、紹介してほしい」と「受動喫煙の健康影響について、もっと県民に周知してほしい」という回答が多い。【約4割】
ホテル、旅館	○　従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や禁煙を希望する従業員等へ何らかの支援を「実施している」という回答が少ない。【約7％】 ○「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」について「ガイドラインの内容を知っている」、「ガイドラインがあることは知っている」という回答が多い。【約6割】 ○　喫煙環境は、「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」という回答が多い。【約8割】 ○　受動喫煙防止対策の今後の予定は「強制排気を有した喫煙室を設置する」という回答が多い。【約3割】 ○　禁煙を行っていない理由は「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」という回答が多い。【約6割】 ○　受動喫煙防止対策を進めていく上で必要なことでは、「利用者（利用客）の理解・協力」という回答が多い。【約8割】 ○　受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望は「対策に取り組む事業所等に対して、経済的・技術的支援をしてほしい」という回答が多い。【約5割】
その他	○　禁煙を行っていない理由は「喫煙する従業員からの理解が得られないから」という回答が多い。【約5割】 ○　受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望は「受動喫煙の健康影響について、もっと県民に周知してほしい」という回答が多い。【約5割】

２　調査概要のまとめ

○　従業員等に対する支援は、「実施していない」という回答が高くなっている。

○　受動喫煙が健康に影響があることの認知度は９９％を超えており、ほぼ知っている。

○　秋田県受動喫煙防止対策ガイドラインの認知度は『知っている』は「医療機関」、「ホテル、旅館」で５割を超えているが、「ガイドラインの内容を知っている」は、全体で１割に満たない。

○　喫煙環境は、「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」という回答が多く、「飲食店」で「特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）」という回答が高くなっているものの、「医療機関」では「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」の回答が高くなり、社会福祉施設では「施設内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」という回答が高くなってきている。

○　敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は、「喫煙する従業員からの理解が得られないから」と「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」が高くなっている。

○　受動喫煙防止対策の今後の予定は、「現状以上の対策をする予定はない」という回答が約7割を占めている。

○　受動喫煙防止対策は、現在の状況で「十分である」という回答が医療機関、金融機関で多くなっており、デパート、スーパー、飲食店、ホテル・旅館では「不十分である」という回答が多くなっている。

○　受動喫煙防止対策を進める上で必要なことは、「従業員の理解・協力」、「利用者（利用客）の協力」という回答が半数を占めている。

○　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙、時間分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」という回答が多くなっている。

○　受動喫煙防止対策を進めるために、秋田県への要望は、「受動喫煙の健康影響について、もっと県民に周知してほしい」という回答が高くなっている。

○　秋田県独自の条例による規制について、すべての職種で「条例による規制がある方が取り組みやすい」という回答が高くなっている。

○　秋田県独自の条例による具体的な規制では、「罰則なしの条例を制定する」という回答が高くなっている。

＜自由記載及びその他記載事項まとめ＞

問１　貴事業所等の職種をお答えください。（○は１つ）

「その他」内容

職　種	その他回答	
その他	農業（事務所）	【2件】
	建設業	【13件】
	建設業（土木・造園）	
	製造業	【24件】
	製造業（菓子製造・販売）	
	製造業（金属加工）	
	製造業（食品製造）	【4件】
	製造業（電機機械器具）	【2件】
	製造業（農林水産生産施設）	
	製造業（木工製材）	
	製造業（木製品）	
	生産工場	【7件】
	サービス業（コールセンター）	【2件】
	サービス業（機械保守）	
	サービス業（社員食堂）	
	サービス業（葬儀社）	
	サービス業（電気保守）	
	サービス業（派遣会社）	
	サービス業（保育所）	
	娯楽業	
	娯楽業（ゴルフ場）	
	娯楽業（観光施設）	
	卸・小売業（卸業）	
	卸・小売業（酒類専門配達）	
	卸・小売業（小売業）	【2件】
	個人商店	
	販売業	
	販売業（ピザ宅配業）	
	販売業（ファストフード）	
	販売業（新聞販売、レストラン）	
	販売業（直売所）	
	販売業（木材製品）	
	自動車解体業	
	自動車販売店	
	道の駅（温泉、直売所等）	【2件】
	研究（試験研究機関）	

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援を実施していますか。（○は１つ）

「実施している」内容

職　種	その他回答
医療機関	月1回、健康に関する情報交換、提供を行っている
社会福祉施設	禁煙外来受診の自己負担額の助成
	県主催の禁煙支援教室への参加
	個室の喫煙所をもうけている
	産業医が作成した、たばこによる健康障害の資料を社内に掲示
	情報提供
	ポスターの掲示
金融機関	禁煙外来受診の自己負担額の助成　【2件】
デパート、スーパー	安全衛生委員会での禁煙教室
	禁煙外来受診の助成、健康への影響情報提供
	正社員のみ
飲食店	・掲示物やメールでたばこの害など教育　・希望者にニコチンパッチをあげる
	・定期発行の健康関連書類による禁煙啓蒙　・低温加熱方式たばこの紹介等　→いずれも仙台市にある本部が行なっている。
	COPDに関する情報
	アイコス体験会
	禁煙外来受診の自己負担額の助成　※2017．12まで実施
	禁煙外来受診の助成、禁煙の勉強会
	掲示物にはる
	掲示類にて
	健康維持促進手当
	健康への情報提供
	情報提供を行っている。（ポスター掲示）
	奨励金2万円
	食堂の掲示板に喫煙に関する貼り紙をしている
交通機関	禁煙コンテスト
ホテル、旅館	医院内すべて禁煙
	禁煙講話（歯と喫煙）
	組合によるサポート
	健康への影響に関するリーフレット等を社員の目につく場所に貼っている
	健康保険組合による禁煙教室
	健康保険組合による禁煙支援プログラム
	健康保険組合を通じた禁煙外来費用の助成　同組合を通じた「禁煙コンテスト」への参加案内
	市や医療機関からのチラシを回覧している
	社内研修にて、リーフレットを使用して
	ポスターの掲示
その他	安全衛生委員会での情報提供　年1回世界禁煙デーには敷地内全面禁煙実施
	衛生委員会にて産業医より禁煙外来についての案内
	外部講師による研修会

職　種	その他回答
その他 （続き）	カウンセリング
	紙タバコから電子タバコに移行する際補助金を支給
	喫煙室を設置（分煙室）
	喫煙状況をグラフ化、院内での情報提供をしている
	喫煙場所の特定
	喫煙場所を決めている。
	喫煙場所を設けている
	休憩室分離
	協会けんぽ　資料掲示や研修会
	禁煙外来受診の自己負担額の助成
	禁煙外来受診の費用助成、禁煙講和会etc
	禁煙教室
	禁煙教室、受動喫煙の恐さ
	禁煙指導　禁煙助成金
	禁煙受診費用の助成案内（健保）、健康教室等
	禁煙助成金制
	禁煙治療費の補助　禁煙達成者へ報奨品の進呈
	健康保険組合からの情報等あり
	健康保険組合を通じた禁煙ツールの提供
	事業所内での喫煙は禁止
	施設内、敷地内を禁煙としており禁煙を希望する方には、禁煙外来の受診をすすめている。
	社内を禁煙にした。
	従業員の研修会への参加
	受動喫煙や喫煙の有害性に関して
	情報提供　【3件】
	助成金等
	全面禁煙。系列病院禁煙外来紹介
	たばこの健康への影響や禁煙外来受診に関するチラシやポスターによる周知
	病院のリーフレット回覧等
	分煙
	分煙　事務所は禁煙
	ポスターの掲示　【3件】
	ポスターの掲示等
	ポスターの掲示、チラシによる啓発

「実施を予定している」内容

職　種	その他回答
その他	たばこを吸う人がいないので未だ未実施
	産業医による指導

問９　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

「その他」

職　種	その他回答
医療機関	喫煙場所を指定し、MY灰皿を使用
	客室（喫煙室）は喫煙出来る
	厚生棟・食堂は禁煙とし喫煙室を設けている
	従業員喫煙者無し　基本禁煙であるが、応接室で、希望者のみ灰皿を使用。（常設ではない）。排気設備あり
	宿泊・レストラン・宴会場は禁煙にしている。
社会福祉施設	自家用車内にて喫煙
	時間11：00～14：00禁煙タイムの設定
	敷地外
	敷地内禁煙で、喫煙所（プレハブ）のみで喫煙可としている。又、利用時間についても制限を設けている。（就業時間内は禁煙）
	建物内は禁煙、外に灰皿設置
	建物内は禁煙で指定した喫煙室がある。灰皿、換気扇がある。
デパート、スーパー	喫煙するスタッフがいない
飲食店	喫煙場所に空気清浄機を置いています。
	建物外に灰皿配置
ホテル、旅館	職員は、自家用車内で喫煙
	食事処のみ禁煙
その他	以前はテーブルに灰皿を置いていたが、なるべく吸ってほしくないので灰皿は置いていない。お客様に言われてから出す様にしている。やはりお酒を飲むと吸いたくなる人が多い様です。なかなかお店柄、ダメですとは言いにくいです。
	営業車両は禁煙
	営業スペースは全面禁煙
	喫煙部屋（客室）が4フロア分あり、喫煙の際は室内でお願いしています。
	施設外にプレハブがありそこで喫煙している
	指定した喫煙場所を設置しているが、灰皿は置いていない
	事務所内では禁止　駐車場（外）では可
	全館ではないが禁煙室を3室設けている。（全室20室中）
	外
	建物外へプレハブを設置（喫煙専用）
	建物内は全面禁煙、自家用車等で喫煙
	電子タバコのみ指定の場所で喫煙できる。
	特に対策は取っていないが、喫煙者が配慮している
	場所別
	部屋によって喫煙OKも有。

問１０　問９で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は何ですか。
（○はいくつでも）

「その他」

職　種	その他回答
医療機関	お客様の中に喫煙される方がいるため
	喫煙は本人の意思であり過度な制限はしていない
	喫煙率が多い。冬期を考えると、屋外で喫うのは従業員がカゼ等健康を害する可能性があり、別個に喫煙室を作る金銭的余裕もない。
	従業員の休けいスタイルだから
	建物内禁煙にするか、今悩んでいる最中です
	建物内は禁煙にしており、喫煙可の場所は屋外で少し離れており、又、喫煙者は1～2名のみと僅かであるため。
	たばこの自動販売機を設置しているから
社会福祉施設	施設内は禁煙です。
	従業員はタバコを吸わない
	従来からのまま
	精神科病院と併設されているため、事業所単独では決定出来ない。
金融機関	喫煙者に対する配慮
	喫煙者には指定の場所での喫煙を遵守していただいているため
	喫煙者の余暇等、ストレスの発散等に必要と思う為
	喫煙するスタッフがいない
	喫煙する利用客が沢山いる為。
	チェーン店なので本店よりの指示の為
飲食店	喫煙者が多い為（分煙にする為に喫煙室を利用）
	喫煙者が可哀相だから
	指定場所での限定の時間のみの喫煙の為、喫煙しない者へ支障がないため
ホテル、旅館	現状、分煙が成されているので、特に衛生委員会等の議題としても上がっていない為
	時間帯別、曜日別禁煙を実施している
	駐車場内、車内での喫煙まで禁止は難しいから理解は得られないから
	天候による利用者への影響を考慮しているため。又、喫煙所の管理の問題
	利用者（患者）の要望のため
その他	お客様が自主的に禁煙している
	会社で決められているから（灰皿　外　設置）
	隔離されているから
	観光客（県内外）対応。敷地内（屋外）の決めた場所に屋外へ灰皿を設置しておかないと、どこでも喫煙され、吸がらを捨てられる。火事につながる
	規制ばかり多いので、お店は自由にさせてやりたい！自分はタバコをやめましたが！
	喫煙されるお客様もおり、全面的に禁煙とするのは現実的に難しい。屋外の喫煙スペースは継続せざるをえない
	喫煙室での喫煙がこれまで認められていた為、変更していない。
	喫煙者が休憩を兼ねており、安易に施設内禁煙はできない
	喫煙者サービスとして

職　種	その他回答
その他 （続き）	基本禁止。応接室で、どうしても希望される方のみ喫煙する。排気設備あり。受動喫煙のおそれは低いが0ではない。
	基本的に全て禁煙である。喫煙場所は車庫。
	業務に支障があるから　臭いなど
	設備投資の資金調達が厳しい。
	全体的に考えて
	外から入るお客様用に灰皿を設置している
	ソフトランディングを図る
	タバコを吸う人がほとんどいない
	店内で喫煙する人はいないこと。社員は自主的に喫煙場所を選んでいる。
	入所利用者が喫煙するため。
	罰則付きの条例がないから
	非喫煙者の理解を得ているから
	分煙することで公平性が保てるから
	分煙する事で十分と考えております。
	来客者にわざわざ言う事でもないので

問１１　　問９で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。
（○は１つ）

「敷地内禁煙」時期

職　種	その他回答
その他	2018．10．1
	法律の施行してから
	未定
	未定（近い将来）
	予定はありません

「施設内禁煙」時期

職　種	その他回答
金融機関	事業所設立時より（7年程前）
デパート、スーパー	まだ分からない。むずかしいです
	未定　【2件】
飲食店	実施済
	次年度対策
その他	実施済（実施中）　【3件】
	2018年10月1日～　【2件】
	2019年1月1日（今年中）～
	2019年4月～　【2件】
	2019年度
	2020年　【2件】
	2年以内
	未定　【3件】

「強制排気を有した喫煙室の設置」時期

職　種	その他回答
社会福祉施設	2年以内
	実施済（平成27年から実施など）【2件】
金融機関	未定【2件】
飲食店	2019年7月頃
ホテル、旅館	1年以内に
	2019年
	2020年4月
その他	実施中（すでに実施済など）【2件】
	年度内にて
	来年度（来年度に向けてなど）【2件】
	話はでているが時期の決定までは到ってない

「その他」

職　種	その他回答
医療機関	サービス業なのでタバコを吸われるお客さんも多いです。喫煙室を作りたいのですが、費用がかかるので作りたくても作れないのが現状です
	対策案は具体的に決まっていないが、何らかの対策をしたい
社会福祉施設	喫煙場所を設ける
	喫煙を強制的に止めさせられない
	強制排気を有した喫煙室を設置したいが、財政面の問題もあり、時期については現在は未定である
	強制排気を有しない喫煙室の設置（5年以内を目標）
	禁煙時間帯をもうけています。
	検討中【2件】
	今後ガイドライン等を参考にして対応したい。
	未定
	もう少ししてから、お店の外でと思っています
金融機関	敷地内を全面禁煙にする、施設内（建物内）は全面禁煙にする、にしたいが、現実的に不可能…
飲食店	強制排気をつけた喫煙室を設置予算がとれない
交通機関	問題が発生すればその都度対応してきた。現状はその結果であるので、今後職員並びに利用者・家族の希望があれば検討します。
ホテル、旅館	借りてるビルの一室なので…自分は決められない
	考え中
その他	12月末で事業を辞める予定
	2020年までに企業目標で全面禁煙と、喫煙BOX導入予定である
	AF総務
	館内は終日禁煙を実施済み
	管理棟増設に伴い、喫煙箇所検討予定
	喫煙者から理解を得てから具体的に予定を組みたい。
	施設利用者さんの理解を求め禁煙者を増やしていく
	社会の動向に従っていきます
	従業員の喫煙回数の削減
	従業員やお客様からの要望があれば対策していく
	全客室20室における喫煙室の割合を増やして行く事を検討している
	全国組織なので、法人全体としての方向性に基づき対応する。
	検討中
	対応策について現在検討中
	防止対策は把握しているが、予算等の関係で未定。
	法令や補助の動向を見守る

問１３　貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。（○はいくつでも）

「その他」

職　種	その他回答
医療機関	施設（小売業）として、施設内と従業員専用用に分煙している。
デパート、スーパー	施設管理者である「市」又は行政として、喫煙に対する方向性を定め、行政全域に平等な指導が必要と思う。
	事務所移転を考えており、従業員も増える為、考えていきたいと思う。現在、喫煙者は１人であり、喫煙者本人も健康の事を考え１年程前より、水蒸気となる物を喫煙している。
	進めるべき立場にある者（上司・管理者等）が禁煙すること。
	タバコの販売の中止
飲食店	たばこを吸うと気持ち悪くなるパッチの普及
	中途半端な法整備より国内でタバコを販売しなければよい
	日本国でのタバコ販売全面禁止
	法人全体で取り組まなければいけないと思っている。
	法律で禁煙にすればいい
	利用者減少にともなう赤字補てん・補しょう
ホテル、旅館	煙草の製造・販売・輸入全面禁止
	たばこの販売禁止
その他	喫煙者の理解・協力
	国によるタバコ販売の禁止。それで済む話。税収減となるが代替財源は議員が考えればよい。
	現状で良いと思われる
	敷地内全面禁煙のため、今以上の対策は不要と考えます
	嗜好品の有害性をうたうなら全面販売禁止を行えない行政に矛盾を感じる
	タバコの販売をしているので、受動喫煙防止対策の制度とは行動が矛盾していると思う。受動喫煙防止対策を進めるのであれば、タバコの製造そのものをやめれば良い。
	分煙する事で十分と考えております。
	保育所なので全面禁煙となっているので特になし
	法（条例）による禁止措置を望みます。

問１４　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。（○はいくつでも）

「その他」

職　種	その他回答
医療機関	施設（小売業）として、施設内と従業員専用用に分煙している。
	禁煙・分煙施設整備への助成金
社会福祉施設	県条例の制定
	法的な全面禁煙対象施設の拡大
	施設整備への補助金
	設備投資の助成金制度
	設備費の補助
	タバコの価格を上げる
	煙草の製造・販売・輸入の全面禁止
	タバコの販売禁止
デパート、スーパー	タバコ販売をなくす。
飲食店	タバコ販売禁止、タバコ税廃止、JTはタバコ製造しない！！
ホテル、旅館	葉たばこ耕作農家の現状、現場で働く労働者等の喫煙状況等を考慮すると、すぐに全ての方々に禁煙政策とは、ならないと思う。
その他	CMとか、法律的にきびしく
	法定的な規制、法律で禁煙にすればよい　【2件】
	法令・政令の施行
	罰則付きの条例の制定
	麻薬取締法の中にタバコも入れること。日本での販売、所持、喫煙を禁止すること。
	県独自の強制力ある取組み、法制化
	喫煙場所設置に関する補助金
	分煙室を作る際の費用補助　【2件】
	禁煙にした事業所の事業税を減額する
	タバコの値段を2～3倍にする。（て1箱2，000～5，000円位など）　【2件】
	タバコの製造そのものをやめればよい
	たばこの販売禁止　【6件】
	飲食店の対応の仕方
	全ての施設を全面禁煙とする
	公共施設は議会も含め全面禁煙。公務員、議員は禁煙義務化（できなければ退職）
	行政で見廻りをして、指導してほしい。公共の施設でもすごく遅れているところが多いと思う。
	禁煙は自己判断でなければできない
	喫煙者が禁煙・分煙を迫られることに対し、反感を事業者や担当者へ抱かぬようにするための状況づくり。寛容な時代が長かったため、喫煙者には旧来的な考えが残っており、容易に納得しない。
	啓発DVD（具体的なガンや健康障害例をとりあげたもの）作製配布
	電話BOXのような喫煙BOXがあるといいように思います。そこまでして吸いたいとは思わないような空間があると、頑なな喫煙者の意識が変わっていくような期待があります。
	いろんな考え方があると…
	特に必要ではないと感じる
	有害性教育の普及

問１５　受動喫煙防止対策を進めるために、県への要望についてお答えください。（○はいくつでも）

「その他」

職　種	その他回答
医療機関	公衆トイレのように、喫煙ルームも作らないと国内外のお客様には対応出来ない。
	タバコの製造をやめるようにする制度をつくればよい
金融機関	健康に問題がある事を知りながら販売する事を許している。秋田県は全国にさきがけて県内での販売を止めたらどうですか。
	たばこの販売禁止
デパート、スーパー	煙だけではなく、普段吐く息がすでに子供や周囲の人にとって害になっている点を強調したポスターにして欲しいです。
飲食店	いまさら受動喫煙の健康影響について知らない者などいない　吸う側の問題。条例化して吸った者への罰則を
	喫煙者と非喫煙者との上手な共存方法
	禁煙先進国の例や国内での禁煙成功例　紹介
	条例の制定
	全県で禁煙（秋田は禁煙県でもやりますか）
	たばこ税を独自に設定する
ホテル、旅館	県条例の制定
その他	禁煙についての取り組みは数年前から実施済　今更ない
	禁煙の効果、必要性、喫煙の権利のバランスを考えてもらいたい
	公務員、議員は禁煙義務化する
	条例でも規制してほしい。（条例で禁煙にすればよいなど）　【2件】
	条例により無理矢理にでも進めたらどうか。そのかわり喫煙者の為の場所もしっかり整備をする。
	東京都のように条例でしばりを作って頂きたい。
	場合によっては条例などで強制化してもよいと非喫煙者の立場では思う。
	罰則付きの条例の制定
	タバコそのものを禁止すれば対策必要なし
	タバコの生産販売の禁止
	煙草の製造・販売・輸入の全面禁止
	タバコの販売店をなくす対策（販売禁止にしたら？など）　【2件】
	タバコの販売をやめてほしい。（たばこを販売禁止の方向へ等）　【2件】
	タバコは一種の嗜好品なので、やたらと規制していいのかは疑問だが、例えば喘息持ちの人だったり、臭いに敏感な人が周りにいるときには害を与えてしまうんだ、ということを伝えてほしい。
	麻薬取締法の中にタバコも入れること。日本での販売、所持、喫煙を禁止すること。

問１８　次の事項について、自由に記載してください。

貴事業所等が実施している受動喫煙防止対策の実例

職　種	自由意見
医療機関	敷地内全面禁煙にしている　【3件】
	敷地内全面禁煙であり（待合室→施設内→敷地内と段階的にすすめていきました）、従業員も喫煙者はいません。なので特別対策は必要としていませんでした。
	もともと職場に喫煙者が少なく、現在は敷地内の全面禁煙で受動喫煙を防止しております。
	全館禁煙となっている。　【2件】
	2018年10月1日から施設内全面禁煙とした。
	当院では開業当初から灰皿等を設置していないので、患者や従業員には禁煙施設だと思われている
	当院の敷地内での喫煙はないが、体に害があることを十分理解したうえで喫煙しているので外のところでの喫煙をうながしている
	当事業所は病院であり、禁煙外来もおこなっていることから敷地内禁煙は診療報酬上のきまりであり、禁煙がなされていなければ報酬の返還があることを職員に伝えてある。
	ポスター院内掲示　【3件】
	禁煙ステッカー貼布
	受動喫煙防止対策のパンフレット及ポスターの掲示
	喫煙者はおりません。
社会福祉施設	当事業所は敷地内全面禁煙である。また、事業所主催の飲食会も会場内は禁煙としている。
	建物内は全て禁煙。外部に喫煙スペースを設けている。
	喫煙場所は建物外のみ
	喫煙場所を屋外としている。受動喫煙対策として必要充分である。
	現在、電子タバコのみ指定の場所で喫煙できますが、いずれ敷地内全面禁煙にしたいと思います。
	敷地内、施設内、禁煙としているが、自車内での喫煙は可としていますが、その人数は減少しています。
	施設内禁煙　指定場所での喫煙（施設の外に専用のコーナーを設置）
	施設内での喫煙は禁止している。喫煙者は昼休憩時間に駐車場の自身の車にて吸っている
	建物外に灰皿を1個だけ設置しているが、将来的には敷地内を全面禁煙としたいと考えております。
	強制排気を有した喫煙室を設置（喫煙場所を指定）している。
	建物内での喫煙は認めておらず、喫煙室を設置した。
	実例なし
金融機関	敷地内全面禁煙（営業車内含む）
	建物内全面禁煙
デパート、スーパー	従業員は敷地内全面禁煙
	店内喫煙禁止。敷地内は指定の場所での喫煙
	分煙
飲食店	店内（建物内）全面禁煙　【3件】
	11：00～14：00禁煙タイム実施中
	昼のみ店内は喫煙。裏口に灰皿を置いている。
	換気扇と灰皿の喫煙室
	喫煙場所を指定して受動喫煙にならないようにしている。
	禁煙室施設のステッカーを店内に明示している。
	現在は、空調器による分煙でやっているが、喫煙室の整備は早急に行なっていくよう努力しているところです

職　種	自由意見
飲食店 （続き）	従業員は施設内では禁煙
	テーブルの上には灰皿を置かない
	利用者の喫煙場所指定
	私共の食堂ではテーブルなどに灰皿を置かないようにしている。外へ大きな灰皿を置いている。お客はそこまで行きたばこをすわなければならない為、がまんしているようです。従業員も、経営主も誰も喫煙者はいません。禁止しています。
	私は自ら喫煙していませんが、時と場合によっては禁煙してもらいたいと思うことがあります。なので、ステッカー等は使用しています。守るか守らないかは本人次第ですが、一応の対策はしています！
	タバコの生産販売の禁止。
ホテル、旅館	建物内喫煙
	喫煙所の設置・喫煙場所の制限（指定の場所のみ）　【4件】
	禁煙、喫煙をフロア毎に設定（分煙機の設置）
	・従業員は指定場所（外）以外では喫煙不可のルールがある。 ・当ホテルをご利用のお客様に対しては禁煙部屋、喫煙部屋を分けて部屋を販売するようにしている。（喫煙と禁煙はフロアが異なる）
	館内は基本禁煙であるが、旅館のため客室内におけるお客様の禁煙の強制は難しい。禁煙を望まれるお客様も増えて来ている
	客室は全室禁煙で喫煙所は館内一ヶ所のみ設置。
	全面禁煙は難しいながら強制排気を有した喫煙室を整備することで完全分煙を進めている。
	フロアを禁煙、喫煙に分けている
	ホテル館内の客室パブリックは全面禁煙しています。館内に喫煙ルーム2つあります
	レストラン内は完全禁煙にして食事を楽しんでもらっている。
	事業所内へ禁煙シールをはる。タバコを吸う者への直接指示。
	トップが非協力的で部下では組織が動かない
その他	・安全衛生委員会による声掛け運動　・喫煙出来る時間の設定（10：00．12：00．15：00）
	・建屋内にあった喫煙室（1ヶ所）の廃止　・喫煙は屋外のみ（従業員用・来客者用の2ヶ所）とし、出入口から遠ざけている。
	屋外に喫煙所を設置し、屋内を全面禁煙としている。
	各工場に強制排気を有した喫煙室を設置している。
	館内・建物内（屋根有りか所）の禁煙（事務所、展示部分）屋外へ（敷地内）お客様用灰皿の設置→1ヶ所
	喫煙室の設置　【2件】
	喫煙室を設置しているが、完全な防止対策と言えるかどうか？助成金等もあるようだが、採用の規定が厳し過ぎるし、その規定をクリアするような喫煙室を造るとなると、結構な費用となる。助成金が少なすぎる。予算を捻出するのが大変である。
	喫煙所の区画整理する事で喫煙を減らしていく。
	喫煙所のみでの喫煙の徹底
	喫煙場所設置
	喫煙場所を屋外とし、非喫煙者に影響が少ないよう配慮しているのでこれ以上の対策は考えていない。
	強制排気を備えた喫煙ルームを設備。秋田労働局助成金を活用したので排気能力及び効果は検査済。
	禁煙ポスターの掲示　喫煙者への禁煙パンフレットの配布　禁煙コンテストへの参加者募集
	煙が出ないように喫煙室をもうけている
	個室の喫煙室設置

職　種	自由意見
その他 （続き）	従業員には、たばこを吸わない人も居る為、休憩所には空気清浄機を設置している。
	従業員の喫煙場所が限定されている為、受動喫煙の可能性はかなり低いと考えています
	食堂・休憩所は禁煙・分煙で受動喫煙の防止をする。
	建物外へプレハブを設置し、喫煙時間を定めている。
	建物内喫煙所、7ヵ所、壁等で区切っており、喫煙者による就業時間外の清掃を実施
	たばこが及ぼす健康被害や受動喫煙に関するポスターの掲示
	年1回は評価し、次年度の計画を立て、何年もかけてやっと建屋内を禁煙とすることができた。
	発電プラント構内に、事業所が在り、構内は指定喫煙所以外は全面禁煙である。所内は、分煙室を設置し、強制排煙をしている。
	分煙の確立　【3件】

事業所等や職場における受動喫煙防止対策、たばことがん対策等への意見

職　種	自由意見
医療機関	ある程度の強制的でなければ、おそらくすすまないでしょう。いくらいってもムリな事業所が多いです。
	医療機関として禁煙外来等の積極的な宣伝により、喫煙者の減少を図り、根本的な対策へとつなげていく
	飲食店等での禁煙を望みます。
	喫煙者自身が理解をし、禁煙しようとしなければ周りが言ったところでなくならないような気がする
	喫煙を家庭内からきびしくしてもらう
	国の法律をもっときびしい物にして、秋田県でも罰則付きの条例を制定するべきと思います。
	しかし患者さんの中にはヘビースモーカーがいて、本人に対する防止対策は苦慮しております。
	受動喫煙等の害のポスター等の配布など！！
	吸う人はどんな害やデメリットがあっても吸ってしまう。たばこそのものを販売せず、ニコチンパッチだけ販売すればよいと思います。覚醒剤と同じ扱いにすればよいと思います。
	吸う人も吸わない人も、受動喫煙対策の必要性への理解を深め、県民1人1人の意識を高めていくことが大切では。他方、罰則も含めたインパクトのある政策も実効性が高いと思う。
	電子タバコの害についても周知させて欲しい
	パンフレット及ポスターの掲示、肺癌の生存率の低さの徹底、健康寿命の大切さ
社会福祉施設	喫煙者は禁煙区域を決めても、喫煙できる場所をもとめ探し歩くと思います。すすめるのは禁煙ではなく、たばこの販売中止だと思います。当事業所は福祉施設である為、施設内や敷地内を禁煙にしても外（敷地外）に出られては見た目にも良くありません。私はたばこは吸いませんが、たばこが無くならないのであれば、分煙がしっかりと成され、ゆっくりと喫煙できる場所を準備する方が、大切な様な気がします。もしくは、喫煙者にしっかりと禁煙指導をする等、たばこを吸わせない、または排除する運動が先ではないでしょうか。嗜好品としてお金を払い購入した後に、実は吸ってはいけませんでは根本的に間違っていると思います。仕方がないと思いますが……。

職　種	自由意見
社会福祉施設 （続き）	“健康”が大前提であることは理解しているが、個人の嗜好の部分までは踏み込めない。極論かもしれないが、吸えない状況、つまりはたばこの製造・販売を止めることの方が近道ではないですか？
	一部職員には何を言っても無理、たばこの販売の禁止しかない。
	現在、電子タバコが多くなり、煙が少なくなっているが、今後も受動喫煙について対策等広報活動は継続してほしい。
	受動喫煙防止に対する関心は高まっており、喫煙者は気を使い喫煙をしている。いずれは、禁煙とすることを考えているが、今のところ、具体的な取組みは進んでいない。
	吸わない事でイライラして仕事されるより、吸ってもらって次からがんばってほしいという意見がありまして、喫煙所を設けました。吸う人たちは吸わなくても良い状態になってほしいです。受診のすすめですね。
	たばこで他人に迷惑をかけてる人がいないので特になしです。
	たばこの害がこれだけ言われているのに、コンビニでは買えるし、取りあつかい軽い。もっとたばこの価格を上げて1，000～1，500円欧米と同等にして、その分を医療にあててもいいと思う。
	たばこの値段をもっと上げるとかしてもよいと思っている。
	当施設では、喫煙者が極少なく、実際のところ職員、利用者併せて2名しか把握していない。駐車場で喫煙しているようだが、そんな中での受動喫煙防止対策となると結果的にその2名のつるし上げになるようで難しい部分もある。
	ひとりひとりの意識が必要だと思います。
金融機関	そもそも煙草が一定の年齢以上であればほとんど自由に購入できる状況である以上、受動喫煙を完全に無くすことは不可能であり、本当に対策するのであれば、煙草を根絶するしかなく、麻薬や覚醒剤と同じ位置付けにして取締るべきであると考えます。それが現実的に無理であるとすれば、現状以上のことはできないと考えます。十数年前に比べれば禁煙、分煙は相当に徹底されている状況であり、喫煙者の意識、マナーも大幅に改善されていると考えます。
デパート、スーパー	事業所の何といってもトップの意識が変わらない限り、何も変わらないと思う。
	他事業所における事例の紹介があると、試しにあるいは、進めてみる動機につながると考えます。
飲食店	今の世代は本当に健康対策に長けてきました。これからは80代、90代がもっと増え、100歳まで生きる方がどんどん増えると思います。だったらもっと健康で長生きをして、世の中に貢献してくれるすばらしい大人が増えてくれることを望みます！
	思うに、たばことガンの因果関係ではなく、単に好きか嫌いかの問題だと思うのでその辺が、飲食店にとっては難しいところです
	海外の一部の国のように、タバコの外箱に・肺ガンの写真・警告文をのせてほしい
	かんたんにたばこを買える現実があるので、国の防止対策が不十分と感じる。たばこ税の問題があると思われる。
	喫煙者はもっと禁煙者に配慮してほしいが未だ無関心の人が多い。全館禁煙にしたいが喫煙者の数は多い（客含む）どうしたら、受動喫煙が防止できるのか、悩みです。
	喫煙する場所がもっともっと少なくなってくれることを願います。そしてもっと税金を高くしてほしい。（タバコの）
	禁タバコ法を成立してほしい。
	施設内全面禁煙を事業所に求めるくらいなら、いっそのこと国が法律でたばこ禁止に持っていく方が、すっきりするのですが。
	施設内ではどんな職場の人でも禁止にした方が良い。行政から禁止がきていることを客に分ってもらう方法が良いと考える

職　種	自由意見
飲食店 （続き）	自分はたばこは吸わないので特に受動喫煙防止対策には関心がありますが（全面禁煙を希望したい）ビル内で全店協力がなければ無理なのが現状です。
	助成金などがあれば対策を考えられますが、条件によっては対応不可能です。
	せまい飲食店ほど受動喫煙防止を考えなきゃいけないと思います。
	本人はともかく周りの人が困っている。なんとかならないものか。吸わない人の事を考えてほしい。
交通機関	たばこと肺がんの関係はかなり相関性が高いが県も思いきって、たばこの販売をやめるとかもっと禁煙に力を入れてほしい。
	たばこの値段を2倍にする。喫煙者の減少につながる。喫煙率が半減しても営収、税収は変らない。
ホテル、旅館	・健康と周りの人に対する思いやりを表現するようなポスター、チラシ等を使い　・禁止、防止のような上から目線の言葉を多く使わないようにし規制、罰則は有っても良いと思う
	加熱式タバコや電子タバコも健康被害が有ると言われている。喫煙者の減少施策も必要と思うが、①旅館業・ホテル業・飲食店業等の施設については、完全分煙喫煙室での喫煙とし、受動喫煙者ゼロの社会環境づくりからはじめることが大事な一歩と思う。
	体に良くない事はほとんどの人が理解していると思う。それでもやめられない人がいるのは事実なので、“全面禁煙”とするよりも、吸いたい人と吸わない人が一緒に居られる、受動喫煙対策を考えてほしい。
	客室は全室禁煙にしてフロアのどこかに喫煙ブースを設ける等があればいいかもしれない。
	このまま今の規則を守っていけば、受動喫煙防止対策になると思います。
	従業員間の意識の差はあるが個々が他者へ迷惑をかけないようにという意識は持っているようだ。
	受動喫煙防止について、東京オリンピックありき、世界にアピールしたいという政治的な考えがあるように感じる。本来の健康被害の防止という観点から、東京オリンピックが終わった後も継続して健康被害防止の啓蒙を行っていって頂きたい
	職員は喫煙場所を決めてそこ以外では吸うことを禁じている。健康診断による、早期の病気（がんなど）の発見と職員の健康管理。
	外の喫煙スペースが灰皿の設置のみなので空間的な工夫が必要。
	たばことがん対策も含めた未病に向けた活動をするべきと考えます。神奈川県のように。
	タバコの値段を上げる。本来嗜好品であるタバコが1箱400円代、1本あたり22円で買えるのがおかしい。子供の駄菓子だってもっと高い。1箱5，000円位にすれば良い。禁煙外来に保険が適用されるのもおかしい。なぜ勝手に吸ってる者のために税金が使われるのか。タバコを吸う者は傷害罪にしてほしい。きびしい罰金と罰則を
	たばこの販売を禁止すれば良いのにと常々思っております。全て解決します。
	本人の自覚で考えれば良いと思う。但し、他人に迷惑をかけないようにと話をしています。
その他	〈悪いところの例〉監督署主催のセミナーで職訓センターに行ったら、後ろと出入口扉のところが喫煙場で煙たくて息を止めて歩かないといけなかった。公共の体育館など、子供が通るところのすぐ近くでお父さん達のタバコの煙を発している。ある開業医さんでは、待ち合い室の一角が衝立のみで喫煙所。未だにそのように遅れている。県で指導してほしいと思う。

職　種	自由意見
その他 （続き）	売っている物を買って吸っているのに、一方的な締め付けばかりでは、うまくはいかないのでは。吸う人、吸わない人どちらにも配慮した施策が必要。吸う人の為の場所・空間をもっと拡充したらどうか。
	完全な全館禁煙は難しいと思うので、喫煙の際のルール徹底と、利用者の理解を得られる様、今後も取り組んで参ります。
	規則を作るなら、公共施設、店舗だけでなく事業場も含めてほしい。（当社のような工場も）
	喫煙する本人の自覚に頼るしか方法がないのが現実です。
	喫煙場所を少しずつ減らしていく。
	子どもの健康影響がとても大きいので受動喫煙対策を更に一層徹底してほしい。
	事業主（経営者）等トップの方の喫煙者が多いため、工場内禁煙等の対策が取りにくい。
	自己判断
	社内における防止は徹底されているが懇親会等別席においては不安を感じる
	従業員に対し今まで以上に健康への影響等を周知したい
	出張講義や実際に職場を見てアドバイスをいただける機会があれば利用したい。
	受動喫煙の恐ろしさを講習会等を実施し、多くの人に理解してもらえる様にして欲しい。
	たばこを吸わない人は、たばこのにおいや煙が大変いやである。タバコを1箱1000円以上にするべし
	まだまだ受動喫煙の事を知らずに居る人が多い。最近は、電子たばこが出て来たのもあり、紙たばこから変更してる人も多数いるので良い傾向だとは思う。

平成３０年度事業所等における受動喫煙防止に関する調査

調査結果報告書

平成３０年１２月

発　　行　：　秋田県

企画・編集　：　健康づくり推進課